

高齢者、
障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準

平成24年

国 土 交 通 省

目 次

第 1 部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定について

1. 「バリアフリー法」制定の経緯	1-1
2. チェックリスト	1-9
3. 認定特定建築物等の支援制度（平成 24 年度）について	1-17
4. Q & A	1-18

第 2 部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第 1 章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方	2-1
(1) すべての人に使いやすい建築物とは	2-1
(2) 高齢者、障害者等の対応の考え方	2-2
(3) ソフトとハードの相互補完と対応について	2-3
(4) 使いやすい建築物整備に向けた情報の蓄積	2-3
1. 2 建築物全体の計画のポイント	2-5
(1) すべての人に使いやすい建築計画の手順	2-5
(2) 建築計画の要点	2-7
(3) 建築計画のチェックポイント	2-8
(4) 用途別のチェックポイント	2-9
(5) 改善、改修のチェックポイント	2-15
(6) 災害時の避難、誘導について	2-16

第 2 章 単位空間等の設計

2. 0 第 2 章の見方	2-17
2. 1 敷地内の通路	2-19
2. 2 駐車場	2-32
2. 3 建築物の出入口	2-38
2. 4 屋内の通路	2-47
2. 5 階段	2-56
2. 6 エレベーター・エスカレーター	2-62
2. 7 便所・洗面所	2-75
2. 8 利用居室の出入口	2-93
2. 9 客室	2-99
2. 10 劇場等の客席・観覧席	2-108

2. 11	浴室・シャワー室・更衣室	2-112
2. 12	避難設備・施設	2-119
2. 13	造作・機器	2-123
A.	手すり	2-123
B.	段差解消機	2-127
C.	カウンター・記載台・作業台・事務机等	2-131
D.	水飲み器・自動販売机等	2-134
E.	コンセント・スイッチ類	2-137
F.	乳幼児等用設備	2-139
G.	案内表示	2-143
H.	視覚障害者誘導用設備	2-153
I.	情報伝達設備	2-158
2. 14	写真の出典	2-163
第3章 設計事例集		2-165
3. 1	都道府県推薦優良事例一覧	2-165
3. 2	設計事例集	2-180
(1)	将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校	2-180
(2)	車いす使用者に配慮した幼稚園	2-182
(3)	多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の 多目的イベント施設	2-184
(4)	視覚障害者等の利用しやすさに配慮した眼科専門クリニック	2-186
(5)	高齢者、障害者等が利用しやすい町営診療所	2-188
(6)	異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎	2-190
(7)	視覚障害者等にも配慮した音楽ホール	2-192
(8)	様々な配慮が随所に見られる百貨店	2-194
(9)	買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア	2-196
(10)	地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット	2-198
(11)	改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店	2-200
(12)	敷地内・建物内に段差を設けない斎場	2-202
(13)	バリアフリー改修により、高齢者、障害者等も快適に宿泊できる シティホテル	2-204
(14)	計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル	2-206
(15)	住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した 分譲マンション	2-208
(16)	モックアップによる検証を行った障害者交流センター	2-210
(17)	あらゆる障壁（バリア）からの自由を理念とし、最先端の知と文化を 提供する公共施設	2-212

(18) だれもが楽しめる温泉浴場	2-214
(19) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行	2-216
(20) 車いす使用者が楽々利用できる美容院	2-218
(21) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎	2-220
(22) 駅舎から連続的にバリアフリー整備されている公衆便所	2-222
(23) ソフト・ハードの両面から配慮して整備された駐車場	2-224
(24) 面的にバリアフリーが広がるまち	2-226
(25) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する	2-228
(26) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校	2-230
(27) 車いす使用者、聴覚障害者の利用に配慮したホールをもつ複合施設	2-232

第4章 基本寸法等 2-235

4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について	2-235
4. 2 主要寸法の基本的な考え方	2-236
4. 3 車いす使用者の寸法	2-237
4. 4 杖使用者の寸法	2-240
4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-241
4. 6 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要	2-243
4. 7 段差解消機関連告示	2-244
4. 8 案内用図記号	2-246
4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用	2-247
4. 10 床の滑り	2-249

付 録

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）	付-19
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）	付-27
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令	付-45
・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	付-46
・ 建築物に関する告示	付-52
・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針	付-70
2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に係る検討委員会について	付-81

第 1 部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律の制定について

1. 「バリアフリー法」制定の経緯

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められている。そこで、平成 18 年 12 月 20 日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行された。この法律により、ハード・ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障害者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

<新たに盛り込まれた内容>

- ① 対象者の拡充：身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者を対象
- ② 対象施設の拡充：これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加
- ③ 基本構想制度の拡充：バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充
- ④ 基本構想策定の際の当事者参加：基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
- ⑤ ソフト施策の充実：関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」の考え方を導入。また、国民一人一人が高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」の促進

1-1. 我が国におけるバリアフリー化の取組

(1) 高齢社会対策と共生社会の実現が重要な課題

今日の我が国では、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいる。平成 27 年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えることとなり、高齢社会対策は喫緊の課題である。

少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えた。こうした社会では、高齢者が様々な生き方を主体的に選択できるよう、自立支援のための施策などを進める必要がある。

また、障害者が障害を持たない人と同じように、自分の意思で考え、決定し、社会のあらゆる活動に参加・参画できる共生社会の実現（ノーマライゼーション）が求められている。そのため、障害者が自らの能力を発揮し、自己実現できるように支援するための施策などを進める必要がある。

(2) ハートビル法と交通バリアフリー法でバリアフリー化を推進

平成 6 年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。また、平成 14 年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。併せて、特別特定建築物（不特定多数の者または主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築

物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

さらに、平成12年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成する基本構想に基づいた、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設や周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

（3）一体的・総合的な施策の推進が課題

今日の我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進されている。一方、国際化が進む中で、ビジネス・観光など、様々な分野で外国人と我が国とのかかわりが深まってきている。

これらの変化などを受けて、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方から、これまでのバリアフリー化の取組を見たときに、必ずしも十分とはいえない点があることが明らかになってきた。

例えば、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化自体が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

また、ハード面の整備だけでなく、国民一人一人が、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、このような人たちの円滑な移動や施設の利用に積極的に協力していくという「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

1-2. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立

（1）バリアフリー法の施行

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、今後、バリアフリーに関する法制度をどうするべきかについて検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下された。

そこで、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」が第164回通常国会において成立し、同年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

(2) ハード・ソフト両面の施策を充実

バリアフリー法には、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、時代の変化と両法の狭間に位置する新たな内容が盛り込まれた。

バリアフリー法で新たに盛り込まれた内容は、次のとおりである。

○すべての障害者が対象に

ハートビル法・交通バリアフリー法のいずれも、法の名前には「高齢者、身体障害者等」とあった。これが、バリアフリー法では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と、「身体障害者」ではなく「障害者」となった。

これは、バリアフリー法では、身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者が対象となることを明確にしたものである。

○生活空間におけるバリアフリー化を推進

バリアフリー法では、バリアフリー化の義務を負う対象者として、ハートビル法の建築主等や交通バリアフリー法の公共交通事業者等に加え、道路管理者・路外駐車場管理者等・公園管理者等を規定している。

これにより、バリアフリー化基準に適合するように求める施設等の範囲は、公共交通機関・建築物だけでなく、道路・路外駐車場・都市公園にまで広がった。このように、バリアフリー法は、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間における総合的なバリアフリー化を進めることとしている。

また、公共交通機関においても、交通バリアフリー法の対象とされていなかったタクシー事業者を法の対象に新たに取り込んだ。その上で、高齢者や障害者等の輸送を目的とした、車いす、寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフト等を備えたいいわゆる「福祉タクシー」について、新たに導入する際には、鉄道車両やバス同様、基準に適合させることとした。

さらに、日常生活で利用される施設等を幅広く取り込み、既存の特別特定建築物についても基準適合努力義務を課すこととした。

このように、バリアフリー法には、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に伴い、いずれの法律においても対象とされていなかったものが新たに取り込まれ、また、すでに取り込まれていたものも義務の内容が拡充するなど、バリアフリー法は個別施設単体ごとの規制が拡充された内容となっている。

○駅がない地域でも重点整備地区に

市町村は、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとなった。

この基本構想の対象となる範囲は、交通バリアフリー法では、大きな鉄道駅など「特定旅客施設（主として、一日当たりの利用客数が五千人以上の大規模な旅客施設）」と呼ばれる大規模な旅客施設の周辺の徒歩圏域のみに限定されていた。これを、バリアフリー法では、一日当たりの利用客数が五千人に満たない場合や、そもそも旅客施設が存在しない市町村であっても、日常生活に不可欠なエリアとして認められる場合には基本構想を策定することができるようにした。

また、交通バリアフリー法では、公共交通機関・道路・信号機等の三分野に限って、バリアフリー化を進めるための事業を「特定事業」として位置づけていた。バリアフリー法では、これら三分野に加え、建築物・路外駐車場・都市公園、さらにはこれらの施設の間を結ぶ経路も、特定事業に位置づけることが可能となった。

このような柔軟な制度の下、地域の実情に即した一体的・総合的なバリアフリー化が計画的に進むと期待されている。

○当事者の参画で利用者の視点を反映

基本構想を策定する際の当事者の参画についても制度を充実させた。次に挙げる新しい制度により、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化が進むことが期待される。

①協議会制度を法定化

まず、基本構想の作成の際、高齢者や障害者などの計画段階からの参加の促進を図るため、作成に関する協議等を行う協議会制度を法律に位置づけた。この協議会は、特定事業の実施主体はもとより、高齢者、障害者、学識経験者、その他市町村が必要と認める者で構成される。

加えて、バリアフリー化の対象となる事業の実施主体は、市町村から通知を受けた場合に、正当な理由がある場合を除き、必ず協議会に参加することとした。これまで、特定事業の実施主体がバリアフリー化の実施に消極的な場合には、市町村が調整を行うこと自体が困難であったが、バリアフリー法では、協議の場の設定を法的に担保することで、調整プロセスの促進を図っている。

なお、この協議会は、基本構想の作成に関する協議のみならず、基本構想の実施に係る連絡調整も行う。これにより、基本構想に基づく事業の実施状況などの追跡調査も可能になることから、後述する「スパイラルアップ」を促進するためのツールとなることが期待される。

②構想作成提案制度を創設

基本構想を策定する市町村の取組を促す観点から、基本構想の内容を、高齢者や障害者など住民自身が市町村に対し具体的に提案できる提案制度を新たに設けている。

提案できる者には、事業実施が見込まれる者はもとより、整備対象となる施設の利用に関して利害関係のある高齢者や障害者などの利用者や、地域住民なども含まれる。また、この制度の実効性を担保する観点から、提案を受けた市町村に検討結果の公表義務と、提案を採用しない場合には、その理由を説明する義務を課している。

○スパイラルアップと「心のバリアフリー」

バリアフリー法では、ハード整備だけではなく、ソフト施策の充実を念頭に、様々な責務についても位置付けている。

①「スパイラルアップ」の導入等

高齢化や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に係る当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことが重要である。

このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。

バリアフリー法では、このスパイラルアップを国の果たすべき責務として新たに位置づけている。

また、地方公共団体も、国の施策に準じてバリアフリー化を促進するために必要な措置を講じることとされており、地域レベルで国の施策と同様の施策を実施する、あるいは、国の施策の実施にあたり連携を図ることになる。

さらにバリアフリー法の規制対象以外の施設でも、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用できる施設を設置・管理する者がバリアフリー化に向けた取組を図るべきであるとした。

また、バリアフリー法の規制対象となる施設の管理者は、ソフト面での対応などにも取り組むべきである。そのため、施設を設置・管理する者には、バリアフリー法で法的義務として課せられている施設整備における基準適合義務以外にも、バリアフリー化のために必要な措置をとるべきとの幅広い責務が課せられた。

②「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー法では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」についても規定している。

この「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務として新たに位置づけている。高齢者や障害者などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められているのである。

今日、視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車を止めてしまう、あるいは、車いす使用者用駐車施設に障害を持たない人が駐車してしまうといった問題がよく指摘される。こういった問題の根本には、国民一人一人の理解不足があると考えられる。

現在、国土交通省では、駅などの施設で、車いすなど福祉用具を利用した高齢者や障害者などの負担を疑似体験する「バリアフリー教室」を開催するなど、「心のバリアフリー」の推進に向けた様々な施策を行っている。

「心のバリアフリー」によって、ユニバーサルデザインの考え方が形となったユニバーサル社会が実現するためには、国民一人一人が、いかにこの問題について理解を深めていくかが鍵となる。

[キーワード] 本文で*をつけた言葉

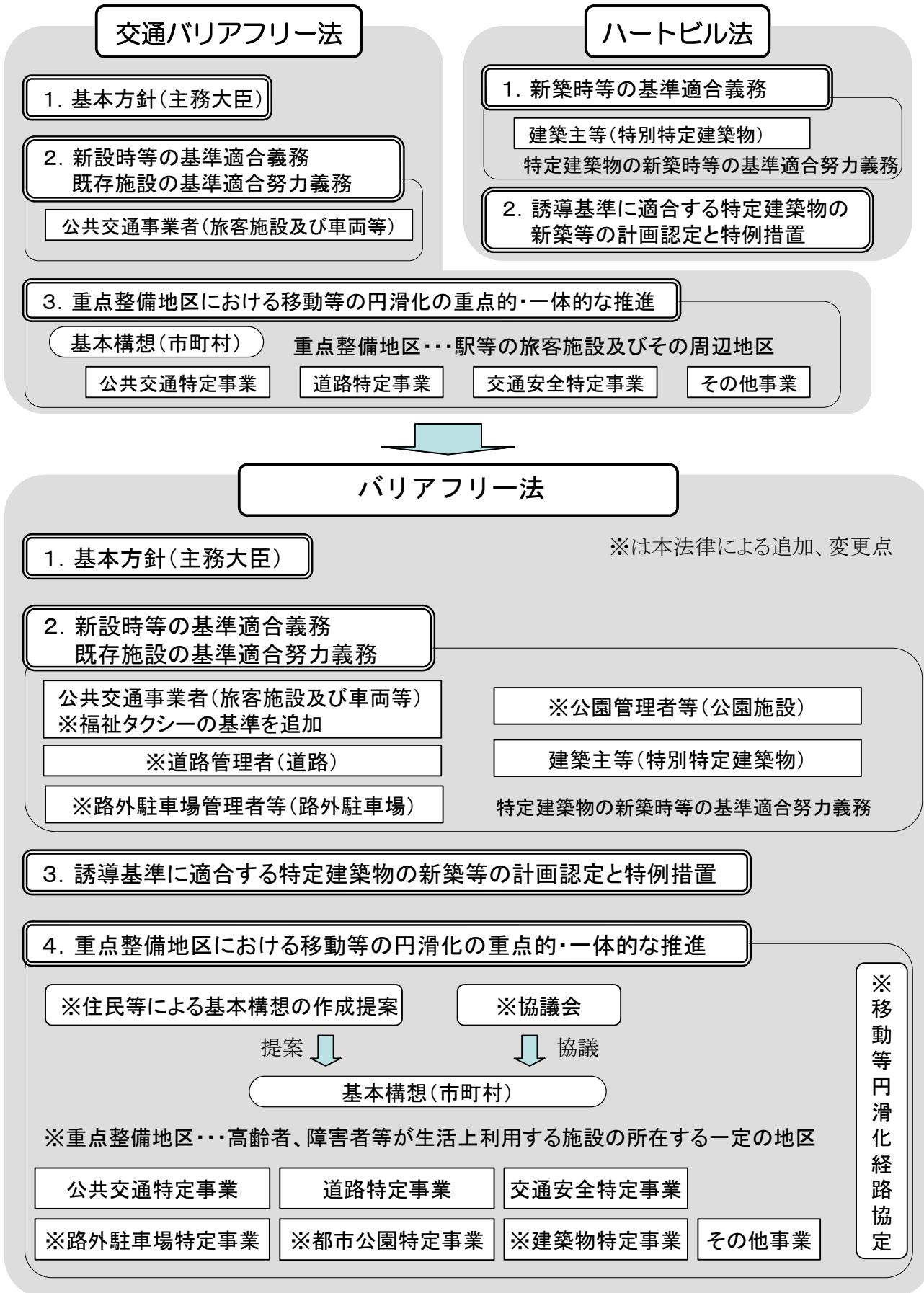
● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(図1 バリアフリー法の構成)



(図2 バリアフリー法の概要)

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

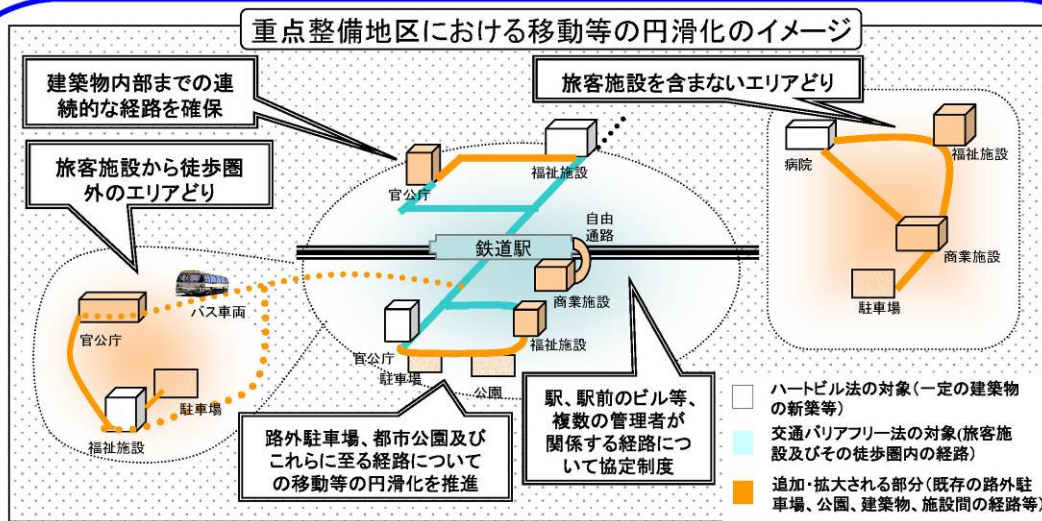


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

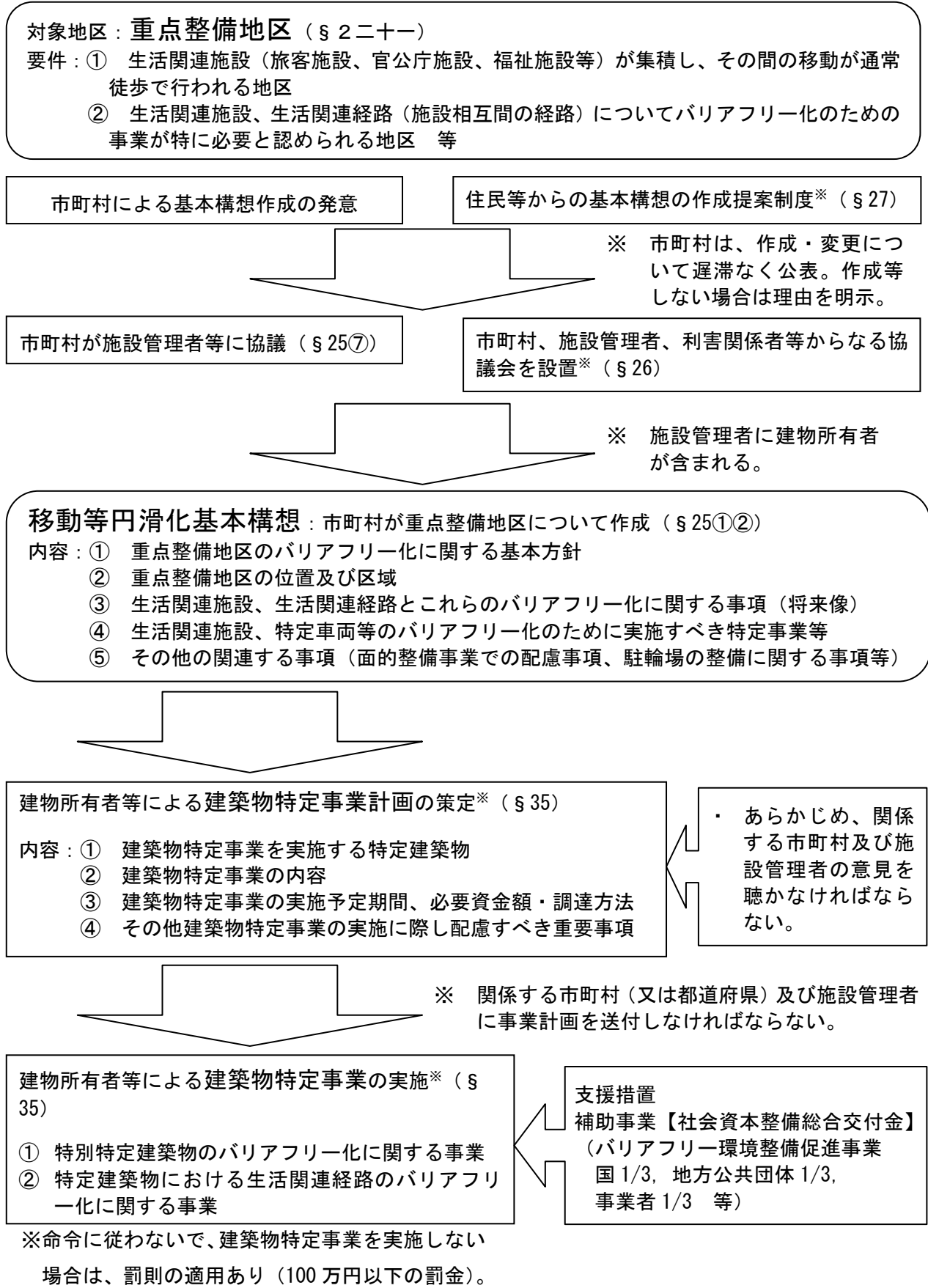


○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

(図3 建築物特定事業の実施までに関わる主体)



2. チェックリスト

2-1. 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所（同じ階に共用便所があれば免除）	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の浴室等があれば免除）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm未満又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第 17 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）

・自動車車庫に設ける場合

2-2. 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	※3	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第 14 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

3. 認定特定建築物等の支援制度（平成24年度）について

（1）税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（2,000㎡以上50,000㎡未満の昇降機を設けたものに限る。）の新築、増築、改築について、所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）【租税特別措置法第14条の2、第47条の2】

（2）低利融資制度

○ 日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができる。（利用対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人）

- ・ 融資対象： 高齢者等対応施設・設備
（例）手すり、リフト付車両、子育て支援対応施設の設置
訪問サービス対応施設・設備
（例）携帯営業設備、訪問サービスを行うための店舗内設備の設置
- ・ 融資額： 通常の融資額＋3,000万円以内
- ・ 返済期間： 18年以内（振興事業貸付の場合）
15年以内（一般貸付の場合 ※一般公衆浴場の場合は30年以内）
- ・ 利率： 特利C（振興事業貸付の場合）
特利B（一般貸付の場合）

※詳細は、http://www.jfc.go.jp/k/youshi/seikatsu/setsubi/tokurei/38_fukushi_m.html を参照。

（3）補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

① 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

- ・ 基本構想等の作成
- ・ 基本構想等に基づく以下の移動システム*1等の整備
 - (1) 屋外の移動システムの整備
 - (2) 屋内の移動システム（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）の整備
 - (3) 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地等）の整備
 - (4) 移動案内装置の設置 等

② 認定特定建築物（病院、劇場、図書館等不特定多数の利用する建築物又は社会福祉施設等の建築物で特定行政庁の認定を受けたもの）の整備

- ・ 屋外の移動システムの整備（建築物敷地内の平面通路に限る。）
- ・ 屋内の移動システムの整備（特別特定建築物の用途（専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地等）の整備
- ・ 移動案内装置の設置

【国費率】

地方公共団体、協議会、都市再生機構：1/3以内

民間事業者：2/3以内（国1/3以内、地方公共団体1/3以内）

*1 移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に付属する高齢者等の移動のための案内装置を含む）

4. Q & A

Q 1 バリアフリー法に基づく是正命令と建築基準法に基づく命令との関係について

- Q 建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の建築基準法及びバリアフリー法上の扱いについて教えてください。
- A バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準を建築確認対象法令とすることにより、同基準への適合性について建築基準法第6条の建築確認又は第7条の完了検査等を受けていない場合には、同法第9条の規定に基づき、同法第6条等の規定に従うよう施工停止等の命令の対象となります。他方、建築基準法第9条の規定に基づく是正命令は建築基準法に基づく規定への違反に限り行うことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、バリアフリー法第15条の規定に基づき行う必要があります。

Q 2 条例による用途の追加方法等について

- Q 条例で色々できる仕組みになっているようですが、できないこともあるのでしょうか。

- A 条例では①義務付け対象用途に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること②義務付け対象規模を政令の規模（原則 2,000 m²）未満に設定すること③建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加することが可能です。ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや建築物特定施設以外の施設に係る制限等建築物特定施設と無関係な制限の付加はできません。

留意点：条例の制定

- ・2011年11月時点で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく付加条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の13箇所である。
- ・市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6箇所である。

Q 3 性風俗関連施設の取扱いについて

- Q 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は令第4条第15号の特定建築物に含まれるのでしょうか。
- A 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物に含まれません。そのため、努力義務も課せられておりません。

Q 4 努力義務の場合に適用される基準について

- Q 法第16条第1項に基づく努力義務のみが課せられる建築物（学校や共同住宅など）についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。
- A 特別特定建築物以外の特定建築物を建築しようとする場合は、条例で特別特定建築物に追加された場合に適用される基準に適合するよう努める必要があります。そのため、令第23条の規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と、「特別特定建築物」とあるのを「特定建築物」と読み替えた基準への適合に努めていただくこととなります。

東京都におけるバリアフリー法付加条例の例

東京都では、バリアフリー法に基づき、以下のような付加条例を制定している。

名称：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）

<対象建築物の拡充>

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000㎡以上
集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
料理店	2,000㎡以上
共同住宅	
備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。	

<階段>

- ・ 階段の蹴上げ寸法、ふみ面寸法、有効幅員の拡充 等

<浴室>

- ・ 床仕上げ材の規定
- ・ 出入り口幅の拡充 等

<駐車場>

- ・ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合、経路の誘導表示を設ける

<移動等円滑化経路>

- ・ 寸法規定の拡充
- ・ 階段下端への視覚障害者誘導用ブロックの付設を規定
- ・ 5000㎡以上の建物における授乳及びおむつ交換場所の設置を規定
- ・ 傾斜路の幅、こう配、仕様の規定
- ・ 5000㎡以上の建物におけるエレベーターの規模規定
- ・ 特定経路に関する規模等の規定
- ・ 地上階又は直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合の移動等円滑化経路の確保 等

<増築等に関する適用範囲>

- ・ 適用範囲を規定

Q 5 複合用途等の場合の基準適合義務の取扱いについて

- Q 特別特定建築物の2,000㎡以上の建築等は義務付け対象となるようですが、複合施設についてはどう判断するのでしょうか。各特別特定建築物が2,000㎡以上なのか、又は特別特定建築物の合計が2,000㎡以上とするのでしょうか。
- A 特別特定建築物の用に供される部分のうち、2,000㎡以上の用途部分について適合義務が発生します。例えば、1,000㎡の物販店舗と3,000㎡の劇場からなる複合建築物の場合、劇場部分について適合義務が発生します。また、条例で義務付け対象規模の引き下げられた用途については当該用途の用に供する部分が条例で設定された規模以上か否かで判断することになります。

Q 6 増改築の場合の基準適合義務の適用範囲について

- Q 増改築部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。(例えば、10階建ての百貨店の1～3階部分について2,000㎡の増築を行った場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。)
- A 増築部分からの一の経路が基準を満たす車いす使用者用便房を一つ整備すればOKです。なお、当該車いす使用者用便房は増築部分又はそれ以外の部分のいずれにあってもよいこととなっています。

Q 7 点状・線状ブロック等の敷設などの適用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 点状・線状ブロック等の敷設や音声等による案内・誘導はすべての用途で対応する必要があるのでしょうか。
- A 点状ブロック等の敷設などの措置は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分に適用を限定しております。(令第11条第二号、第12条第五号、第13条第四号、第18条第2項第五号、第21条第1項、第21条第2項第二号ロも同様。)したがって、特別特定建築物の中でも通常の老人ホーム等には適用されず、自動車教習所など特定の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用する部分を有しない建築物が条例で義務付け対象用途に追加されたとしても適用されません。

Q 8 便所・駐車場関連基準の適用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 通常便所や駐車場を設けないような建築物でも、車いす使用者用便房・駐車施設の設置を求められることとなるのですか。(令第14条、第17条関係)
- A 車いす使用者用便房・駐車施設に関する基準が適用されるのは、建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所・駐車場を設ける場合に限られます。

Q9 車いす使用者用駐車施設の利用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 令第17条に定める「車いす使用者用駐車施設」は、車いす使用者だけにその利用を限定しているものですか。
- A 当該駐車施設の構造及び配置上の内容が車いす使用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため、「車いす使用者用駐車施設」と規定していますが、法令上、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車いす使用者用駐車施設」を利用することは可能です。

Q10 廊下等の基準について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の廊下等に求められる「車いすの転回に支障がない場所」とは具体的にどのような場所をいうのですか。（令第18条第2項第三号ロ関係）
- A 具体的には車いすの車輪中央を中心に180°回転が可能となる幅140cm、奥行き170cm程度のスペースや360°回転が可能となる150cm角の部分、さらには、十字・T字の交差点も含まれます。

Q11 昇降機のかご内の表示装置について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機のかご内に設置が求められる「かごが停止する予定の階を表示する装置」は、行き先階登録ボタンの応答灯を整備すれば足りるのですか。（令第18条第2項第五号へ関係）
- A 当該規定は、かご内の者が自らの目的階にかごが停止するようボタンを押す必要があるか確認できるようにすることが目的であり、ご指摘のような応答灯で建築物移動等円滑化基準を満たすものと考えられます。

Q12 昇降機のかごの幅について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機の1以上のかごの幅140cm以上とすることや音声装置等を設けることは、条例により特別特定建築物に追加された共同住宅などにおいても適用されるのでしょうか。（令第18条第2項第五号チ、リ関係）
- A 令第18条第2項第五号チ（かごの幅140cm以上等）の基準は「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000㎡以上）」の場合に限られます。また、同号リの基準（音声案内、操作盤の点字表示）は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビー」に限られます。したがって共同住宅などには適用されません。

○認定等に関するQ & A

Q 1 修繕の場合の便所の適用について（建築物移動等円滑化誘導基準）

- Q 修繕部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物移動等円滑化誘導基準は適用されるのでしょうか。（例えば、10階建ての百貨店の10階部分を修繕して認定を受けようとした場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。）
- A 修繕部分に共用の便所がある場合は、各階において修繕部分の便房数の原則2%以上の車いす使用者用便房を整備すればOKです。なお、当該特定建築物が共用の便所を有するものの修繕部分に共用の便所を設けない場合は、修繕部分以外に一つの車いす使用者用便房を設け、修繕部分からの一以上の経路を基準に適合させればよいこととなっております。

Q 2 廊下等の基準の適用範囲について（建築物移動等円滑化誘導基準）

- Q すべての廊下等や敷地内通路を車いす使用者が円滑に利用できる構造とする必要があるのでしょうか。
- A 階段のみに通ずる廊下等など車いす使用者の利用が想定されない部分については幅員等の基準は適用されません。

Q 3 特別特定建築物における基準の適用について（建築物移動等円滑化誘導基準）

- Q 特別特定建築物の場合も、「多数の者が利用する」建築物特定施設全体を基準に適合するように整備しなければ認定を受けられないのでしょうか。
- A 令第5条で定める特別特定建築物の場合は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」建築物特定施設部分のみ建築物移動等円滑化誘導基準を満たせばよいこととなります。なお、学校や共同住宅などを条例で特別特定建築物に追加した場合には、認定を受けるためには「多数の者が利用する」特定施設全体が基準を満たす必要があります。

Q 4 表示について

- Q 増築などで認定を受けた場合は、利用者にとって建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分と満たしていない既存部分との違いが一見しただけではわかりづらいのではないかと思います。どうしたらよいのでしょうか。
- A シンボルマークの表示と共に、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分を図等でわかりやすく示すことが利用者の利便性を確保する上で望ましいと考えられます。

第 2 部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準

第 1 章 高齢者、障害者等に配慮した環境 整備の促進について

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(1) すべての人に使いやすい建築物とは

すべての建築物は可能な限りあらゆる市民の利用を想定しておくことが望まれる。本設計標準の目的はすべての人に使いやすい建築物整備にあたり、建築主、設計者に適切な設計情報を提供すること、高齢者や障害者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことにある。さらに建築物を維持管理する人々、建築物を利用する人々に対しても必要な情報を提供するものである。以下に使いやすい建築物を目指した考え方を述べる。

- ・すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人の利用を目標として整備された建築物のことである。建築物の範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず地域に存在する大半の建築物のことである。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは決して容易なことではないが、市民、事業者、行政などさまざまな人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者や障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境整備を図ることが求められる。
- ・すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、さまざまな利用者の利用特性を十分検討する必要がある。そのためには、建築主や設計者は、必要に応じて市民、利用者の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・建築物のバリアフリー化を図る際には、建築物内部の対応はもちろんのこと、道路や敷地内通路から所要諸室（利用居室）まで連続的かつ安全に移動・利用できるような物的整備・人的配置等を総合的に計画する必要がある。
- ・バリアフリー法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。またこのような法的解釈の上に立って、すべての市民の利用を考えることになる。
- ・移動と利用が円滑な建築物は、ハード的な整備だけでは達成されるものではない。整備された建築物が適切に管理され、維持されることが重要である。使用開始後は利用者の意見を聞き、運営上、設備上改善の必要があれば、順次改善していくことも考えなければならない。設計者や施設管理者はこうした利用後の意見を蓄積して、よりよい建築物、生活環境の整備に努める必要がある。

（２）高齢者、障害者等の対応の考え方

すべての利用者のうち、高齢者、障害者、児童・乳幼児等、そして外国人については、特にその利用特性を把握する必要がある。例えば、車いすを使用する人の場合、下肢、上肢、あるいは体幹の障害部位、車いすを移動する推進力等によって車いすを利用する特性は異なる。視覚障害者であれば、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出者であるか等によって建築物の利用に係るニーズが異なることもある。聴覚障害者の場合は、文字情報伝達手段の必要性は共通であるが、ろう者と中途聴覚障害者では手話などコミュニケーション手段に相違が見られるので、これらの相違についても学習する必要がある。

知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信、情報の入手が不得手な人が多い。静かな環境などを確保するなど、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を生じさせないことが重要である。精神障害者の場合も同様に、環境不安を生じさせない分かりやすい空間計画、施設運営に努める必要がある。

また、乳幼児などが主として利用する保育所などの施設にあつては、乳幼児の行動特性を十分に観察し、移動や利用の安全性の確保に努めることが必要である。

上記の考え方を踏まえ、建築物を計画していく上で、特に留意すべき点を以下に示す。

- ・本設計標準は建築物のバリアフリー化に共通的な考え方と目標を示したものであるが、利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等により整備方法が異なる場合があり、建築主や設計者の工夫が求められる。利用や用途の特性を十分に検討し、設計標準を画一的に適用することがないよう努める。
- ・基本的には、法に基づく建築空間や設備等によるバリアフリー化を第一に考えなければならないが、福祉用具や職員配置（介護、手話通訳、誘導案内等）による支援もあわせて検討する。例えば、児童や知的障害者等の利用を想定した場合は、物理的な環境整備を進めるだけでなく、利用を支援する職員配置にも留意する。
- ・高齢者、障害者等は火災や地震などの非常災害の際に特に避難上の制約を受けやすいので、安全な避難動線の確保、避難場所の整備、非常通報の設備等について十分留意する。特に専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては特に留意しなければならない。

(3) ソフトとハードの相互補完と対応について

高齢者、障害者等の社会参加を進めるためには、建築物の利用に際してソフトとハードの両面からのサポートが必要である。このため、以下の点について留意する。

- ・ 建築的な対応によってバリアフリー対応を行うことを基本とするが、施設の運営、管理、人的対応等のソフトによって、より利用しやすいように工夫する。
- ・ 施設は使用開始後に利用者のニーズが増加し、多様化することが考えられるので、建設後の改修についても柔軟に対応できるように維持管理、運営面での配慮が求められる。
- ・ 優先課題と思われる非常時の安全対策には、施設、設備的な配慮に加えて、人的サポートも包含した総合的なバリアフリーの観点からの防災システムの構築が必要である。
- ・ 盲導犬、聴導犬、介助犬等補助犬を利用している方々の施設利用については十分に配慮する。

(4) 使いやすい建築物整備に向けた情報の蓄積

すべての人が使いやすい建築物の設計を行うためには様々な設計経験、施工経験、運営経験の蓄積が重要となる。利用者個人の情報提供も重要な設計情報である。建築主、設計者、施設管理者、行政は設計や施設運営に必要な情報の収集と情報の公開に努め、それらの経験を次の設計、改修事例につなげていくことが求められる。こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって、利用者のニーズに対応したきめの細かい建築物の設計や施設管理が達成される。

バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例

さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

① 経緯

さいたま新都心では1997年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。



② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドのほか、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車いす、ベビーカー、音声誘導端末の貸し出しも無料で実施している。



③ 主な活動内容

i) 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページや口コミで情報を入手して利用される方もいる。

ii) イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方など多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。



iii) 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアーリーナも立地していることから、社会科見学に訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

平成23年度の実績では、小中学校129 団体（市内89、市外40）が利用した。

iv) インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容などに関する情報発信を行っている。



④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（平成12～24.3）となり、平成23年度の利用団体数は151団体、利用者数は4,000人となっている。

1. 2 建築物全体の計画のポイント

(1) すべての人に使いやすい建築計画の手順

建築の計画や設計手順は、建築主、設計者及び用途や規模等により多様であるが、本設計標準を適用するにあたり必要とされる事項について述べる。

① 整備方針を設定する

- ・整備方針ではすべての利用者に公平に対応することを原則とする。
- ・整備方針では、まず建築物全体のバリアフリー化の目標水準を検討しなければならない。バリアフリー法の遵守を基本として施設全体でどのようなバリアフリー化が達成できるかについて検討する。バリアフリー化は建築物の立地条件、用途、規模等によっても整備方針が異なると思われる。
- ・その場合、単に建築部位や単位空間のみの整備を目標としてはいけない。部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の利用のしやすさが不完全になってしまうこともあり、常に建築物全体を通しての利用しやすさ、使いやすさを念頭に置くことが重要である。
- ・既存建築物にあつては、利用者ニーズを見極めると同時に、改修する際の構造や工事費の制約、また、主たる経路の整備が困難な場合に対して代替的な経路の確保が可能か、十分に検討する。人員配置、設備的整備等により容易にバリアフリー化が進展する場合もある。既存建築物にあつては施設用途によって整備箇所の優先順位が求められるので十分に注意する。

② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・既に述べたように利用者の特性を把握するため、あるいは施設用途による利用者ニーズを適切に把握するために必要に応じて利用者等の意見を聴取し、設計・計画への参画を求めることが必要となる。

③ 設計標準等で示した整備水準の適用を検討する

- ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準をはじめ、本設計標準や地方公共団体が制定している福祉のまちづくり条例あるいはバリアフリー条例の整備基準への適合、整合性を検討しなければならない。これら条例等で設定されたより望ましい努力義務等の基準に即した整備ができにくい場合にはその原因について整理し、いつでも利用者からの問い合わせに説明できるようにしておくことが大切である。
- ・設計標準に掲げられている対応がすべてではなく、地域や施設毎に設計者が工夫しなければならない場合も多く存在する。

④ 建築主や従業員の理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、建築主や従業員（職員）等の理解である。特に、既存建築物の改修ではこの点がポイントになる。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリーやユニバーサルデザインの理解の促進を図ることが大切である。利用者の個々の要求は異なるので、そうした違いを理解する従業員教育が不可欠となる。
- ・高齢者や障害者と共に施設利用の体験学習あるいはワークショップを通して、利用者の気持ちや利用特性を理解することが必要である。

⑤ 整備の経済性、効率性について検討する

- ・経済性、効率性を加味した建築計画、空間の効果的な活用を検討する。新築、改修を問わず過度の整備を避け、できる限り広範かつ容易に利用しやすさが推進される方法を検討する。同時に、施設使用開始後の整備水準のアップ、利用者ニーズへの柔軟な対応・工夫の必要性も予め想定しておくことが望ましい。
- ・既存建築物等においてはバリアフリー対応の段階的整備や人的なバリアフリー対応について十分検討する。

⑥ 火災や地震など非常時の対応を考える

- ・災害時の対応については、できる限り平時の利用時における安全性、移動等の円滑性に配慮し、敷地内及び施設内事故を予防する。また災害時における適切な緊急通報（視覚、聴覚通報の両面）、二方向避難経路の確保、避難場所の確保等避難方法について検討しなければならない。
- ・施設毎に高齢者、障害者等避難上の制約を有する利用者に対する避難・誘導方法マニュアルを作成する。

⑦ バリアフリー対応に係わる適切な運営を図る

- ・施工後の維持管理には特に留意する。視覚障害者誘導用ブロック、屋内外の床材、車止めの位置、案内板、エレベーター等の維持・管理を徹底する。定期点検、良好な維持管理は不可欠である。

(2) 建築計画の要点

～高齢者や障害者等の利用を考慮した使いやすい水準からより快適な水準へ～

①連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、道路、敷地内通路から目的となる所要諸室（利用居室）まで安全に移動できることがすべての基本である。この移動動線は用途により重点的に整備すべき箇所が異なると考えられる。例えば、レストランであれば食事スペースから便所まで、スポーツ観戦施設では客席まで、劇場では客席の他に楽屋、ステージへの上下移動も対象となる。ホテルや旅館では各客室、あるいは共同浴場までの円滑な利用が必要である。
- ・施設案内の全体表示及び各拠点における案内表示など、サインは連続的かつ円滑な移動を支援する装置、設備として必要不可欠なものである。特に音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの利用を必要とする視覚障害者の誘導に関しては十分に配慮する。

②利用時の安全計画を徹底する

- ・段差を設ける場合の適切な措置、利用時の転落事故や突起物による衝突防止等を図る。
- ・代替移動手段がある場合、あるいは機能上特段の問題が生じない場合を除き不用意な段は設けない。

③適切な寸法を計画する

- ・利用者のニーズ把握によって得られた各種動作寸法、介護動作寸法、車いす使用者等の方向転換寸法、開口部やスイッチ類の高さ、サインの位置等について検討を行い、利用時における適切な空間寸法を算出する。

④経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者や障害者等に特別に対応するのではなく、利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、建設コストの低減、空間の効率的な使用にも繋がる。
- ・車いす使用者用駐車施設を相当数確保したり、車いす使用者用便房では機械的に多機能化するのではなく、機能を十分に理解し、オストメイト用設備や乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を別に設けることにより機能の分散を図ったり、男女別に広めの便房を十分に設置するなど利用者の円滑な利用を図る。集会施設や劇場等では、男女別の便房数の変更が可能な計画を行う。
- ・建築物内のサインについては、隣接又は併設する施設とのサイン統一を図るなど利用しやすさの検討を行う。
- ・集会施設や劇場等の客席計画では、可動客席や取り外し可能な客席等を適宜配置して利用者の増減に適切に対応することも求められる。客席の選択が可能な対応も必要である。

⑤操作性と認知性を確保する

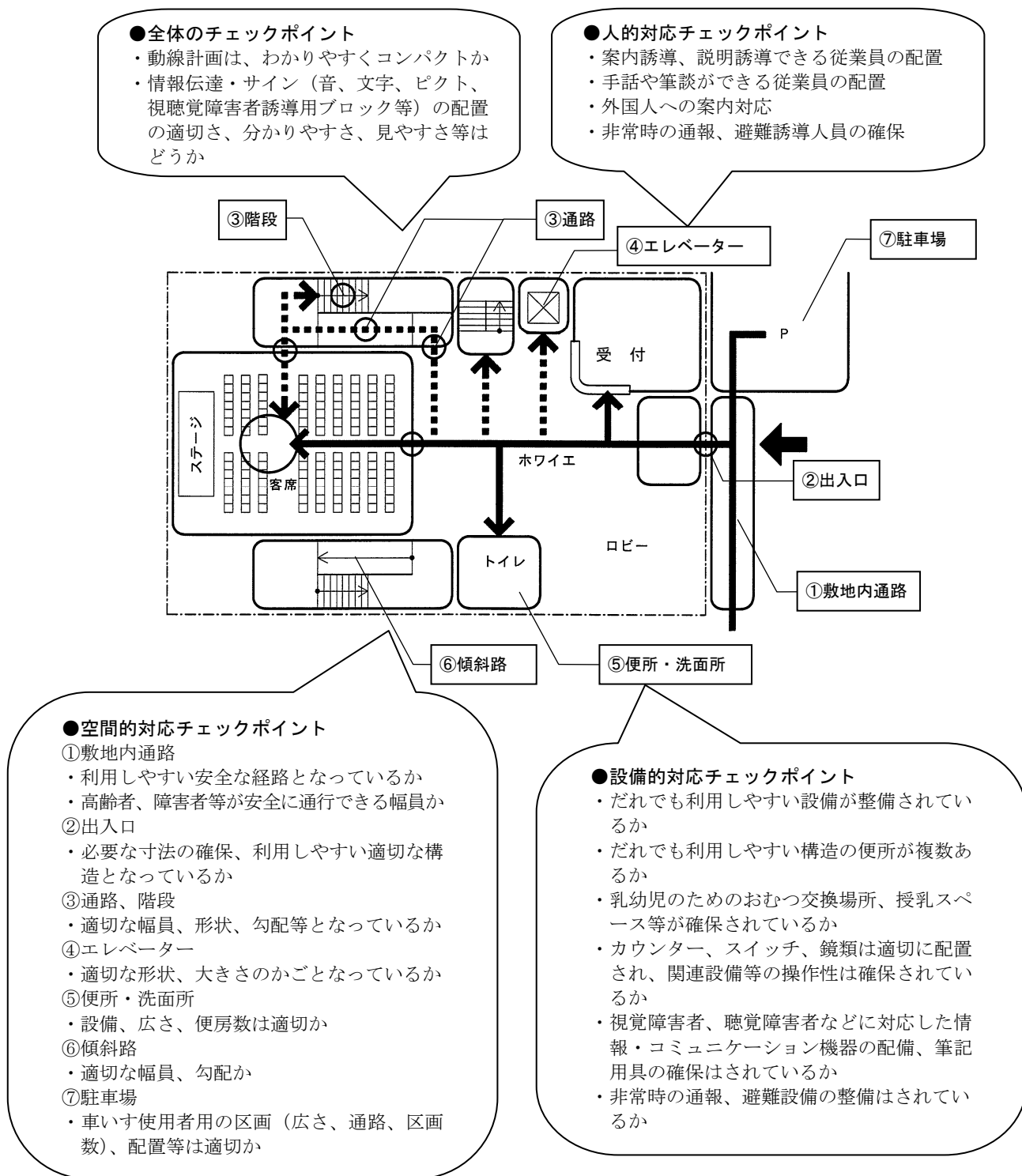
- ・基本は建築物全体のわかりやすさであるが、児童や高齢者、あるいは視覚障害者や上肢障害者にも分かりやすく利用しやすい形状の戸の取っ手、スイッチ等設備にも十分配慮する。
- ・建築物のサイン計画等については、知的障害者や多言語表記により外国人へのわかりやすさも求められる。

⑥利用特性に応じた人的配置を計画する

- ・利用上、地形上どうしても人的な支援が必要な場合、災害時の場合など、視覚障害者への誘導案内、聴覚障害者への手話通訳及び要約筆記、発達障害者への適切なサポート、災害時の誘導體制等を検討しておくことが望まれる。

(3) 建築計画のチェックポイント

以下の各項目は、基本的な空間整備のチェックポイントである。



参考 不特定多数利用施設

(4) 用途別のチェックポイント

- ・不特定かつ多数の者が利用する建築物（不特定多数利用施設）では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、利用者が特定される建築物（特定多数利用施設）では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・建築物のうち、一部は不特定多数利用施設として利用され、さらに別の部分は、特定多数によって利用される場合もある。この場合、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。例として、特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターが併設されている場合や、工場において就労スペースと見学・展示スペースが併設されている場合がある。
- ・特に、高齢者施設や乳幼児施設を設計し改修する場合には、本設計標準の内容についても十分に検討し、適切に利用する。
- ・公共施設などで利用者がいる程度特定される用途の建築物の場合は、設計段階で利用予定者が参加することにより、適切な配慮の実現が可能になる。以下、公共施設の整備において利用者の参加によって設計を進めた事例を紹介する。

障害のある当事者の参加事例：逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会

① 経緯

公共施設の整備について、実施設計の段階で福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する等、行政内部でのバリアフリー化の検討を行い、対応してきた。しかし、実際に施設が出来上がると利用者からは指摘や批判を受けることがあった。

逗子市では、出来上がってから指摘の部分を改修するのではなく、事前に利用者から意見を聞き設計に反映させようと、障害を持つ当事者をメンバーに加えた「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を発足させた。

② 委員会の概要

委員は11人以内で、構成メンバーは、知識経験を有する者、障害者等及び障害者関係団体の代表者、市民、高齢者関係団体の代表者、逗子市福祉協議会の職員、市職員、その他市長が必要と認めるものとなっている。

③ 実績

平成19年5月現在までに24回委員会を開催。
検討建物の用途は市営住宅、集会所、トイレ、公園、道路(歩道整備)、子育て支援センター、文教ゾーン、協議事項は主に、サイン関係、トイレ、駐車場、スロープなど。

④ 委員会の流れ

福祉課は年度当初に当該年度中に予定される公共施設の整備・改修等について各主管課に照会をかける。

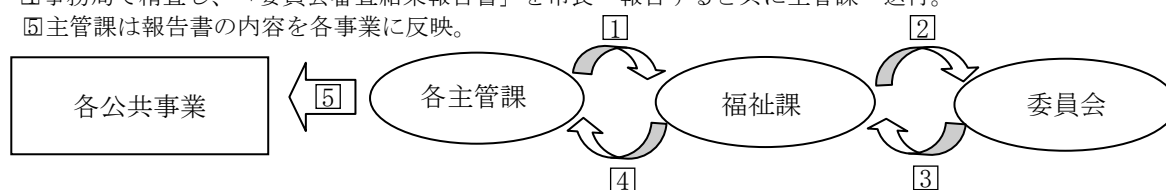
① 工事主管課から施設整備に係る協議書が福祉課に提出される。

② 福祉課は「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を開催。

③ 委員会での協議事項のまとめ。

④ 事務局で精査し、「委員会審査結果報告書」を市長へ報告すると共に主管課へ送付。

⑤ 主管課は報告書の内容を各事業に反映。



センサー、背もたれ



障害者用トイレ案内板



障害者用更衣室（プール）



オストメイト設備

<事例>平成19年度 文教ゾーン内の市民交流センターにおいて、協議され整備されたものの例

利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現：草加市立病院

① 経緯

埼玉県草加市は2003年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画などの取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基づいて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色弱者にも配慮した案内表示の設計を実施した。（366床、2002年着工・2004年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：プルアンドプッシュ。）

病院では「○色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚障害者は指示された色が分からずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者に占める色覚障害者の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

② ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚障害者のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分（6色）に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視やP型（1型）色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1（模様あり）”とし、明瞭に区別できるようにした。

色弱者の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料（塩ビシート）の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、P型（1型）・D型（2型）の強度・弱度の色弱者が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。

また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、全ての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

③ その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組合せにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比すると共に、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報が、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話などの禁止標示は、赤の色調に留意すると共に、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車イス用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターへの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプなどは、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

④ 作業の流れ

作業の流れ	役割		内容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成の見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

⑤ 施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色弱者だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。（*この結果設置された案内表示は、2. 1 3 G. 2 設計例に写真掲載）

- ・施設用途ごとに利用者を想定しつつ、特に次のような点に留意して設計を進める。

全体

- ・どのような利用者が想定されるのか
- ・主たる利用者はどのような特徴を持った人々か
- ・利用者へのソフト面での対応はどうか

その他

- ・緊急時の通報は伝達されるか
- ・授乳施設、オムツ交換用のベッド等の設置は必要か

③通路、階段

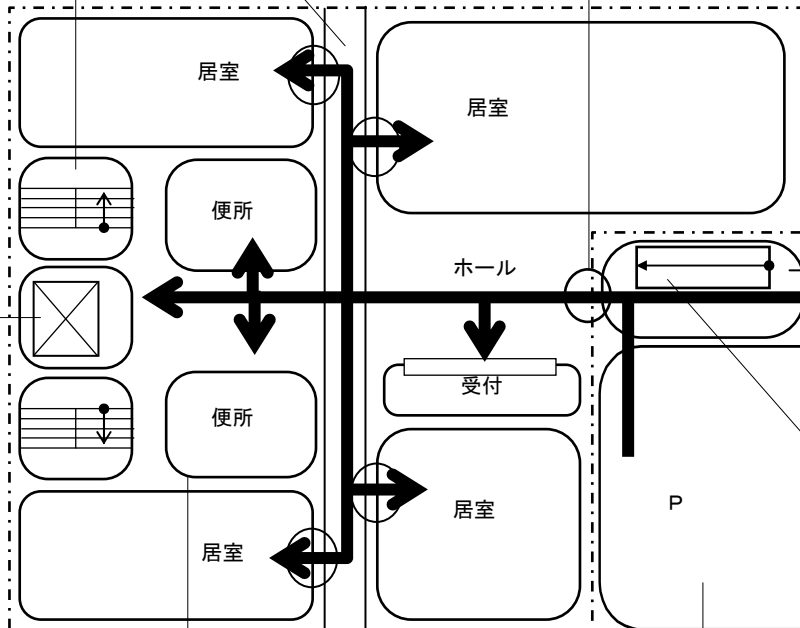
- ・形状、幅員は、利用者に使いやすいか
- ・手すりへの点字表示
- ・誘導は必要か、誘導方法は適切か

②出入口

- ・受付、インターホン等は利用者が使いやすいか
- ・受付、インターホン等への誘導は適切か
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計か

④エレベーター

- ・適切な形状、かごの大きさとなっているか
- ・車いす利用者が同時に多数利用することが想定されるか



①敷地内通路

- ・想定される利用者に適した幅員、勾配となっているか
- ・出入口への誘導方法は適切か

⑥傾斜路

- ・適切な勾配、幅員か

⑤便所・洗面所

- ・車いす使用者便房は適切か
- ・オストメイト対応設備は設置されているか
- ・多機能便房はどのような機能を重視して設置すべきか
- ・男女の便房数は適切か

⑦駐車場

- ・車いす使用者の区画（広さ、通路、区画数）、配置等は適切か
- ・車いす使用者以外の利用者が必要とする人が、出入口に近接した駐車施設を利用できるか
- ・駐車場から建物出入口までの通路は円滑に確保されているか

表 建築物の用途別主なチェックポイント例

用途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通学者の特性に対応した設計とするが、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化などコミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする ・参考文献(1)に示した学校整備指針、バリアフリー推進指針等を参考とする
病院又は診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい動線計画とする ・呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいよう配慮する（文字表示等の視覚化、振動などへの感覚化） ・受付、案内表示等の案内設備を設ける
集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が友人や家族とともに来館することにも配慮した柔軟な座席配置とする ・車いす使用者用の座席は、選択できることが望ましい ・高齢者、障害者等が楽屋等を利用し、舞台に上がることも配慮する ・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する ・棚の高さは車いす使用者に配慮する ・授乳設備、おむつ交換設備等を設ける ・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備（筆談器、耳マーク¹、磁気ループ）を設ける ・休憩場所、いすを適宜設ける ・受付、案内表示等の案内設備を設ける
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等に配慮した客室、浴室を整備する ・視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、備品を設置または貸し出す ・筆談器、宴会場などへの磁気ループの設置、耳マークの設置、客室とフロントとの連絡手段の確保に配慮する ・館内案内、避難経路、室名などを点字により案内する ・避難設備、避難誘導対策を準備しておく
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分に配慮した設計とする
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差を設けない ・呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいよう配慮する
共同住宅、寄宿舎又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部分の設備、空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする ・賃貸住宅にあっては、住戸内部も、高齢者、障害者等居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に対応した設計とする ・介助、介護のしやすさに配慮する ・入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつバリアフリー化を実現する

¹ 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談などの支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

用 途	設計上のチェックポイント
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動、休憩に配慮する ・ 多数の高齢者、障害者等が利用する施設であるため、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある ・ 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮する
体育館、ボートリング場、水泳場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が運動施設を利用できるよう配慮をする ・ 見学席及び見学席に至る経路は、劇場などの客席と同様に車いす使用者の利用に柔軟に配慮する ・ 高齢者、障害者等の利用に配慮した更衣室、シャワー、浴室を設ける ・ 受付、案内に視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備を設置する、または貸し出す
展示場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示物、書架などの間は十分な通路幅員を確保する ・ 順路には段を設けない、段がある場合は傾斜路又は昇降機を設置する ・ 視覚障害者用情報提供設備（音声誘導など）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける ・ 展示物の説明については、音声、文字等の情報提供を行う ・ 休憩場所、いすを適宜設ける
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が利用できる浴室を設置する ・ 脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮する ・ 滑りにくい床材を使用する ・ 水栓器具は操作が容易なものを設置する ・ 受付には、簡単な会話補助となる筆談器などを用意する
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する ・ 高齢者、車いす使用者、乳幼児等が利用できる便房を設ける ・ 呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいよう配慮する ・ 点字メニューを設ける ・ 補助犬同伴者への配慮を行う ・ 筆談器の設置を検討する
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口に段差を設けない ・ 高齢者、車いす使用者等が利用できる便房を設置する ・ 呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいよう配慮する ・ 視覚障害者用情報提供設備（音声誘導など）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける

用 途	設計上のチェックポイント
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車教習所については肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける ・自動車教習所については、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する ・学習塾等については視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のある児童生徒の学習環境を整備する
公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用便房を設置する ・オストメイトに対応した設備を設置する ・乳幼児に配慮した設備を設置する ・多機能便房については、利用者の利用に十分に配慮して設ける ・車いす使用者の利便性から規模や用途に応じて複数の車いす使用者用便房を設ける
公共用歩廊	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用歩廊は通常建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経路となっている。建物と歩廊で管理者が異なる場合、接点の段差解消や誘導方法、誘導の考え方などが整合されるように、設計と管理運営の両面から調整する必要がある。

【参考文献(1)】

- ① 「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm
- ② 「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm
- ③ 「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（平成19年6月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm

(5) 改善、改修のチェックポイント

既存建築物の改善、改修においても、基本的には、新築と同様のバリアフリー性能が達成されることが望まれるが、空間上の制約などから多くの困難が生じる。

既存建築物の場合、新築とは違って建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズがどこにあるか等について事前に把握できる。現状を十分に把握し、改善の目標を定める。その結果、施設や設備で対応する部分と人的な対応に委ねる部分とのバランスが求められる。しかしその場合にあっても基本的な配慮はハード面における対応である。その上で高齢者や障害者等の利用を共通にサポートする運営体制や利用者への個別サービスを検討する必要がある。

いずれにしても新築と同様、建築物を管理運営する従業員や利用者の意見を十分にくみ上げることが必要となる。以下、特にハード面で優先的に改善、改修すべき事項を示すこととする。

①敷地内通路

- ・高齢者、障害者等が安全に通行できる幅員の確保
- ・歩道と車路及び敷地の境界の段差の解消、道路からの連続的移動の確保
- ・傾斜路で段差を解消できない場合、段差解消機を使用
- ・視覚障害者の利用に配慮した設備の設置

②出入口

- ・必要な寸法の確保
- ・出入口の構造、仕様の変更
- ・戸の下枠によって生じる段を解消
- ・戸を適切な形式のものに交換

③通路、階段

- ・適切な幅員と形状
- ・廊下に段差がある場合、適切な形状のスロープを設置
- ・主要階段には手すりを設置
- ・手すりには点字を表示

④エレベーター

- ・適切な形状、大きさのかごへの変更
- ・操作盤の点字表示や音声、文字等による案内の設置
- ・エレベーターが設置できない場合の段差解消機等の導入

⑤便所

- ・車いす使用者が利用できる便所の確保
- ・オストメイトの方の設備設置
- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備の設置
- ・男女便所それぞれに車いす使用者用便所の設置
- ・用途により共用で利用可能な1以上の多機能便所の設置

⑥利用居室の整備

- ・円滑な移動や利用ができる利用居室の設置
- ・利用居室内での利用用途に応じた、音、採光、照明、移動空間の確保

⑦駐車場

- ・車いす使用者用の適切な区画（広さ、通路、区画数）、配置等
- ・建築物の出入口付近に設ける車いす使用者用駐車施設に、屋根又は上屋を設置
- ・車いす使用者用駐車施設から便所、利用居室など利用の利便を図る建築物案内板の設置

⑧案内表示

- ・敷地内、玄関、駐車場、各居室、便所、EV等のサインは識別性、認知性を重視

(6) 災害時の避難、誘導について

- ・建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分計画に組み込んでおくことが求められる。避難という観点からみると、近年の建築物は規模も大きく複雑であり、避難経路がどこなのかが分かりづらく、その結果として、避難に多くの時間と労力を要する高齢者、障害者等の円滑な避難確保が困難になることもある。防災計画の基本的な考え方としては、高齢者、障害者等を含めすべての人々にアクセス経路と避難経路が分かりやすいことが重要である。入るときのわかりやすさと、いざというときの脱出経路のわかりやすさは計画の基本でなければならない。
- ・安全に避難するためには、まず、非常事態（火災、地震、津波等）であることが、利用者に遅れることなく伝達されなければならない。必ず周りに人がいるとは限らないので、様々な障害者に対応して、音、光、その他の人的な支援等（職場なら同僚による支援）を通して、危険が生じていることが伝達される必要がある。この場合、オフィス等における時間外勤務などのことも考えると、同僚の支援のみを前提とすることは危険である。
- ・災害時には単独建築物内の自力による避難行動が不可能な場合もあり、地域周辺の建築物利用者（従業員など）、住民との避難協定、協力関係を結んでおくことも考えられる。
- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動できることが重要である。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になる。具体的な設計に当たっては、車いす使用者等が防火・防煙壁を通過する際に移動上の障壁が設けられていないかを確認する必要がある。
- ・防火戸を経た後は避難に時間を要する、又は他人の介助を必要とする高齢者、障害者等が避難区画、一時待機スペースなどでとりあえずの安全を確保することを可能とする必要がある。非常用エレベーターロビー、避難階段や付室、避難バルコニーなどを他の部分と防火区画して、避難動線と分離された一時待避スペースを準備しておくことはこの観点から有効である。
- ・避難階に移動するためには、障害の程度や状況によって、階段、エレベーター、その他の手段を使って、移動する必要がある、建築物利用者の特性に応じた設備を設けるなどきめ細かな配慮が求められる。
- ・こうした内容のうち、多くは建築物の物理的対応（設備を含む）で可能であるが、これに加えて人的な対応も同様に必要である。

第 2 章 単位空間等の設計

第2章 単位空間等の設計

2.0 第2章の見方

本書は、設計標準として、建築物のバリアフリー設計の際に考慮すべき包括的な考え方を記載している。実際の設計においては、地域性や用途などに鑑み、建築物の利用が想定される高齢者、障害者等の意見を把握し、ニーズや利用の実態に合った設計をするよう努められたい。

なお、本書では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯しているなどの理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

2.7 便所・洗面所

◆設計の考え方◆

- ・便所のバリアフリー化に際しては、面積や構造による制約、施設用途及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。
- ・便所に関し、バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。
- ・バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象に追加され、利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。

1) 個別機能を備えた便房の設置

多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者等に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。

また施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも考慮する。

2) 多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置

施設用途を十分に考慮し、車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を整備する場合には、機能分散を図る観点から、多機能便房に含まれない機能に係る個別機能を備えた便房や、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。

3) 多機能便房の設置

施設用途を十分に考慮し、多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。

- ・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般>	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)
便所 (第14条)	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
<同上>	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)
	④エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
(第19条)	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210Iに適合しているか)

設計を進めるための
基本的な考え方

法令に基づく基準

「設計のポイント」においては、法令には定められていないが、望ましい設計のあり方や寸法などを記述しており、設計上大いに活用されたい。さらに、文章による設計のポイントのほか、図面は実現の可能性が高い標準図として、写真は、主に好例を中心に掲載している。

設計を進める上での主要なポイント

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目
＜一般＞	①車いす使用者用便所を設けているか(各階原則2%以上)
便所 (第9条)	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすですりやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)車いす用便所及び出入口は、幅80cm以上であるか
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	(2)水洗器具(オストメイト対応)を設けた便所を設けているか(各階1以上)
	③車いす使用者用便所がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便所があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便所のある便所を設ける場合を除く)
標識 (第14条)	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)
	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

2. 7. 1 個別機能を備えた便所の設計標準

- ◆共通する設計のポイント◆
- 個別機能を備えた便所の設計は、以下の通りとすることが望ましい。
- ①個別機能を備えた便所は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。
 - ②便所・便所の出入口及び通路には、段その他の障害物を設けない。
 - ③便所の戸
 - ・ 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(3)を参照。
 - ・ 戸の取っ手は操作しやすいものとする。
 - ・ 手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さを考慮したものとすることが望ましい。
 - ④施錠等
 - ・ 自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。
 - ・ 手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとすることが望ましい。
 - ・ 視覚障害者の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。
 - ⑤設備は操作しやすいものとするともに、分かりやすさにも配慮する。
 - ⑥手すり
 - ・ 便器の横に手すりを設ける場合には、水平、垂直に堅固に取り付ける。
 - ・ 水平手すりは、便器の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
 - ・ 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすいように配慮する。

留意点：施錠を示す色
 ・施錠を示す色は、一般的に赤と緑に色分けされているが、色弱者に配慮して赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便所のみでなく、その他の便所においても同様である。

留意点：手すりの位置
 ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

第2章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い様々な知見を得ることができた。その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。これらは、留意点として掲載した。

2. 1 敷地内の通路

◆設計の考え方◆

- 敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。（ただし、地形が特殊な場合等は、車寄せから建物出入口までが、円滑に利用できるものとする。）
- 歩行者用の通路と車路の分離や傾斜路、昇降機による段差の解消、車いす使用者の利用に対応した通路幅員の確保、夜間の照明や視覚障害者の誘導等に配慮する。
- 敷地内の通路の基本的な考え方は、様々な移動上の制約を受ける人も、制約を受けない人と同じように利用できるよう配慮していくことである。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ¹	
<一般> 敷地内の 通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
(1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満または1/20以下の傾斜部分は免除）		
(2)前後の通路と識別しやすいものか		
<移動円滑化 経路> 案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ²	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ³	
<同上> (第18条第2項第 一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	

¹ 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

² 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

³ 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

施設等	チェック項目	
＜同上＞ 敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ⁴	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 ⁵ については適用除外	
＜同上＞ 敷地内の 通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路または昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの ⁶ は適用除外		

⁴告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

⁵車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

⁶車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

施設等	チェック項目	
＜視覚障害者 移動円滑化 経路＞ 案内設備まで の経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ⁷	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ⁸	

2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準

◆設計のポイント◆

敷地内通路の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することを原則とする。
- ②敷地境界では、道路と敷地内通路の段差を設ける場合は、車いす使用者の通行に配慮する。
- ③通路面には段を設けない。通路に段を設ける場合は、傾斜路を設けるか、段差解消用の昇降機を設置する。
- ④高齢者、障害者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者とは著しく異なる経路とならないよう留意する。
- ⑤通路は、高齢者、障害者等が安全に通行できる幅員を確保する。
- ⑥モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障がないよう配慮する。
- ⑦視覚障害者に配慮し、敷地境界から建築物の出入口または案内設備等まで視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等による誘導を行う。
- ⑧通路の表面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとし、積雪寒冷地においては、凍結が生じないように、必要に応じ、融雪ヒーター等を設ける。

留意点：安全のために

- ・視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。
- ・車止め（ポラード）*は、視覚障害者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。

*車止め（ポラード）とは、歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱のことをいう。

(1) 配置

- ・原則として歩道、車路を分離することが望ましい。

⁷告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

⁸告示で定める以下の部分を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

(2) 寸 法

① 縦断・横断勾配

- ・水勾配が必要な場合を除き、できる限り水平とすること。

② 有効幅員

- ・原則として120cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると180cm以上が望ましい。

(3) 仕 上

① 段

- ・敷地内の通路には段を設けない。

② 仕上げの材料

- ・濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。

③ 溝蓋

- ・通路や傾斜路を横断する排水溝等の蓋は、通路面との段をなくし、蓋のスリット等は杖先や車いすのキャスト等が落ちない2cm以下のものとするのが望ましい。

留意点：仕上げと施工

- ・車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける必要がある。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。

(4) 視覚障害者への配慮

視覚障害者が建築物の敷地境界から建築物の出入口または案内設備等まで安全に到達できるよう、次のような配慮を適宜行う。視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導とする。

① 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを使用する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とするが、弱視者が認知しやすいよう、敷地内の通路の床仕上げ材料と視覚障害者誘導用ブロック等の明度、色相、彩度、輝度比に配慮したものが望ましい。

留意点：インターホンへの誘導方法

- ・インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられるが、設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。
- ・インターホンは聴覚障害者が利用しにくい機器であることに配慮し、施設の利用案内など文字表示を併設することが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等

- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい。

- ② 点字・音声等による案内板の設置
 - ・ 2. 1 3 G. 1 案内表示 (2) を参照
- ③ 音声による案内・誘導
 - ・ 2. 1 3 I. 1 情報伝達設備 (1) を参照

(5) 寒冷地対策

- ・ 寒冷地では通路の凍結や積雪を防止するため、融雪装置や上屋の設置による対応が望ましい。

(6) 照明

- ・ 誰にでも認知できる明るさを確保することが望ましい。

留意点：照明

- ・ 夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。
- ・ 建物名称表示等は、夜間でもわかりやすいよう照明等に配慮する。

2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準

◆設計のポイント◆

敷地内に設ける傾斜路は以下の通りとすることが望ましい。

- ① 車いす使用者が無理なく上ることができ、また、安全に下りることができるよう、傾斜路の位置、勾配、有効幅員（排水溝等の障害物を除いた寸法）、踊場等に配慮する。
- ② 視覚障害者の利用に配慮し、傾斜路手前には、傾斜路の存在を認識できる措置を講じる。勾配が急な傾斜路の場合には、上端部に点状ブロック等を敷設して注意を喚起する。
- ③ 義足使用者や片まひ者は階段の方が上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。
- ④ 壁のない側への落下、杖の落下防止等のため、手すりの設置、立ち上がりに配慮する。
- ⑤ 表面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとするとともに、視覚障害者が傾斜面を識別しやすいよう配慮する。

- ・ 階段については、2. 5を参照。
- ・ 2. 1. 1に規定する通路が設けられない場合、以下に適合する傾斜路を設ける。

(1) 配 置

- ・ できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保することが望ましい。

(2) 寸 法

① 勾 配

- ・ 1/12以下とする。
- ・ 段の高さが16cm以下の場合、1/8以下とすることができる。（1/12以下としない場合には、手すりを設ける必要がある）
- ・ 屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。
- ・ 1/20以下の場合には、上端に点状ブロック等、踊り場、手すりを敷設することを要しない。

留意点：勾配

- ・ 車いす使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。1/10は、自力で通過するのは困難である。

- ② 有効幅員
- ・原則として120cm（平行して階段が設けられている場合は、90cm）以上とする。
 - ・車いす使用者等の円滑な移動を考慮すると180cm（平行して階段が設けられている場合は、120cm）以上が望ましい。
- ③ 踊 場
- ・傾斜路の上端・下端及び高さ75cm以内ごとに、通行の安全、休憩、方向転換等のため、150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。
 - ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離、勾配を傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
 - ・傾斜路の曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。

（3）設備・備品等

- ① 手すり
- ・手すりは耐久性のある材料とし、両側に取り付けることが望ましい。
 - ・傾斜路の上端・下端では45cm以上水平に延長し、歩きはじめの安定確保や、視覚障害者の利用に配慮することが望ましい。
 - ・踊場も含め、連続して取り付けることが望ましい。（連続して手すりを取りつけた場合には踊り場に点状ブロック等の設置は要しない。）
 - ・その他 2. 1 3 A. 1 手すり を参照。
- ② 立上り
- ・側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に5cm以上の立上りを設けることが望ましい。

（4）仕 上

- ① 仕上げの材料
- ・ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。
 - ・傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相または明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。
- ② 溝蓋
- ・2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 （3）③を参照。

（5）視覚障害者への配慮

- ・視覚障害者への配慮は2. 1. 1 （4）視覚障害者への配慮、2. 1 3 H. 1、2. 1 3 I. 1 を参照。

（6）段差解消用の昇降機

- ・立地や構造等によりやむを得ず段差が生じた場合は、段差解消用の昇降機を設置して段差を解消することが望ましい。2. 1 3 B. 1 を参照。

（7）寒冷地対策

- ・寒冷地等では傾斜路の凍結や積雪を防止するため、融雪装置や上屋を設置することが望ましい。

2. 1. 3 ソフト面の工夫

(1) 人的な対応

- ・高齢者、障害者等が建築物をより円滑に利用するためには、建築的対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員（案内係・受付係・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

(2) 敷地内の通路上の障害物

- ・敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階においても、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないように、配慮することが望ましい。

2. 1. 4 改善・改修のポイント

2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準の設計のポイント及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

(1) 段及び段差の解消

- ① 歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。
- ② 敷地内の通路の段及び段差を解消する。
 - ・段の解消は、2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準を参照。
 - ・傾斜路で段差を解消できない場合は、段差解消用の昇降機の整備によることが望ましい。

(2) 有効幅員の確保

- ・有効幅員は、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準（2）②及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準（2）②を参照。

(3) 床の仕上げ

- ・床の仕上げは、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準（3）及び2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準（4）①を参照。

(4) 脱輪等の安全対策

- ・傾斜路の側壁は、2. 1. 2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準（3）②を参照。

道路と敷地の境界をいかに整備するか -視覚障害者誘導用ブロックの敷設-
 交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導
 (視覚障害者誘導用ブロックの敷設) の事例 (江東区)

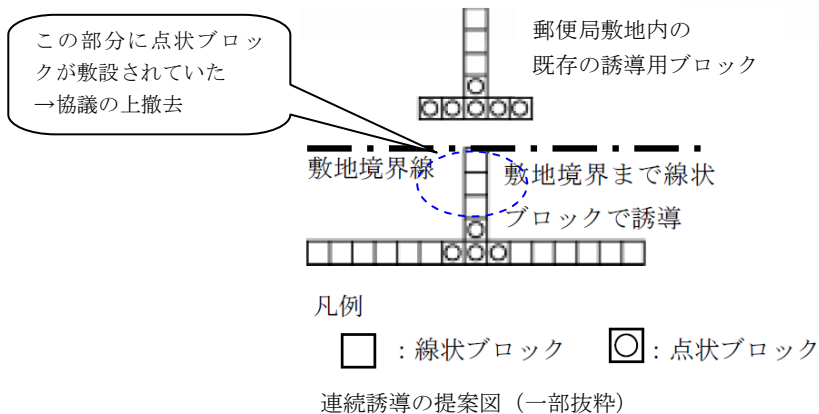
江東区においては、平成17年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、平成18年度は基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地点検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置(歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした)、交差点部分の敷設方法、バス停、駅入り口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。

なお、駅周辺では、駅出入り口、バス停、タクシー乗降場など、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。その中で、施設内に音声標識誘導システムが設置されていた郵便局へは連続誘導すべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック(点状ブロック)が敷設され、警告ブロックが2重敷設となっていた。協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。(図参照)

建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。



整備前：ワークショップの様子



整備後：郵便局への連続誘導



応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例

① 敷地内の通路におけるバリアフリー対応の事例

i) 簡易舗装化

車いすや高齢者の手押し車の円滑な移動を図るため、住戸前通路や敷地内幹線通路及びそこから車両乗降場所に至る通路を簡易舗装化

ii) スロープの設置

敷地と玄関との段差を解消するため、手すり、車いすの回転スペースや脱輪防止の為に立ち上がり等を備えたスロープを設置

iii) 通路の嵩上げ

住戸の出入口における段差を解消するため、各住戸の出入口が面する通路の嵩上げを実施。嵩上げによる出入口への雨水流入を防ぐため、通路をV字勾配として中央部に排水溝を設置するとともに、透水性アスファルトを採用

iv) 手すりの設置

敷地と玄関の段差箇所やスロープ設置箇所等に手すりを設置



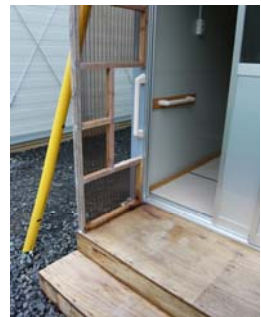
i) 簡易舗装化の実施例



ii) スロープの設置例



iii) 通路の嵩上げの実施例



iv) 玄関の手すりの設置例

② 東日本大震災における高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅団地における取り組みの事例

i) コミュニティケア型の応急仮設住宅（岩手県釜石市）

- ・住戸間デッキ（路地デッキ）を設け住戸内と外の段差を解消し、車いすやストレッチャーも通行可能となっている。
- ・ケアゾーンと一般ゾーンを設定し、ケアゾーンには子育てケア世帯や要ケア世帯を配置し、路地デッキを介したコミュニティケアを重視し、一般ゾーンはプライバシーを優先した配置となっている。
- ・ケアゾーンの各住戸から路地デッキにより地続きで行き来できる位置にサポートセンターや店舗・スーパーを配置している。

ii) 集会所におけるバリアフリー対応（岩手県陸前高田市）

応急仮設住宅における浴室やトイレは、介助者を伴っての入浴や車いす使用者が使用するトイレとしては狭小なため、利用が困難な高齢者、障害者等への対応として、集会場にバリアフリーを考慮した浴室や多機能トイレ等を設置している。

《集会所におけるバリアフリー対応の例》

- ・玄関におけるスロープの設置
- ・トイレ、浴室等における手すりの設置
- ・引き戸の設置や広さが確保された浴室の設置
- ・ベビーシートやオストメイト用の設備が設置された多機能便房の設置

iii) 視覚障害者・聴覚障害者等に対する配慮の事例

- ・視覚障害者等への対応として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、聴覚障害者等への対応として玄関チャイムと連動したフラッシュライトの設置が行われている。

※応急仮設住宅におけるバリアフリー対応については、応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（国土交通省HP）（<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>）も参考となる。



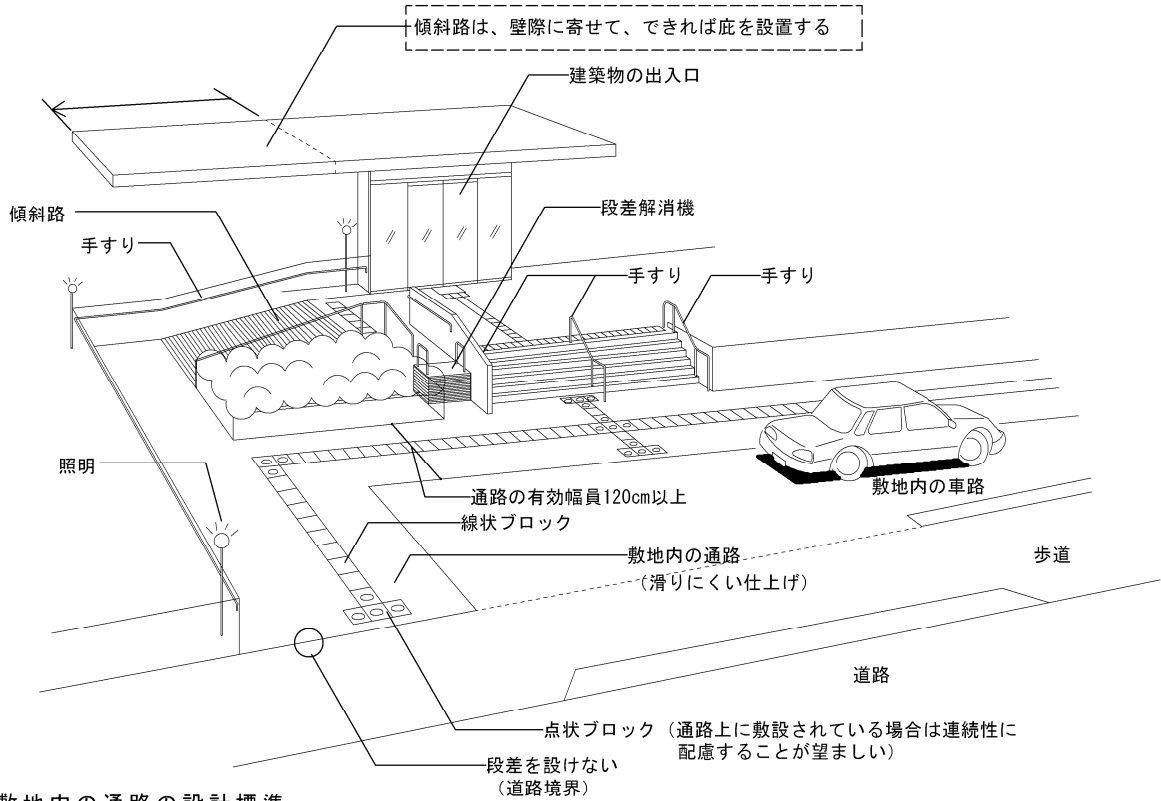
i) コミュニティケア型の応急仮設住宅の例（岩手県釜石市）
（※配置計画については東京大学高齢社会総合研究機構によるもの）



ii) 集会所におけるバリアフリー対応の例
（岩手県陸前高田市）

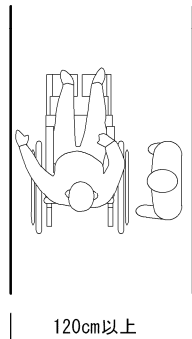
敷地内の通路 1

● 建築物の出入口と地盤面との間に高低差を設けざるを得ない場合

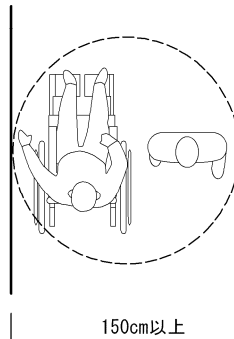


● 敷地内の通路の設計標準

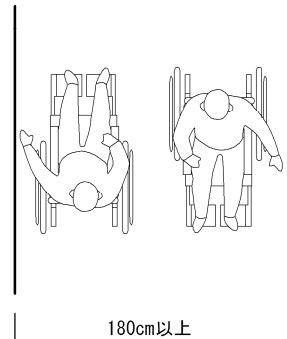
○ 敷地内の通路の有効幅員



a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

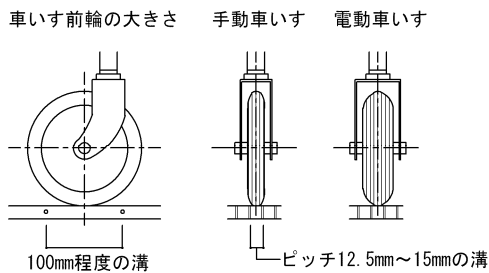


b. 人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転(360°)できる寸法

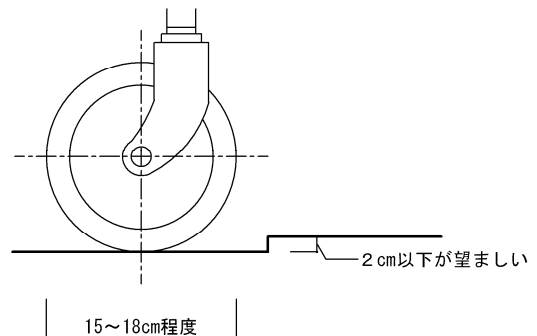


c. 車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

○ 車いすの前輪が落下しない配慮

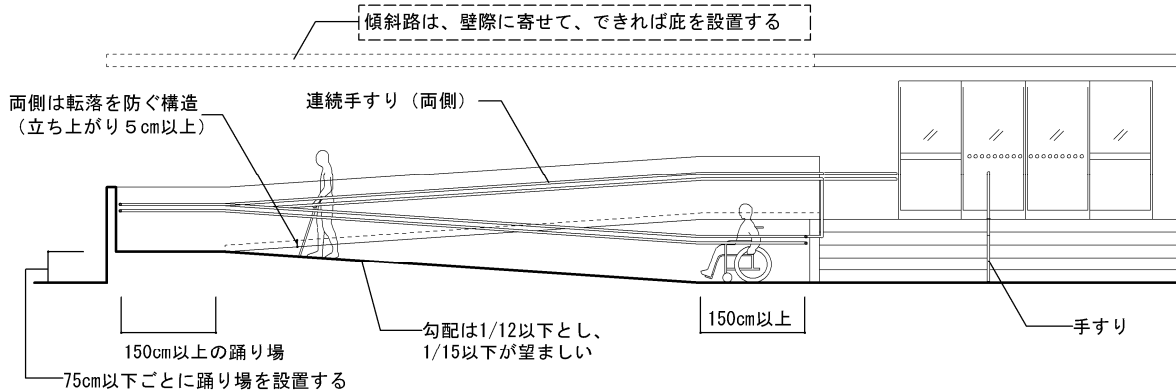
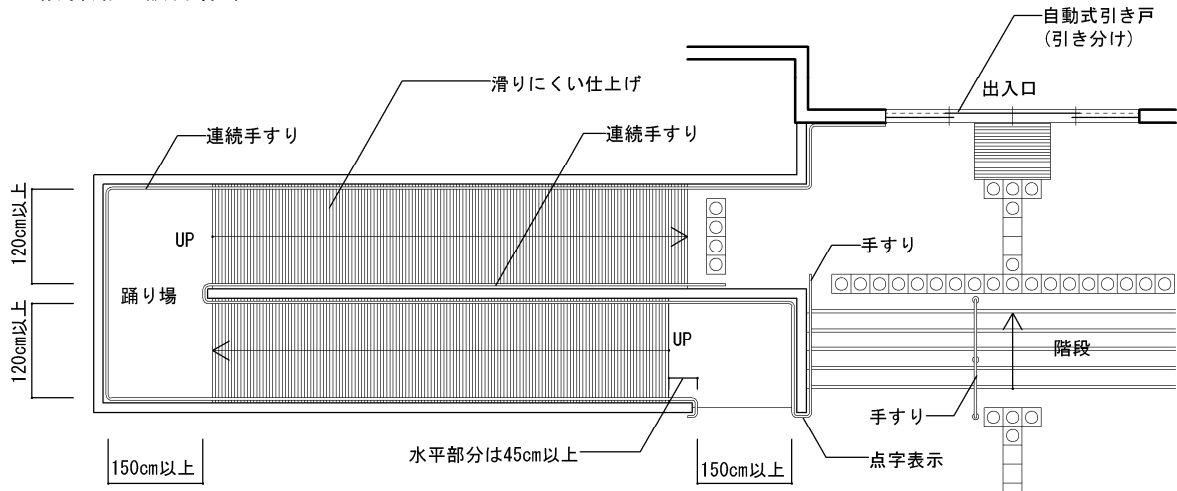


○ 段差の解消

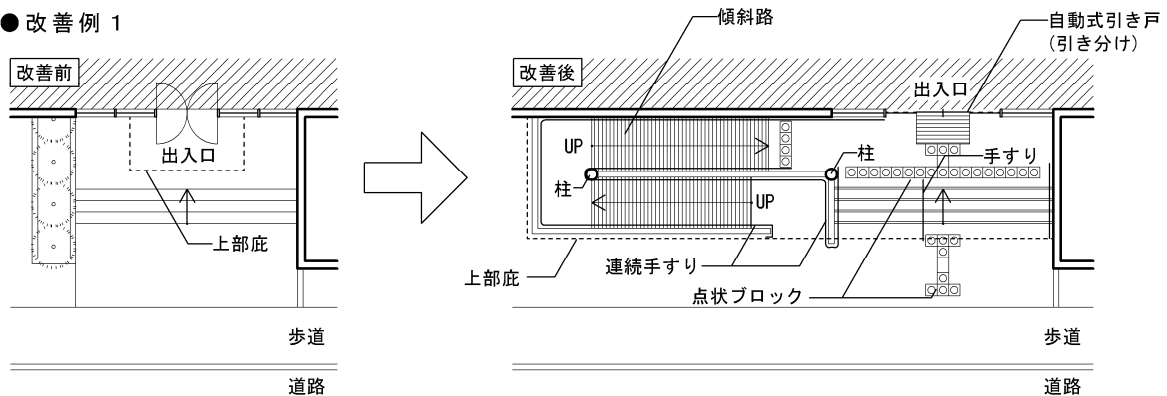


敷地内の通路 2

● 傾斜路の設計標準



● 改善例 1

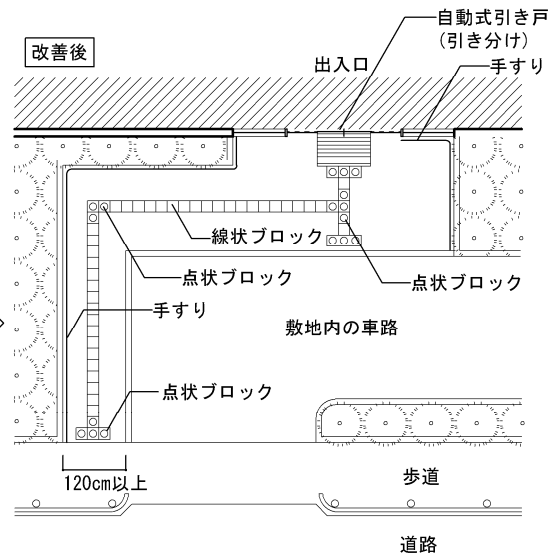
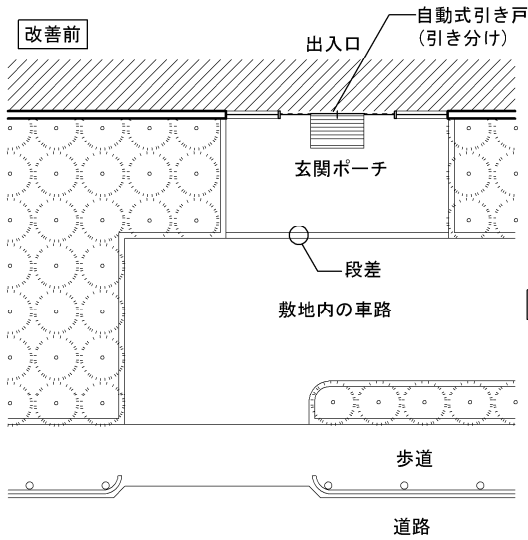


- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合

- ・傾斜路を設ける
- ・階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・自動式引き戸に改善する
- ・手すりを設置する
- ・玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

敷地内の通路 3

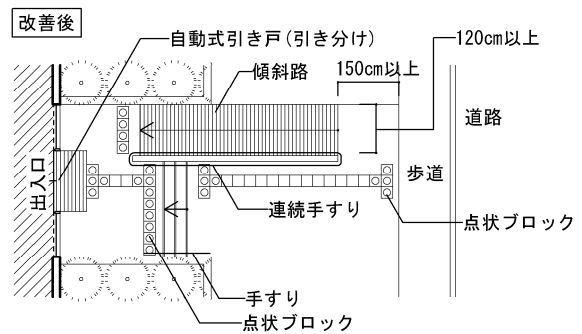
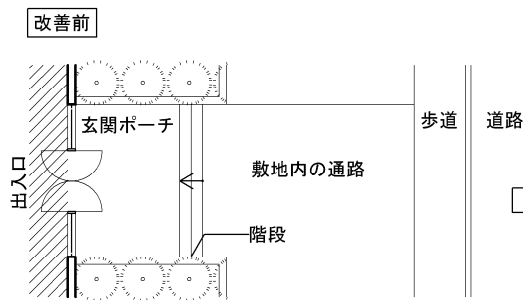
● 改善例 2



- ・ 玄関ポーチに段差がある場合
- ・ 敷地内の通路がなく高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 敷地内の通路を新設する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 玄関ポーチまで連続する手すりを設置する

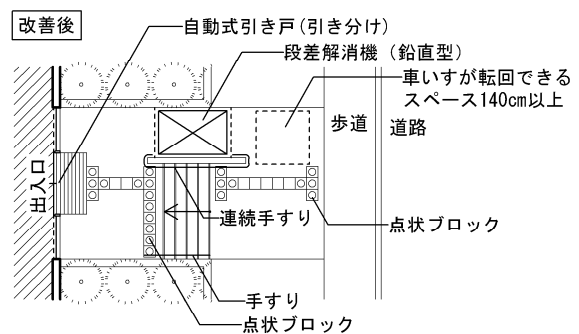
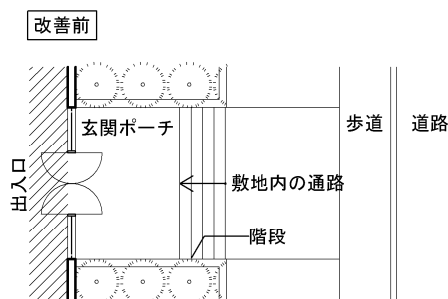
● 改善例 3



- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 傾斜路を設置する(勾配は1/15以下が望ましい)
- ・ 階段及び傾斜路に連続手すりを設置する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 出入口を自動式引き戸に改善する

● 改善例 4



- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 段差解消機(鉛直型)を設置する
- ・ 階段に連続手すりを設置する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 出入口を自動式引き戸に改善する

2. 1. 5 設計例



- ・敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）

- ・建物の出入口手前の、インターホンが設けられた案内板（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで。）



- ・敷地内に設けられた階段とエレベーター

- ・敷地内に設けられたスロープ



2. 2 駐車場

◆設計の考え方◆

- ・高齢者、障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えている。高齢者、障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段である。このため、建築物を設計する際には、駐車場の安全性や利用のしやすさに配慮して計画することが重要である。
- ・車いす利用者への配慮として、駐車施設は、建築物の出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、分かりやすい表示を設置することが重要である。
- ・車いす利用者用駐車施設（政令17条に規定する「車いす利用者用駐車施設」。以下同じ。）は、車いす使用者が車から乗降するために必要な、十分な広さを有する駐車施設が必須である。なお、これに準じて、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等に対する通常の広さの駐車スペースを、車いす利用者用駐車施設に近い位置に別途確保することが望ましい。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 駐車場 (第17条)	①車いす利用者用駐車施設を設けているか（1以上）	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 駐車場 (第12条)	①車いす利用者用駐車施設を設けているか（原則2%以上）	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

2. 2. 1 駐車場の設計標準

◆設計のポイント◆

駐車場の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①建築物の出入口に最も到達しやすい位置に、車いす利用者等、出入口に近い駐車場を必要としている人が利用しやすい駐車施設を設ける。
- ②車いす利用者等が利用する駐車施設は、分かりやすくその位置等を表示する。

留意点：設置位置

- ・車いす利用者用駐車施設を設ける場合は、建築物側に設ける等、車路を横断しないで済むようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・屋内駐車場の場合、車いす利用者用駐車施設は、エレベーターホールへの入口付近に設ける。また、車いす利用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設けることが望ましい。

- ③ 駐車施設から建築物の出入口までは、高齢者、障害者等が安全に通行できる通路を設ける。
- ④ 車いす使用者用駐車施設及び通路には、雨天時の乗降に配慮して、屋根を設ける。
- ⑤ 車いす使用者用駐車施設の他、建物入口に近い位置に上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等も利用できる駐車施設を確保する。

(1) 配 置

- ・ 車いす使用者用駐車施設は、建築物の出入口までの経路ができる限り短くなる位置に設ける。
- ・ 車いす用リフト付車両等の車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保することが望ましい。特に後部ドア側のスペース確保が重要である。

(2) 設置数

- ・ 1以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。
- ・ 全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数の2%以上、200を超える場合にあっては当該駐車台数の1%に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが望ましい。

(3) 寸 法

- ・ 車いす使用者用駐車施設の幅は350 cm以上とする。
- ・ 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。

留意点：車いす使用者乗降用スペース

- ・ 車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。この場合、車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。
- ・ 車いす用リフト付き車両(バンタイプ)では、後部ドアの開閉が通常であり、幅員と共に奥行きについて配慮する必要がある。施設用途に応じたスペースの確保が望ましい。

(4) 設備・備品等

- ① 車いす使用者用駐車施設の仕様
 - ・ 床は水平とする。

- ② 通 路

- ・ 車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口まで、高齢者、障害者等が安全に通行できる通路を設ける。

- ③ 屋根または庇

- ・ 車いす使用者が自動車を利用する場合、屋根または庇が無いと雨天時の乗降に困難が生じる。少なくとも自動車・車いす間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には、屋根または庇を設けることが望ましい。
- ・ 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

留意点：車いす用リフト付き車両の高さ

- ・ 一般的な車いす用リフト付き車両の高さは、230cm程度である。

(5) 表 示

① 車いす使用者用である旨の表示

- ・ 車いす使用者用駐車施設には、標識や表面への国際シンボルマークの塗装等、見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を明示した表示をする。
- ・ 駐車場に表示する国際シンボルマークの意味、及び使用法については4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用を参照。

② 乗降用スペースの斜線表示

- ・ 乗降用スペース表面は、斜線で塗装表示することが望ましい。

③ 誘 導

- ・ 駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう表示する。
- ・ 駐車場の進入口より車いす使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をすることが望ましい。

留意点：車いす使用者等用である旨の表示

- ・ 車いす使用者、上・下肢障害者、妊婦、けが人、及び乳幼児連れ利用者等も利用できる車いす使用者用駐車施設等に、障害のない人の自動車が駐車してしまうと、車いす使用者等の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。
- ・ 車いす使用者にわかりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとするのが望ましい。
- ・ 一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい。
- ・ パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>) 参照。

留意点：発券所等

- ・ 発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮することが望ましい。
- ・ 発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮する。
- ・ 発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

留意点：駐車場適正利用の取り組み

- ・ 車いす使用者用駐車施設等の適正利用に向け、一部の地方公共団体で導入されている制度として「パーキング・パーミット制度」があるほか、商業施設・病院等では、車いす使用者用駐車施設等の入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利用対象者以外の利用防止に努めている例がある。

2. 2. 2 改善・改修のポイント

- ・ 2. 2. 1 駐車場の設計標準に基づき、改善・改修を行う。
- ・ 建物の出入りに近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車いす使用者のみではないことに配慮し、車いす使用者に準ずる位置に、下肢障害者、妊婦、けが人などが利用可能な駐車スペースを設け、これを分かりやすく表示する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設に至る経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

パーキング・パーミット制度の事例 佐賀県（平成18年7月より）

① 背景

多くの人が利用する店舗などの施設には、身体に障害のある方のための駐車場がつけられるようになったが、この駐車スペースを本当に必要とする人のために確保しておく統一ルールがなかった。障害のある方々からは、障害のない人が車をとめているため、利用できないとの声が多く寄せられていた。

② 制度の概要

本制度は、真に必要とする人に身障者用駐車場を確保するため、県が県内共通の利用証を交付することで、利用できる対象を明らかにし、駐車スペースの確保を図るものである。

i) 対象者は、以下の通り。

- ・身体に障害のある方で歩行が困難な方（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ・一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦の方）
- ・高齢者で歩行が困難な方（介護認定対象者に準ずる）
- ・難病等により歩行が困難な方

ii) 有効期間は以下の通り

- ・身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方
 ・ 5年（更新）
- ・一時的に歩行が困難な方……………1年未満で必要な期間
- ・けがをされている方……………車いす・杖などの使用期間
- ・妊産婦の方……………妊娠7か月～産後3か月

iii) パーキング・パーミットに協力している施設の種類の種類

- ・商業施設、飲食店、医療・福祉施設、金融機関、官公庁・公共施設、観光施設・宿泊施設、スポーツ施設・公園等、身障者用駐車場を有する施設

iv) 連携する動き

- ・パーキング・パーミット制度は、思いやり駐車場制度等様々な名称により各地に広がってきている。
- ・また、隣接する県の間で協定を結び、ある県で利用証を取得した人が、近隣の県でも利用できるように連携する動きも広がってきている。



車いす使用者用駐車施設等の例



車内に利用証を掲示している例



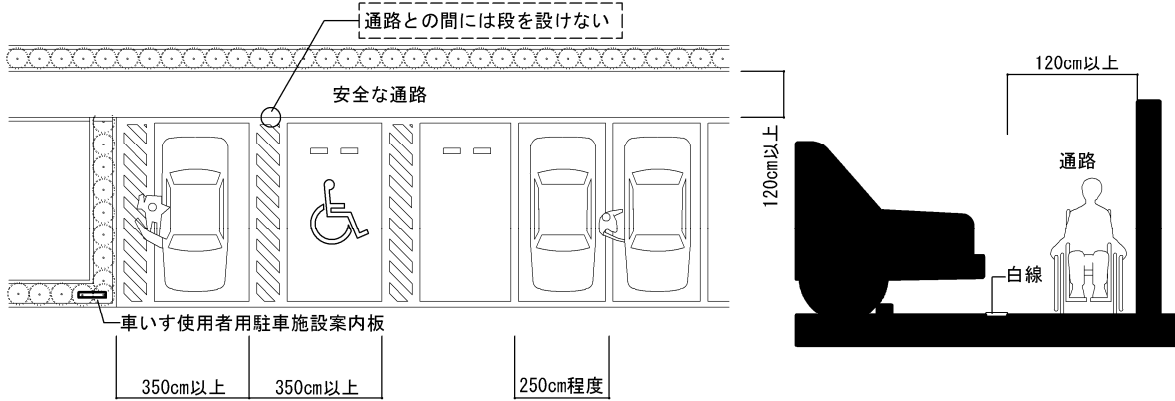
有効期間:5年間 有効期間:1年未満
発行している利用証（2種類）



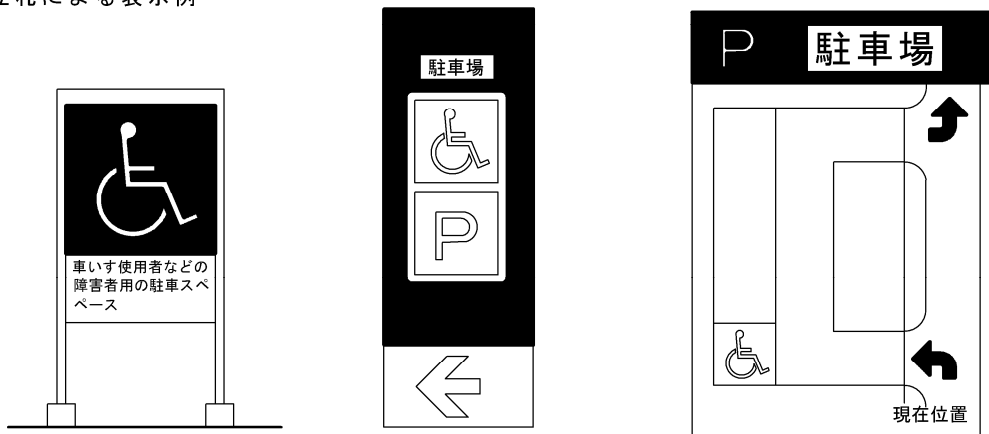
駐車場に掲げる案内表示

駐車場

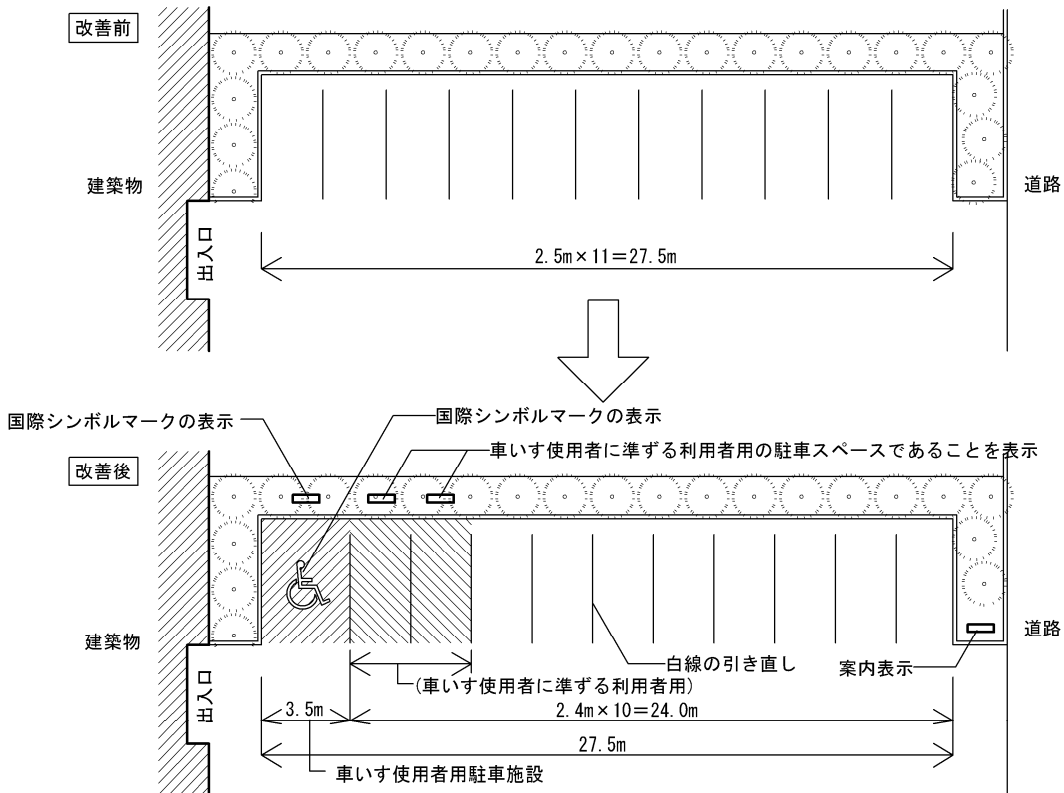
● 駐車場の設計標準



○ 立札による表示例



● 改善例



2. 2. 3 設計例



- ・エレベーターホール前に設けられた車いす使用者用駐車施設



- ・エントランスポーチの脇に設けられた車いす使用者用駐車施設
(ポーチまでスロープを設けている。)



- ・一般スペースと区別が付きやすいよう、塗装された車いす使用者用駐車施設（車路の歩行者用通路は、別の色で塗装されている。)

2. 3 建築物の出入口

◆設計の考え方◆

- ・建築物の主要な出入口においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に通過できること、建築物や施設に関する情報が適切に表示されていることが重要である。
- ・高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や援助を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の仕方、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・車いす使用者に配慮して、建築物の出入口においては、段差を設けないことが原則であり、地形等によりやむを得ず設ける場合には、傾斜路や昇降機を設置する。傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性など計画段階で十分に検討を行う必要がある。

◆基準◆

<建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
(第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

◆設計のポイント◆

建築物の出入口の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①建築物の出入口は、車いす使用者が通過可能な幅とする。
- ②建築物の出入口には、車いす使用者の通過を妨げるような段を設けない。
- ③出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保する。
- ④戸は、車いす使用者・上肢障害者等が開閉しやすい形式とする。
- ⑤戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ⑥主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。
- ⑦風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機できるスペースが十分確保される大きさとする。
- ⑧視覚障害者誘導用ブロック等は、出入口から受付カウンターやインターホン等の案内設備まで連続して敷設する。但し、視覚障害者誘導用ブロックによらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声による案内・誘導、人的誘導等がある場合はこの限りではない。

- ⑨風除室にあつては、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設は要しない。ただし、風除室内であっても、方向転換が求められる場合等は、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等により進行方向が分かりやすくなるよう配慮する。
- ⑩夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。
- ⑪床の表面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。
- ⑫建築物の出入口付近に受付カウンターやインターホン・案内板等の案内設備を設ける。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内・誘導等、受付カウンターやインターホン等の案内設備までの視覚障害者の誘導に配慮する。（小規模な建築物や利用者が特定される建築物で受付カウンター等の案内設備を設けない場合はこの限りではない）
- ⑬聴覚障害者等の利用に配慮して、建築物や施設の利用案内を適切に表示する。

(1) 寸法

① 有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望ましい。

留意点：有効幅員

- ・出入口の有効幅員の確保にあたっては、ドアの厚みや取っ手の引き残し・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。

② 戸の前後に設ける水平な部分

- ・戸の前後に設ける水平な部分は150cm角以上を確保することが望ましい。

(2) 戸の形式

- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

① 自動式引き戸

イ 開閉速度

- ・開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。

ロ 起動装置

- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するよう配慮する。

ハ 安全装置

- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置することが望ましい。

ニ 手動式の戸の併設

- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

② 手動式引き戸及び開き戸

イ 引き戸

- ・手動の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。

留意点：引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

ロ 開き戸

- ・ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望ましい。
- ・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設けることが望ましい。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とすることが望ましい。
- ・戸の前後には車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを十分に設けることが望ましい。

③ 回転戸

- ・回転戸は設けないことが望ましく、もし設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設することが望ましい。

留意点：回転戸

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主たる出入口には設けないことが望ましい。高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

(3) 設備・備品等

① 屋根、庇

- ・建築物の出入口には、出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根または庇を設けることが望ましい。

留意点：車いすによる乗降等

- ・車いすによる乗降等の場合は、傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

② 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、原則として出入口から受付カウンターやインターホン等の案内設備まで連続させて敷設する。
- ・但し、視覚障害者誘導用ブロック等によらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声による案内・誘導、人的誘導等がある場合はこの限りではない。
- ・受付カウンターやインターホン等の案内設備前、戸またはマット直前には「点状ブロック等」を3枚程度敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

③ 音声による案内・誘導

- ・視覚障害者の利用に配慮して、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設置することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 I. 1 情報伝達設備 を参照

④ ガラス

- ・ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いものを選ぶことが望ましい。
- ・視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横棧をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望ましい。

⑤ 玄関マット

- ・玄関マットは、埋め込み式とし、車いすで動きにくいはけ状のものは使用しないことが望ましい。また、杖先を引っ掛けたりしないよう、しっかりと端部を固定するとともに、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮することが望ましい。

⑥ 風除室

- ・風除室内で方向転換するような設計は、避けることが望ましい。方向転換する場合は、視覚障害者誘導用ブロック等により誘導する。

⑦ 取っ手

- ・手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする（パニックバー形式：2. 8 利用居室の出入口 参照）。また、引き戸には、補助取っ手をつけることが望ましい。
- ・床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。

留意点：取っ手

- ・握り玉タイプのは、高齢者、障害者等には使いにくいため使用しない。

⑧ インターホン・案内板

- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとする。
- ・聴覚障害者に配慮し、案内板には施設の利用案内が文字表示されていることが望ましい。
- ・案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：点字等による案内板

- ・点字等による案内板を設ける場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内・誘導等を設け、視覚障害者を案内板まで誘導することが必要である。

⑨ 受付カウンター等

- ・建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましい。

⑩ 非常時のための設備

- ・2. 1 2. 1 避難設備・施設的设计標準（3）、（4）を参照。

（4）仕 上

① 床の材料

- ・風除室内外の建物の出入口周辺の床面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。

留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす利用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、設けないよう注意する。雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設けるものとする。

② 段

- ・段を設けない。

2. 3. 2 ソフト面の工夫

（1）建築物の出入口における人的な対応

- ・建築物の出入口における人的な対応は、2. 1. 3 ソフト面の工夫（1）と同様に、従業員等の適切な配置を行う。従業員が配置される時間を利用者に分かりやすく表示することが望ましい。

2. 3. 3 改善・改修のポイント

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下のとおりである。

(1) 出入口の下枠の段解消

- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因になったり、車いす利用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが望ましい。

(2) 出入口の戸の改善

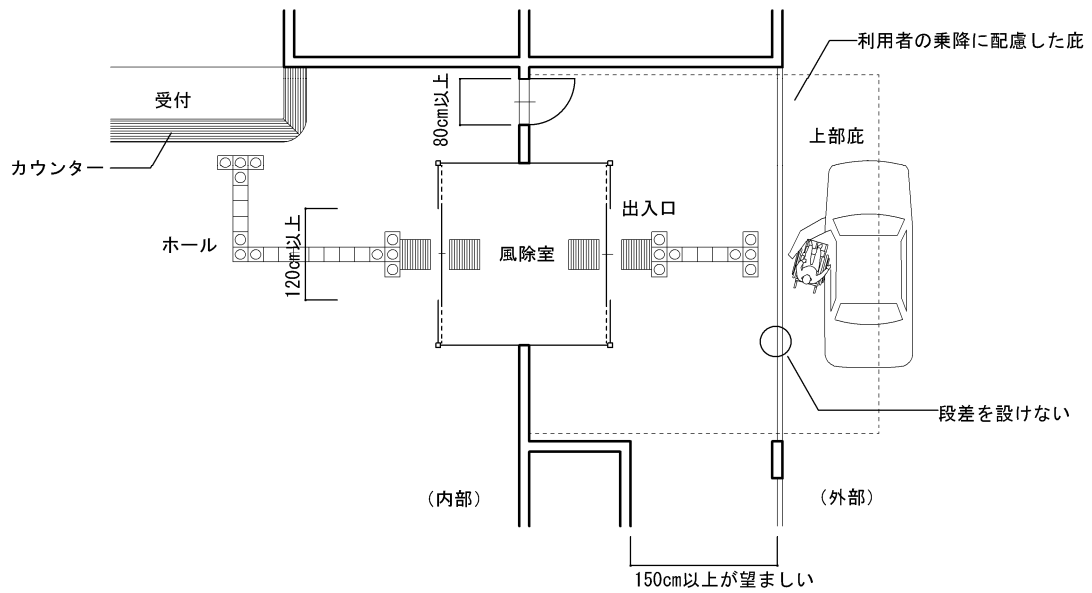
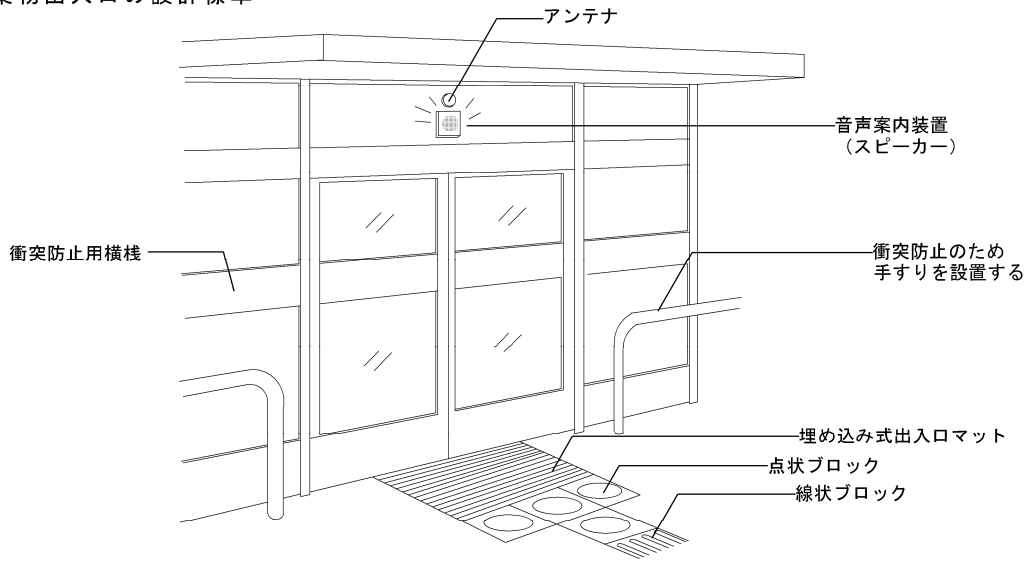
- ・重い開き戸は、高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくい。したがって、自動式引き戸か、手動式引き戸に改めることが望ましい。

(3) 出入口の幅員確保

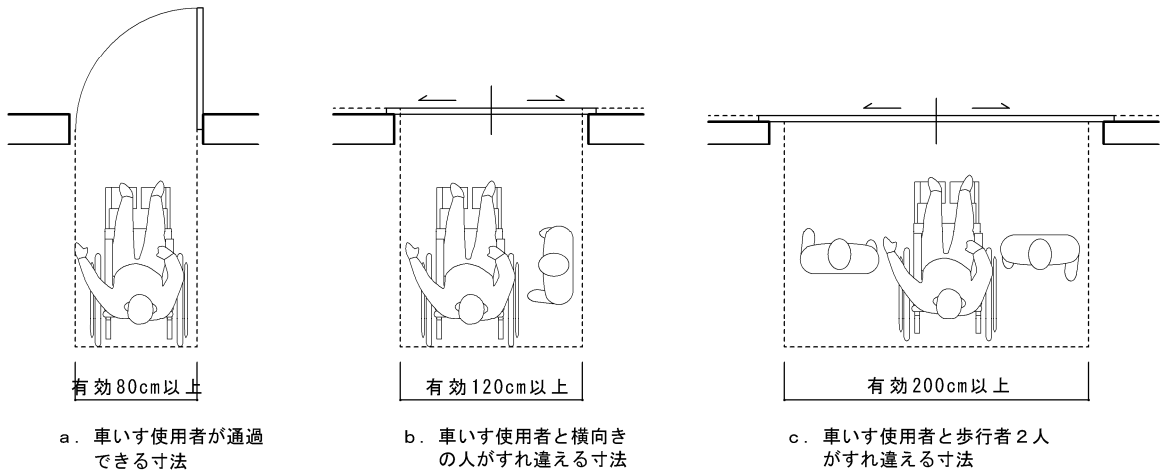
- ・有効幅員80cm以上を確保することが望ましい。

建築物の出入口 1

● 建築物出入口の設計標準



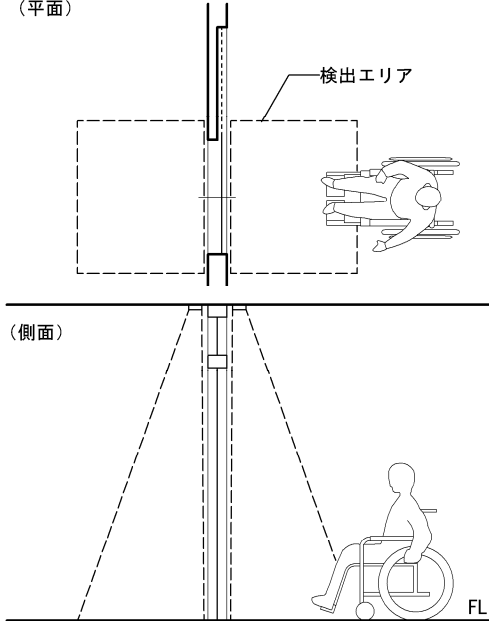
○ 出入口の有効幅員



建築物の出入口 2

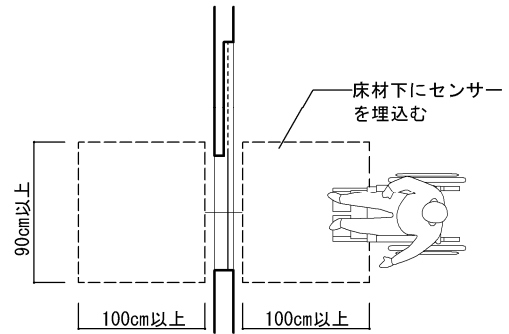
● 玄関廻りの設備・備品

a. 光線式反射スイッチ (平面)

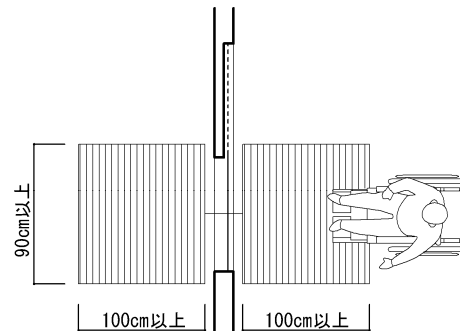


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使われる

b. 床埋込センサー式スイッチ

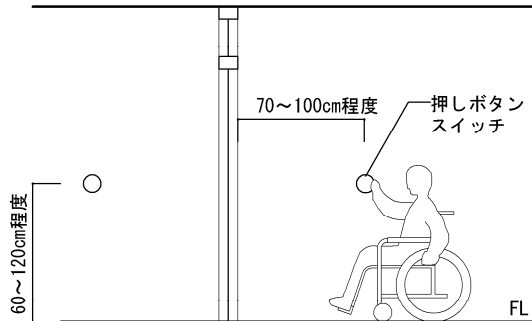


c. マットスイッチ

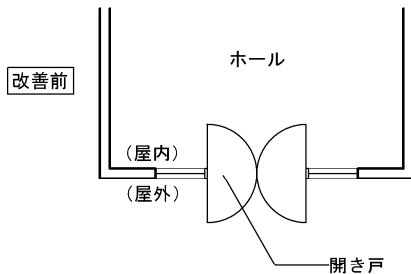


d. 押しボタンスイッチ

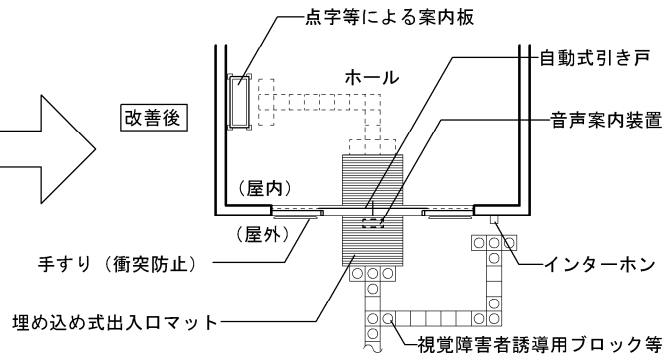
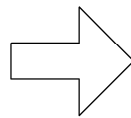
・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



● 改善例 1



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

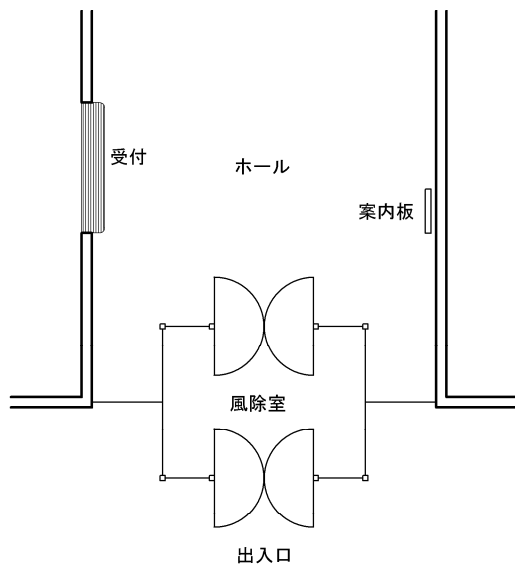


- ・ 出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 点字等による案内板を設置する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ 衝突防止のための手すりを設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

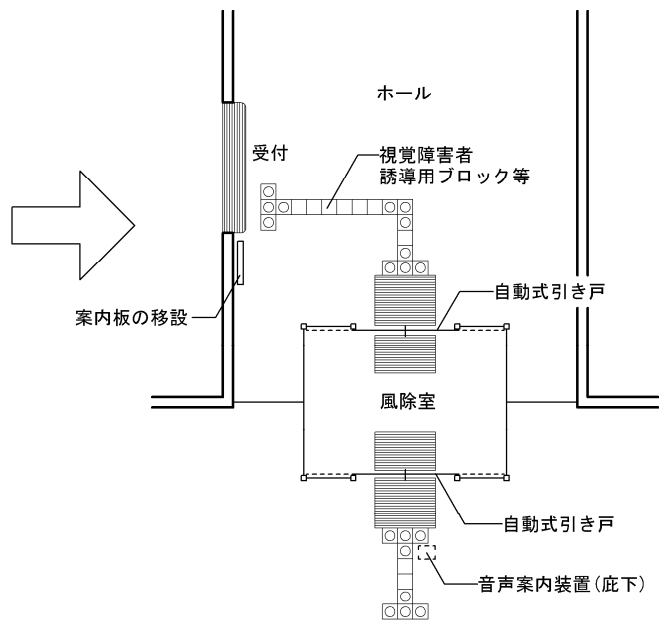
建築物の出入口 3

● 改善例 2

改善前



改善後



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・ 受付がある場合

- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

2. 3. 4 設計例



- 出入口まで敷設された視覚障害者誘導用ブロック等、自動式引き戸、段差のない床



- 車いす対応の出入口に設けた自動式引き戸、インターホン

2. 4 屋内の通路

◆設計の考え方◆

- ・屋内の通路においては、建築物の利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線計画、案内標識等を分かりやすく計画することが重要である。特に高齢者、障害者等が迷わないことや、移動等の負担を軽減することが求められる。
- ・高齢者、障害者等が安全に通行できるよう車いす使用者や杖使用者の通行やすれ違いに支障のない十分な幅員を確保するとともに、床の段や壁の突出物等を設けない配慮が求められる。特に、視覚障害者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型を設けないことが求められる。
- ・屋内の通路では、建物用途や利用者の特性に応じて、手すり等を用いて適切な誘導を行うことが求められる。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段または傾斜路の上端に近接する部分） ¹	
＜一般＞ 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ²	
＜移動等 円滑化経路＞ (第18条 第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

²告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
<一般> 廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設 (階段または傾斜路の上端に近接する部分) ³	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分 ⁴ については適用除外	
<一般> 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか (高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ⁵	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 ⁴ については適用除外	

2. 4. 1 屋内の通路の設計標準

◆設計のポイント◆

屋内の通路の設計にあたっては、以下の通りとすることが望ましい。

- ①通路は、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。
- ②床の表面は、滑りにくい材料・仕上げとする。
- ③通路には段を設けない。通路に段がある場合は、傾斜路または、昇降機を設ける。

³告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

⁴車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分 (告示第1488号)

⁵告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

- ④消火器、案内看板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設置し、また、柱型等の突出物をできるだけなくし、円滑な移動を確保する。
- ⑤車いす使用者及び杖使用者の利用を配慮した幅員を確保する。通路の幅員が車いす使用者の転回に十分でない場合、車いす使用者が転回できるスペースを確保する。
- ⑥必要に応じて手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
- ⑦バルコニー等外部への出入口は、段を設けず、出入口前後に車いす使用者が方向転換することが可能なスペースを設け、出入りがスムーズに行えるよう配慮する。
- ⑧通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置し、車いす使用者のスペースにも配慮する。但し、通行の邪魔にならないように計画することが重要である。
- ⑨必要に応じて通路の壁下部には車いすフットレストあたりを設ける。

(1) 配 置

- ・主要な動線の通路は、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすい設計が望ましい。

留意点：主要な通路の設計

- ・回廊形や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を部屋や壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため注意を要する。単純でわかりやすい動線がよい。
- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとっては休憩でき、歩行の負担を軽減できる。

(2) 寸 法

① 有効幅員

- ・原則として120cm以上とし、50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると180cm以上が望ましい。なお、幅員140cm以上とする場合は50m以内ごとに車いす使用者同士のすれ違える幅員180cm以上のスペースを設けることが望ましい。

② 傾斜路

- ・床には段を設けない。段がある場合は傾斜路を設けることが望ましい。
- ・傾斜路の構造は2.1.2 敷地内の通路に設ける傾斜路の設計標準を参照。

留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

(ただし、屋内の通路に設ける傾斜路の場合、勾配が1/20以下であっても必要な踊り場、手すりを設ける。)

(3) 設備・備品等

① 手すり

手すりを設ける場合は、可能な限り有益に利用されるよう計画する。手すりを設置する場合は、2.1.3A.1手すりを参照。

② 側 壁

- ・屈曲部においては、視野を少しでも広げ、利用者同士の衝突の危険を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、屈曲部にはコーナーミラー等を設けたり、曲がり角の出隅を落とす(面取り、隅切り)等の配慮を行うことが望ましい。
- ・床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、または、彩度の差に留意することが望ましい。
- ・視覚障害者の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を10cm以下とすることが望ましい。
- ・車いす使用者の利用が多い場合は、車いすフットレストあたりを設けることが望ましい。

③ 照 明

- ・通路の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置することが望ましい。

④ ガラス

- ・衝突のおそれのある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。（「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照）

留意点：防火戸を設ける際の配慮事項

- ・防火戸は車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ないというような設置の仕方は車いす使用者が通行できないので避ける。
- ・引き戸の防火戸で、下枠が無いか立ち上がりの無いものは、車いすでの通行に支障がなく有効である。
- ・防火戸の取っ手は、高齢者、障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- ・下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

⑤ 防火戸

- ・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
- ・防火戸には段を設けない。
- ・シャッター式の防火戸は車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。

（4）仕 上

① 床の材料

- ・滑りにくい材料・仕上げとする。
- ・転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。
- ・傾斜路の床面はノンスリップ加工を施すことが望ましい。

留意点：カーペット

- ・カーペットの場合は、毛足の長いものは車いすの操作が極端に重くなるために避ける。

（5）表 示

① 視覚障害者の誘導

- ・視覚障害者が建物内の目的地に容易かつ安全に到達できるよう、次のような配慮を適宜行う。

イ 室名表示

- ・2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）①を参照。

ロ 手すりの設置

- ・2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

ハ 点字・音声等による案内板の設置

- ・2. 1 3 G. 1 案内表示（2）を参照。

ニ 音声による案内・誘導

- ・2. 1 3 I. 1 情報伝達設備（1）を参照。

ホ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ・2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備 を参照。
- ・敷設する場合は、主な動線の通路に敷設することが望ましい。

② 点字表示

- ・施設用途や視覚障害者の利用に配慮して、手すりの端部、廊下の曲がり角の部分等には、現在位置及び誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。
- ・その他 2. 1 3 G. 1 案内表示 を参照。

2. 4. 2 ソフト面の工夫

(1) 廊下に物品を置かない工夫

- ・廊下にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保することが望ましい。
- ・施設の内容により必要な設備・備品の設置に対しては、建築設計時、収容できるスペースを確保したり、壁上部・天井への設置等により、あらかじめ調整しておくことが望ましい。例えば、設備・備品が置かれることが想定される壁際には、視覚障害者誘導用ブロック等は敷設しないこと等があげられる。

2. 4. 3 改善・改修のポイント

2. 4. 1 屋内の通路の設計標準 に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する

(1) 有効幅員

- ・少しでも有効幅員を広げるために、廊下に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

(2) 段差

- ・廊下に段のある場合は傾斜路に改善することが望ましい。
- ・床の凹凸は、平滑な仕上に改修することが望ましい。

(3) 手すり

- ・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表示することが望ましい。

(4) 誘導案内

- ・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障害者誘導用ブロック、音声案内装置により、案内・誘導することが望ましい。

2. 4. 4 施設による配慮の工夫

(1) 専ら高齢者、障害者等が利用する施設における手すり

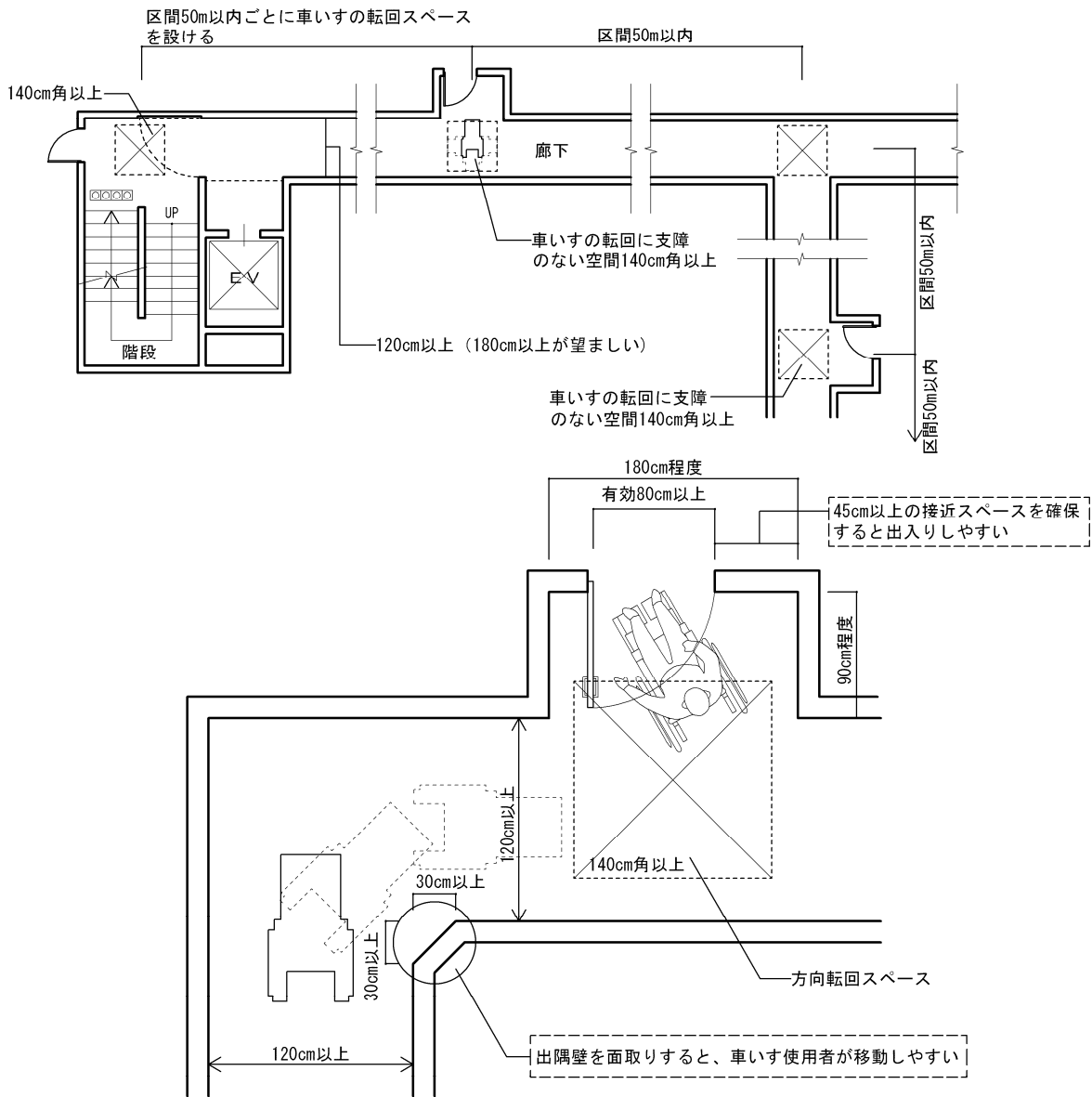
- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案して屋内の通路の手すりを設置することが望ましい。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

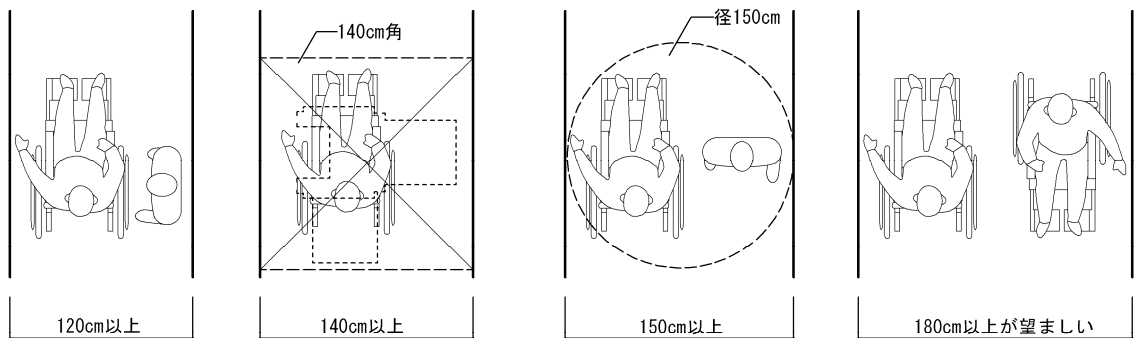
- ・専ら高齢者が利用する特別養護老人ホーム等の入所型高齢者施設における視覚障害者の誘導措置については、関係者で協議し適切と判断された場合には、視覚障害者誘導用ブロック等を整備する代わりに手すり・音声案内装置等を設置することも考えられる。

屋内の通路 1

● 屋内の通路の設計標準



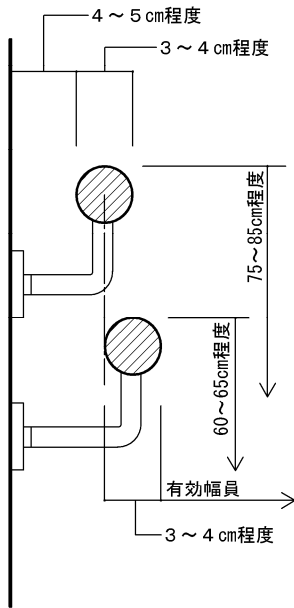
○ 屋内の通路の有効幅員



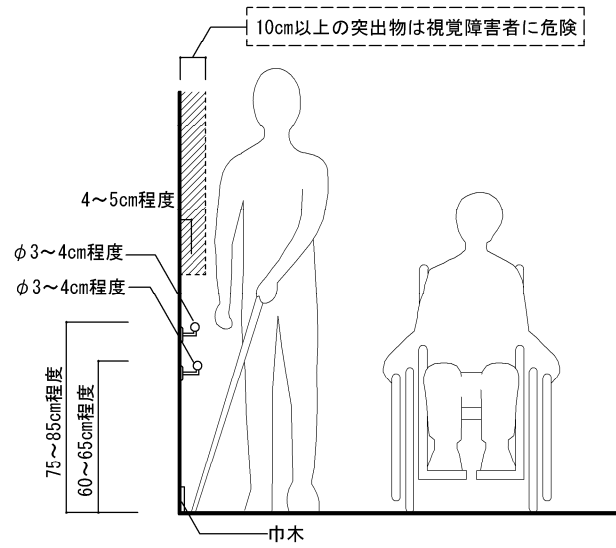
- a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法
- b. 車いすが転回(180°)可能な寸法
- c. 人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転(360°)できる寸法
- d. 車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

屋内の通路 2

○ 手すりと有効幅員

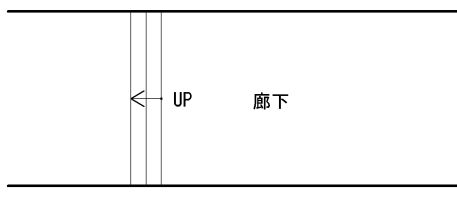


○ 壁面の配慮例

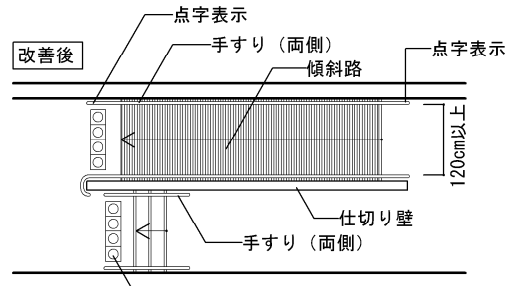
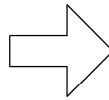


● 改善例 1

改善前



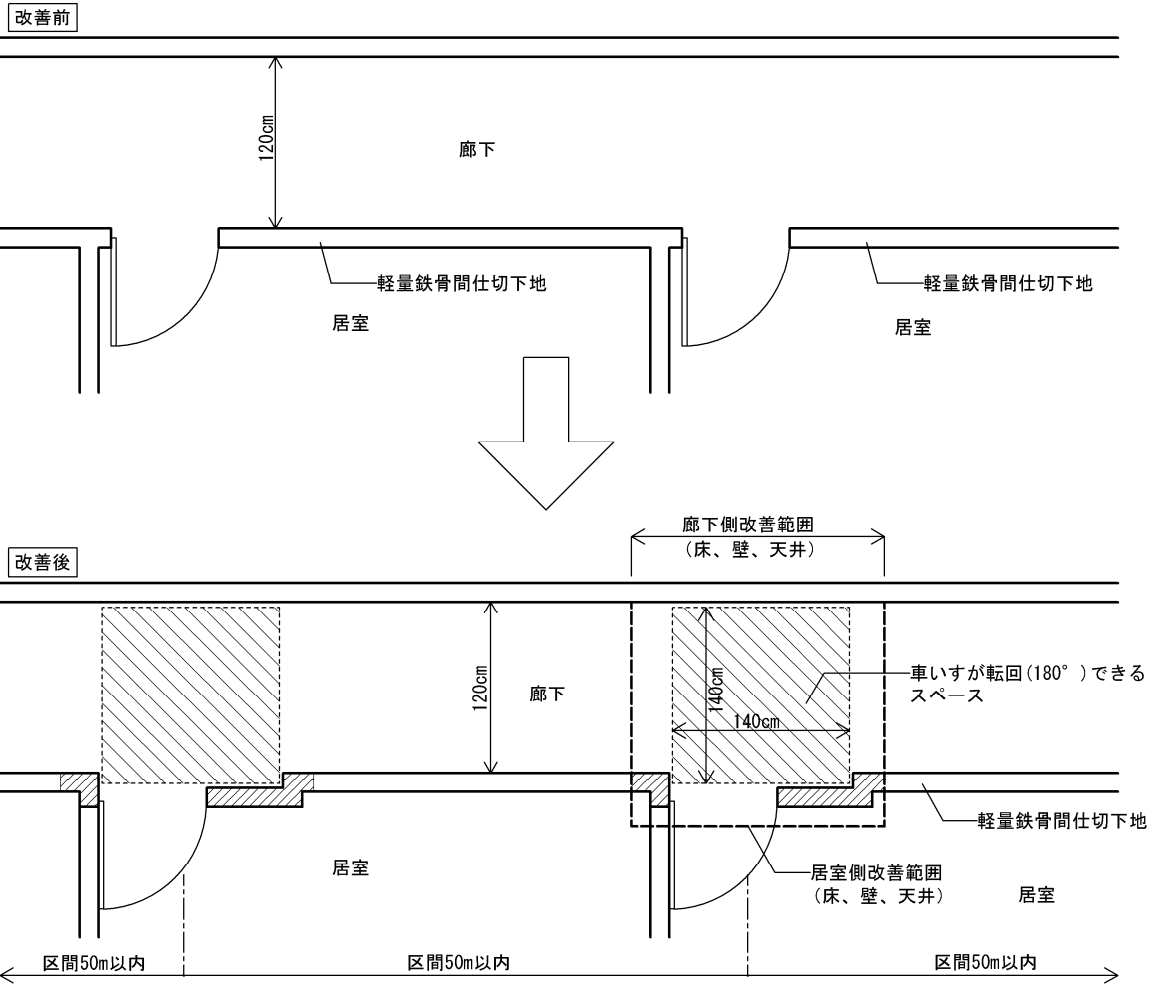
- ・廊下に3段程度の段がある場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合



- ・段の一部を残し、傾斜路を併設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・手すりを設置する

屋内の通路 3

● 改善例 2



2. 4. 5 設計例



- ・医療施設における手すりの連続設置



- ・歩行の障害とならないように、壁に埋め込まれた消火器置場



- ・通路に設けられた休憩スペース

2. 5 階段

◆設計の考え方◆

- ・階段は、転落、転倒等の事故が多い場所であることに留意し、適切な奥行きのある踏み面を確保した上、すべり止めや手すりを設置して安全対策に留意する。また、視覚障害者への配慮として、階段上端の踊り場部分には、転落防止及び段の存在を認識できる視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等の措置を講じる。
- ・階段は、高齢者、障害者等に配慮し、上りやすい形状かつ勾配であること、松葉杖の使用や介助者等も一緒に利用可能な有効幅員を確保していることが重要である。
- ・屋内階段のみならず、屋外の段についても日常利用されるものについては同様に高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ¹	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ²	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

²告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

2. 5. 1 階段の設計標準

◆設計のポイント◆

階段の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①屋内階段の形状は、直階段または折り返し階段とする。回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ②直階段、折り返し階段には、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
- ③歩行困難者、高齢者、視覚障害者等の昇降時利用に配慮し手すりを設ける。
- ④踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい材料・仕上げとする。
- ⑤段鼻は、高齢者、視覚障害者等が識別しやすいものとし、つまずきの原因となる形状としない。
- ⑥階段上端部には、段の存在を認知できるよう点状ブロック等を敷設する。（連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けることが望ましい。）

(1) 形状・配置

- ① 階段の形状
 - ・階段は回り階段とはせず、直階段または折り返し階段とすることが望ましい。
- ② 一時待避スペース
 - ・2. 1 2 避難設備・施設を参照。

留意点：階段の形状

- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。
- ・主要経路の階段は回り階段としない。

(2) 寸法

- ① 有効幅員
 - ・140cm以上が望ましい（杖使用者が昇降し易い値）。
- ② 蹴上げ・踏み面・蹴込み
 - ・各寸法は、以下のような緩勾配にすることが望ましく、同一の階段においては同一寸法を原則とする。
 - イ 蹴上げ 16cm以下
 - ロ 踏み面 30cm以上
 - ハ 蹴込み 2cm以下

留意点：蹴上げ、踏み面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。

$$550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$$

(T：踏み面、R：蹴上げ)

(3) 設備・備品等

- ① 段鼻・踏み面・蹴込み板
 - ・段鼻は、突き出さないようにし、すべり止めを設けること。
 - ・引っかかり防止を配慮し、蹴込み板のない階段形状等の設計は避けること。
 - ・段鼻、踏み面、蹴上げは、高齢者や視覚障害者等が認知しやすいように、明度、色相、彩度（輝度比の確保）、仕上げ等の差に配慮する。

留意点：段鼻・蹴込み板

- ・段鼻が突き出しているとつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。また、すべり止めを設ける際も、踏み面及び蹴込み板の面とそろえ、つまずきにくいように配慮する必要がある。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。このためには、すべり止め部分の認知のしやすさが重要である。
- ・つま先が引っかかったり、杖や足が落ち込む可能性もあるため、蹴込み板を設ける。

- ② 手すり
- ・手すりは両側に連続して設けることが望ましい。踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい。
 - ・幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。（階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。）
 - ・階段の上端では45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上手すりを延長することが望ましい。
 - ・階段の有効幅員140cmは、杖使用者が円滑に昇降できる寸法であるため、その支障とならない手すりの幅10cmまでは、ないものとみなし算定することができる。
 - ・その他2. 13A. 1 手すりを参照。
- ③ 立ち上り
- ・側面を手すり子形式とする場合は、杖が転落しないように、階段の側桁または地覆を5cm以上立ち上げることが望ましい。
- ④ 照 明
- ・階段の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設けることが望ましい。
 - ・外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設けることが望ましい。
- ⑤ 避難階段
- ・避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差は設けない。
- 留意点：窓**

 - ・階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮することが望ましい。
- ・避難階段等には車いす使用者の一時待避スペースを確保することが望ましい。2. 12 避難設備・施設を参照。
- ⑥ その他
- ・折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設けることが望ましい。
- 留意点：その他の設備等**

 - ・聴覚障害者に配慮し、階段の折り返し部分等に鏡を設置することが望ましいが、同時に視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

(4) 仕 上

- ① 踏み面
- ・滑りにくい材料・仕上げとする。特に杖が横に滑らないよう配慮する必要がある。
- ② すべり止め
- ・杖が滑らないよう金属製のものは避ける等の設計とする。

(5) 表 示

① 「点状ブロック等」の敷設

- ・階段の上端部には、視覚障害者に段の存在を予告するため、階段手前30cm程度の位置に「点状ブロック等」を敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

留意点：点状ブロック等の敷設

- ・階段上端部における点状ブロック等の敷設位置は、段鼻の直前では、踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく必要がある。
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設するものとするが、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。また、出口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端共に敷設することが望ましい。

② 点字表示

- ・視覚障害者の利用に配慮して、手すりの水平部分に現在位置及び上下階の案内情報等を点字表示する。
- ・点字は、はがれにくいものとするのが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

留意点：浮き彫り文字や音声による案内・誘導の併用

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。

③ 階段下

- ・階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があり、安全対策をすることが望ましい。

留意点：階段下の空間

- ・階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が気付かずに近付き、頭が衝突する危険がある。したがって、衝突する前に白杖が当たって気付くように、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

2. 5. 2 改善・改修のポイント

階段の幅員・踏み面・蹴上げの寸法について、2. 5. 1 階段の設計標準（2）に基づいた改善・改修が難しい場合においても、特に以下の点に留意し安全対策を実施する。

(1) 段鼻の仕上

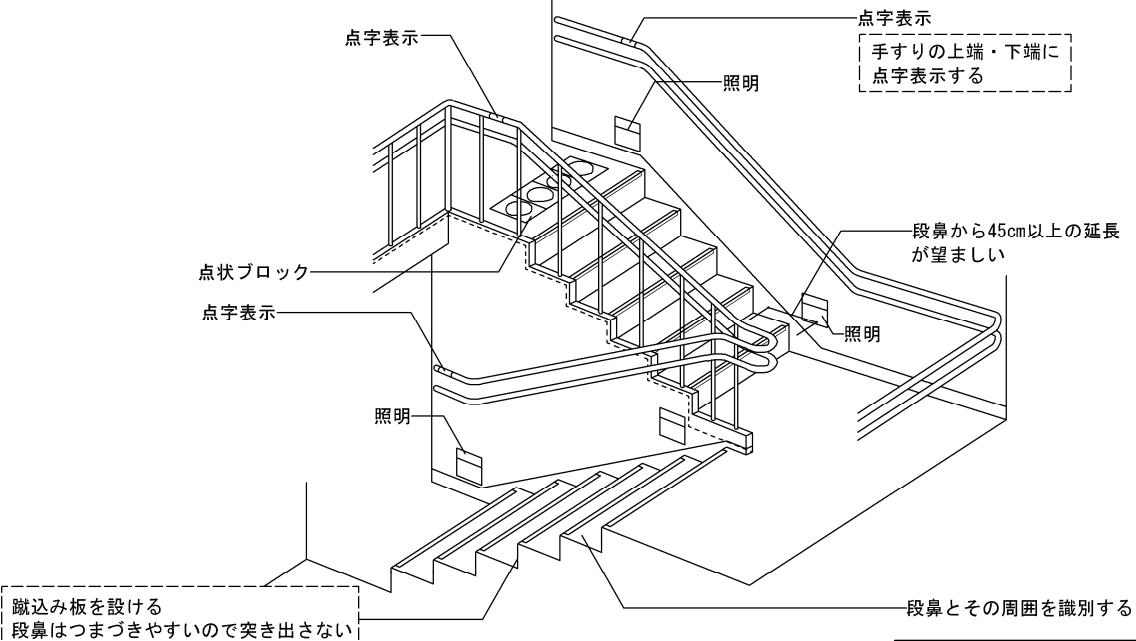
- ・段鼻部分を踏み外さないように、段鼻と踏み面や蹴上げを認知しやすい色、明度、色相、彩度（輝度比の確保）を確保し、すべり止めを設置することが望ましい。

(2) 手すりの設置

- ・階段は上り・下り共に、踏み外しの危険を伴い、また体力も必要である。高齢者、視覚障害者等にとって、手すりは安全を支える重要な設備である。手すりが設置されていない主要階段には、改修によって手すりを設けることが望ましい。
- ・2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

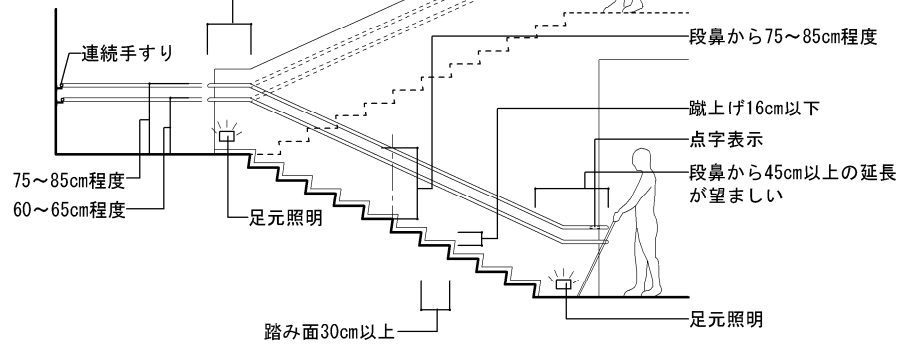
階 段

● 階段の設計標準

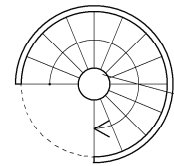


○ 望ましい階段の寸法

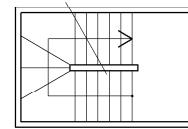
水平部分は45cm以上が望ましい



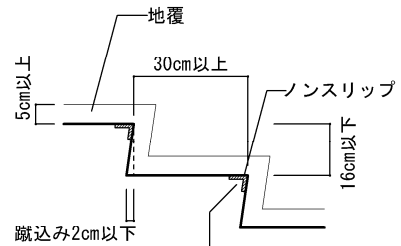
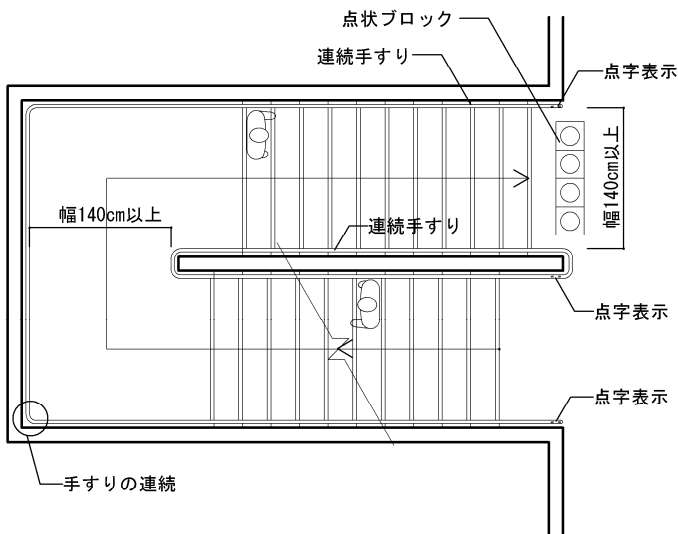
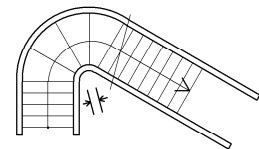
らせん階段 ×
(らせん階段は主階段としない)



回り階段 △
(小規模な2階建や構造上困難な場合等に限る)



回り階段 △
(踏面の最小寸法は30cm必要)



段鼻の位置をわかりやすくするため
ノンスリップ部分、蹴込みの先端部
は目立つ色をつける等の工夫が望ましい

2. 5. 3 設計例



- ・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段



- ・階段手すりに設けられた点字表示

2. 6 エレベーター・エスカレーター

◆設計の考え方◆

- ・エレベーターは、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段である。エレベーターを設ける場合は、誰もが利用しやすいように、建築物の中でなるべく分かりやすい位置に設け、案内表示を適切に設置することが求められる。
- ・使用時の利便性等を考慮すると、エスカレーターのみによる対応は好ましくなく、原則として障害者等のためにはエレベーターで対応することが求められる。
- ・エスカレーターの構造・設備は、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。
- ・エレベーターの設置位置がわかるよう建物全体の案内図に示す。その際、視覚障害者等視覚情報が伝わりにくい人にも情報が伝えられる表示方法とする。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
＜移動円滑化経路＞(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
エレベーター 及びその 乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室または車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑨不特定多数の者または主に視覚障害者が利用するもの場合 ¹	—
	(1)上記①から⑧を満たしているか	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 または 使用形態の エレベーター その他の 昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

・自動車車庫に設ける場合

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
傾斜路またはエレベーター等の設置(第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 ² は適用除外	
エレベーター(第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室または車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
⑥不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ³	—	
(1)③のすべてまたは⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機(第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

²車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

³告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)

・自動車車庫に設ける場合

施設等	チェック項目
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

2. 6. 1 エレベーターの設計標準

◆設計のポイント◆

エレベーターの設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①階数が2以上の建築物であって、多数の者が利用する建築物においては、高齢者、障害者等に対応したエレベーターを設置する。
- ②エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口まで分かりやすく誘導し、案内表示を設置する。
- ③エレベーター乗降ロビーでは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入またはエレベーターから退出できるものとするのが望ましい。
- ④エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。
- ⑤間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置等は、高齢者、障害者等の利用を配慮したものとする。特に、病院、福祉施設、共同住宅等では利用の特性に配慮したかご形状とすることが望ましい。
- ⑥エレベーター乗降ロビーの乗り場ボタンやかご内の主操作盤等は、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。
- ⑦緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報については、視覚情報化する等、聴覚障害者に対する適切な配慮を行う。
- ⑧大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。

(1) 寸 法

- ① 出入口の有効幅員
 - ・80cm以上とする。
 - ・車いす使用者の利便性を考慮すると、90cm以上が望ましい。

留意点：竪穴区画、遮煙・遮炎区画

- ・エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り設けない区画設計が望ましい。

- ② 乗降ロビーの広さ
 - ・150cm角以上とする。
 - ・車いす使用者の利便性を考慮すると、水平な床を180cm角以上確保することが望ましい。

表 かご・乗降ロビー内法寸法（移動等円滑化誘導基準）

	1以上のエレベーター		その他のエレベーター	
	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物
かごの幅	140cm	160cm	—	140cm
出入口幅	80cm	90cm	80cm	80cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	180cm	150cm	150cm

(2) 設備・備品等

① 乗降ロビーの乗り場ボタン・表示等

- 乗降ロビーに、車いす使用者対応の乗り場ボタン（車いす使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するもの）を設置する。

留意点：乗降ロビーの点字表示

- 点字は、掌が字に対して水平になるようにして読むため、車いす使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にあると読み難い。
- しかし視覚障害者が車いす使用者対応乗り場ボタンを押す場合に備えて、車いす使用者対応の乗り場ボタンに点字をつけることは望ましいことである。

- 設置位置は床高100cm程度とする。
- 視覚障害者の利用に配慮して乗り場ボタンには、点字表示を行うとともに方向が識別できる形状とすることが望ましい。
- 点字表示を乗り場ボタンに設ける際、立位で使用する乗り場ボタンに設けることを基本とする。
- 乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けることが望ましい。
- タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- 視覚障害者は、エレベーターが到着しても、上りか下りか認知できないため、かごが到着して戸が開いたときに、音声により昇降の別を案内することが望ましい。
- 聴覚障害者等の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- 車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することが望ましい。

② 鏡

- 車いす使用者の利用に配慮して、かごの中で転回しなくても戸の開閉状況が確認できるように、かご入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上40cmから150cm程度までである鏡（ステンレス製または安全ガラス等）を設けることが望ましい。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型のかごの場合には凸面鏡等でもよい。
- 鏡の形状と設置位置は、車いす使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとなるよう考慮することが望ましい。

③ 手すり

- 両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状することが望ましい。
- 取り付け高さは、75～85cm程度とすることが望ましい。
- その他 2. 1 3 A. 1 手すりを参照。

④ 車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤

- かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設ける。
- 設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、高さは100cm程度が望ましい。また、極端にかごの奥や手前に設けないものとする。
- 主・副操作盤については次の機能及び設備を有することが望ましい。
 - イ 主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能。戸が開いている時間は10秒程度が望ましい。
 - ロ 主操作盤にはインターホンを設ける。

- ⑤ 操作盤における視覚障害者への配慮
- ・かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに、点字表示を行う。
 - ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
 - ・操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
 - ・ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫が望ましい。
 - ・ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。

⑥ 乗降者検知装置

- ・かごの出入口には光電式、静電式または超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設けることが望ましい。光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

留意点：非常時のための設備

- ・かご内のインターホンボタンを押し、管理者または保守会社が応答した場合、インターホンの応答表示を点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。管制運転が作動した時には、かご内の乗客に音声と電光表示等で案内をすることが望ましい。
- ・非常呼び出しボタンの形状を触覚でわかるようにすることが求められる

⑦ 段及びすきま

- ・かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3 cm程度以下とすることが望ましい。

⑧ 音声による案内

- ・視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音声案内装置を設ける。

留意点：出入口が2方向ある場合の音声による案内

- ・出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。

⑨ 表示装置等

- ・かご内には、聴覚障害者等の利用に配慮して緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、緊急時のかご内の状況を外部に表示することができるかご内モニターを設けることが望ましい。
- ・かご内にかごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。

⑩ エレベーターの出入口戸

- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるように、エレベーターの出入口に、床上50cm程度まであるガラス窓（防火区画との関係に注意が必要）を設けることが望ましい。

⑪ 過負荷表示設備

- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知では分かりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かご出入口の枠、若しくはかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設けることが望ましい。

(3) 表 示

- ・「点状ブロック等」を乗り場ボタンの位置に敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備(2)視覚障害者障害者誘導用ブロックの敷設③ 建築物の用途による敷設方法 を参照。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

(4) 庇

- ・出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮することが望ましい。

(5) 乗降ロビーの位置

- ・エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止柵を講じるなど、その配置に十分注意する。

(6) その他のエレベーターに関する標準

- ・車いす兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-C506A)
 - ・視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-515D)
- (共に、(社)日本エレベーター協会制定)によることが望ましい。

2. 6. 2 ソフト面の工夫

(1) 人的な対応

- ・一時に多数の利用が集中する施設(劇場や屋内競技場等)では、高齢者、障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をすることが望ましい。

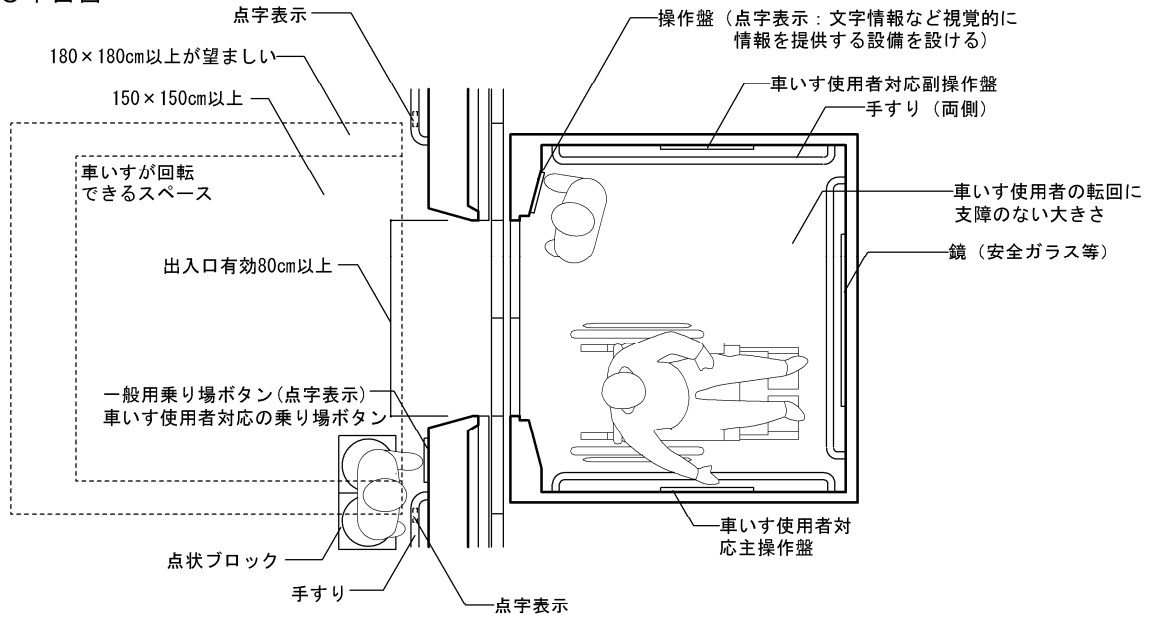
2. 6. 3 改善・改修のポイント

- ・2. 6. 1 エレベーターの設計標準 に基づき改善・改修することが望ましい。(構造上の理由により通常のエレベーターを設けることが困難な場合には、車いす使用者が利用可能な段差解消機の設置等により対応)
- ・音声による案内を設けることが望ましい。
- ・大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。

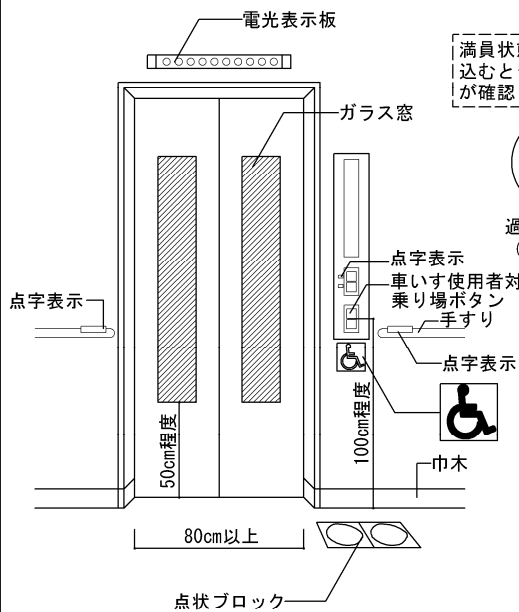
エレベーター 1

●エレベーターの設計標準

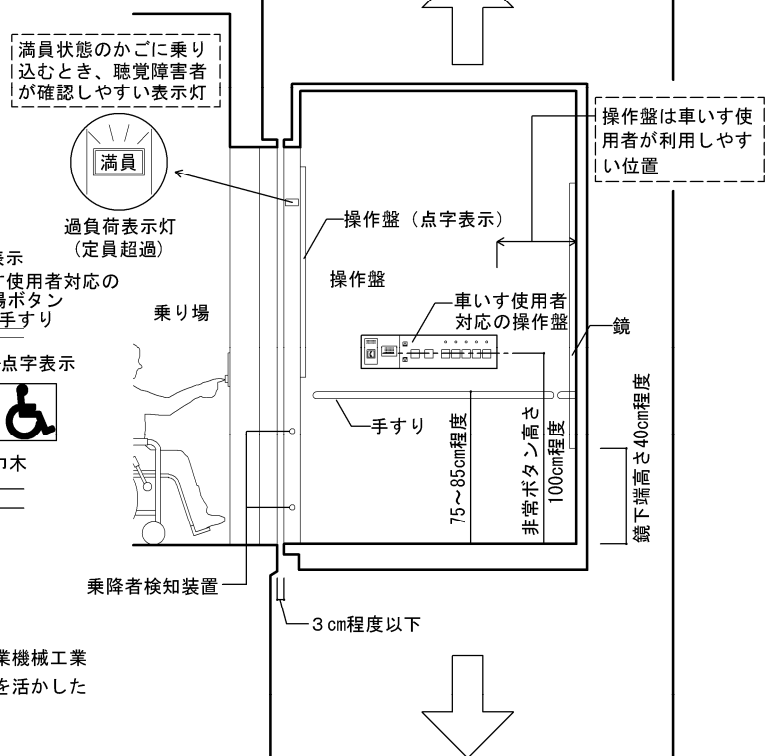
○平面図



○エレベーター出入口(乗り場)



○かご内の断面図

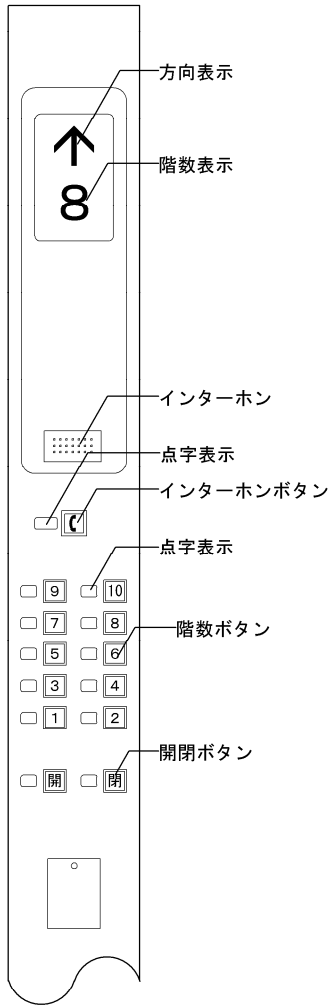


※過負荷表示灯については、社団法人日本産業機械工業会技術委員会による「ユニバーサルデザインを活かしたエレベーターの研究報告」を参考とした。

エレベーター 2

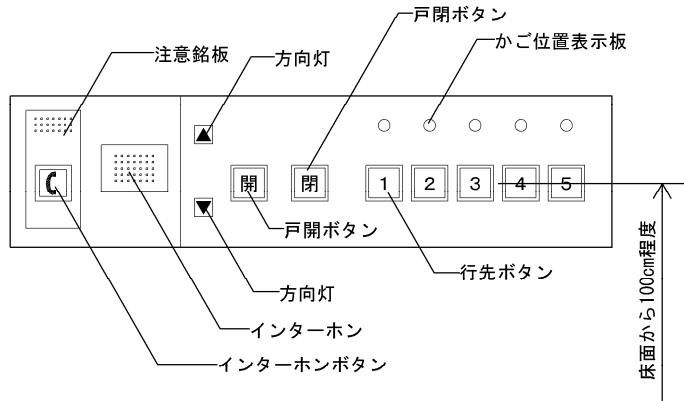
●エレベーター 操作盤仕様 (例)

○縦型操作盤

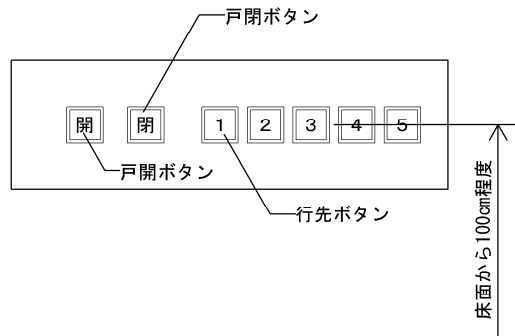


○車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

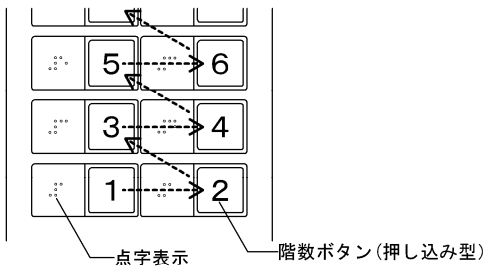


○車いす使用者対応副操作盤



○階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



2. 6. 4 設計例



- ・エレベーター出入口戸のガラス窓、TVモニターの整備



- ・かご内の電光表示（緊急時に文字情報が提供できる。）



- ・わかりやすい車いす使用者対応の副操作盤

2. 6. 5 エスカレーターの設計標準

◆設計のポイント◆

エスカレーターの設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①エレベーターによる通常の対応が困難な場合は、車いす利用者対応エスカレーターを設置する。
- ②エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。
- ③エスカレーターの乗降口には、高齢者、障害者等の安全性を高めるため、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ④乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。
- ⑤エスカレーターの乗降口部には、視覚障害者誘導用ブロック等のうち点状ブロック等を敷設するか、音声案内装置を設置して注意を喚起するものとする。
- ⑥エスカレーターを設置した場合は、案内表示を設置する。

(1) 寸法

- ① 踏段の幅は以下のものが望ましい。
 - イ S600形 踏段幅60cm程度
 - ・ 1つの踏段に1人が乗る踏段幅のエスカレーター
 - ロ S1000形 踏段幅100cm程度
 - ・ 1つの踏段に2人が乗ることのできる踏段幅のエスカレーター

(2) 設備・備品等

- ① 移動手すり
 - ・ 移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望ましい。
- ② 乗降口誘導固定手すり
 - ・ 長さ100cm以上とすることが望ましい。

留意点：固定手すりの取り付け位置

- ・ 固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は十分吟味する必要がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

- ③ 踏段
 - ・ 踏段の水平部分は3枚程度とすることが望ましい。
 - ・ 定常段差に達するまでの踏段は5枚程度が望ましい。
 - ・ 乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望ましい。
 - ・ 踏段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。
 - ・ 踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすくすることが望ましい。
- ④ くし板
 - ・ 歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望ましい。
 - ・ くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。

(3) 車いす利用者対応エスカレーター

- ・車いす利用者の円滑な上下移動に配慮して、エレベーターの設置を原則とするが、やむを得ず車いす利用者対応エスカレーターを設ける場合は、係員の呼び出しインターホンを設置し、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けることが望ましい。

(4) 表 示

- ・「点状ブロック等」を、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備 を参照。

留意点：エスカレーターへの誘導

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

留意点：エスカレーターの進行方向の表示

- ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、または音声案内することが望ましい。

(5) 音声による案内

- ・複合的商業施設、百貨店等大規模建築物等ではエスカレーターの乗降口付近に乗降を誘導する音声案内装置を設けることが望ましい。

(6) 事故防止

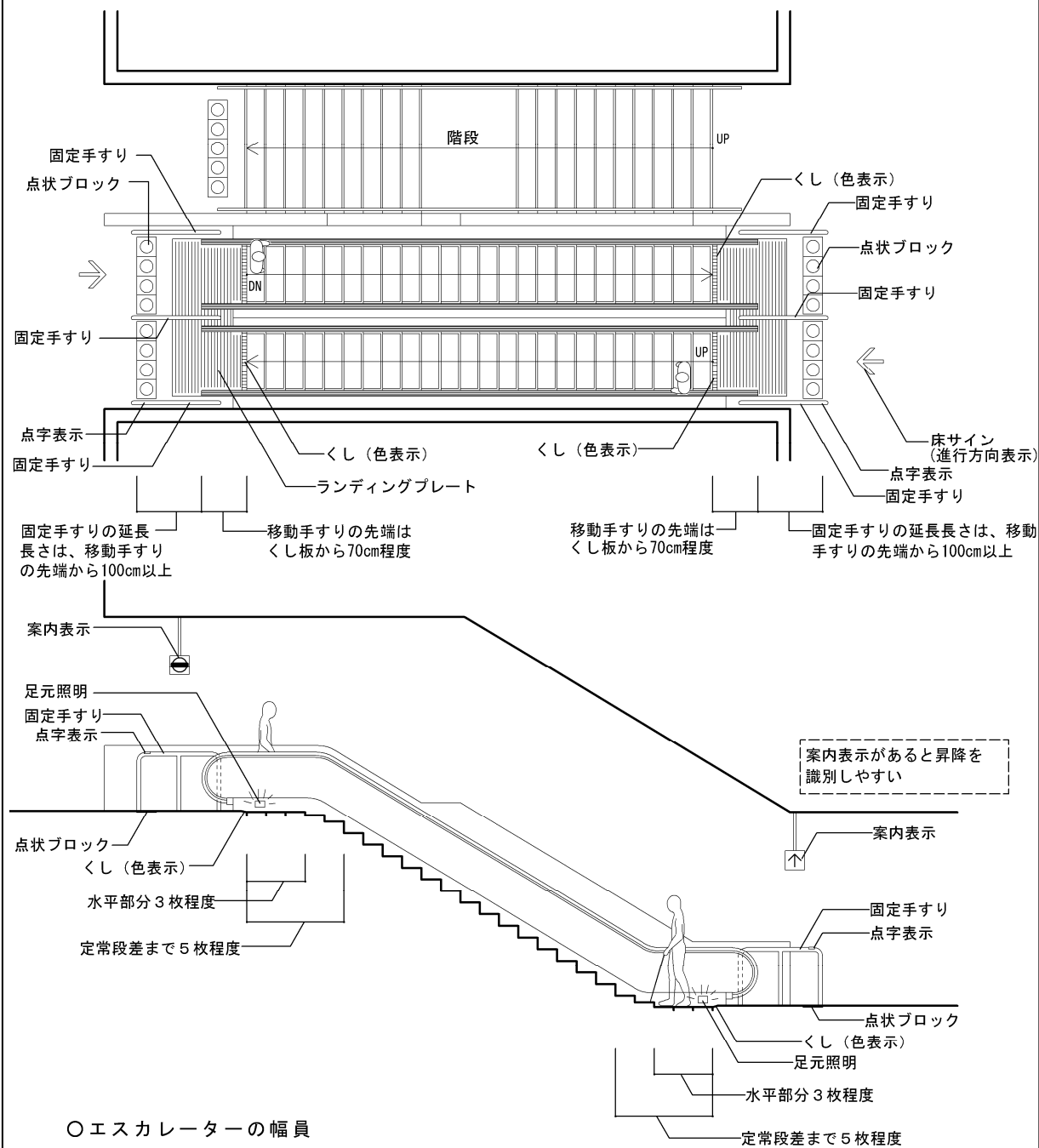
- ・エスカレーター利用時のほさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。

留意点：エスカレーター事故防止

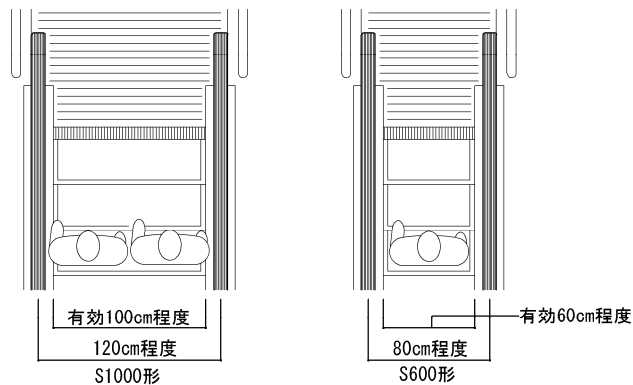
- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行には十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

エスカレーター

●エスカレーターの設計標準



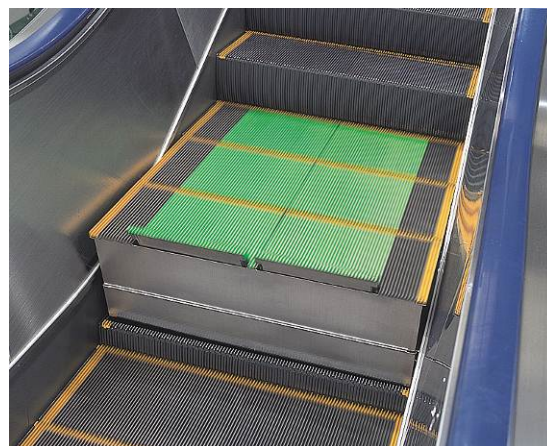
○エスカレーターの幅員



2. 6. 6 設計例



- ・階に満たない段差解消のために設けた車いす
使用者対応エスカレーター（踏段の水平部
分4枚（一般には3枚程度の場合が多い）、係員呼出ボタン、車いすで利用できる
表示等が整備されている。）



- ・車いす使用者対応エスカレーターの
作動状態（着色部分が車いす乗用踏段）



- ・エスカレーターの進行方向を表示した電光
表示（進入禁止の表示があるエスカレータ
ーに進入すると、ブザーが鳴る。）

2. 7 便所・洗面所

◆設計の考え方◆

- ・便所のバリアフリー化に際しては、面積や構造による制約、施設用途及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。
- ・便所に関し、バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。
- ・バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象に追加され、利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。

1) 個別機能を備えた便房の設置

多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。

また施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも考慮する。

2) 多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置

施設用途を十分に考慮し、車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房（多機能便房を含む）を設けた上で設置する。

3) 多機能便房の設置

施設用途を十分に考慮し、多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。

- ・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上）	
＜同上＞ 標識 (第19条)	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか (当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)		
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

◆共通する設計のポイント◆

個別機能を備えた便房の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

①個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

②便所・便房の出入口及び通路には、段その他の障害物を設けない。

③便房の戸

- ・ 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(3)を参照。
- ・ 戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・ 手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さを考慮したものとすることが望ましい。

④施錠等

- ・ 自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。
- ・ 手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとするが望ましい。
- ・ 視覚障害者の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。

留意点：施錠を示す色

- ・ 施錠を示す色は、一般的に赤と緑に色分けされているが、色弱者に配慮して赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

⑤設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。

⑥手すり

- ・ 便器の横に手すりを設ける場合には、水平、垂直に堅固に取り付ける。
- ・ 水平手すりは、便器の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
- ・ 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすいように配慮する。

留意点：手すりの位置

- ・ 手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

⑦ペーパーホルダー

- ・便座に座ったまま利用できる位置に設ける。
- ・便器の横壁面にペーパーホルダーを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

⑧便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものとするのが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。
- ・便器の横壁面に便器洗浄ボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

⑨呼び出しボタン

- ・便座に座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設けることが望ましい。
- ・便房内には確認ランプ付呼出し装置、出入口の廊下等には非常呼出し表示ランプ、事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- ・便器の横壁面に呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。

留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まった時に、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

留意点：ボタンの色、表示

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタン、温水洗浄便座の操作ボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色・配置に関しては、その他の便房においても同様の措置が求められる。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

⑩便房内の洗面器・手洗器の水栓金具はレバー式、光感知式等、簡単に操作できるものとするのが望ましい。

⑪便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とするのが望ましい。

⑫照明は、十分な照度を確保することが望ましい。

⑬床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするのが望ましい。

⑭表示

- ・利用者を誘導するために、建物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を表示することが望ましい。
- ・個別機能を備えた便房を設けた便所の出入口には、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることや便房の位置、男女の別をわかりやすく表示し、必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・便房の戸には、個別機能を備えた便房の設備内容をわかりやすく表示する。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示することが望ましい。

（1）車いす使用者用便房

① 配置等

- ・介助者に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

② 設置数

- ・少なくとも1以上の車いす使用者用便房（男女の別があるときはそれぞれ1以上）を設ける。
- ・当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあってはその総数の2%以上、200を超える場合にあってはその総数の1%に2を加えた数以上の、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。

③ 出入口・通路

- ・便所・便房の出入口及び通路は段差をなくし、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保する。

④ 便房の出入口の有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。
- ・出入口前には車いすが転回できる空間(140cm角)を設ける。

⑤ 便房の広さ

- ・車いす使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できる等、可能な限り容易に利用できるよう、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・便房の標準的寸法は200cm×200cm程度とすることが望ましい。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。
- ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。

留意点：便房の寸法

- ・便房には車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を確保するとともに、便器への移乗のために車いす使用者の接近スペースを確保する。

⑥ 便房のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮するものとする。

⑦ 便房の戸、施錠等

- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けないことが望ましい。また操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮することが望ましい。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（JADA-0006）（全国自動ドア協会）によることが望ましい。

留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が表示されている。

⑧ 便器

- ・便器は、腰掛け式床置きまたは壁掛け等とする。
- ・腰掛け式床置き便器の前面は、車いすですできるだけ接近できるように、フットレストの当たりにくい、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。

留意点：便器

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設けるとよい。

⑨ 設備

- ・車いすから便座への移乗を容易にするために手すりを設置し、ペーパーホルダー、呼び出しボタン等が便座から及び車いすに座ったまま手の届く範囲に設置する。

⑩ 手すり

- ・便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付ける。

⑪ ペーパーホルダー

- ・便座及び車いすに座ったまま利用しやすい位置に設けることが望ましい。

⑫ 便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものとするが望ましい。

留意点：便器洗浄ボタンの位置

- ・車いすに座ったままの状態でも、操作できるように設置することが望ましい。

⑬ 呼び出しボタン

- ・便座及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。

⑭ 洗面器

- ・洗面器は、壁に堅固に取り付ける。手すりを設ける場合は車いす使用者の利用にも配慮することが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとするが望ましい。
- ・車いす使用者が利用できるような洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用し易い位置（手前縁から30～33cm程度）に設けることが望ましい。

留意点：洗面器

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

留意点：手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手の届く位置に手洗い器を設置することも有効である。

⑮ 鏡

- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。

留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

⑯ 手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとするが望ましい。
- ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとするが望ましい。

(2) オストメイト用設備を有する便房

① 配置、設置数

- ・少なくとも1以上のオストメイト用設備を有する便房（男女の別があるときはそれぞれ1以上）を設ける。

② 汚物流し等

- ・オストメイト¹の利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。
- ・手を洗うための石けん（石けん入れ）、手を拭くためのペーパータオル（ペーパータオル入れ）又はハンドドライヤーを設置することが望ましい。
- ・オストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）は、整備が義務づけられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除き、設置することは望ましくない。

留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

③ その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる手荷物置き台（カウンター）を設置する。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は全身を映すことができるものが望ましい。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置することが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。
- ・着替え時の姿勢保持のため、手すりを設けることが望ましい。

留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

(3) 大型ベッド付き便房

① 設置数

- ・建物内に複数の車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッド付き便房とすることが望ましい。

留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設置することが求められている。

② 便房の広さ等

- ・大型ベッド付き便房は、車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、これに介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。したがって、設計の考え方は、（1）車いす使用者用便房の設計標準によるほか、以下の点にも留意する。

¹手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面板と、便と尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面板とパウチが別になったもの）がある。

- ・大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。

(4) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

① 設置数

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さを有する便房又は乳幼児用いす等の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を、少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）設けることが望ましい。

留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは乳幼児が落ちたりしないように、ベルトをつけるなど、安全に座らせることができるような配慮が必要である。

留意点：乳幼児用ベッド

- ・乳幼児用ベッドの周辺には、荷物置き場を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用ベッドは落下防止措置が講じられたものが望ましい。
- ・乳幼児用ベッドは乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用ベッドを利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。
- ・乳幼児用ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

② 乳幼児用ベッド

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所または便房には、乳幼児用ベッドや乳幼児のおむつ替えができる設備を、少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）設けることが望ましい。

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

◆設計のポイント◆

多機能便房の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①多機能便房は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準（1）車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、他の機能を付加するものである。したがって、設計の考え方は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準によるほか、以下の点にも留意する。
- ②付加する機能とその組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮し、バランスよく配置する。
- ③設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ④高齢者、障害者等を誘導するために、建物内の案内板に多機能便房を設けた便所の位置を表示する。
- ⑤多機能便房を設けた便所の出入口には、高齢者、障害者等の利用に適した構造を有する便房が設けられていることを大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による案内・誘導を行う。

(1) 配置等

- ・高齢者、障害者等が使いやすい位置に配置する。
- ・多機能便房は、多機能便房以外の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

(2) 設置数

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照。

(3) 寸法

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照。

(4) 設備・備品等

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房⑧～⑯、
(2) オストメイト用設備を有する便房、(3) 大型ベッド付き便房、(4) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房参照。

(5) 仕上

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 ◆共通する設計のポイント◆⑬参照。

(6) 表示

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 ◆共通する設計のポイント◆⑭参照。

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

◆設計のポイント◆

簡易型機能を備えた便房は、整備が義務づけられた車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房（多機能便房を含む）とは別に、利用者の分散を図るためにその他の便所に整備する場合や、改善・改修など限られた空間に整備する場合に設けるものとし、以下の通りとすることが望ましい。

- ①設置する機能及びその組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮したものとし、バランスよく配置する。
- ②設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。
- ③便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。
- ④便所の出入口及び便房の戸には、設備内容をわかりやすく表示する。

(1) 車いす使用者用簡易型便房

- ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房に車いすで使用可能なゆとりある広さ、出入口の有効幅員を確保し、腰掛け式便器、着座や立ち上がりのための手すりを設置することで、自力で便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用が可能になる。
- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・便房の戸は引き戸あるいは外開き戸等とすることが望ましい。
- ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の錠等について工夫をする。
- ・車いすは壁の隅には近寄れないため、便房の戸の形式、取っ手の位置や形状に配慮することが望ましい。

留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

(2) オストメイト用簡易型便房

- ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房にオストメイト簡易型設備を設置することで、オストメイト用設備を有する便房や多機能便房を利用できない場合の利用が可能になる。
- ・各種設備機器については、開発途上のももあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図ることが望ましい。

2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

◆設計のポイント◆

その他の便所・洗面所の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①施設用途を十分に考慮した上で、男女とも各便所に1以上の簡易型機能を備えた便房を設けることが望ましい。
- ②便所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮して、有効な幅員を確保するとともに、段差を設けないようにすることが望ましい。
- ③便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。
- ④洗面所における1以上の洗面台は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じて、車いす使用者に配慮したものとする。
- ⑤便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。
- ⑥視覚障害者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望ましい。

(1) 配置等

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。

留意点：配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

(2) 寸法

① 出入口の有効幅員

- ・便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者も通過可能なように80cm以上、便所内通路には、車いすの転回スペースを確保し、便房の出入口の有効幅員を65cm以上とすることが望ましい。

(3) 便房の戸

- ・聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設けることが望ましい。
- ・使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。

留意点：戸の形式

- ・戸袋のスペースがあまり取れない場合、2枚引き戸とすることも考えられる。
- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等利用者が衝突する危険がないと判断できる場合に限る。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。内開き戸とする場合は緊急時に戸をはずせるタイプとする等の配慮が必要である。

(4) 設備・備品等

① 男性用小便器

- ・ 便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストールまたは、低リップの壁掛け式とする。
- ・ 受け口の高さが35cm以下のものとする。
- ・ 1以上の小便器には手すりを設けることが望ましい。

留意点：設備・備品等

- ・ 手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

② 大便器

- ・ 高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛け式便器とすることが望ましい。
- ・ 1以上の腰掛け式便器には、手すりを設けることが望ましい。
- ・ 和風便器についても、同様に手すりを設けることが望ましい。

③ 便器洗浄ボタン等（腰掛け便座の便房）

- ・ 便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に座ったまま容易に操作できるものとするが望ましい。
- ・ 視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一するとよい。
- ・ 便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・ 視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。

留意点：便房内の設備

- ・ ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・ 洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

④ 非常通報

- ・ 聴覚障害者が便房でも非常通報の情報が分かるようにフラッシュライト等を設けることが望ましい。

⑤ 洗面器

- ・ 洗面器は、壁に堅固に取り付け、1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行うことが望ましい。
- ・ 水栓金具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとするが望ましい。
- ・ 1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮し、洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・ 吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けることが望ましい。

留意点：洗面器

- ・ 車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。

留意点：フック等

- ・ 洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

⑥ 洗面所の鏡、備品

- ・車いす使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。
- ・手荷物棚を設けることが望ましい。

⑦ 照明

- ・十分な照度を確保することが望ましい。

留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

(5) 仕 上

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとすることが望ましい。
- ・床には段を設けない。

(6) 表 示

- ・移動円滑化経路となっている便所には、案内表示を設置する。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、建物全体を案内する点字等による案内板に、便所の位置及び男女の別を表示、案内する。
- ・便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに視覚障害者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図の設置を行うことが望ましい。
- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者用便房・多機能便房以外の便所に誘導することが望ましい。
- ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等についてはJIS T0922を参照。
- ・弱視者等にも配慮し、案内表示は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：音声案内装置の設置

- ・多数の視覚障害者が利用する施設にあっては、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

2. 7. 5 改善・改修のポイント

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましい。その他に留意すべき点は以下の通りである。

(1) 寸法

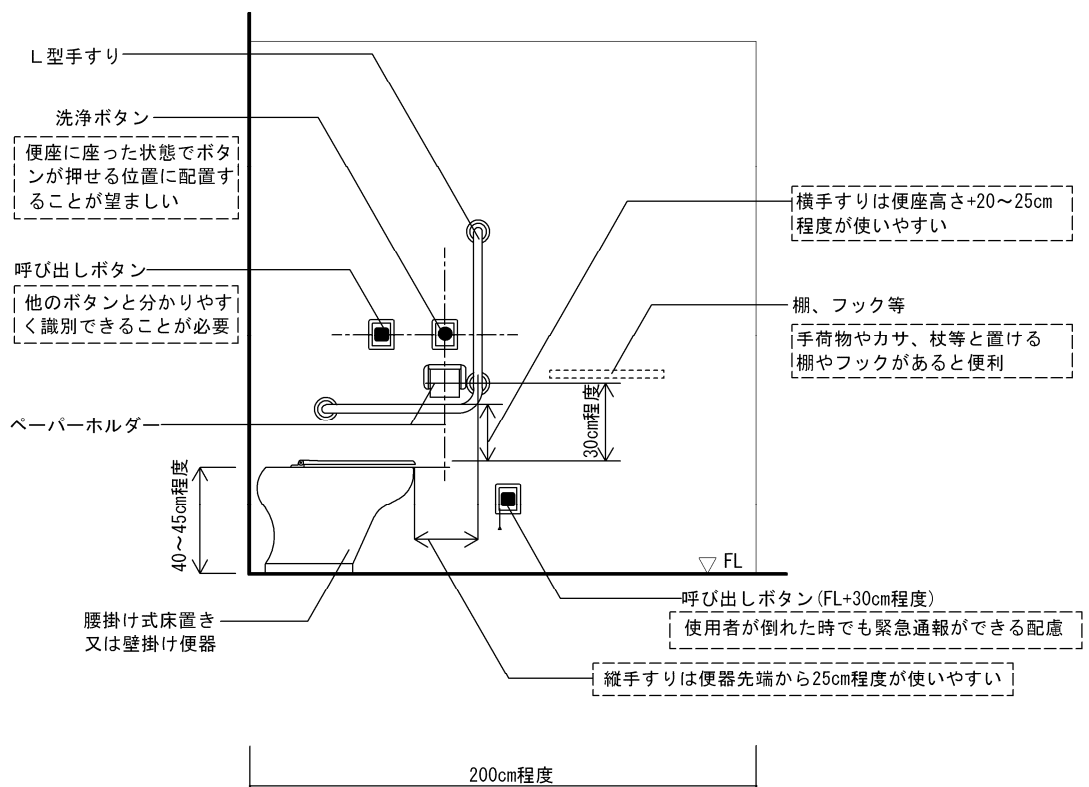
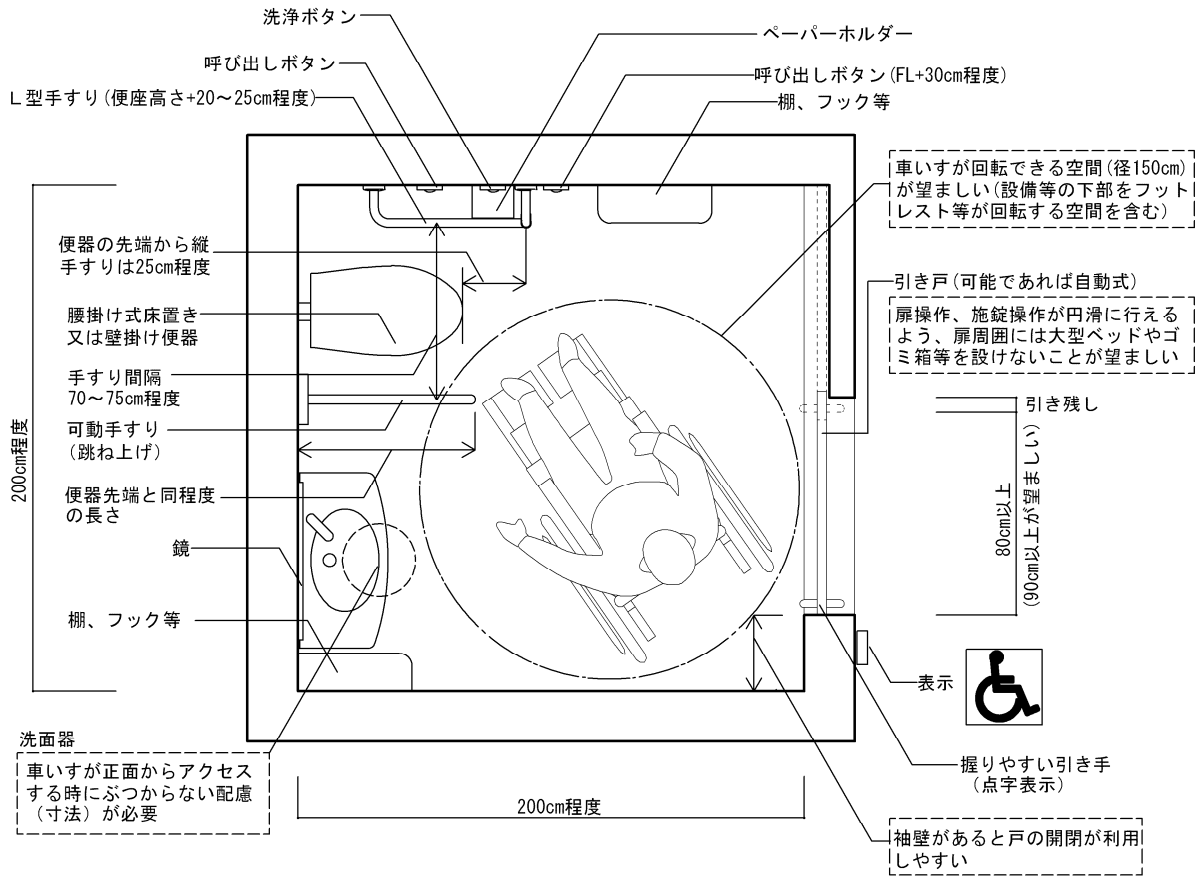
- ・構造上やむをえない場合は、次善の方法として、簡易型機能を備えた便房の寸法・設備による整備も考えられる。

(2) 経路

- ・増改築等によって車いす使用者用便房を設置する場合は、車いす使用者用便房から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

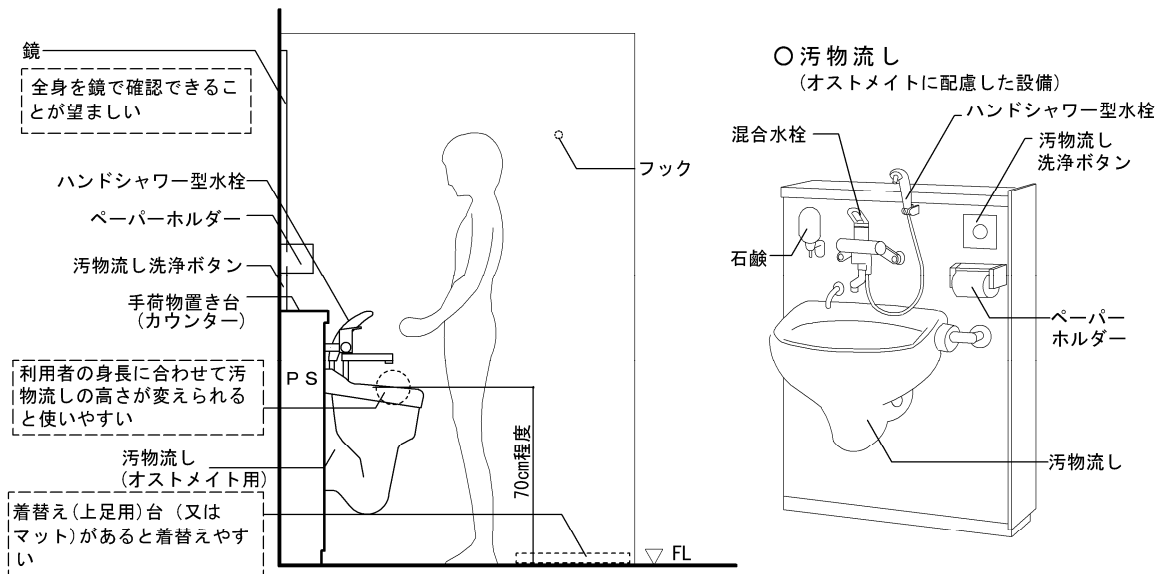
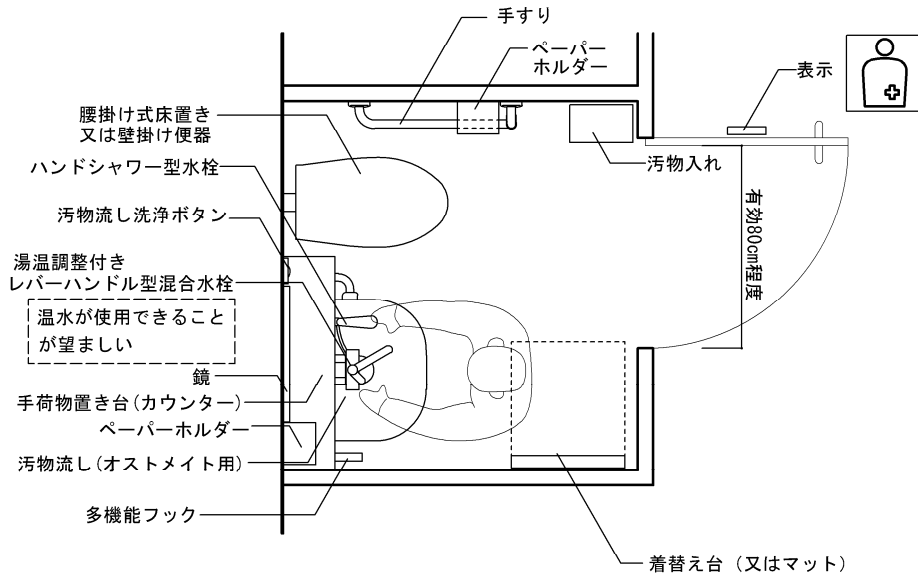
便所・洗面所 1

● 車いす使用者用便房



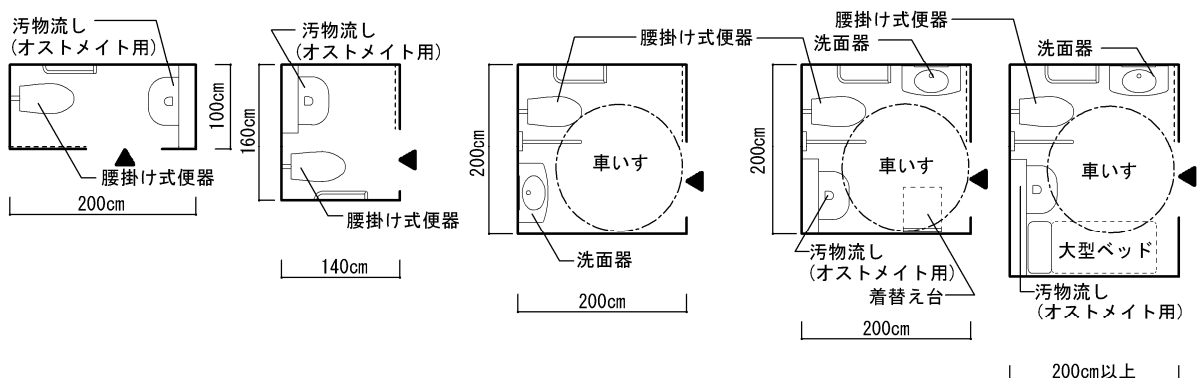
便所・洗面所 2

● オストメイト用設備を有する便房



● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

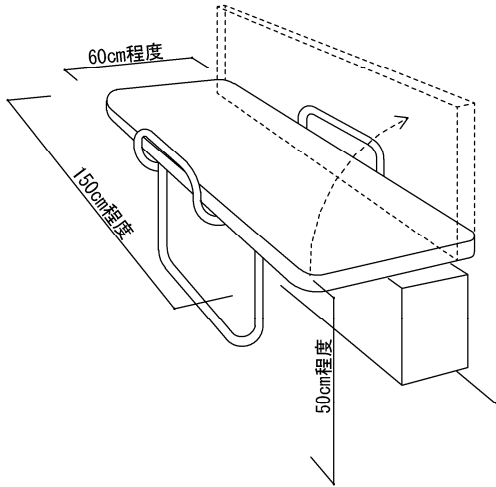
○ オストメイト用設備を有する便房 ○ 車いす使用者用便房 ○ 多機能便房



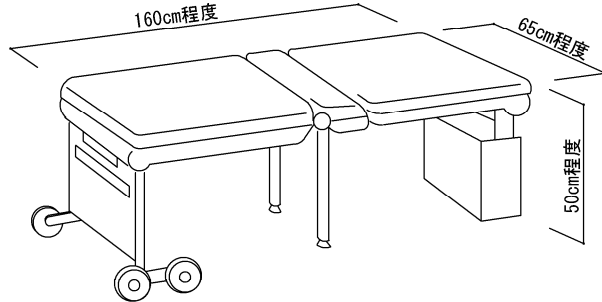
便所・洗面所 3

● 大型ベッド

○ 大型ベッド 1
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

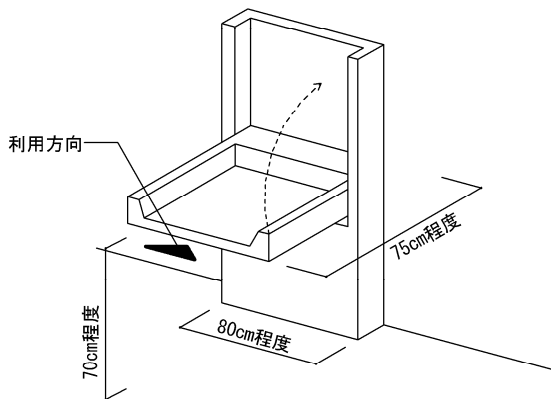


○ 大型ベッド 2
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

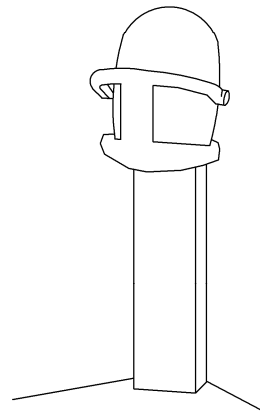


● 乳幼児用ベッド・乳幼児用いす

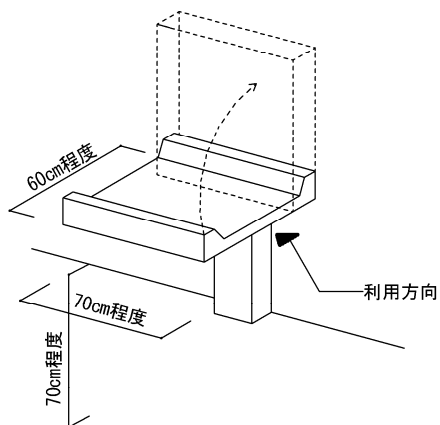
○ 壁・床取付乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)



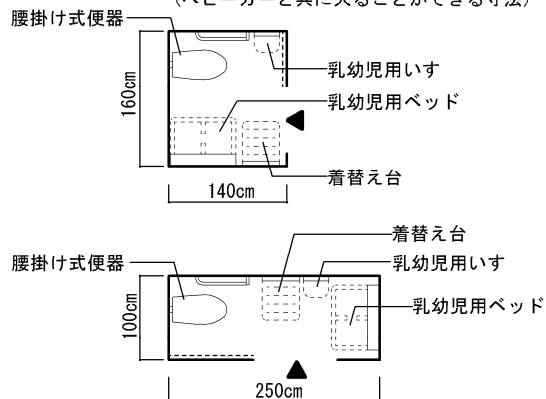
○ 乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)



○ 壁取り付け乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)

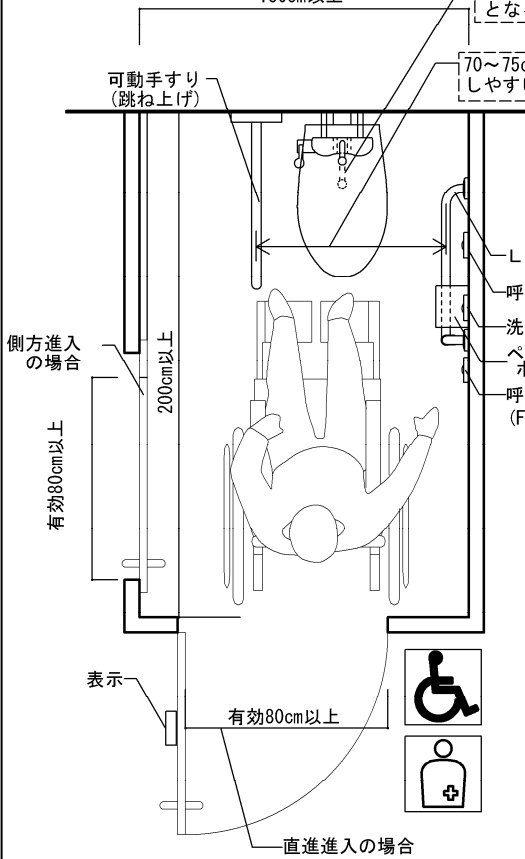


○ 乳幼児連れに配慮した便房の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



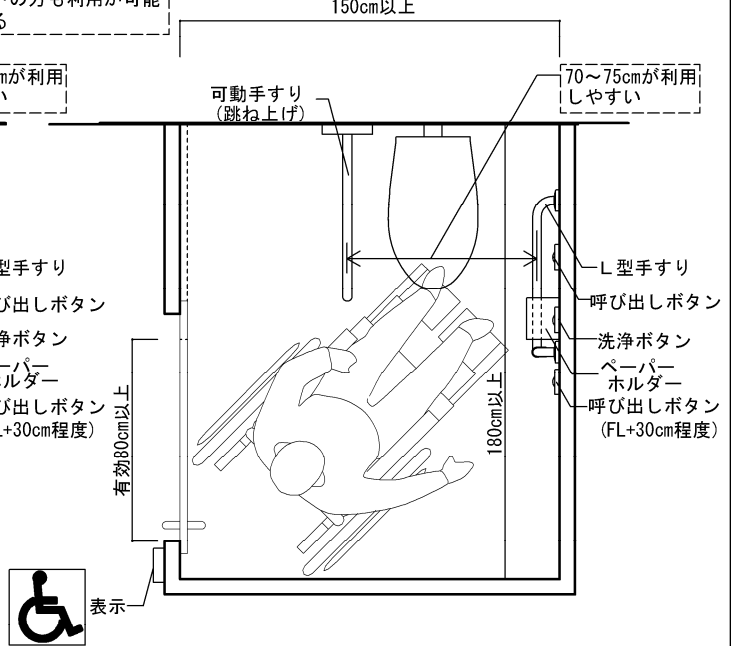
便所・洗面所 4

- 車いす使用者用簡易型便房
- 直進又は側方進入の場合

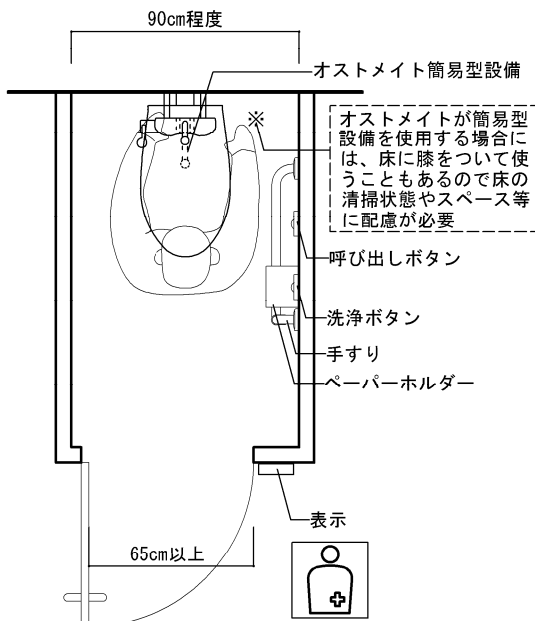


オストメイト簡易型設備を設置することでオストメイトの方も利用が可能となる

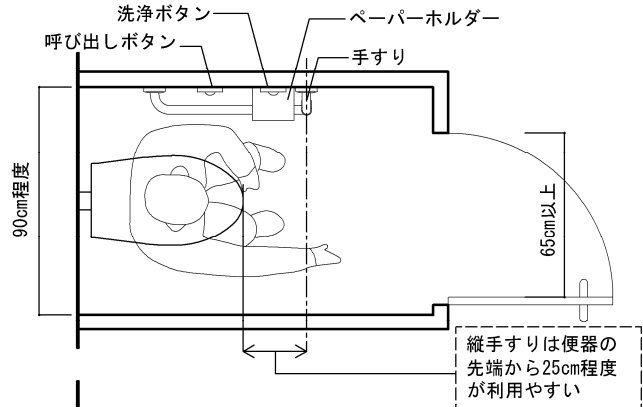
- 側方進入の場合



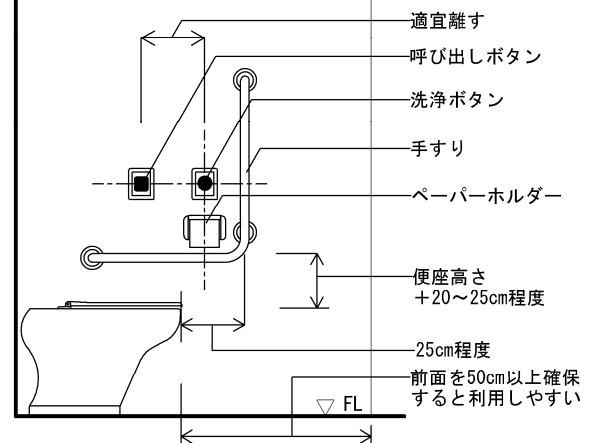
- オストメイト用簡易型便房



- その他の便所・洗面所



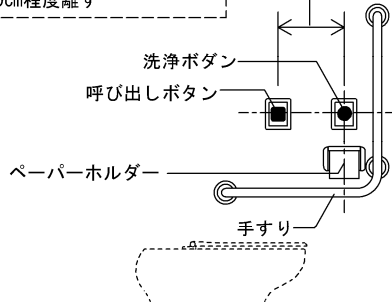
洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように形状や色で識別し、取付位置を離す



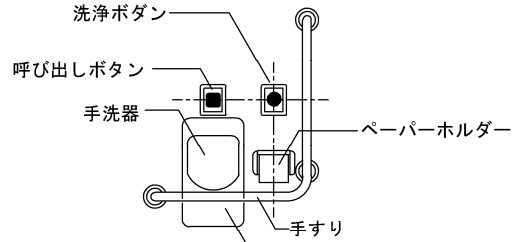
便所・洗面所 5

● 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)

洗浄ボタンと呼出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

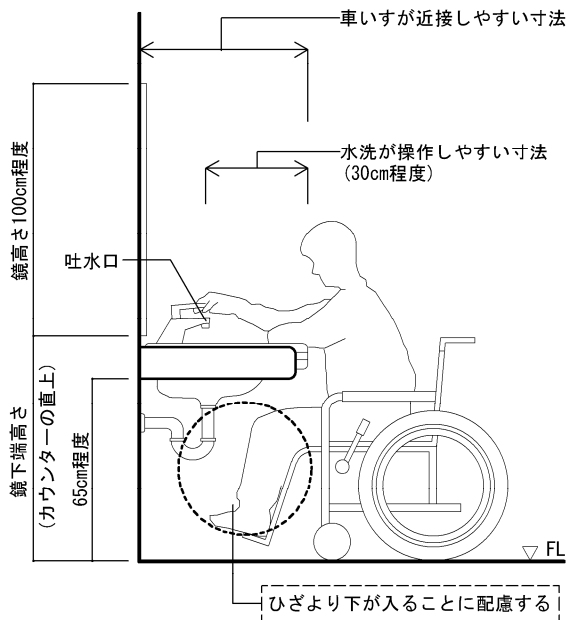


● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

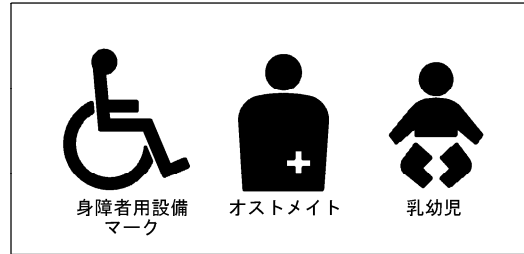


手洗器を設けた場合は壁面と手すりとの間の寸法を十分に確保する必要がある

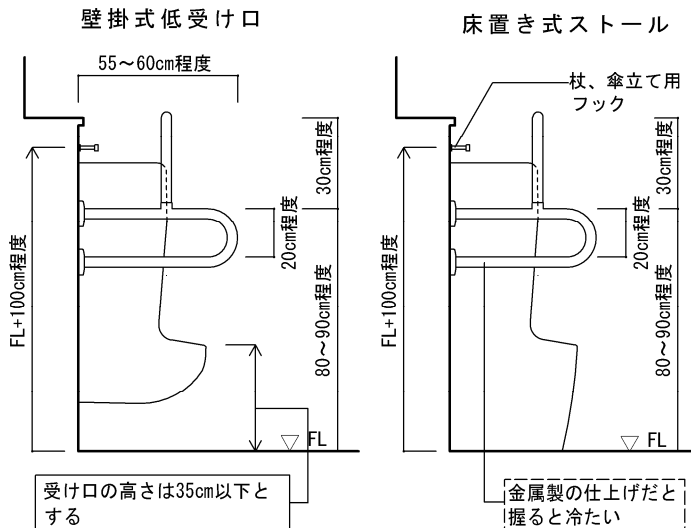
● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



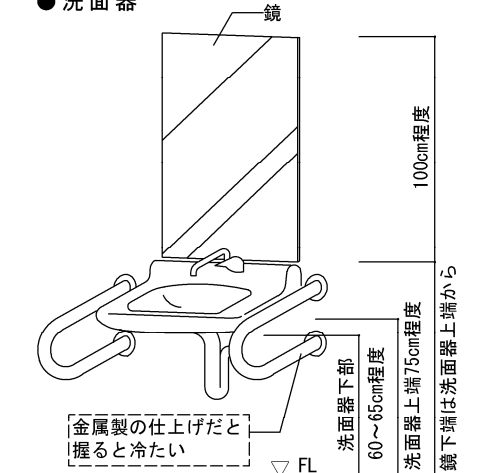
● 便所設備の表示例



● 小便器

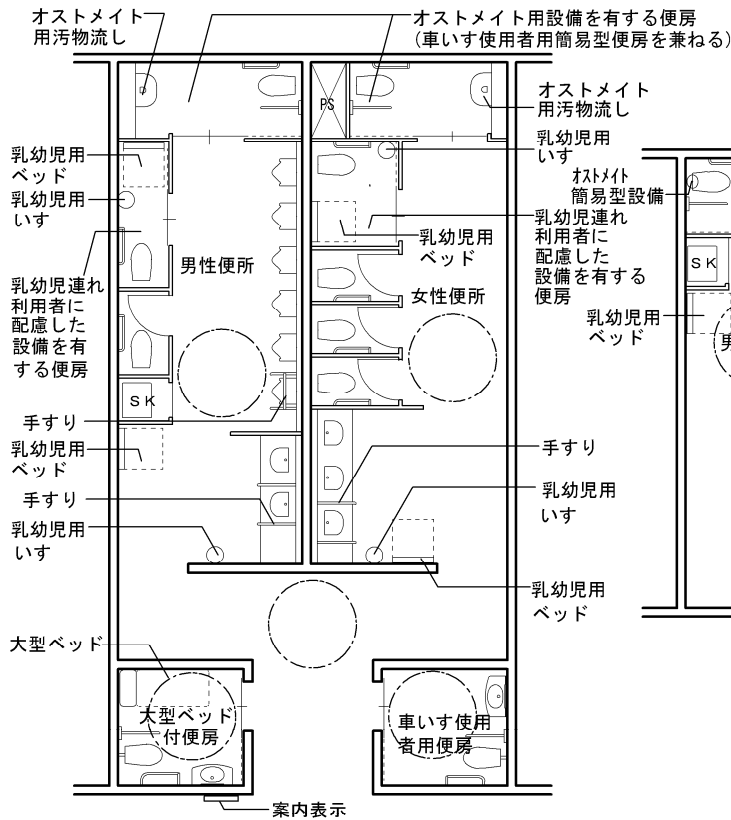


● 洗面器

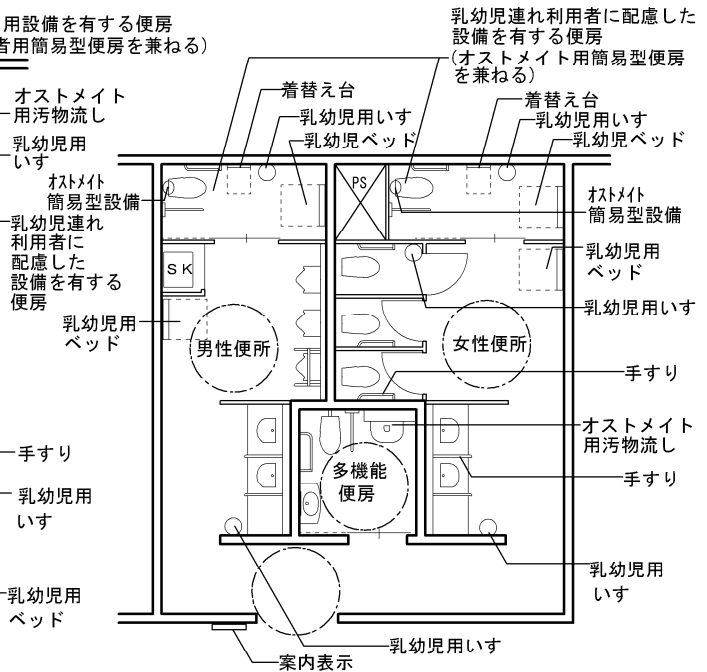


便所・洗面所 6

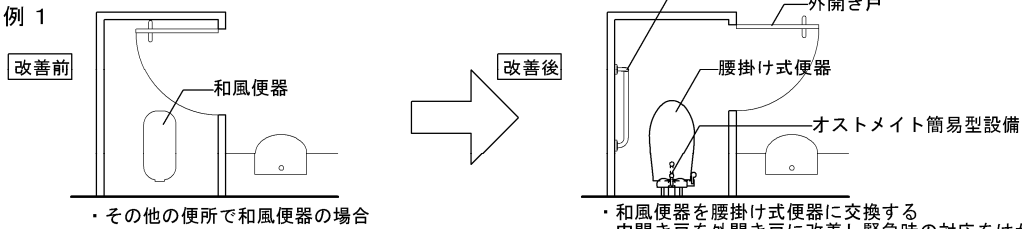
● 便所・洗面所の例 1



● 便所・洗面所の例 2



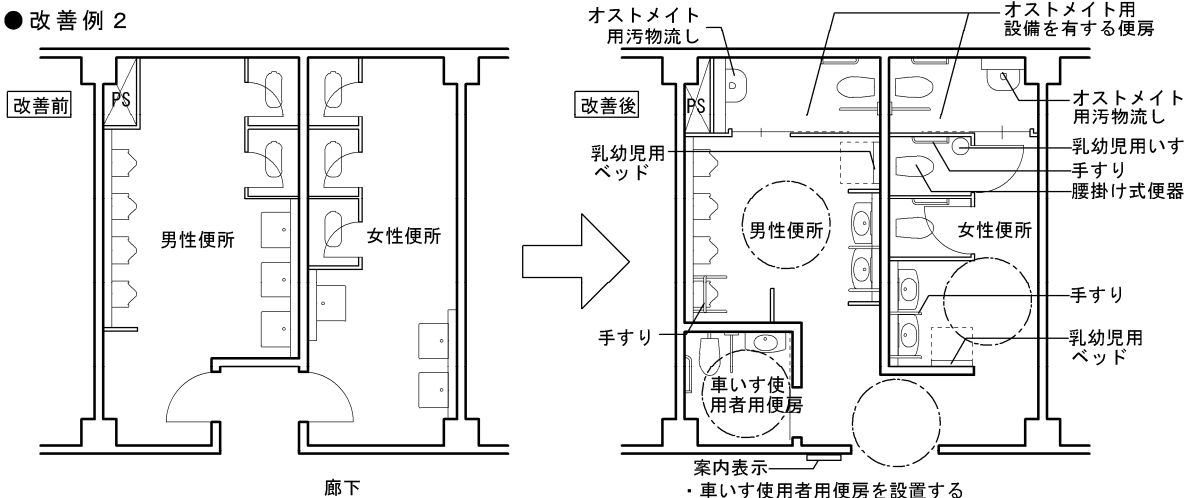
● 改善例 1



・その他の便所で和風便器の場合

- ・和風便器を腰掛け式便器に交換する
- ・内開き戸を外開き戸に改善し緊急時の対応をはかる
- ・便座からの立ち座りを補助する手すりを設置する
- ・オストメイト簡易型設備を設置する

● 改善例 2



・高齢者、障害者等に対応する便房がない場合

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛け式便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・手すりや乳幼児用設備を設置する
- ・オストメイト用設備を有する便房を設置する

2. 7. 6 設計例



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



・オストメイト用汚物流し



・設備配置の例



・壁掛け式大型ベッドのある便房



・広さにゆとりをもたせ、乳幼児用いすを設けた便房



・色による戸の施錠／開錠表示



・大きめのレバーによる錠

2. 8 利用居室の出入口

◆設計の考え方◆

- ・利用居室¹の出入口は、高齢者、障害者等が支障なく利用できると同時に、利用居室の名称等を分かりやすく表示する。
- ・利用居室の主要な出入口は、十分な幅員を確保するとともに、段が生じないように設計する。改修等の場合でやむを得ず段が生じる場合は傾斜路を併設する等、高齢者、障害者等の利用に十分配慮する。
- ・戸の形式は、車いす使用者の利便性を考慮し、引き戸が望ましく、外開き戸とする場合は、通行者に危険がないような配慮が必要である。

◆基準◆

<建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般>	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
出入口 (第2条)	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準

◆設計のポイント◆

利用居室の1以上の出入口の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①利用居室の出入口には段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路等を併設する。
- ②戸は、車いす使用者が開閉しやすい形式とする。廊下に面して外開き戸を設ける場合は、危険防止のため、開閉操作空間として十分なスペース（アルコーブ等）を設ける。
- ③車いす使用者が戸の開閉・出入りを行うために必要なスペースを確保する。
- ④戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラスを用いる。
- ⑤出入口（または戸）には、必要に応じて、点字、浮き彫り文字による表示を行う。

(1) 寸法

- ・利用居室の出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。
- ・出入口には段を設けず、出入口前後に車いすが直進でき、車いすの転回が可能な水平な空間(140cm角)を設けることが望ましい。

¹利用居室とは、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

(2) 戸の形式

- ・開閉方法は、自動式引き戸、手動式引き戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は衝突防止、開閉動作等のスペースを十分考慮する。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や枠の色またはドア取っ手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。

(3) 設備・備品等

- ・ガラス戸の場合は、床上35cm程度までの部分を車いすフットレストあたりとして補強することが望ましい。
- ・戸の寸法、形式については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(1)、(2)を参照。

留意点：ガラス窓

- ・聴覚障害者は、ロックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をするとよい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児にも居室内の様子が分かるなど、ユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

(4) 表 示

① 室名表示

- ・文字による室名表示は、大きめの文字を用いる等、高齢者、障害者等に分かりやすいデザインのものとし、図や文字と背景の色及び明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮することが望ましい。また、点字表示も求められる。
- ・表示には、漢字以外にひらがな、ピクトなどを併記することが求められる。
- ・2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：ピクト

- ・知的障害者、発達障害者では、絵や図のほうがより理解しやすい場合もあるが、文字の方が分かりやすい場合もあるため、必ず文字表記を併用する。

② 表示位置

- ・文字による表示は、戸の取っ手側の壁面の目の高さの位置に分かりやすく行うことが望ましい。そのためには、立位の大人から、車いす使用者、子どもまで対応できるように床上110cmと160cm程度の2ヵ所に表示することが望ましい。
- ・ホテル客室や視覚障害者の利用の多い施設にあたっては、戸の取っ手側の壁面あるいは、利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、手すりへの点字表示を行うことが望ましい。
- ・点字表示は、高さ140cm程度の位置とすることが望ましい。

③ 色による表示

- ・室名表示にカラーデザインを使用する場合は、色弱者の視覚特性に配慮する必要がある
- ・2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

2. 8. 2 改善・改修のポイント

2. 8. 1 居室の出入口の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

(1) 有効幅員の確保

- ・80cm以上が望ましい。

(2) 戸の形式

- ・引き戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は、衝突防止及び開閉動作スペースを十分考慮する。

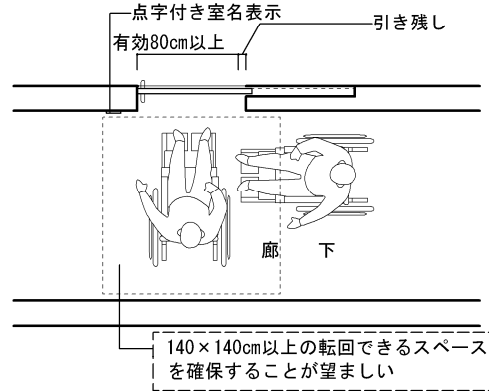
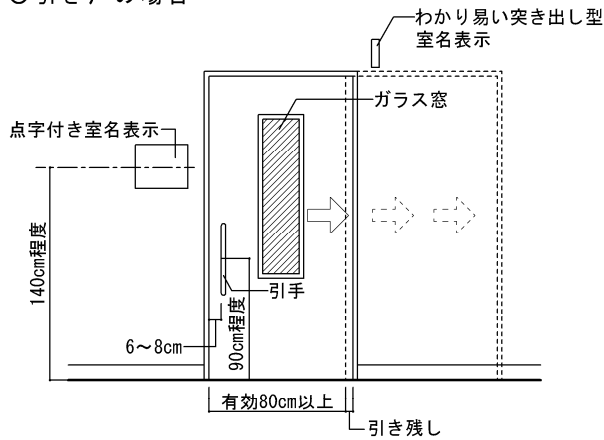
(3) 出入口の段

- ・出入口の段を解消する（スロープでも可）。

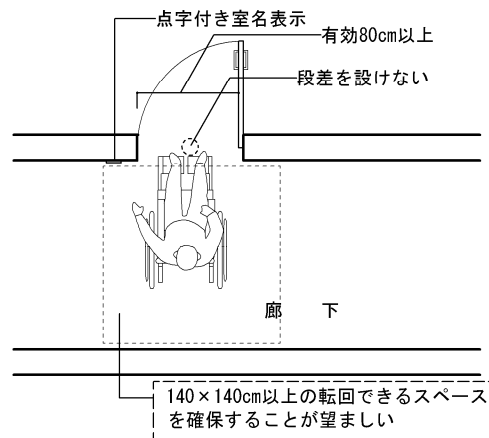
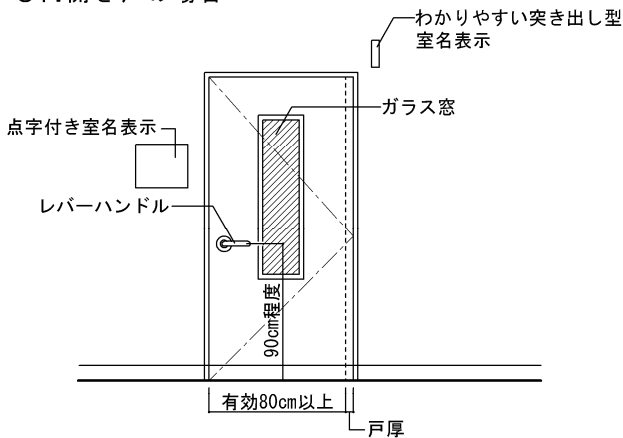
利用居室の出入口 1

● 利用居室の出入口の設計標準

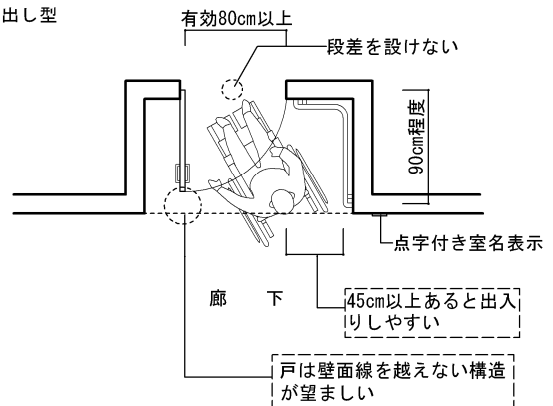
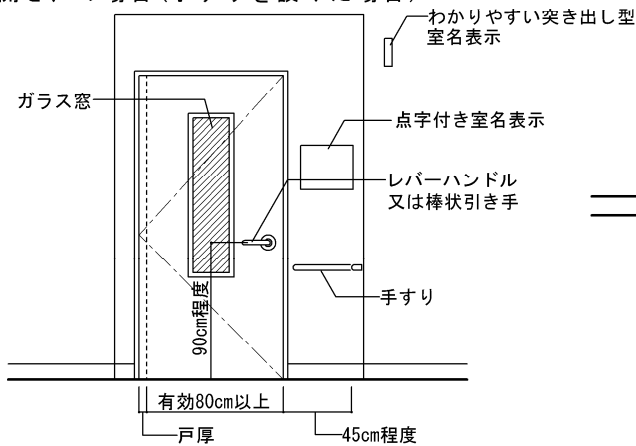
○ 引き戸の場合



○ 内開き戸の場合

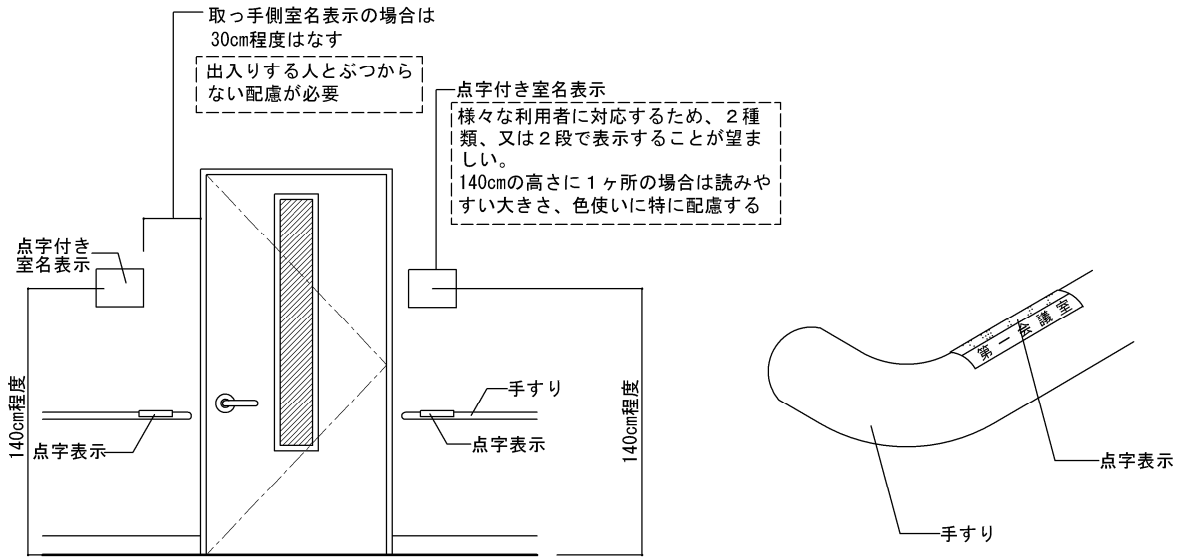


○ 外開き戸の場合(手すりを設けた場合)



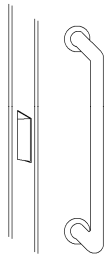
利用居室の出入口 2

○ 表示例

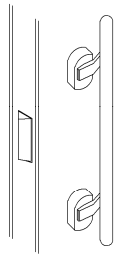


○ 使いやすい取っ手

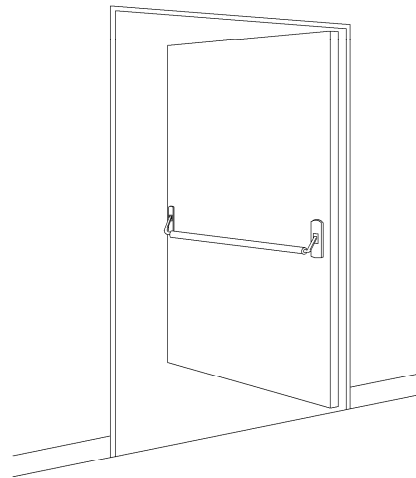
棒状



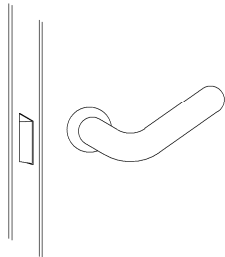
プッシュブルハンドル



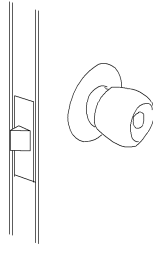
パニックバー



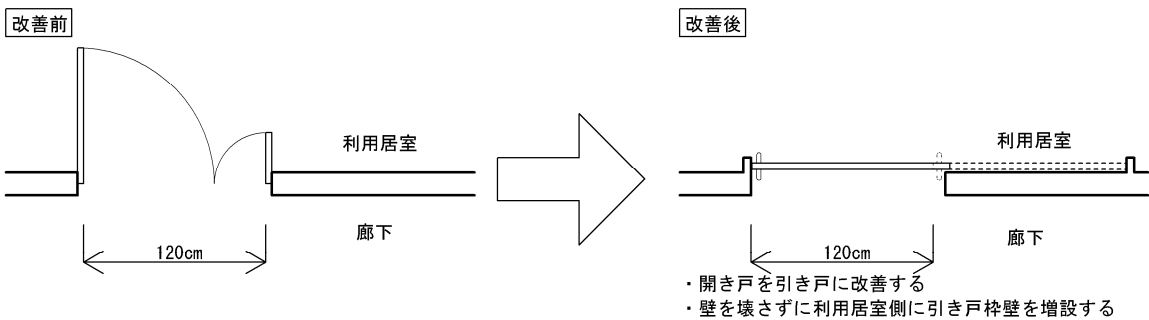
レバーハンドル



握り玉 ×



● 改善例



2. 8. 3 設計例



- 戸の手前で手すりを立上げ、戸の位置をわかりやすくしている出入口（戸は引き戸で下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である。）

2. 9 客室

◆設計の考え方◆

- ・高齢者、障害者等が、障害のない人と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
- ・宿泊機能を有する建築物においては、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を設けることが必要である。
- ・様々な客室のバリエーションを備えることによって利用者を拡大できる。設計にあたっては、宿泊施設の運営やサービス等ソフト面での対応を考慮することが重要である。
- ・建物の整備を行ううえで、具体的なサービスや人的な対応と建物の両面を考慮しつつ設計にあたることが重要である。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル又は 旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

2. 9. 1 客室の設計標準

◆設計のポイント◆

客室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①客室入口は高齢者、障害者等の利用を妨げないよう有効幅員の確保や戸の形式に配慮する。
- ②客室入口戸には、高齢者、障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮き彫り文字による表示を併用する。
- ③客室内に和室を設ける場合は、車いすから和室へ容易に移乗できるよう高さ等に配慮する。
- ④段差を設けず、車いす使用者の回転が可能なスペース及び車いすで使用可能な便所・洗面所・浴室等を設ける。
- ⑤障害者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。
- ⑥床の表面は滑りにくい材料・仕上げとする。
- ⑦高齢者、障害者等に配慮した設備・備品等を設置または貸し出す。特に、視覚障害者、聴覚障害者への情報発信、入手に係る設備が求められる。

(1) 形状・配置等

- ・客室の出入口には段を設けないことが望ましい。
- ・出入口の戸については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。
- ・客室内又は共用部に、車いす使用者が利用可能な便所と浴室を設置する。

留意点：振動呼出器の設置又は貸出し

- ・聴覚障害者は、ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる機器を設けるか、あるいはフロントで貸し出せるようにすることが望ましい。

(2) 設置数

- ・客室50室以上で、車いす使用者が円滑に使用できる客室(以下、車いす使用者用客室という。)を1以上設ける。
- ・全客室数の2%以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

(3) 寸法

- ① 車いすが回転できるスペース
 - ・客室内には、直径150cm以上のスペースを1以上設けることが望ましい。また、便所・洗面所・浴室内で回転可能とすることが、より望ましい。
- ② 出入口の有効幅員
 - ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
 - ・出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けることが望ましい。

(4) 設備・備品等

- ① ベッド
 - ・ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。

留意点：和室

- ・客室が和室の場合、和室に車いす使用者が容易に移乗できる工夫をすることが望ましい。

- ・車いす使用者の利用に配慮して、高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ（40～45cm）程度とすることが望ましい。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとするのが望ましい。

② ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。

③ 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとするのが望ましい。

④ コンセント、スイッチ、収納棚

- ・車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。

イ コンセント、スイッチ、ボタン等

高さ 40～110cm程度の範囲内

ロ 収納棚

下端 30cm程度

上端 150cm程度

奥行き 60cm程度（車いすのフットレストが入るもの）

⑤ 客室内の便所・浴室・洗面所

- ・便所・浴室・洗面所については以下の通りとする他、2.7 便所・洗面所、及び2.11.1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準も参考にすることが望ましい。

留意点：右勝手、左勝手

- ・浴室や便所では障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。

- ・出入口の有効幅員は80cm以上とする。
- ・便所は、車いす使用者用便房とする。
- ・戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
- ・車いす使用者が円滑に使用できる浴室、又はシャワー室を設ける。
- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40～45cm程度とすると使用しやすい。
- ・必要に応じ手すりを取り付ける。
- ・緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室用電話機を設置することが望ましい。
- ・水栓金具、シャワー等の設備は、高齢者、障害者等が使いやすいものとする。
- ・床や浴槽は、滑りにくく、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。
- ・車いす使用者が、便所・浴室・洗面所に入ることができ、方向を転回でき、各設備を使用できるものとする。（下部において車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分も有効幅員と考えて良い）
- ・浴槽の脇に、車いすから移乗しやすい高さ40～45cm程度の移乗台を設けることが望ましい。

⑥ 電話機

- ・聴覚障害者用点滅灯付音量増幅装置や上肢の巧緻障害者用電話機を設置又は貸出しすることが望ましい。
- ・聴覚障害者用にファクシミリを設置又は貸出すことが望ましい。

留意点：ファクシミリ

- ・ファクシミリには、届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等聴覚障害者が分かる方法で知らせる機能がついているとよい。

⑦ 非常警報装置

- ・聴覚障害者のために、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置又は貸出しすることが望ましい。

留意点：その他の設備・備品

- ・聴覚障害者に配慮し文字放送を受信できるテレビ（非常時の文字表示もできるとよい）や、振動で時間を伝える目覚まし時計を設置又は貸出しすることが望ましい。
- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。

⑧ 客室の鍵

- ・客室の鍵は視覚障害者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとするのが望ましい。

留意点：カードキー

- ・視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため開錠・施錠が音等でわかるなど工夫することが望ましい。

⑨ その他

- ・その他の備品についても、高齢者、障害者等に配慮したものを設置、又は貸出しすることが望ましい。
- ・具体的な対応例について以下に示す。



- ・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）を貸出しすることが望ましい。
- ・屋外に補助犬用の排泄場所の確保が必要である。

- ・補助犬用の貸し出し備品例：犬用マット、リードつなぎ用ロープ、水とえさボウル、新聞紙とタオル

- ・室内信号装置は、ドアノック、電話やファクシミリのコール、ドアベルやインターホン、目覚まし時計、乳児の泣き声、火災報知器の警報音を感知して、スタンドや照明を点滅させたり、携帯型バイブレーターを振動させて、音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える機器である。必要に応じてこれらのものを貸出しすることが望ましい。
- ・筆談ボード等を受付に常備し、来客の求めに応じて貸出す等の対応も望まれる。



- ・ファクシミリ他様々なセンサー類



- ・入力した文章を音声で出力できる音訳の装置



- ・筆談ボード：書いて消せる白板

(5) 仕 上

① 床の材料

- ・滑りにくい材料・仕上げとするとともに、車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。

② 段

- ・障害者に配慮した客室においては、段を設けない。それ以外の客室においても、段の解消を行うことが望ましい。

2. 9. 2 ソフト面の工夫

- ・宿泊機能を持つ施設では、設備に加え、高齢者、障害者等に配慮し、従業員による人的な対応を行っている。
- ・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。

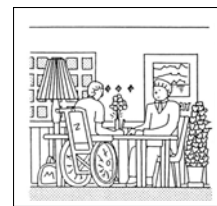
留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

対 応 策 ・ 整 備 項 目	利用対象者				
	高 齢 者	車 い す 者	視 覚 者	聴 覚 者	障 害 者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所に的確な申し送りをしておく				○	
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○			
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○			
○車いすの貸し出しを行なう	○	○			
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○				
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○		○		
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する				○	

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害者を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害者をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補完事項：高齢者や障害者をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

(社)日本観光協会「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」より抜粋

2. 9. 3 改善・改修のポイント

2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

(1) 出入口

- ・車いすで通過できるように80cm以上確保することが望ましい。
- ・開閉操作がしやすい構造が望ましい。

(2) 客室のスペース

- ・車いすで移乗・転回・回転できるスペースを確保することが望ましい。

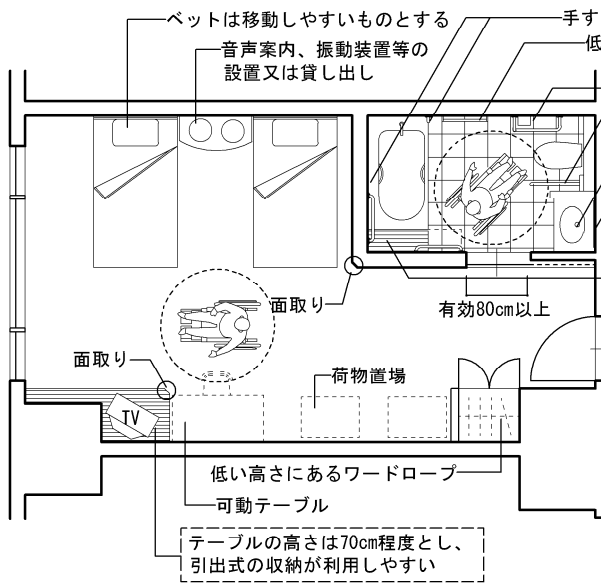
(3) 客室内の便所・洗面所・浴室等

- ・車いす使用者が利用可能なスペースを確保することが望ましい。
- ・出入口には、段を設けないことが望ましい。段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消することが望ましい。

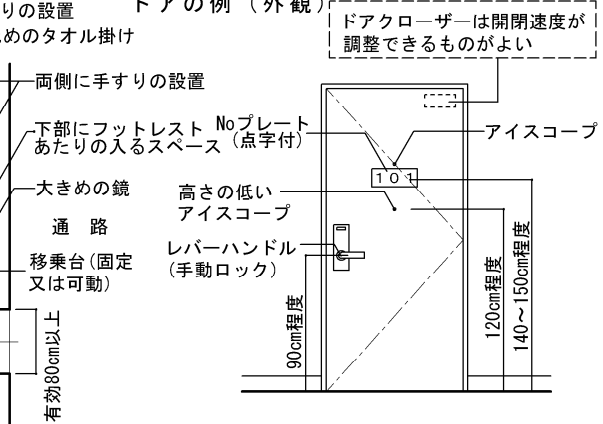
客室 1

● 客室の設計標準

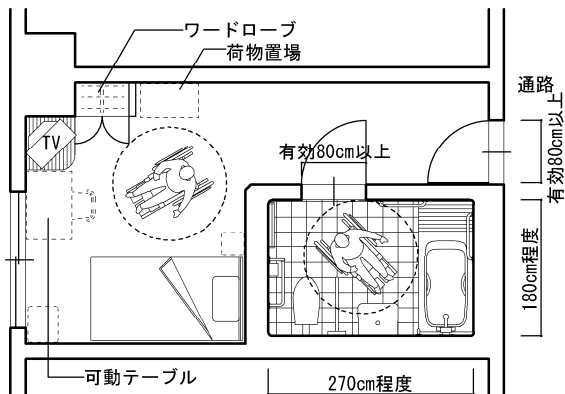
○ ツインルームの例



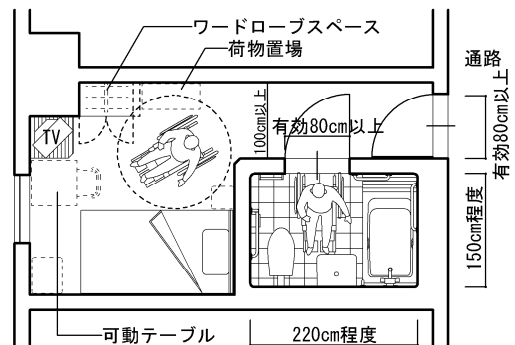
○ 障害者に配慮した客室ドアの例 (外観)



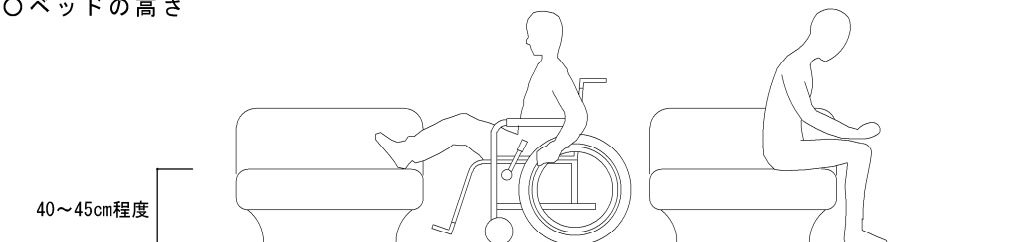
○ シングルルームの例 1



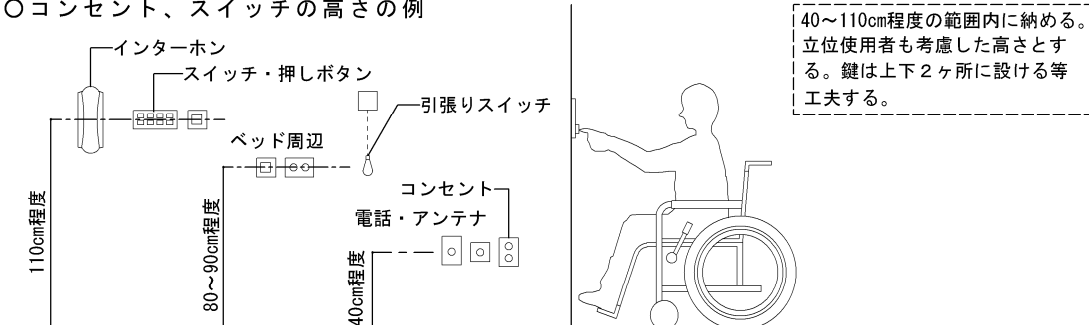
○ シングルルームの例 2



○ ベッドの高さ



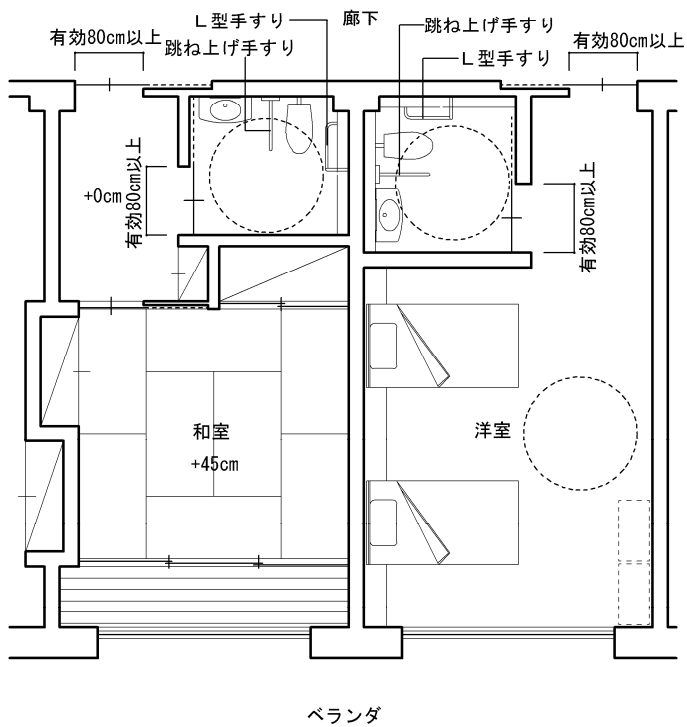
○ コンセント、スイッチの高さの例



40~110cm程度の範囲内に納める。立位使用者も考慮した高さとする。鍵は上下2ヶ所に設ける等工夫する。

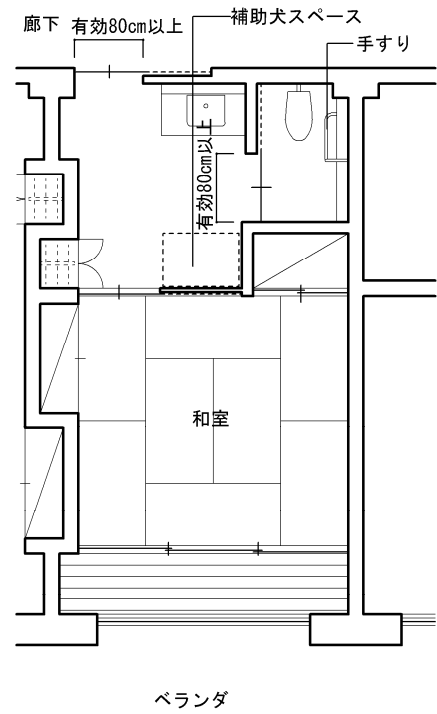
客室 2

○バリアフリー客室の例



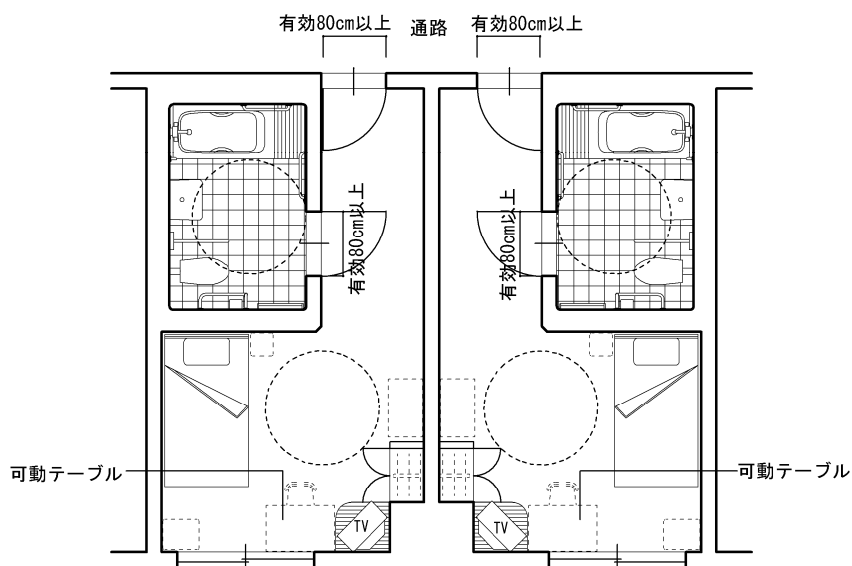
・共同浴場においてバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

○補助犬スペースを設けた和室の例



・共同浴場においてバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

○左右両勝手タイプの客室を設けた例



2. 9. 4 設計例



- ・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



- ・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

2. 10 劇場等の客席・観覧席

◆設計の考え方◆

- ・劇場やホール、体育館等の客席や観覧席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が出入口から座席まで円滑に到達し、かつ、観覧できる配慮が求められる。
- ・高齢者、障害者等が障害のない観客と同様に座席を選択できる可能性を確保する配慮が望まれる。
- ・客席において、視覚障害者や聴覚障害者が情報を得ることが可能な設備を設けることが望まれる。
- ・高齢者、障害者等が舞台や楽屋を利用することにも留意する必要がある。

2. 10. 1 客席・観覧席の設計標準

◆設計のポイント◆

劇場等の客席・観覧席等の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ① 高齢者、障害者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する。
- ② 車いす使用者用固定座席を設置する場合には、出入口から容易に到達できると共に、避難し易く、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。できるだけ同伴者と共に利用できるような配慮する。
- ③ 聴覚障害者用座席は、集団補聴装置の利用に配慮し、手話通訳や字幕・文字情報等が見やすい位置に設ける。
- ④ 出入口から車いす使用者用客席等までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車いす使用者用の昇降機を設置する。
- ⑤ 視覚障害者のための音声装置等を設けることが望ましい。
- ⑥ 聴覚障害者に配慮した設備として、要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者作業スペース、集団補聴装置等を設けることが望ましい。
- ⑦ 乳幼児連れ利用者等に対応して、安心して利用できる区画された観覧室を設ける。

(1) 床・通路・傾斜路

- ① 車いす使用者用客席等部分の床
 - ・水平な床とし、傾斜させない。
- ② 傾斜路
 - ・出入口から車いす使用者用客席等までの通路に高低差がある場合は、2. 1. 2 敷地内通路に設ける傾斜路の設計標準 による傾斜路を設置することが望ましい。

(2) 客席・観覧席

- ① 寸法
 - ・車いす使用者用客席の間口及び奥行きは以下の通りとすることが望ましい。
 - イ 間口：車いす1台につき90cm以上
 - ロ 奥行き：120cm以上
- ② 車いす使用者用客席等前後のスペース
 - ・容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けることが望ましい。

③ 座席

- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。
- ・座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。

④ 同伴者（介護者、付添人等）用座席

- ・車いす使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設けることが望ましい。

留意点：客席部分の照度と点字表示

- ・上演時間以外は、客席部分の照度を十分確保することが望ましい。
- ・視覚障害者に座席番号がわかるように、座席番号付近に点字表示をすることが望ましい。

⑤ 区画された観覧室

- ・乳幼児連れ利用者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。

留意点：乳幼児連れ利用者への配慮

- ・区画された観覧室では、乳幼児連れ利用者以外にも必要とする人が利用できるように配慮することが望ましい。

(3) 設備・備品等

① 舞台・楽屋

- ・車いす使用者等が容易に舞台上げられるよう、段の無い通路の確保や、段がある場合には昇降機の設置等に配慮する。
- ・車いす使用者等が利用しやすい楽屋、控室、付帯する設備、通路、出入口等に十分配慮する。

② 音声・視覚による情報設備

- ・聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置）や字幕・文字情報等を表示する装置を設けることが望ましい。
- ・視覚障害者用音声情報案内装置等を設置することが望ましい。
- ・舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記用作業スペース（4名分の作業台）を確保することが望ましい。要約筆記用スペースは演じられる内容により客席から分離することも考えられる。
- ・字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの配置を検討することが望ましい。

留意点：視覚障害者・聴覚障害者への配慮

- ・手話通訳位置を想定してスポットライトを設けたり、パソコン要約筆記装置等による情報提供も求められる。
- ・広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮が求められる。
- ・音声、字幕等の操作は実際の舞台等の進行具合を見つづける必要があるため、客席・観覧席に操作音が漏れず、舞台等の様子が分かるようにするとともに、機器操作のための配線がなされた場所を設けることが望ましい。他の作業を行う場所と兼用する場合には、作業が交錯しないような配慮が望まれる。

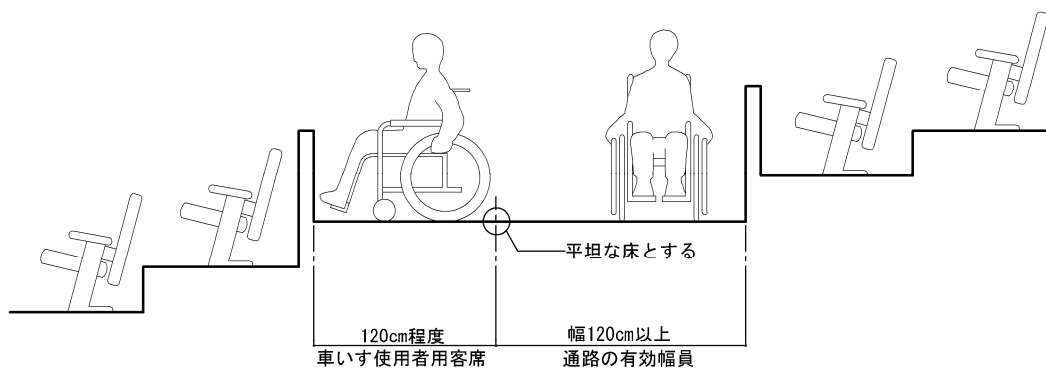
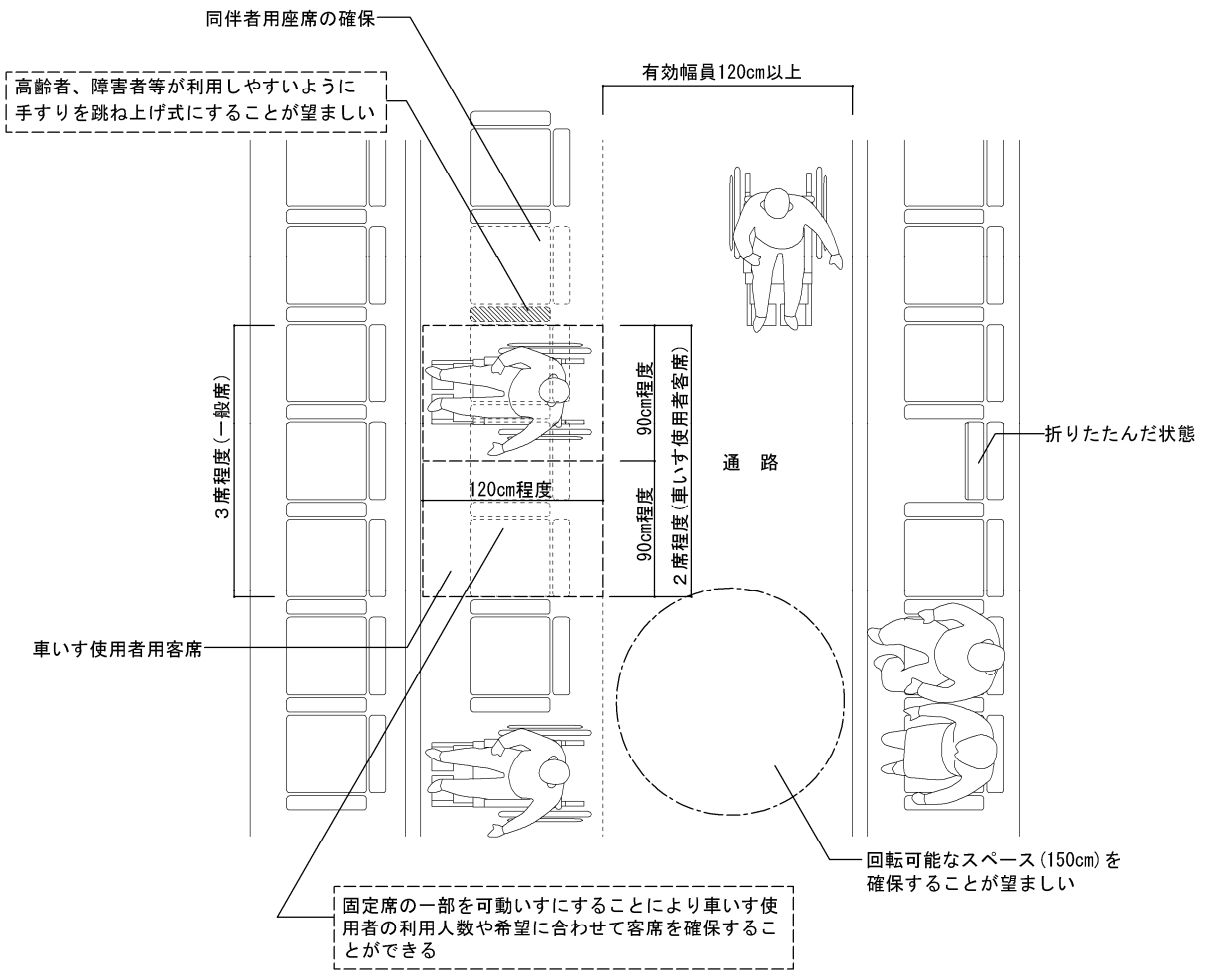
留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応

- ・客席・観覧席、会議室等においては、難聴者向けに、アンテナを床に設置し、発生音だけを難聴者の補聴器にクリアに届けることができる集団補聴装置（磁気ループ）や、FM電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるFM福祉電波、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等を整備することも有効である。

客席・観覧席

●客席・観覧席の設計標準

○基本寸法



2. 10. 2 設計例



- ・外野席に設けられた車いす使用者用客席（座席番号が分かりやすく表示されている。）



- ・内野席に設けられた車いす使用者用客席（一段高い場所に設けられており、グラウンド全体を見渡すことができる。）



- ・客席端部のいすの水平可動式の手すり（標準の位置に納まっている状態）



- ・客席端部のいすの水平可動式の手すり（高齢者、障害者等が利用しやすいよう、開いた状態）

2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室

◆設計の考え方◆

- ・客室の総数が50以上のホテル、旅館等では、車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けるものとされているが、浴室・シャワー室等も、車いす使用者が円滑に利用することができるものとする。
- ・公衆浴場、スポーツ施設を有する施設等における共用の浴室は少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする。
- ・建築物の用途、利用者の障害の種類・程度、介助者の有無等の状況に応じて対応できることが重要である。
- ・浴室は、高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、安全性を重視した形状や規模とする。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準

◆設計のポイント◆

文中に使用する記号は以下の通りである。

Ⓔ：浴室、シャワー室、更衣室共通 Ⓕ：浴室 Ⓖ：シャワー室 Ⓗ：更衣室

また、浴室については、特に断りがない場合、個室用の浴室及び共同浴室について、共通の標準である。

浴室・シャワー室・更衣室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①Ⓗ 更衣室から洗い場及び浴槽、また、更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。
- ②Ⓗ 浴室・シャワー室・更衣室まで支障なくアプローチできるよう段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。
- ③Ⓗ 出入口の有効幅員を十分に確保する。また、出入口に段差を設けないようにする。
- ④Ⓕ 浴室は、高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、脱衣室から洗い場までの動線、手すりの設置、床仕上げ等に十分考慮して計画する。
- ⑤Ⓕ 車いす使用者用浴室は、原則として車いす使用のまま浴槽に接近できるものとする。
- ⑥Ⓗ 浴室室内で車いす使用者が転回できるスペース(径150cm以上)を確保する。
- ⑦Ⓖ 体育館やスポーツ施設等でシャワー室を設ける場合には車いす使用者に配慮した大きさのブースを1以上設置し、併せてシャワー用車いすを用意する。
- ⑧Ⓗ 扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。

(1) 寸 法

① ㊦ 出入口

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向を転回できる空間(140cm角)を設けることが望ましい。

② ㊧ 浴 槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とすることが望ましい。

③ ㊨ 洗い場

- ・洗い場に車いすのまま利用できるスペースを確保するか、又は車いすから容易に移乗できる高さ40～45cm程度の洗い場台を設置することが望ましい。

留意点：洗い場と浴槽

- ・車いすの座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

- ・下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保することが望ましい。
- ・洗い場から浴槽への出入りについても考慮することが望ましい。

(2) 設備・備品等

① 手すり

- ・㊩ 洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させることが望ましい。

留意点：手すり

- ・必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する場合がある。

- ・㊦ 手すりは水平及び垂直に取り付けることが望ましい。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり(7)を参照。

② 水 栓

- ・㊪㊫ 水栓金具はレバー式等操作のし易いものとする

留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。

- ・㊪㊫ 浴室用水栓においては湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたワンハンド・レバー式が望ましい。

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとする

- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないような取付方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮する。

- ・サーモスタット(自動温度調節器)の付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。

- ・㊬ 個室用の浴室の場合、取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとする

③ シャワー

- ・㊭㊮ 原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする

④ 緊急通報ボタン

- ・㊦㊧ 緊急通報ボタンを設置することが望ましい。浴室の場合、洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設けることが望ましい。

留意点：設置位置

- ・緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

⑤ 移乗台及び介助スペース

- ・㊦ 浴槽のまわりには、2方向以上から介助できるスペースを設けることが望ましい。
- ・㊦ 車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設けることが望ましい。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とすることが望ましい。

⑥ 収納棚

- ・㊦ 車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。
イ 下端 30cm程度
ロ 上端 150cm程度
ハ 奥行き 60cm程度
また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保することが望ましい。

⑦ 脱衣・洗面所の設備

- ・㊦ 着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置することが望ましい。

留意点：設備・備品等のわかりやすさ

- ・洗面器や浴槽、水栓金具、脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知しやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

イ 寸法

- 高さ 40～45cm程度
- 幅 180cm程度以上
- 奥行き 60cm程度以上

ロ 上体の寄り掛かるヘッドボードをつける。

ハ 表面仕上げはクッション材付きとする。

ニ 必要に応じ、上部にぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すりを設ける。

- ・洗面設備を設ける場合は、2. 7. 4 その他の一般便所・洗面所の設計標準を参照。

(3) 仕 上

① 床の仕上げ

- ・㊦ 滑りにくく、かつ転倒時や床をいざって移動する場合を考慮し、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。床マットも装備することも望ましい。

② 浴槽の床の仕上げ

- ・㊦ 滑りにくく、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。

2. 1 1. 2 改善・改修のポイント

2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下の通りである。

(1) 出入口

- ・出入口の段を解消することが望ましい。その方法として、床のかさ上げを行うか、傾斜路を設ける。次善の策として傾斜板等で段を解消することが望ましい。
- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。

(2) 経路

- ・増改築等によって高齢者、障害者等が利用可能な浴室等を設置する場合は、浴室等から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう経路を整備する。

(3) スペース

- ・各室とも車いす使用者が円滑に利用できるスペースを確保することが望ましい。また、必要に応じて介助スペースを確保することが望ましい。

(4) 床の段

- ・出入口、洗面・脱衣所、浴室等の一連の動作スペースでは段を解消する。

(5) 手すり

- ・浴槽まわり、洗い場には、安全確保（転倒防止）、立上り補助（身体支持）、移動補助に配慮した手すりを適切に設けることが望ましい。

(6) 水栓金具

- ・水栓金具は、浴室内の動作の障害にならない位置、寸法のものとし、使いやすい操作のものを採用することが望ましい。

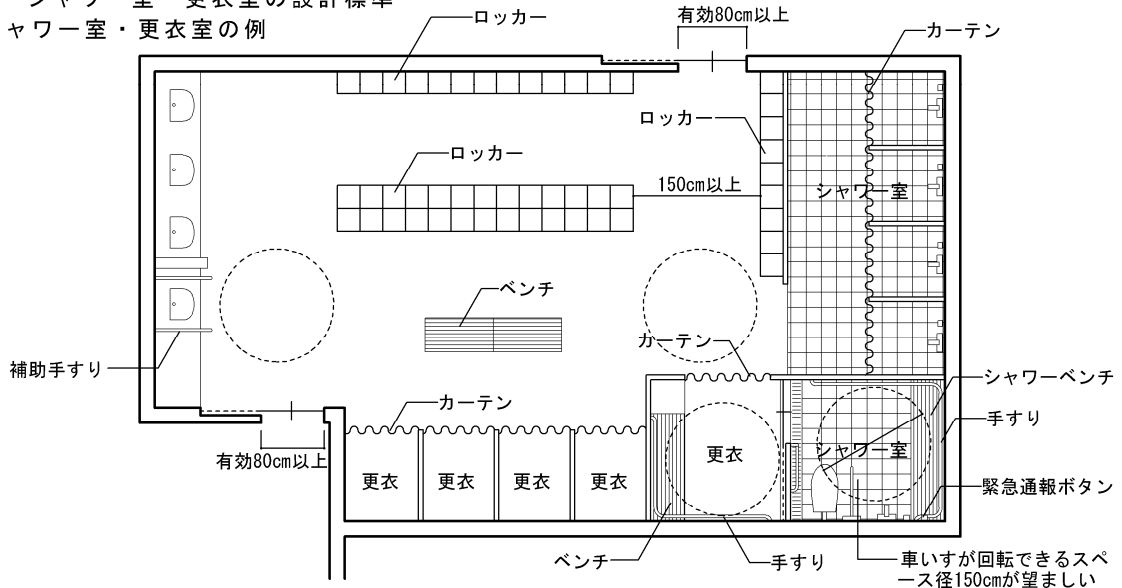
2. 1 1. 3 施設による配慮の工夫

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、入所者の入浴動作等の特性及び介助入浴の方法に応じた設計をすることが望ましい。
- ・これらは、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合った設計を行なうことが望ましい。

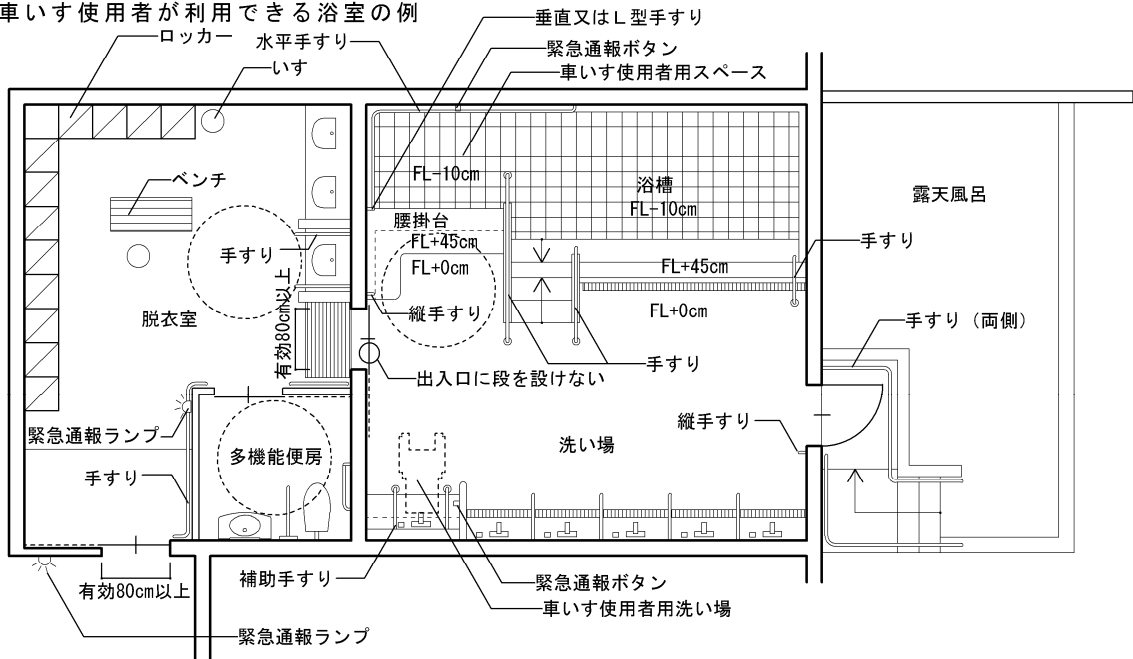
浴室・シャワー室・更衣室 1

●浴室・シャワー室・更衣室の設計標準

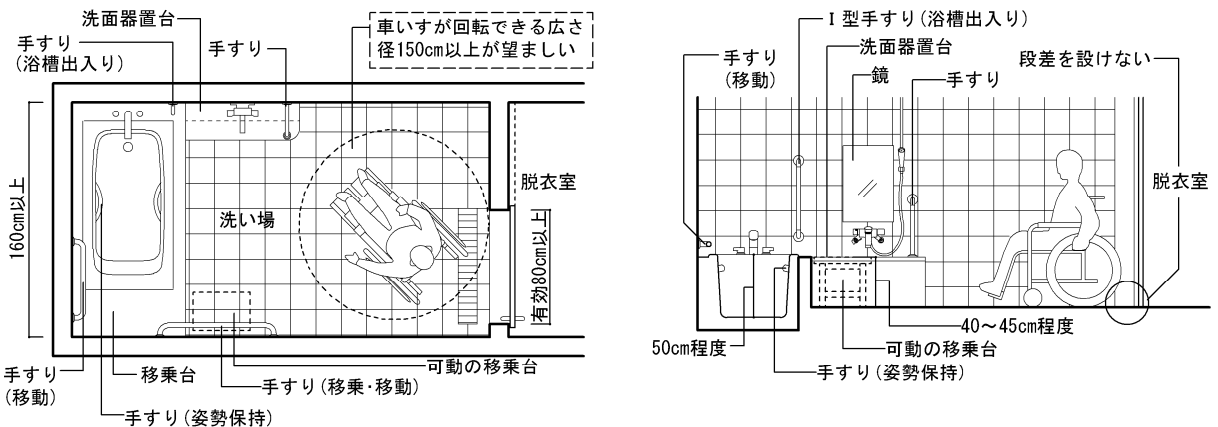
○シャワー室・更衣室の例



○車いす使用者が利用できる浴室の例

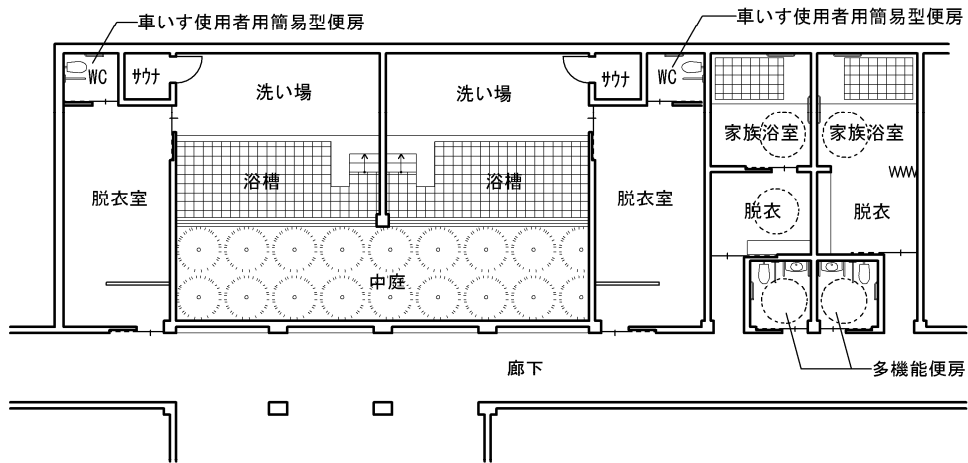


○家族浴室の例



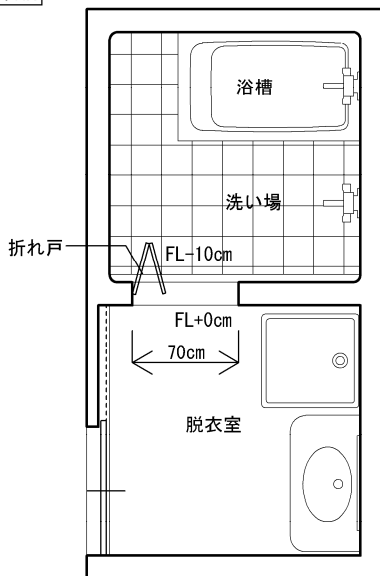
浴室・シャワー室・更衣室 2

○ バリアフリー浴室の例 (バリアフリータイプの浴室、介助入浴用の家族浴室を別に設けた例)

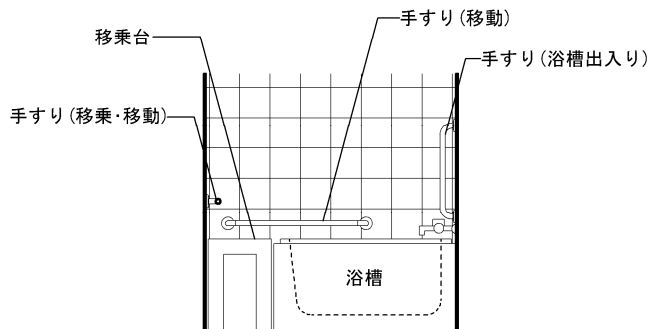
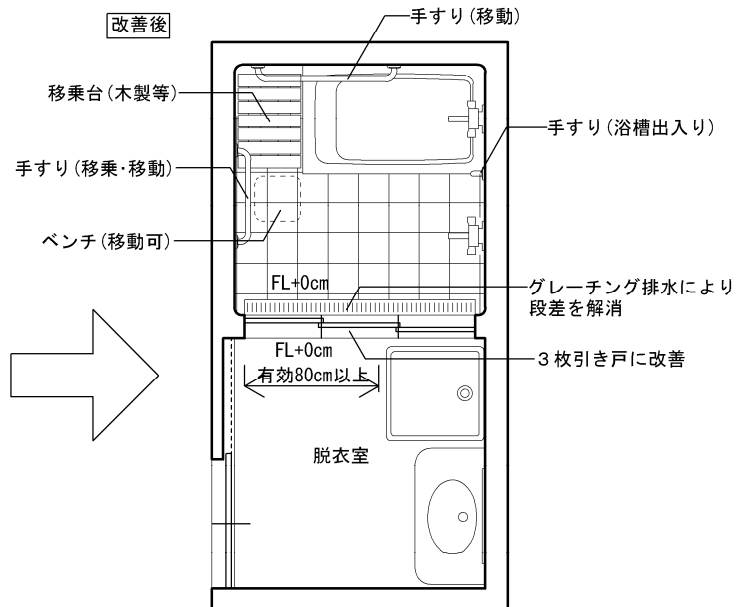


● 改善例 (浴室)

改善前



改善後



2. 1 1. 4 設計例



- 車いすでアクセス可能な露天風呂（手すり、階段を整備。入浴は歩行による。）



- 浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場（手すりを整備。入浴は歩行による。）

2. 1 2 避難設備・施設

◆設計の考え方◆

- ・建築物の計画においては、防火区画、避難計画、防排煙等を総合的に行う必要がある。災害時における高齢者、障害者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。
- ・高齢者、障害者等の避難について十分検討し、分かりやすい動線計画とすることが求められる。
- ・災害等の発生時においては、非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるための方法を確立する必要がある。特に、非常警報装置や放送が認知できない利用者への対応が求められる。
- ・避難にあたっては、まず火元と隔てられた場所へ移動するための経路を確保し、適切に誘導することが求められる。階数が2以上の建築物においては、接地階以外の階において垂直移動が困難な利用者のために、一時待避スペース等を設けて安全を確保する等の工夫が求められる。
- ・視覚障害者、聴覚障害者¹に配慮した表示を行い、適切に誘導する必要がある。

2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準

◆設計のポイント◆

避難設備・施設の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ① 分かりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保する。
- ② 想定される避難経路には、段を設けない。
- ③ 非常用警報装置は、視覚障害者、聴覚障害者に対応したものを設置する。
- ④ 階段や廊下等に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを設置する。
- ⑤ 避難時には、煙を避けるために、伏せる等姿勢が低くなることから、低い姿勢からも分かりやすい誘導に配慮する。視覚障害者、聴覚障害者に配慮して、音声誘導、フラッシュライト等による誘導を併せて行う。

(1) 誘導

① 表示位置

- ・煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。

留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーター乗降ロビーに区画を設けるときは、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

② 音声による誘導

- ・視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。

留意点：緊急避難時の誘導システム

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システム（火災等が発生すると、点滅することで非常口の方向を示す等の工夫）は、聴覚障害者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。

③ 光・ピクト・文字による誘導

- ・聴覚障害者に配慮し、光・ピクト・文字等による誘導を行うことが望ましい。

¹ 火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考とすること。

(2) 段

- ・車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、想定される避難経路は段のない床の仕上げとする。

(3) 一時待避スペース

- ・車いす使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全に救助を待つための、以下のような一時待避スペースを設けることが望ましい。

① 設置場所

- ・階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室に設置することが考えられる。

この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。

② 車いす使用者の一時待避スペース

- ・車いす使用者が待避するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。

③ 表示

- ・一時待避スペースであることを、分かりやすく表示する。
- ・階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。

④ インターホン

- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするためのインターホンを設置する。

留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障害者等が破りやすくとすると、避難上有効である。
- ・居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。

(4) 非常放送設備等

- ・非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。

留意点：聴覚障害者に配慮した通報装置

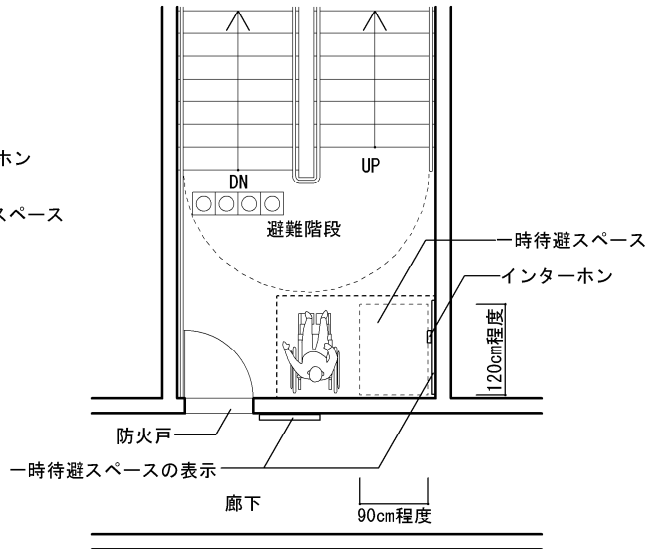
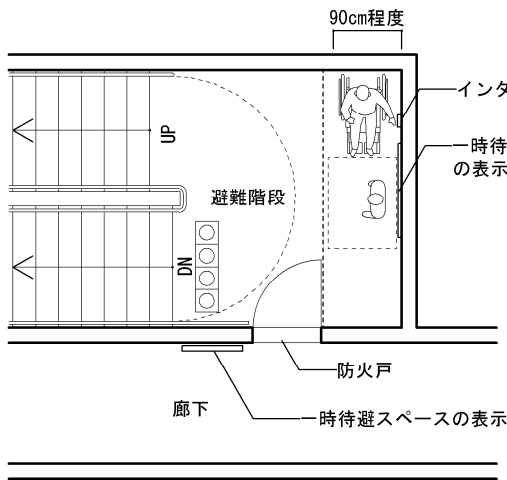
- ・聴覚障害者等には、メール、振動機能のある携帯電話等で非常時に連絡する等の方法も考慮することが望ましい。

- ・非常放送設備とともに、通報装置も重要である。
- ・聴覚障害者に対しては、電子メールや振動機能のついた携帯電話を、視覚障害者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話を使用するシステム等も有効である。

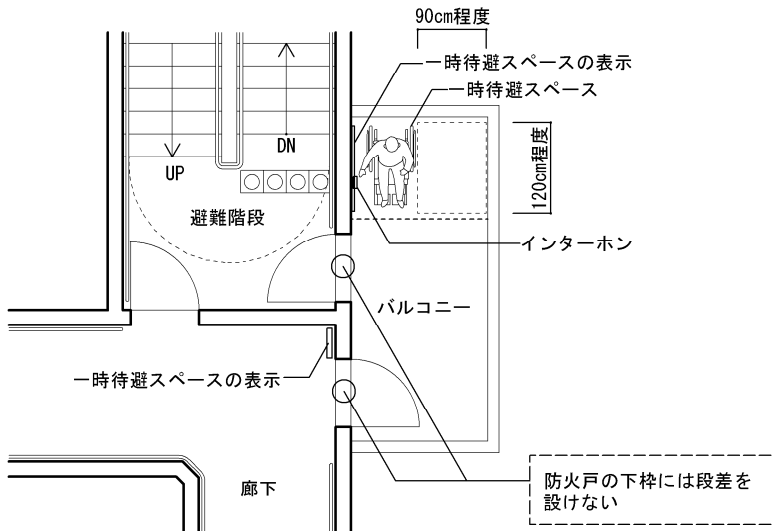
避難設備・施設

● 避難設備・施設の設計標準

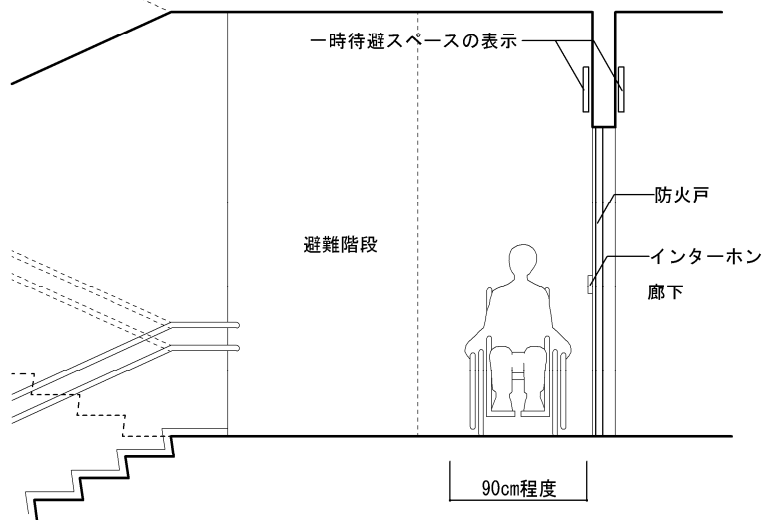
○ 階段の一時待避スペースの例



○ バルコニー等の一時待避スペースの例



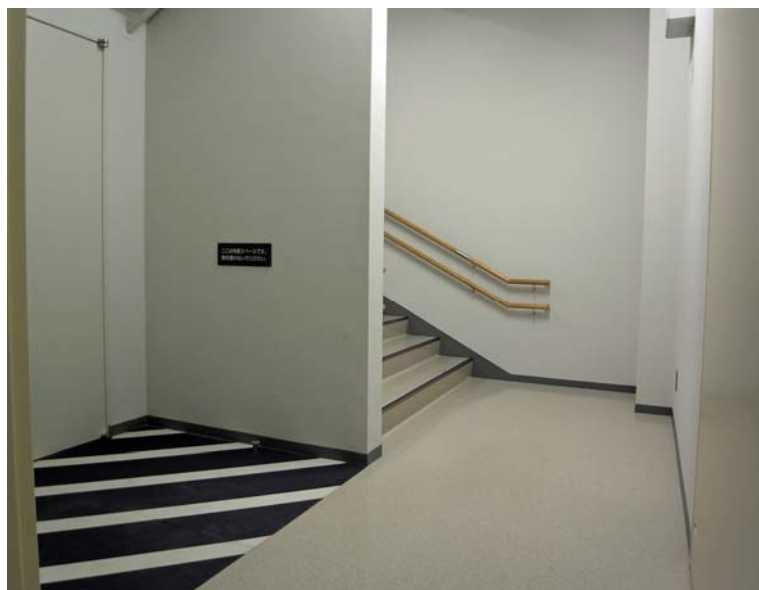
○ 一時待避スペースの断面イメージ (避難階段)



2. 1 2. 2 設計例



- ・階段に連続して設けられ、車いす使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー



- ・緊急時に車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、全階に直通する階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）

2. 1 3 造作・機器

2. 1 3 A. 1 手すり

(1) 設置場所等

- ・手すりは、高齢者、障害者等にとって、安全確保(転倒防止)、立上り補助(身体支持)、移動補助、誘導のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設けることが望ましい。また、施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とすることが望ましい。

留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に気を付けなければならない。例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、柵、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとしても併用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

(2) 連続性等

- ・手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置することが望ましい。
- ・廊下の手すりは両側に連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりをまわすことが望ましい。

留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向が分からなくなったりすることが考えられる。

(3) 高さ

- ・手すりの高さ(廊下、階段等)は以下の通りとすることが望ましい。
(注：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。)

① 通路、廊下、傾斜路

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度
H=60~65cm程度

② 階段

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度
H=60~65cm程度

(4) 移乗等動作補助用手すり(便所、浴室等)

- ・動作に応じて水平及び垂直に適切に設けることが望ましい。
- ・その他 2. 7 便所・洗面所、
2. 1 1. 1 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準を参照。

留意点：立上り補助(身体支持)、移動補助の手すり

- ・出入口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合などでは、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・便房内の場合、手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

(5) 形 状

- ・断面の形状は、円形など握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とすることが望ましい。
- ・端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさける等のため、曲げて納めることが望ましい。

(6) 壁との関係

- ・壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりが取り付く部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするのが望ましい。
- ・手すりの位置が認識できるよう周囲の壁等と識別しやすい色とすることが望ましい。
- ・手すり端部は壁側にしっかり回して固定することが重要である。

(7) 材 質

- ・肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとするのが望ましい。
- ・階段、傾斜路等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとするのが望ましい。

留意点：手すりの材質

- ・金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするなどの配慮が望まれる。

(8) 点字表示

- ・廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・階段手すりの上端・下端の水平部分には、現在位置及び上下階の情報等を点字表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

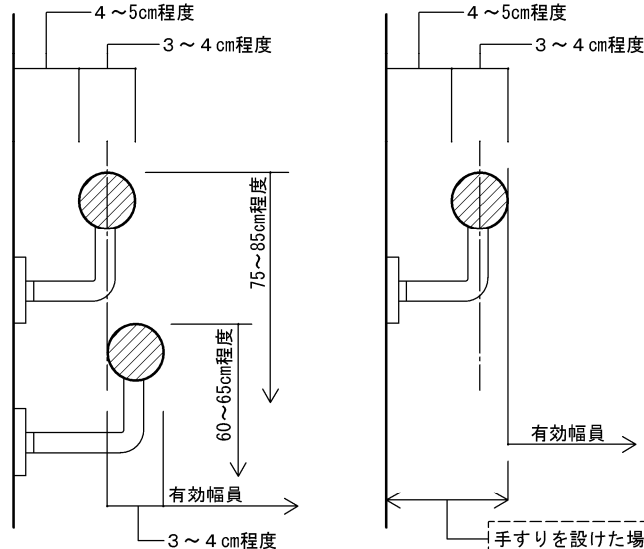
2. 13 A. 2 施設による配慮の工夫

手すりの機能には、安全確保（転倒防止）、立上り補助（身体支持）、移動補助、視覚障害者等の誘導の機能がある。

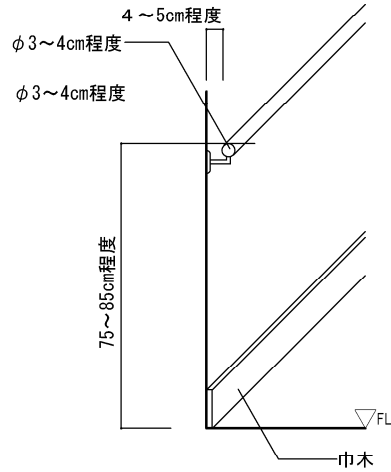
- ・移動のために手すりによる移動補助、立上り補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設置することが望ましい。
- ・施設の用途や構造等により、誘導を目的とした手すりを設置できない場合にあっては、手すりに代わる音声案内、または従業員による誘導とすることが望ましい。

● 手すり

○ 手すりと有効幅員

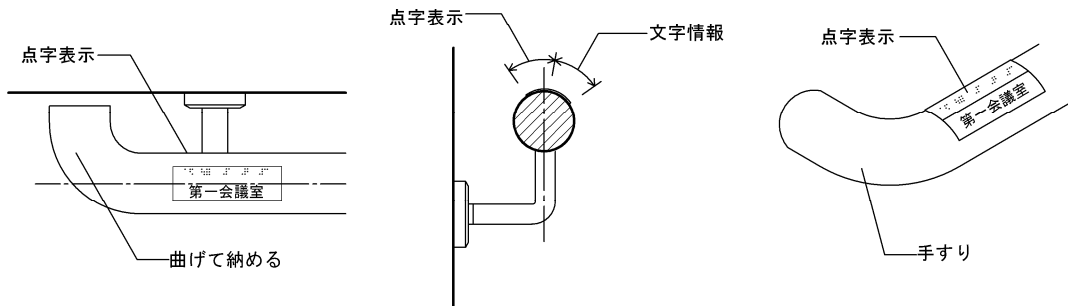


○ 壁面の設置例

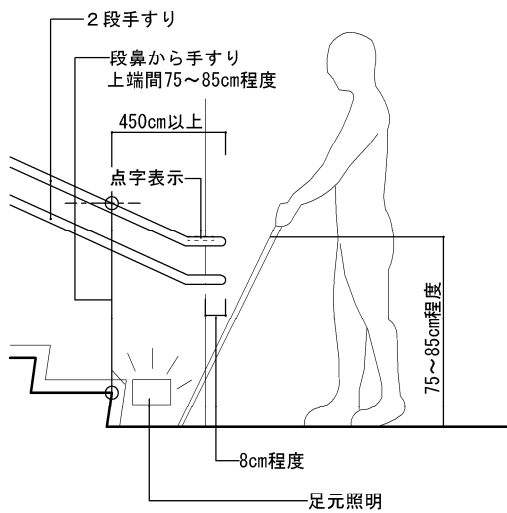


手すりを設けた場合は、10cmまで幅員を緩和することができる
(階段、敷地内の通路(段がある部分)のみ)

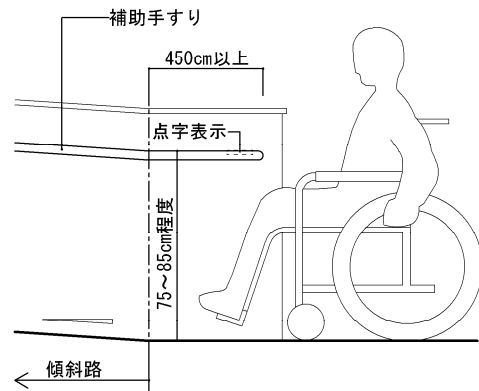
○ 手すりの端部と点字表示



○ 階段の手すり



○ 傾斜路の手すり



2. 1 3 A. 3 設計例



- 引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり



- JIS T 0921に基づいてレイアウト・製作された、手すりの点字表示
(大きくわかりやすいゴシック体の文字を使用し、弱視者にも配慮している。
手すりの色と表示の色のコントラストをつけること、及び手すりの端部に近い位置とすることにより、視覚障害者にとって、表示の設置位置がわかりやすいよう配慮している。)



2. 13B. 1 段差解消機

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあつて、エレベーターや傾斜路による段差の解消が困難な場合には、段差解消機を使用することも考えられる。段差解消機の計画にあたっては下記のような考え方・設計標準とする。

◆基準◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<移動等円滑化経路> (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般>	①エレベーターの場合	—
特殊な構造 または使用 形態のエレベーター その他の 昇降機 (第8条)	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
	②エスカレーターの場合	—
	車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	

(1) 設置位置

- ・段差解消機は、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。
- ・主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。

(2) 段差解消機の構造・規模

- ・平成12年建設省告示1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。
- ・車いす使用者が直線移動で乗降する場合のかごの大きさは、幅70cm以上奥行き120cm以上とする。
- ・車いす使用者がかご内で90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、間口140cm以上、奥行140cm以上とすることが望ましい。
- ・その他 4. 7 段差解消機関連告示を参照。

(3) 乗降場所のスペース確保

- ・段差解消機への乗降時には、車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペースの床は、水平とし、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペース周辺には車いす使用者の転落等を生じる可能性のある段などを設けないものとする。

(4) 斜行型段差解消機の配慮事項

- ・昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型がある。原則として共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じなければならない。
- ・使用者が単独で使用する場合は安全上、専用路型が望ましい。
- ・改善・改修の場合等で、階段幅員に余裕がない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

留意点：非使用時の保管スペース

- ・段差解消機本体はかさばるので、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。壁際に出張った状態で保管すると、高齢者、障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

(5) 鉛直型段差解消機の配慮事項

- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路とかごの床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

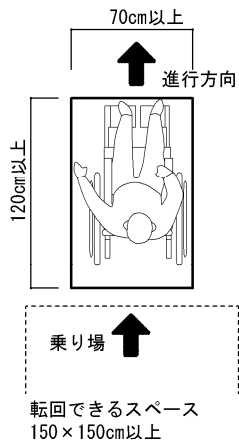
(6) 運行・運用

- ・使用者が単独で安全に操作できる構造にすることが望ましい。
- ・介助者が同乗して操作できることが望ましい。
- ・段差解消機の利用は車いす使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等より多様な人々が使える利用システムが望ましい。

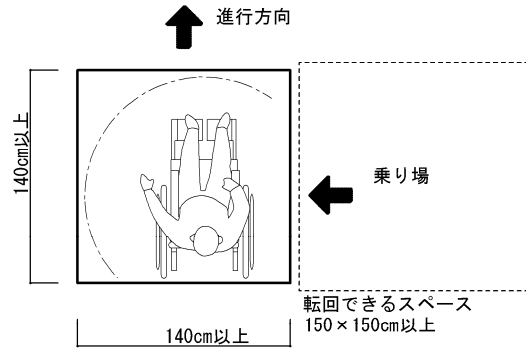
造作・機器 13B

● 段差解消機の構造の例

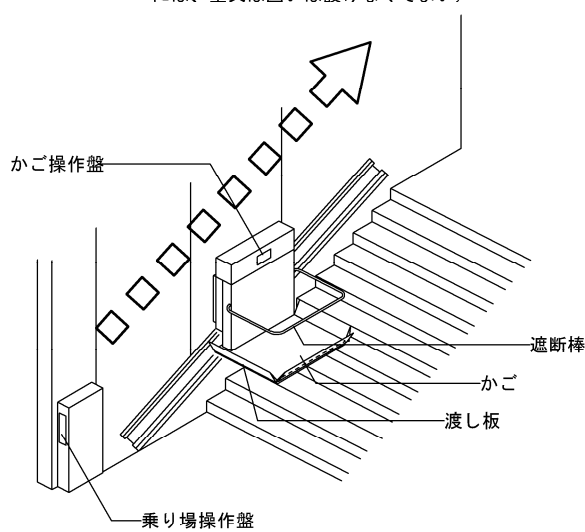
○ 定員 1 名のかご (直線形式の場合)



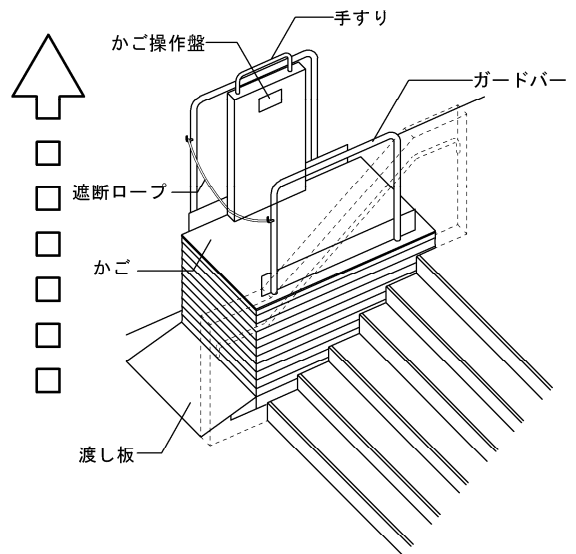
○ 定員 1 名のかご (90° の転回形式の場合)



○ 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



○ 鉛直型



2. 1 3 B. 2 設計例



・鉛直型段差解消機



・既存施設のホール部分の階段に設置した斜行型段差解消機



・既存施設の階段に設置した斜行型段差解消機

2. 13C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等

(1) カウンター等

- ・立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。また、車いす使用者用カウンター等を併せて設置することが望ましい。

留意点：高齢者、障害者等への配慮

- ・カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- ・カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- ・カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄り付く時等に手をかけることができる。
- ・机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

(2) 車いす使用者用カウンターの寸法

- ① 高さ
 - イ 下端寸法 60～65cm程度
 - ロ 上端寸法 70cm程度
- ② カウンター下部スペースの奥行き 45cm程度

留意点：カウンター前面のスペース

- ・車いす使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

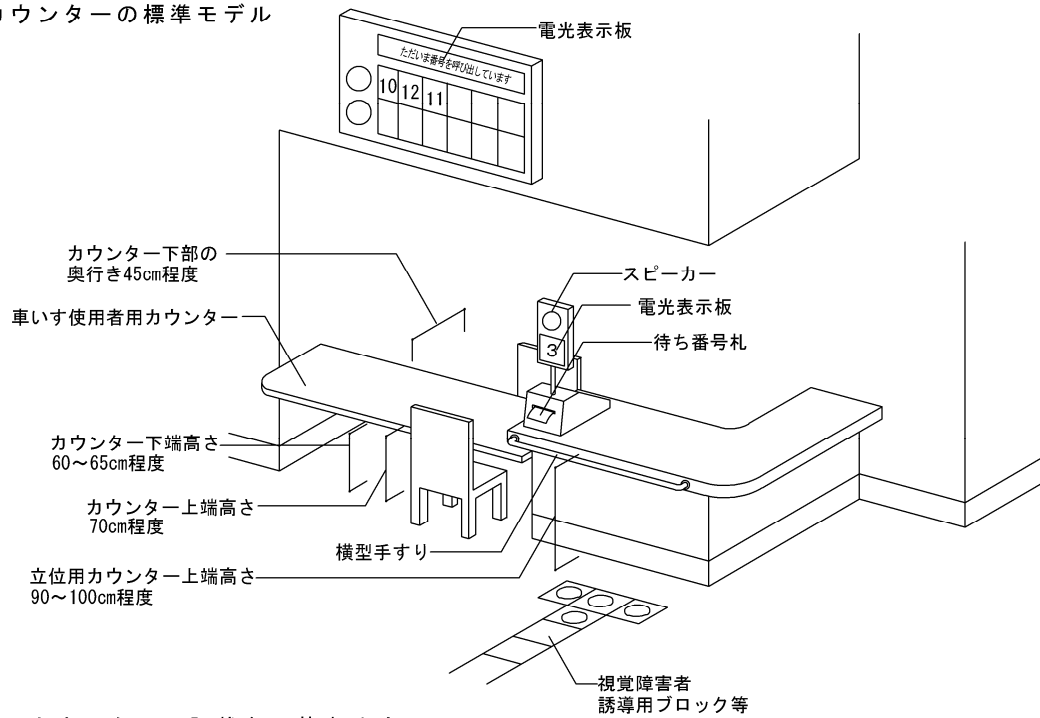
(3) 表示

- ・役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して電光表示板等を併せて設置することが望ましい。

留意点：電光表示の色彩

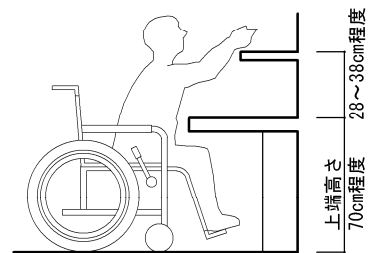
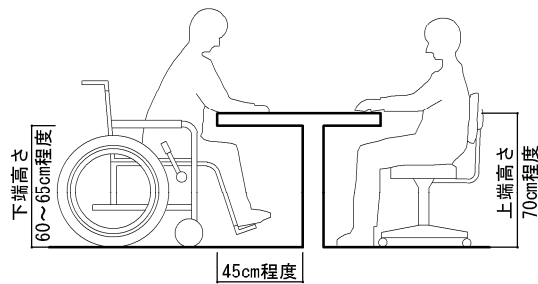
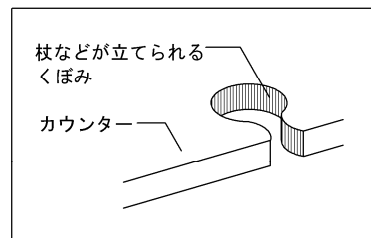
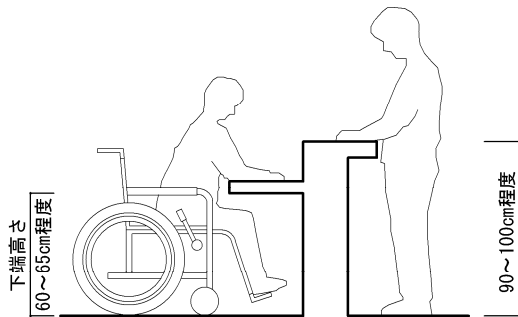
- ・赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくい。色覚に障害がある人（色弱者）には、光った赤は、黒に近い色に見える。

● カウンターの標準モデル



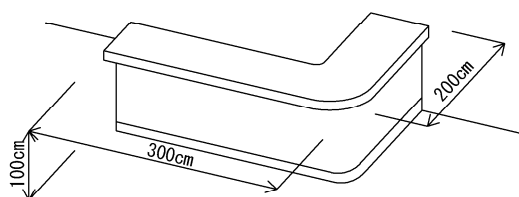
○ カウンター・記載台の基本寸法

○ カウンターにくぼみをつけた例



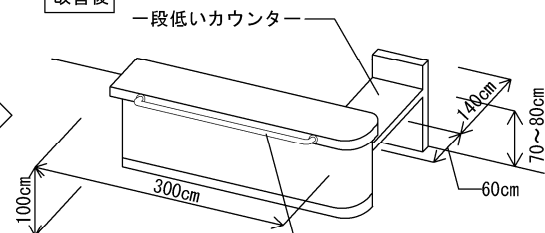
● 改善例（カウンター）

改善前



・高さが一律のカウンターの場合

改善後



・高さが2段あるカウンターに改善する
・手すりを設置する

2. 1 3 C. 2 設計例



- ・子どもや車いす使用者にも使いやすい高さのカウンター



- ・車いす使用者の膝が入るように設計されたカウンター

2. 13D. 1 水飲み器・自動販売機等

(1) 水飲み器

- ① 飲み口高さ
 - ・70～80cm程度とすることが望ましい。
- ② 給水栓
 - ・光電管式、ボタン式またはレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものを併設することが望ましい。
- ③ 下部スペース
 - ・車いす使用者の利用に配慮して、下部に膝下が入るスペースを確保することが望ましい。
 - ・壁掛け式の場合は、下部にスペースを設けることが望ましい。下部に設けられるスペースには、段を設けないことが望ましい。
- ④ 杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

留意点：押しボタン

 - ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者に分かりやすい色や形とすることが望ましい。
- ⑤ セルフサービスの場合の給水器等
 - ・寸法は次のようにすることが望ましい。

イ 給水器等の設置台の高さ	70～75cm程度
ロ コップ等の位置	85～95cm程度
ハ 給水器等の設置台の下部スペースの奥行き	45cm程度

(2) 自動販売機

- ① 金銭投入口等の高さ
 - ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ40～110cm程度の範囲に納まるものを選ぶようにすることが望ましい。

留意点：金銭投入口等

 - ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用することが望ましい。

留意点：操作面の見やすさ

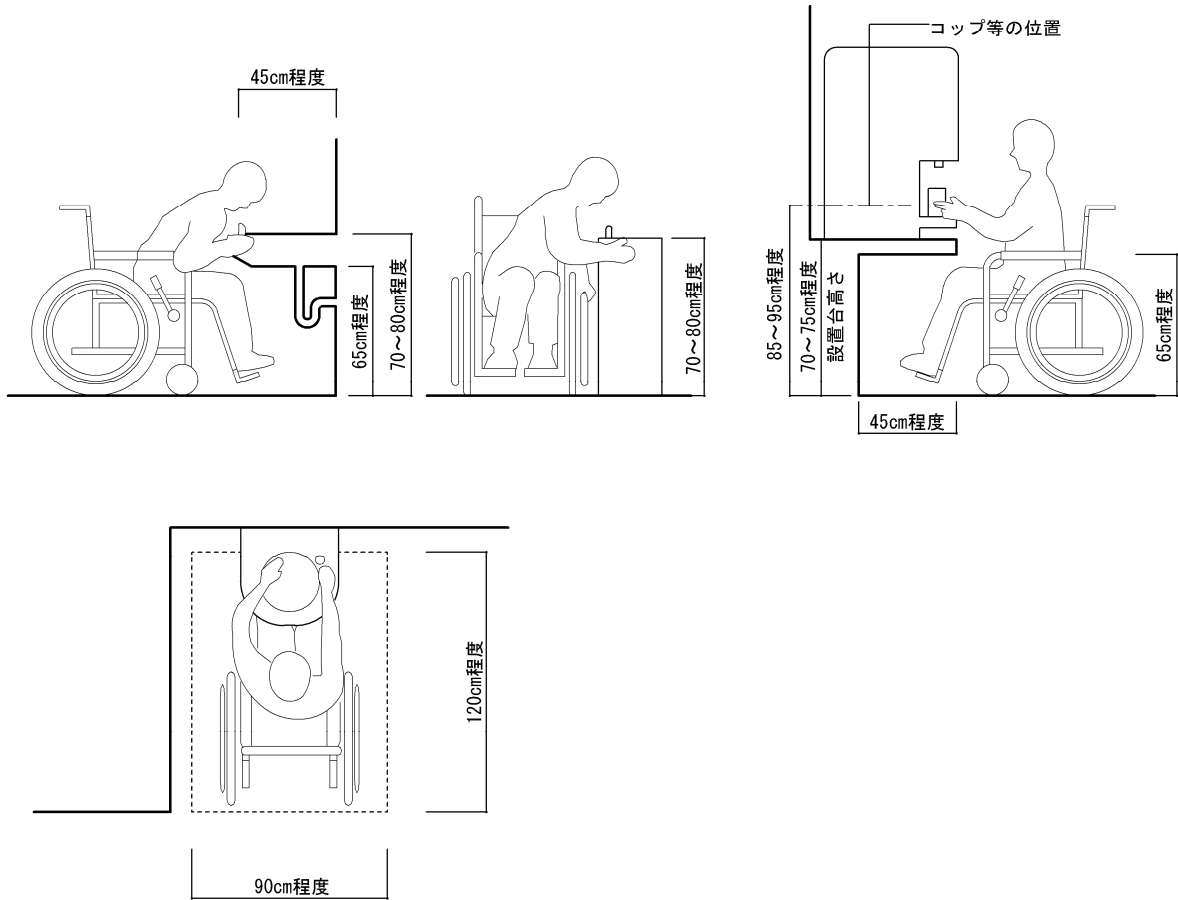
 - ・操作面が斜めになっている販売機では、車いす使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないよう配慮することが望ましい。

(3) 設置の配慮

- ・水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できる水平部分を確保することが望ましい。
- ・水平部分は、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースとすることが望ましい。

造作・機器 13D

● 水飲み器の基本寸法



2. 1 3 D. 2 設計例



- ・車いす使用者に配慮した自動販売機
（自動販売機の前面に高さ70cm程度のカウンターを設置し、そこに金銭投入口・操作ボタン・取出し口を集め、車いす使用者も容易に利用できる機種を選定している。）



- ・2種類の高さで設置した水飲み器

2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類

(1) 設置高さ

- ・コンセントは40cm程度、スイッチ類（特殊なスイッチを除く）は110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とすることが望ましい。
（注：いずれも床から中心までの高さである。）

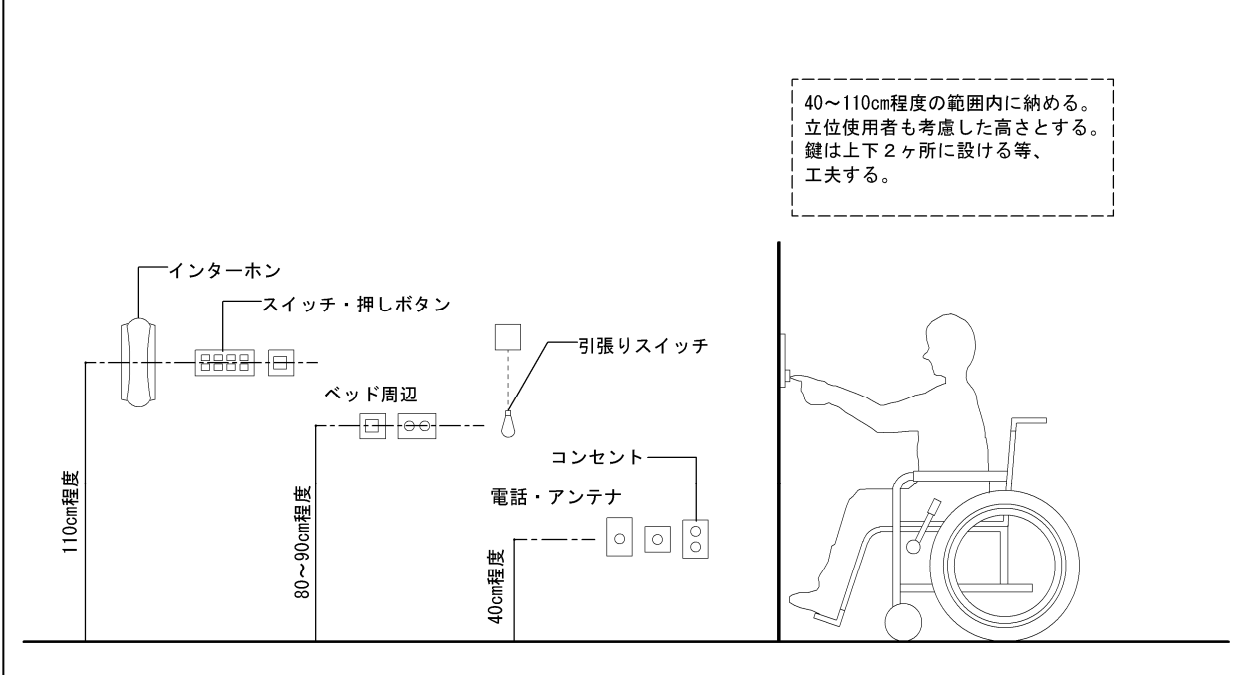
(2) 操作性

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・ボタンとボタン周囲との識別が可能なようにコントラスト等に配慮する。

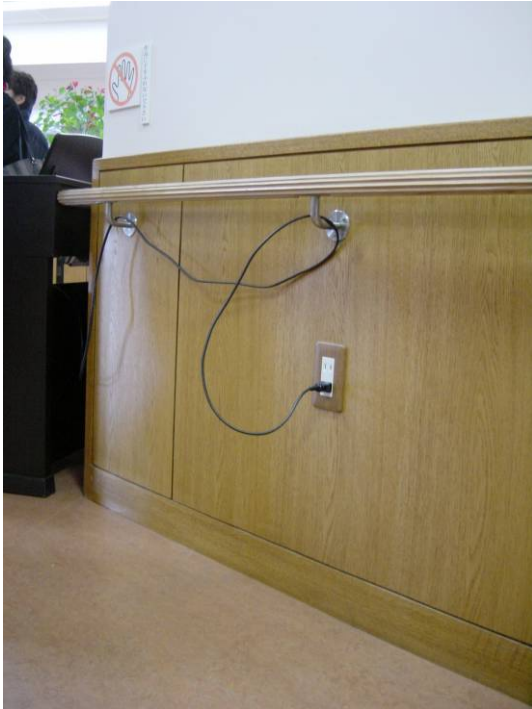
留意点：スイッチのデザイン

- ・同一の建築物内では、同一の用途のスイッチ類は統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・視覚障害者にはタッチパネル式はわかりにくい。

● コンセント、スイッチの高さの例



2. 1 3 E. 2 設計例



- 床面から高さ40cm程度に設けられたコンセント

2. 13 F. 1 乳幼児等用設備

乳幼児連れ利用者が利用する施設では、以下のような設備を設けることが望ましい。なお、男性も利用できるよう十分配慮をすることが望ましい。

(1) 授乳及びおむつ替えのための設備

- ・母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースは区切られた空間とし、授乳のためのいすを設置することが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、おむつ替えのための台等を適切に設けることが望ましい。
- ・出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすることが望ましい。
- ・出入口付近には授乳のためのスペースである旨を表示することが望ましい。

留意点：整備の配慮事項

- ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保することが必要である。
- ・授乳のためのいすは、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんの洗浄のための設備を設けることが望ましい。
- ・おむつ替えのための台や乳幼児用いす・乳幼児用ベッド等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・男性の哺乳びんによる授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示する必要がある。

(2) 便所内の設備

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (4) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 参照

屋内・屋外の休憩スペースと子どもの遊び場が提供されるコンビニエンスストア

① 背景

ローソンの創業30周年記念として、2006年12月から約半年間、時限的に日本橋で子育て応援店舗「ハッピーローソン日本橋店」がオープンし、新しい取り組みに多くの人や沢山の声が集まった。その経験を踏まえ、横浜市から山下公園内での売店の公募を機会に、「ハッピーローソン山下公園店」を提案し実現された。

② 概要

買い物を行わない人も気軽に立ち寄れる屋内・屋外に広い休憩スペースが設けられている。室内には木の質感を大切にした立体的な子どもの遊び場がつけられている。

これらのスペースは子育て応援のイベント等に利用され、地域の公共団体主催の食育イベント等が行われることもある。また、市のインフォメーションコーナーも設けられており、様々なパンフレット等が置かれ、情報発信の場ともなっている。

子育て応援店舗として、通常のコンビニエンスストアには置いていない紙おむつの少量パック、離乳食、小さなおもちゃなど、赤ちゃんから就学前の子連れに求められる商品が置かれている。粉ミルク用のお湯、授乳用スカーフの貸し出しなども行われている。



子どもの遊び場と屋内・屋外の休憩スペース：木の立体的な遊具、休憩スペースが設置され、多くの子ども連れでにぎわっている。



子育て応援グッズ：離乳食の販売や粉ミルク用のお湯の提供が行われベビー用品のアンテナショップとしても利用されている。



ベビーカー、車イスを考慮した通路幅：ベビーカー、車イス、買物用カート等の利用時人も人とすれ違える1,200mm以上の通路幅

店舗イメージ



買い物用のカート置き場：子ども連れの利用を配慮し買い物用のカートが置かれている。

出典：ハッピーローソン山下公園店HP

●授乳及びおむつ替えのための設備

参考図：安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書
(H22.3国土交通省総合政策局)より引用

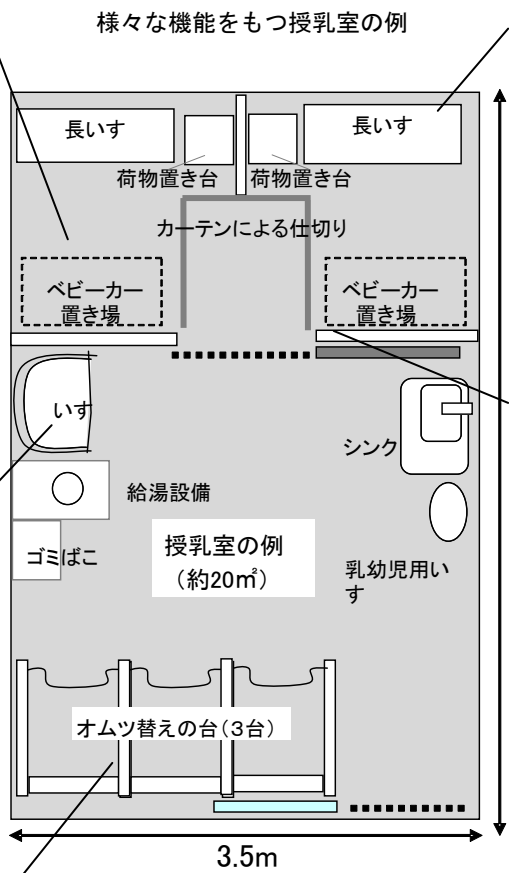
造作・機器 13F

ベビーカーで授乳室内に入れる方が望ましい。
 <解説>
 ・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。
 ・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。
 ・荷物(購入した物品等)の盗難防止。

共用スペースにいすを設置する。
 <解説>
 ・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳びんを置く台などがあると便利。
 ・離乳食を食べさせたりするための子ども用いすがあるとよい。

おむつ替え台をニーズに合わせて設置する。
 <解説>
 ・利用ニーズに合わせて台数を設置する。
 ・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用(立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台)もあるとよい。
 ・おむつゴミはにおわないように工夫する。

・授乳のためのいす、おむつ替え台、鍵が最低限必要。
 ・スペースさえあればパーティションなどで区切ることによって簡単に設置可能。
 ・お湯は近くの職員などが対応(職員用の給湯設備を兼用するなど)。
 ・ベビーカーは出入口付近(外)におけるようにする。

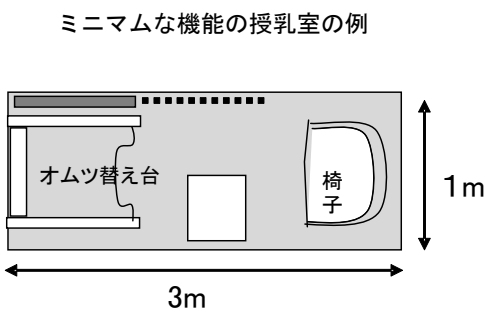


長いすや肘掛けのつきたいすが望ましい。
 <解説>
 ・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。(クッション等による代替可能)
 ・長いいすであれば上の子どもが腰掛けることが可能。
 ・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

男性が入れない授乳(母乳)のためのスペースを設置する。
 <解説>
 ・授乳場所には男性が入れないように仕切りを設ける。内部の使用状況がわかるとよい。
 ・スペースに余裕があれば個室がよい。ただし、利用者が多く待ちが出る場合などは個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。

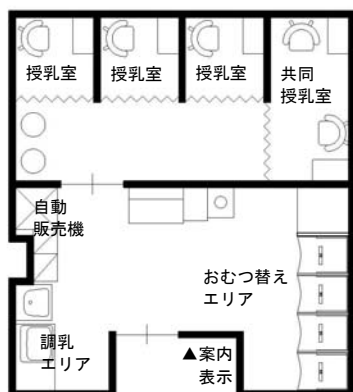
入り口
 ・スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。

自販機等
 ・おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。
 ・ジュースなどの自動販売機や冷水器などがあるとミルクを飲まない上の子や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。



・こもって出てこない、他の人が使いたいのに対応するため、使用の状況を管理できる目の届く場所に設置することが望まれる。
 ・待ちが多いなど授乳室ニーズが高いと判断される場合には、増設等に対応することを検討。

2. 13 F. 2 設計例



・大規模な授乳室の例



・個室の授乳室



・入口と案内表示



・おむつ交換台、常に清潔かつ使いやすい状態に保たれている



・小規模な授乳室の例



・おむつ交換台や授乳室がコンパクトに集約されている

2. 13 G. 1 案内表示

高齢者や障害者に配慮してその内容が判断しやすい案内表示を分かりやすくかつ適切に設ける。

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

(1) 案内板・表示板等

案内板や表示板は、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。文字が読めない、あるいは、文字より絵のほうが理解しやすいといった障害を持つ人や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもある。

① 仕様

- 案内板等の表示は、大きめの文字や、図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮することが望ましい。
- 障害者が利用可能な便所や車いす使用者用客席の位置等は案内板に表示することが望ましい。
- 案内表示は、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。

留意点：文字、図、色

- 文字が多いものや、デザインが複雑なものは、分かりにくいため避け、できる限りシンプルなものとするのが望ましい。
- タッチパネル式の案内表示は、視覚障害者には使いにくい。
- 案内板等は各フロアに設けることが望ましい。
- 文字の書体は認知のしやすいものとするのが望ましい。
- 施設の用途により主要な案内板・表示板等は外国語を併記することが望ましい。
- 色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2) サイン」参照)などが参考となる。(http://www.ecomo.or.jp/)
- 文字と背景の色の組み合わせは、白内障の方や色弱者、弱視者の色の見え方に配慮して明るさや明度を大きく対比させたものとする。
- 褪色しやすい色を用いない。

留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性

- 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。(出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集(国土交通省HP)(http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf))

- ・文字表記と併用して点字表示も行うことが望ましい。点字については、(2)点字・音声等による案内板 参照。
- ・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内することが望ましい
- ・弱視者、色弱者に対応して、色や表示の仕方に工夫をする。
((3)弱視者の特性と案内表示等、(4)色弱者の特性と案内表示等 参照)

留意点：配置上配慮すべき事項

- ・大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面で対応することも考えられる。



ピクトグラムによる表示の例
(絵、漢字、ひらがなを併記している。)

② 設置位置

- ・案内表示は、建築物の主要な出入口まで、全ての人にわかりやすいように設けることが望ましい。
- ・受付カウンターやエレベーターホール等の動線の要所には、わかりやすい案内表示を設置する。
- ・車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。
- ・誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするのが望ましい。
- ・逆光や反射グレアが生じないように、案内板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮することが望ましい。また、ケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう配慮することが望ましい。

留意点：サインと案内板

- ・サインの設置に際しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮することが望ましい。
- ・サインの設置については、「旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(発行：交通エコロジー・モビリティ財団、2007年9月)及びホームページ (<http://www.ecomo.or.jp/>) が参考となる。
- ・動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置することが望ましい。

③ サイン

- ・案内板等に用いるサイン（図記号）は、J I S規格等標準化されたものを使用することが望ましい。
- ・標準化されたサインの例としては、以下のようなものがある。

イ 国際シンボルマーク

- ・身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。
※1969年に国際リハビリテーション協会が定めた。

ロ 日本工業規格「案内用図記号」（JIS Z 8210:2002）

- ・JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方が定められている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定められている。
- ・なお、この中に定められていないものについては、下記ハによることが望ましい。

ハ 標準案内用図記号ガイドライン

- ・標準化された各種案内用図記号が定められている。
※国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」において、2001年3月に策定されたものである。
- ・125種類の図記号と共に、使用上の注意も掲載されており、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）において閲覧できる。

ニ オストメイトマーク

- ・オストメイトに配慮した設備が設けられているトイレに表示する。
- ・「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（2007年9月 交通エコロジー・モビリティ財団）及びホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）参照。



ホ コミュニケーション支援用絵記号

- ・文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、コミュニケーション支援用絵記号が開発されている。
- ・絵記号を描く際の基本形状（面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールを示している。（JIS T0103）規格は、日本工業標準調査会（J I S C）のホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）で閲覧することができる。また、規格には参考として約300の絵記号の例を収載している。（財）共用品推進機構のホームページ（<http://www.kyoyohin.org/>）参照。

(2) 点字・音声等による案内板

- ・必要に応じ点字・音声等による案内板を設けることが望ましい。
- ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。
- ・音声案内装置については、2.13I.1 情報伝達設備(1) 音声による案内・誘導を参照。
- ・点字の表示方法等についてはJIS T0921、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T0922が参考となる。

留意点：点字・音声等による案内板

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけると共に、文字等を浮き彫りしたり、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある。
- ・有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・点字を設置する際は、施設内、あるいは、近隣施設内では設置位置などを統一し、視覚障害者が点字を見つけられるように配慮する必要がある。
- ・点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

(3) 弱視者の特性と案内表示等

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。
- ・弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。
- ・案内表示は、接近して読むことができる位置に設置することが望ましい。
- ・弱視者の誘導にあたっては、分かりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導などを組み合わせる必要がある。
- ・白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとするのが望ましい。

留意点：高齢者に多い白内障への対応

- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうが分かりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には黒で縁取りをつける。

(4) 色弱者の特性と案内表示等

- ・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- ・色弱者の見え方は、2-148頁の「図 色弱者の色の見え方」の「P型(1型)」、「D型(2型)」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。

留意点：色弱について

- ・色弱者（色覚障害者、色覚異常者ともいう。）の割合は、日本人の場合、男性では20人に1人、女性では500人に1人の割合で存在する。
- ・これらの人の視力は普通の人と変わらないが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。また、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。

参考資料：「カラーバリアフリー サインマニュアル」

神奈川県（平成21年3月）

- ・従って案内表示等の色づかいについては、「図 色弱者の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められる。
（色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」（出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構）等も参考となる。）
- ・色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行う。
- ・案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要がある。

留意点：色の選び方と施設設備などで配慮すべきこと

<色の選び方>

【赤】

- ・赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジに近い赤を使う

【黄緑、緑】

- ・黄色と黄緑は赤緑色弱者にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使用しない
- ・濃い緑は赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う

【青】

- ・青に近い紫は青と区別できないので赤紫を使う

【黄色と白】

- ・細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない
- ・明るい黄色は白内障では白と混同するので使わない

<確認方法>

- ・白黒でコピーしても内容を識別できるか、確認する
- ・色弱者の見え方のチェックツール（シミュレーションソフト）もある。
ただし、チェックツールは、色弱者にとっての色の見え方をチェックするのではなく、見分けにくい配色があるかを確認するものである。実際の見え方には多様性があることを留意した上で、チェックした結果を活用することが望ましい。

<施設整備で配慮すべきこと>

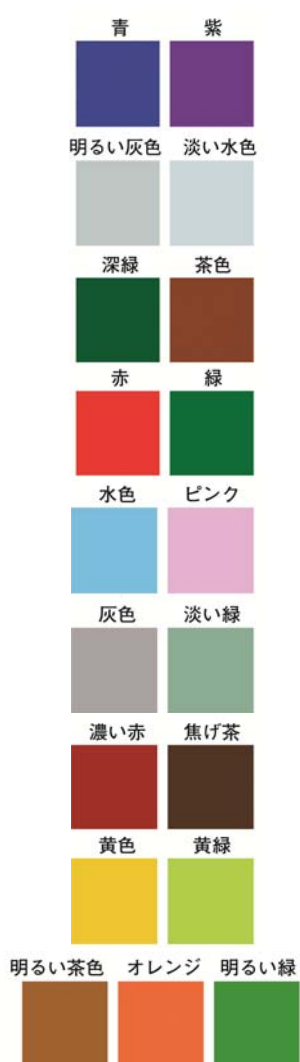
- ・色弱者は、色は見分けられても色の名前が分からないことがある
- ・受付などを用件にあわせて色分けする場合は、番号も併記する
- ・色分けしたパネルには色名を併記する
- ・案内表示は、大きくわかりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色には地色と対比効果があり明暗のコントラストのはっきりした色を使用する

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」

神奈川県（平成20年10月）より抜粋し一部加筆

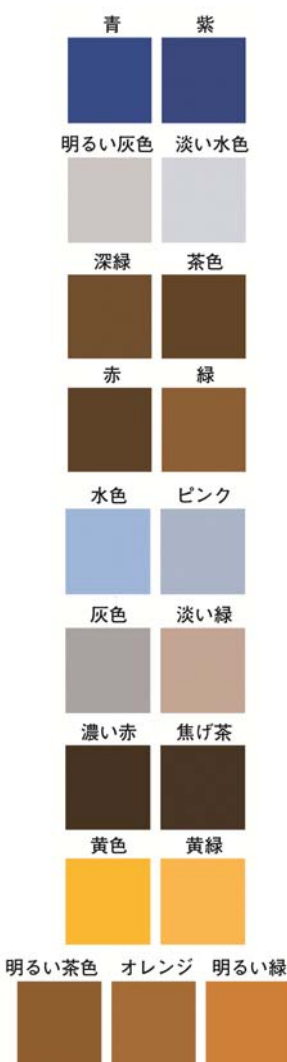
図 色弱者の色の見え方¹

一般色覚者の見え方

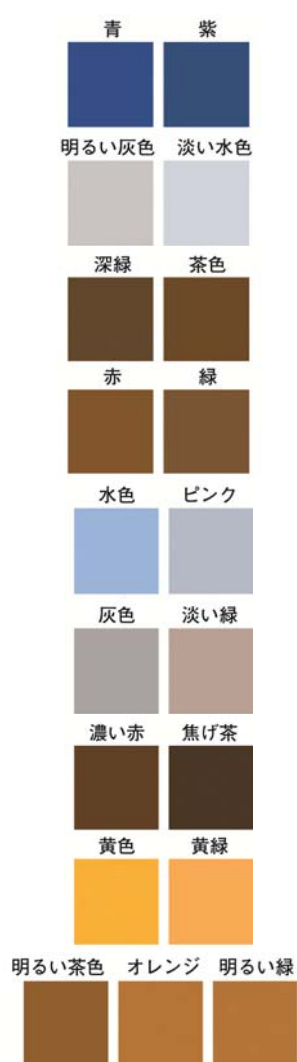


色弱者の見え方の例

P型(1型)



D型(2型)



色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

¹出典：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県（平成21年3月）

2. 1 3 G. 2 設計例

<視覚障害者等への配慮>



- 点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



- 音声案内機能付きの点字等による案内板（晴眼者も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音声による案内、インターホンも設置している。）



- 点字等による案内板（高齢者や子どもにも利用しやすいように大きめの墨字を併記し、弱視者に配慮した色使いとなっている。車いす使用者にも見やすい高さである。）

<高齢者、障害者等への配慮>



- 主な出入口のそばに設置されたサテライトカウンター（人がいない時にはインターホンにより対応する。）

<聴覚障害者等への配慮>

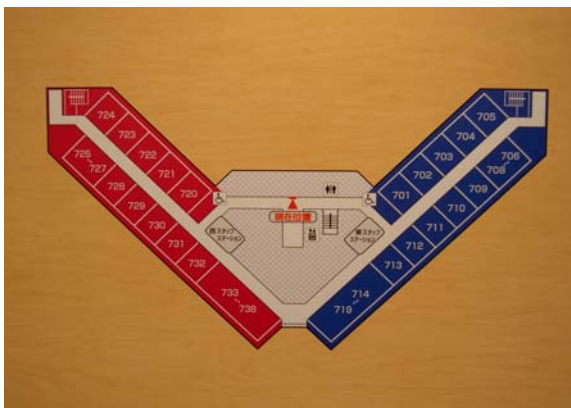


- 難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口などに設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）

<色弱者等への配慮>



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示



- ・色を使って分かりやすく表現している案内図と案内表示



- ・廊下に設置され、大きく分かりやすく、接近して見ることも可能な案内表示



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色弱者の視認性を高めている案内表示



- ・提供する情報量を絞り、色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している案内表示

利用者参加型プロジェクトの事例

- ・これらの写真は、利用者参加型のプロジェクトとして建設された草加市民病院（埼玉県草加市）及び、お茶の水・井上眼科クリニック（東京都千代田区）の写真である。視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

サイン計画に利用者参加型で取り組んだ事例

東京都大田区における庁舎のユニバーサルデザイン化の取り組み

① 背景

- ・大田区本庁舎は開庁から10年以上が経過し、度重なる組織改正によって庁舎内のサインは煩雑になり、抜本的改善が求められていた。
- ・2009年度の組織改正において組織名称が大幅に改正されたことや、本庁舎のオフィスレイアウトが刷新されたことを契機に、本庁舎のサイン（案内板や表示板など）を全面改修することとなった。

② 取り組みの概要

- ・サイン計画の全面改修（以下、プロジェクトという。）にあたっては、大田区施設管理課を中心に大田区の関係部署が定期的に参加し、そこにデザイナーが加わる体制とした。また、市民団体と随時連携し、意見交換や検証実験を行った。
- ・プロジェクトの工程は下表の通り。庁舎の全面改修を実施した第1次整備と、更なる改善を実施した第2次整備からなる。
- ・第1次整備完了後の2009年9月と第2次整備完了後の2010年4月に障害当事者による検証実験を実施し、サイン計画の評価を行った。

◆検証実験 i) (2009年9月) の概要

- ・被験者は肢体不自由3名、弱視者2名、全盲1名、聴覚障害者2名、健常者1名
- ・いくつか目的地を設定し、そこに単独で向かう被験者の行動を観察し、迷いや間違いを起こさないかを確認した。
- ・結果、弱視者・全盲の方が目的地にたどり着けない場合があり、特に弱視者がサイン自体を発見できないケースがあることが判明した。

◆検証実験 ii) (2010年4月) の概要

- ・被験者は弱視者4名
- ・検証実験 i) を受けて弱視者との意見交換等を実施し、弱視者にも分かりやすくするため、屋内用点字ブロックの設置や光サインの改善、受付で渡す案内マップの整備を行った上で、再度検証した。検証方法は検証実験 i) と同様。
- ・結果、目的地にたどり着くことが容易になったことを確認できた。
- ・この後も全盲者を対象に検証を行い、サイン計画改善による効果や課題を確認するなど、庁舎ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みが進められている。

表 プロジェクトの工程

第1次整備 (庁舎の 全面改修)	2009年3月	現状調査と課題抽出
	4月	サイン基本計画
	5月	区民の会との意見交換会
	6月	サイン実施設計
	7月	本庁舎サイン竣工
	8月	4地域庁舎サイン竣工
	9月	検証実験 i)
第2次整備 (竣工後に 明らかにな った課題の 改善)	10月	改善策の検討
	11月	案内マップの整備
	12月	光サイン・誘導タイルの試案設置
	2010年1月	弱視者問題研究会との意見交換
	2月	区民の会との意見交換会
	3月	光サイン・誘導タイル施工
	4月	検証実験 ii)



改修前



改修後

図 サイン計画の改善の一例
(窓口案内)



図 検証実験の様子



図 改善後のサイン

標準案内用図記号

標準案内用図記号は125種類が定められているが、ここではその内の一部を紹介する（推奨度A及び推奨度Bの中から抜粋した）。

詳細及びこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。

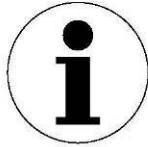
同ガイドラインには、使用上の注意も掲載されているので、必ず参照すること。

なお、※印のある図記号は、既存のもの等が採用されたものである。

<推奨度A>



案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



身障者用設備
Accessible facility
(国際シンボルマーク)



車椅子スロープ
Accessible slope



飲料水
Drinking water



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down

【注1】(文字による補助表示が必要)

<推奨度B>



電話
Telephone



ファックス
Fax



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



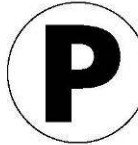
水飲み場
Water fountain



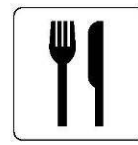
くず入れ
Trash box



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



駐車場
Parking



レストラン
Restaurant

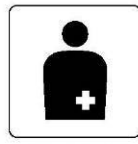


喫茶・軽食
Coffee shop

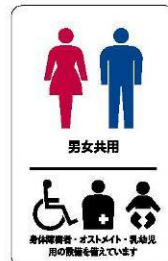
オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

オストメイトに配慮した設備を設けている便所には、右に示すマークを男性用、女性用の図記号と共に表示することが望ましい。

多機能便房を設けた便所の出入口の表示例（男女共用の場合）



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ



男女共用

身障者・オストメイト・乳幼児用の設備を備えています



会計
Cashier

【注2】(通貨記号差し替え可)

2. 13H. 1 視覚障害者誘導用設備

(1) 視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色

① 形状

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを使用する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とする。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、等に配慮する。
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。

② 色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とする。
- ・弱視者が認知し易いよう、敷地内の通路の床仕上げ材料と視覚障害者誘導用ブロック等の明度差、あるいは輝度比に配慮することが望ましい。

留意点：色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色について黄色を選択した場合であっても、白や薄いグレーの床に敷設した場合、弱視者等には見えにくい。これらの色の組み合わせとする場合には、色が際立つように縁取りを付ける等の配慮が考えられる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保することが望ましい。（輝度は輝度計により測定することができる。）
- ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により色が異ならないように配慮する。

③ 敷設幅

- ・30cm以上とすることが望ましい。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

- ・視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法により、視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるので、視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法を踏襲する。
- ・視覚障害者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する必要がある。
- ・特に歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行うことが望ましい。

① 敷設方法

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、「点状ブロック等」と「線状ブロック等」を適切に使い分け、利用者を混乱させないよう十分な配慮が求められる。
- ・誘導の方向と「線状ブロック等」の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。

- ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。
- ・危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には「点状ブロック等」を使用する。

② 単位空間ごとの敷設方法

- ・各空間ごとの敷設方法については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(3)②、2. 4. 1 屋内通路の設計標準(5)①、2. 5. 1 階段の標準設計(5)①、2. 6. 1 エレベーターの設計標準(3)、2. 6. 5 エスカレーターの設計標準(4)を参照する。
- ・「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参照する。

留意点：敷設にあたって

- ・敷地内の通路上に設けられた柵蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないように、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。
- ・屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。
- ・敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。
- ・クリーニング店のように入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。

③ 建築物の用途による敷設方法

- ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。
- ・専ら高齢者が利用する施設等については、2. 4. 4 施設による配慮の工夫(2)視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

留意点：建築物の用途による配慮

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

④ 人的な対応

- ・建築物内の案内や誘導については、2. 1. 3 ソフト面の工夫(1)及び、2. 3. 2 ソフト面の工夫を参照。

⑤ 敷設後の維持・管理

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守が望ましい。

留意点：保守

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、保守は重要である。

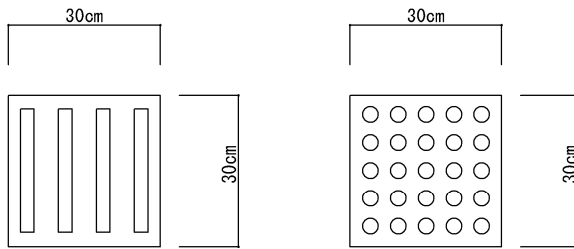
(3) 音声による案内・誘導

- ・音声による案内・誘導については、2. 1. 3 I. 1 情報伝達設備(1)を参照。

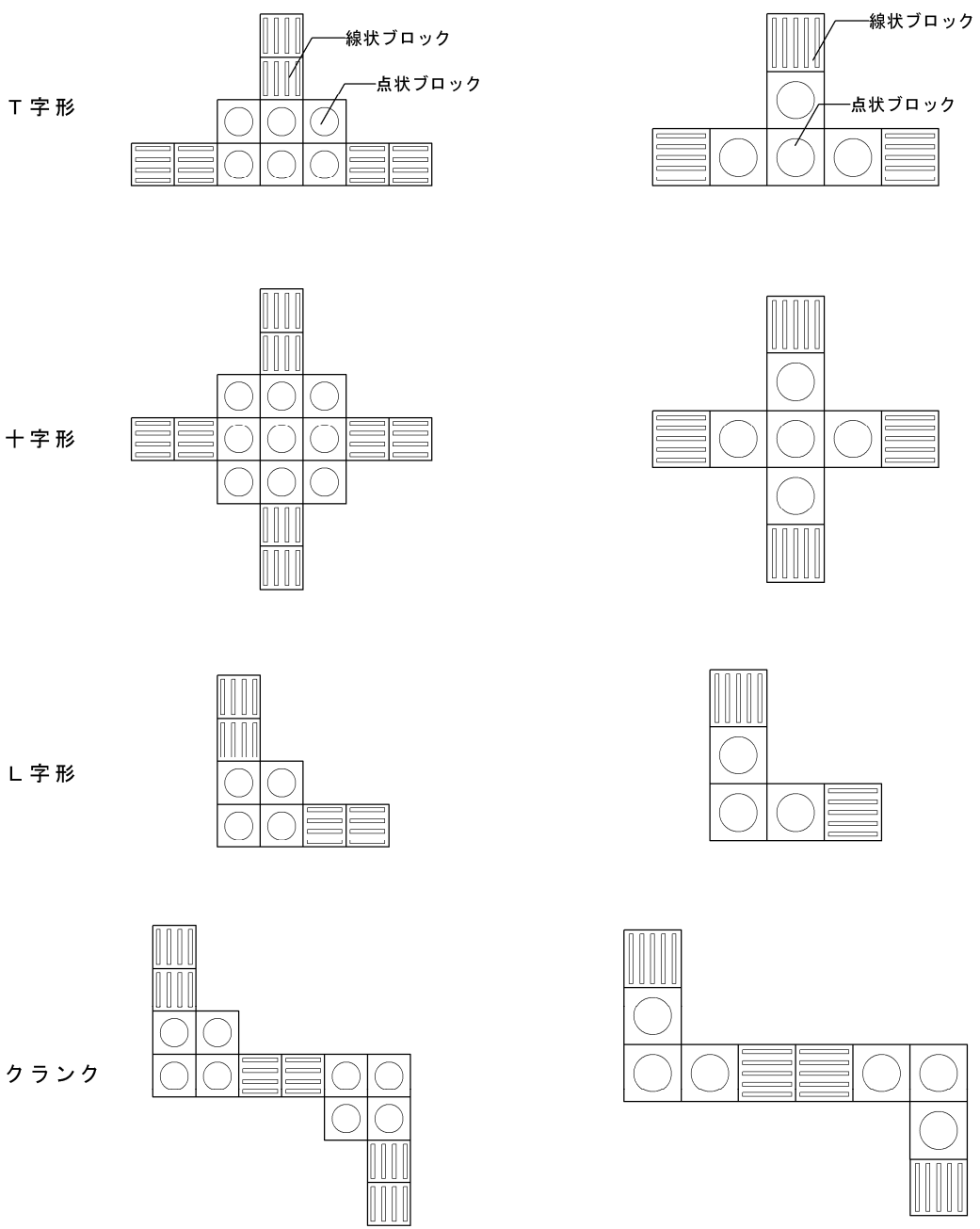
● 視覚障害者誘導用ブロック等 (4章:JIS T 9251を参照)

○ 線状ブロック (誘導)

○ 点状ブロック (警告・注意・喚起)

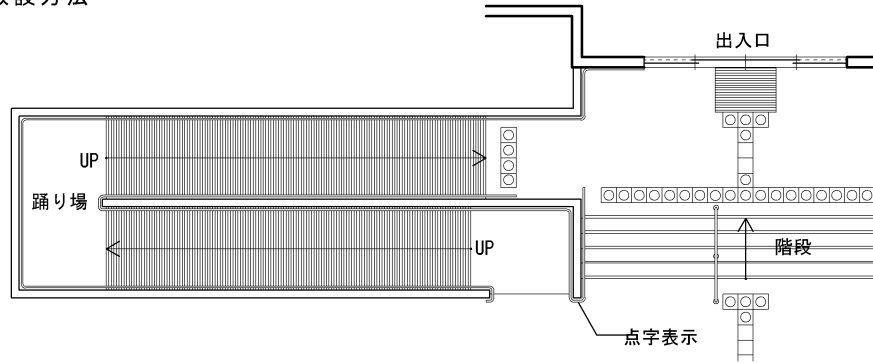


○ 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

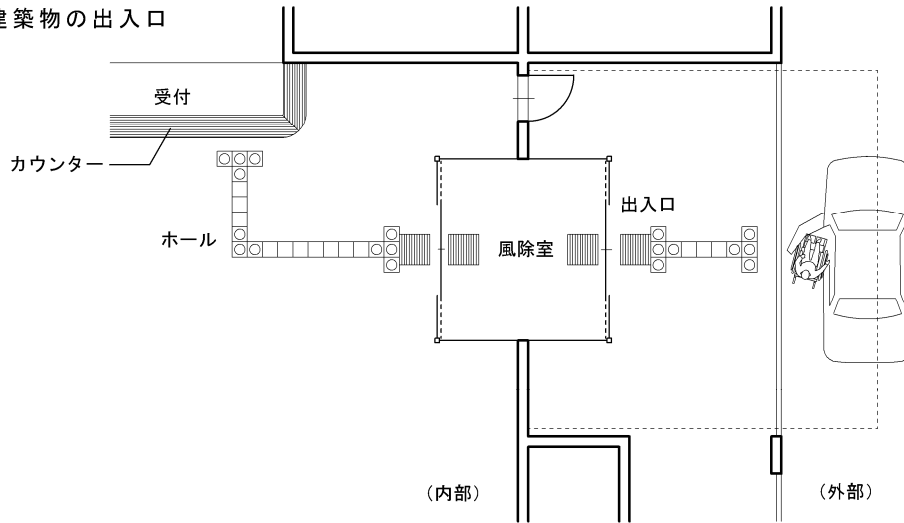


● 単位空間ごとの敷設方法

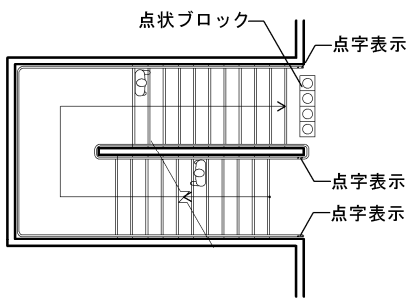
○ 敷地内の通路



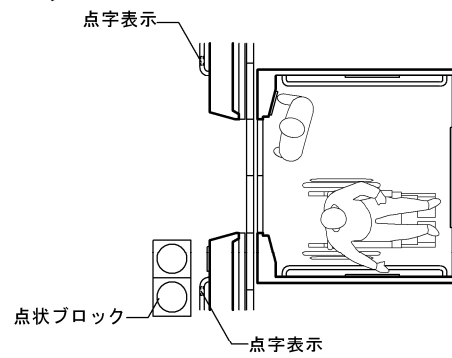
○ 建築物の出入口



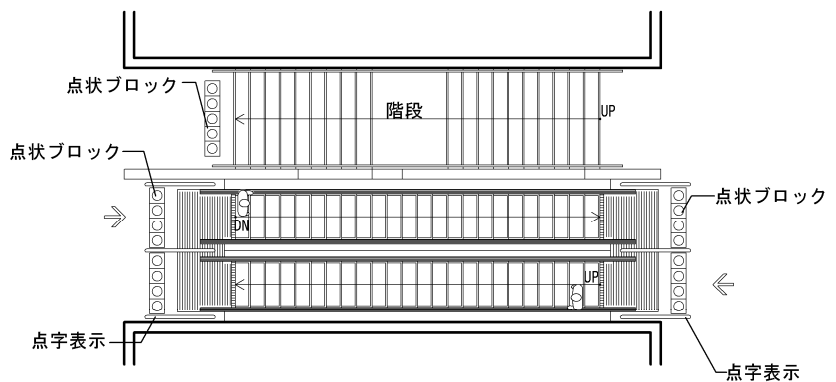
○ 階段



○ エレベーター



○ エスカレーター



2. 13 H. 2 設計例



- ・受付の他に、エレベーター等へも誘導を行う、視覚障害者用誘導ブロックの敷設

2. 1 3 I. 1 情報伝達設備

案内表示や視覚障害者に対する視覚障害者誘導用ブロック等以外にも、下記のような音声や画像・光・振動による情報伝達設備がある。施設用途や規模など必要に応じて設置することが有効である。

(1) 音声による案内・誘導

① 電波方式

- ・視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

留意点：音声による案内

- ・音声による案内は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効である。
- ・チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。
- ・音声による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

② 赤外線方式

- ・視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線を送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

留意点：個室への配慮の必要性

- ・個室(会議室等で1人になった場合、エレベーターやトイレなどで1人になった場合など)で、不安を感じる視覚障害者が多い。

③ その他の方式

- ・上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

④ 性能・設置位置

- ・いずれの方式にあっても、音声がはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような音響性能を持つものが望ましい。

(2) 画像・光・振動による案内

① 計画上の配慮

- ・設備設計の段階で視覚情報設備の導入を検討する必要がある。
- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光・振動等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- ・ドアに大型のガラス窓のある出入口戸など、内部・外部の様子がわかる工夫は、安心して建築物を使えるため望ましい。

② 文字情報

イ 電光表示板

- ・聴覚障害者の利用に配慮し、利用者案内や呼び出し窓口には、電光表示板を設けることが望ましい。

留意点：筆談機等

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談用のメモの他、話したことが文字に変換される音声認識装置や筆談機を受付などに整備することが望ましい。

ロ ソフト面の対応

（人的な対応・備品の整備）

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等の配慮も望ましい。

留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

③ 光による告知

イ 照明器具の点滅

- ・出入口のドアのノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど発生する音の情報を、センサーで受信し、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせる方法も望ましい。

留意点：屋内信号装置

- ・屋内信号装置によって、目覚し時計、ドアベル、乳児の泣き声、電話、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具（フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む）や振動器を作動させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。
- ・聴覚障害者対応の技術は、必ずしも建築物ではなく、備品で対応するものも少なくないが、建築物との連携には十分な配慮が望ましい。

④ 振動による告知

イ 振動器の設置・携帯

- ・音声情報を、センサーで受信し、振動器を作動させる方法も望ましい。
- ・振動器は携帯するものもある。

留意点：IT技術の活用

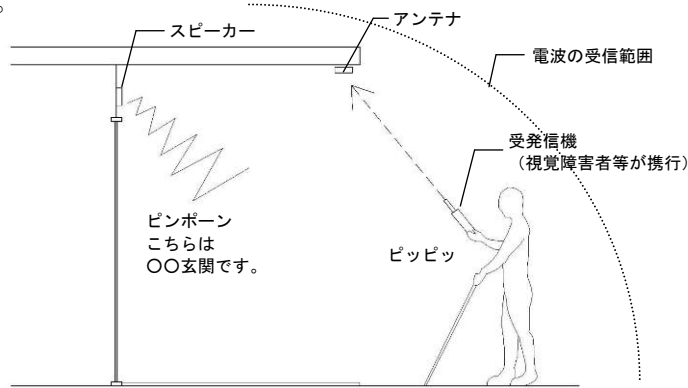
- ・IT技術の向上により聴覚障害者のための携帯電話のメール等を利用した案内装置の導入などが考えられる。IT技術を活用した案内装置の導入促進のためにも、国内の統一した規格化、国際規格化が望まれる。

⑤ 整備の工夫

- ・音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するか、十分に検討することが望ましい。
- ・宿泊施設については、2. 9. 1 客室の設計標準（4）設備・備品等⑥、⑦、⑨を参照する。

○音声案内装置（電波方式）の事例

- ・建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。
- ・まず、受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。



システムのイメージ図

○屋内信号装置の事例



- ・目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、乳児の泣き声、火災報知機の警報音、赤外線遮断、電話、ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯型バイブレータなどに微弱電波を利用して通報するシステム。
- ・通報は、親機、子機に接続し、振動や電気スタンドの点滅などで知らせる。
(左記システムは上記機能の一部に対応している。)



大型押しボタンの電話
(高齢者(難聴・弱視)電話機)



ドアノックセンサー



フラッシュライト



フラッシュライト2



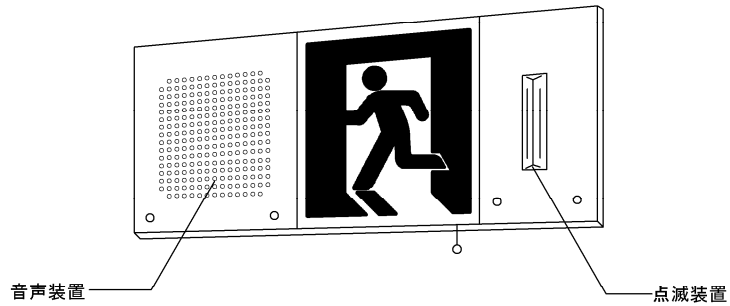
テレビレシーバー



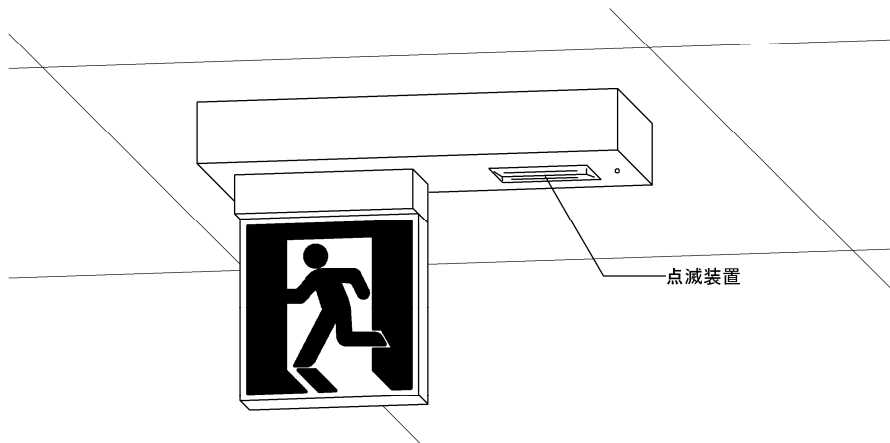
タイループ

●情報伝達設備

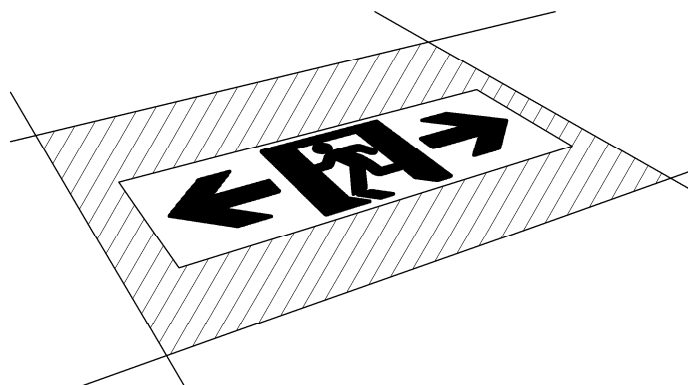
○点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)



○点滅型誘導灯(天井直付型)



○床埋め込み式誘導灯



2. 1 3 I. 2 設計例



・音声による案内が組み込まれた誘導灯



・視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



・区役所の受付カウンターに設けたLED電光表示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



・LED電光表示板（上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ）



・公衆電話横に備え付けられた誰でも使うことができるFAX（病院）

2. 1 4 写真の出典

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 1. 5	上	国際障害者交流センター
	中上	白脇ケアセンター
	中下	代々木オリンピックセンター
	下	〃
2. 2. 2	上	イオン九州佐賀大和店
2. 2. 3	上左	せんだいメディアテーク
	上右	埼玉県北足立福祉保健総合センター・埼玉県鴻巣保健所
	下左	刈谷市総合文化センター
2. 3. 4	上	静岡文化芸術大学
	下	カタログハウス
2. 4. 5	上	草加市民病院
	下左	びっぷクリニック
	下右	ふれあいセンターびらとり
2. 5. 3	上	刈谷市総合文化センター
	下	堺市役所
2. 6. 4	上・下左	国際障害者交流センター
	下右	埼玉スタジアム2002
2. 6. 6	上左	MM21ランドマーク・プラザ
	上右	三菱電機株式会社提供
	下左	刈谷市総合文化センター
2. 7. 6	上左	東京ビッグサイト
	上右	I N A X提供
	中左	I N A X提供
	中中	T O T O提供
	中右上	刈谷市総合文化センター
	中右下	お茶の水・井上眼科病院クリニック
	下左	高橋儀平委員長提供
	下右	刈谷市総合文化センター
2. 8. 3		国際障害者交流センター（ビッグアイ）
2. 9. 4	上下	富士レークホテル
2. 10. 2	上左右	日本製紙クリネックススタジアム宮城
	下左右	高橋儀平委員長提供
2. 11. 4	上下	犬吠埼京成ホテル
2. 12. 2	上	東京都江東高齢者医療センター
	下左右	刈谷市総合文化センター
2. 13A. 3	上	びっぷクリニック
	中・下	練馬区区立施設
2. 13B. 2	上左	(株)メイキコウテクノ商品カタログ
	上右	佐倉市役所
	下	長崎家庭裁判所佐世保支部
2. 13C. 2	上	せんだいメディアテーク
	下	高橋儀平委員長提供
2. 13D. 2	上	北九州市総合保健福祉センター
	下	埼玉スタジアム
2. 13E. 2		玉川学園高齢者在宅サービスセンター
2. 13F. 1	P.2-140	ハッピーローソン

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 1 3 F. 2	上・中左右	ラゾーナ川崎プラザ
	下	フレル・ウィズ自由が丘東急ストア
2. 1 3 G. 2	上左	浜松市ザザシティ
	上右	静岡文化芸術大学
	中左	国立民族学博物館
	下左	刈谷市総合文化センター
	下右	高橋儀平委員長提供
	P2-150 下段除く全 て	草加市民病院
	下	お茶の水・井上眼科クリニック
	P. 2-152	伊藤啓氏提供
	2. 1 3 H. 2	上
2. 1 3 I. 2	上左	国際障害者センター（ビッグアイ）
	上右	キュポ・ラ（埼玉県川口市）
	中左右	豊島区役所本庁舎
	下	草加市民病院

第 3 章 設計事例集

第3章 設計事例集

3.1 都道府県推薦優良事例一覧

公共団体名	建物の用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積 (㎡)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
北海道	温泉施設	洞爺月浦温泉ポロモイ	虻田郡洞爺湖町	H17.5.13 H18.5.2 (変更)	1,832.47	日本都市・ウエルネス・北星特定共同企業体	(株)エフシーエヌ	家族風呂・脱衣室・受付カウンター・多目的便所等	体の不自由な家族のいる方が一家団らんの入浴を楽しめるように、個室の家族風呂が設置されており、シャワーチェアにも対応できる広めの洗い場が確保され、浴槽・洗い場とも補助手すりが設置されている。
	病院	深川市立病院	深川市	H14.11.6 H16.12.1 (変更)	23,965.27	山下・中原・大洋特定建築委託業務共同企業体	深川市	エントランス・待合ホール・階段・総合案内・オストメイト対応トイレ等	病院建物周辺と接する駐車場・通路についてはすべてフラット(バリアフリー)で接続している。また、シニアカー置き場を2台確保していること、エレベーター入り口には安全に配慮した安全センサーを設置している。 オストメイト対応トイレ(昇降式)を1階と2階に設置し病院利用者以外の方にも利用しやすい位置に配置している。
	火葬場	登別市葬斎場	登別市	H16.2.16 (北海道福祉のまちづくり条例)	1,775.70	日本都市設計(株)	登別市	車いす使用者用駐車施設、視覚障害者誘導用ブロック、休憩用ベンチ、オストメイト用パウチ洗浄装置、ゴムチップで舗装した経路等	屋根付の車いす使用者用駐車施設から出入口までの敷地内通路にロードヒーティングを施すとともに視覚障害者誘導用ブロックを設置し、風除室・ロビー前の2カ所には点字表示付総合案内標示板を設置している。
岩手県	公民館	雫石町中央公民館	岩手郡雫石町		4,321.00		雫石町	オストメイト対応等便所	オストメイト対応等便所等の設置 (S60 建設 H17 改修)

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
宮城県	物販店舗	イオンモール名取	名取市	H18.6.16	116,171.42	(株)松田平田設計	イオンモール(株)	便所 等	一般の男性用、女性用のトイレに、ブースの大小、手すりの位置等のバリエーションを設け、利用者が選択できるようにしている。 カーペット敷きの床面の色や素材を張り分けて、主動線が分かりやすくなるように工夫している。
山形県	ホテル	ホテルメトロポリタン山形	山形市香澄町		16,109.00		仙台ターミナルビル(株)	従業員研修	従業員を研修に派遣し、お年寄りや体の不自由な人に対する「おもてなしの心」と「介助技術」を身につけさせている。
	官民複合型高層ビル(高校、大学、保健センター、金融機関、公社、ホテル、店舗等)	霞城セントラル	山形市城南町	H10.11.9	70,258.24	(株)日建設計	山形新都心開発(株)	全館バリアフリー	国際交流や情報の発信と官民サービス等の都市拠点施設として整備された建物である。 また、施設の随所に全ての方が安心して利用できるようバリアフリー化が図られているとともに、防災面においても高齢者や障害者がスムーズに避難できるよう配慮されている。
	集会場	酒田市民会館「希望ホール」	酒田市本町		8,674.00	(株)本間利雄設計事務所	酒田市	ホール内設備、楽屋出入口等	大ホールに階段解消スロープが設置でき多くの車いす利用者の入場が可能であり、また、聴覚支援システムがあり聴覚障害者も音楽を楽しむことができる。 楽屋もバリアフリーになっており、出入口はスロープ、引き戸であり、車いすでも利用できるトイレがある。
	複合施設(病院、老人保健施設、店舗)	酒田中町第3ビル	酒田市中町		16,806.00	(株)アール・アイ・エー	酒田市中町三丁目地区市街地再開発組合	各店舗出入口	壁面後退により店舗前の空間を大きくとり、市道と一体になるように段差を解消して整備した。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
福島県	学校	平養護学校	いわき市		12,972.00	(株)ティ・アール建築アトリエ	福島県	流し	流しをバリアフリーとし、さらにフットスイッチを設置している。
	学校	大笹生養護学校	福島市		3,217.75	(株)山口建築設計事務所	福島県	出入口オストメイト設置の多目的トイレ 段差解消等	ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりに努め、出入口への引き戸の採用、オストメイトに対応した多目的トイレの設置、全ての動線において段差を解消するなど、児童生徒の校舎内移動の円滑化と安全確保に努めている。
茨城県	研究所	霞ヶ浦環境科学センター	土浦市		5,424.96	久米設計・早川設計JV	茨城県	オストメイト設置の多目的トイレ	ユニバーサルデザインを取り入れた設計となっている。
栃木県	学校	栃木県立のぞわ養護学校	宇都宮市		15,454.83	(株)桂設計	栃木県	エレベーター	車いす4台と大人2名が乗れる大型エレベーター2基。かごの前後に扉を設けてある。
埼玉県	複合商業施設(物販店、飲食店、映画館)、複合公共施設(コミュニティセンター、図書館等) 駐車場	浦和ストリームビル	さいたま市	H17.9.2 H19.9.11 (変更)	108,616.52	(株)大林組一級建築士事務所	三菱UFJ信託銀行(株)	わかりやすい動線計画、サイン計画、客席(映画館)、便所、ベビールーム等	全体としてわかりやすい動線計画であり、サイン計画については的確なカラースキームとピクト(絵文字)等により、高齢者、障害者等にもわかりやすい施設である。複合公共施設についてはユニバーサルデザインの考え方に基づいたインテリアデザインが施されている。映画館の客席は、ゆったりとした幅員を持つ一般席と客席通路の中央に位置する可動性のある柔軟な車いす使用者用客席により構成されている。 【第4回彩の国人にやさしいまちづくり賞受賞】

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
埼玉県	博物館	鉄道博物館	さいたま市	H17.9.30 H18.3.30 (変更) H18.7.10 (変更) H19.6.11 (変更) H21.3.30 (増築)	28,322.21	㈱ジェイアール東日本建築設計事務所	(公財)東日本鉄道文化財団	休憩設備、便所、乳幼児設備、授乳室、キッズスペース等	実物車両を展示する展示室内部にも適宜スロープや段差解消機が設置され、車いすやベビーカーでも見学しやすい様配慮されている。 また、広い館内や敷地内には多機能トイレや休憩設備が複数配置され、屋外には介助犬用のトイレも設置されている。 授乳室や幼児用トイレ、乳幼児が遊ぶことのできるキッズスペースの整備など、子ども連れにも充実した設備が計画されており、案内所では車いすやベビーカー、外国語解説読取り端末の貸出し等、人的サービスを提供している。 高齢者、障害者等、あらゆる利用者が楽しめる施設である。
	図書館 (複合施設:映像情報メディアセンター、行政施設、保育園等)	キュポ・ラ	川口市	H18.3.8 (埼玉県福祉のまちづくり条例)	93,382.89 ㎡の一部	㈱エイアンドティ建築研究所	川口1丁目市街地再開発組合	多機能トイレ、視覚障害者誘導設備、聴覚障害者用赤色回転灯や磁気ループ受信補助機 乳児幼児用施設(授乳・読書スペース)等	川口駅から視覚障害者誘導用ブロックでつながれた再開発事業による設計の駅前複合施設である。 利用者からの意見を取り入れバリアフリーを徹底している。施設管理者の工夫に富んだ運営も特徴である。 【第5回彩の国人にやさしいまちづくり賞受賞】
	図書館	深谷市立花園こども情報交流図書館	深谷市	H18.5.26	498.83	福島建築設計事務所	深谷市	多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロック	県産材を使用し、木でつくられた「こども図書館」。ユニークな木製家具を使用している。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
埼玉県	保育所	深谷市立川本保育園	深谷市		1,306.35	nob 一級建築士事務所	深谷市	駐車場、床面、多目的トイレ、視覚障害者誘導用ブロック	わかりやすい看板を伴う身障者用の駐車スペースを設け、駐車場からは視覚障害者誘導用ブロックを設置した。また段差のない屋外床面、利用者向け屋外出入口付近の手すり、段差のない屋内床面の他、身障者及び乳児連れの保護者が使用しやすい、オムツ替えシートを設置した多目的トイレが特徴である。
	公衆トイレ	朝霞駅南口駅前広場・朝霞駅南口駅前公衆トイレ	朝霞市		51.87	(社)日本駐車場工学会	朝霞市	工夫されたバスバースと音声誘導サイン、2つの多機能トイレ	市民参加による駅前広場を目指し、ワークショップによる公衆トイレを設置した。地下ピットを活かし、緊急時は災害トイレとなる。
	公衆トイレ	朝霞駅東口駅前公衆トイレ	朝霞市		59.38	(独)都市再生機構埼玉地域支社	建物所有者：朝霞市	2つの多機能トイレ、分かりやすいサイン	ほぼ同時に進められた朝霞駅南口駅前広場及び公衆トイレの事業と市民とのワークショップによる成果を取り入れ、誰にでも使いやすいユニバーサルデザイントイレを目指した。右半身、左半身の不自由な方がそれぞれ利用できるように左右対称の多目的トイレの2タイプとなる。自然光、自然換気を活かしたつくりの他、地下ピットを活かし、緊急時は災害トイレになる。 【第5回彩の国人にやさしいまちづくり賞受賞】
	保育所	寄居町立寄居保育園	大里郡寄居町	H16.2.13 (埼玉県福祉のまちづくり条例)	1,119.65	平安設計	寄居町	屋外スロープ	保育室・遊戯室から直接屋外へ出入りができるよう、複数箇所に屋外スロープを設置している。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
埼玉県	集会場	寄居町役場 男性連絡所・寄居町 菅男会 コミュニティセンター	大里郡 寄居町	H21.7.9 (埼玉県福祉のまちづくり条例)	1,289	桂設計	寄居町	館内通路・手すり、屋根付通路・窓口	会議室、ホール等各施設と館内通路はフラットで接続し、通路には手すりを設置した。 また町道から玄関までの通路に屋根、手すり、視覚障害者誘導用ブロックを設置。連絡所窓口も一部を座位カウンターとし、高齢者、車イス使用者に配慮している。
東京都	複合施設(電波塔、展示場、店舗、水族館、博物館、プラネタリウム等)	東京スカイツリーソラマチ	墨田区	H20.7.30	228,934.76	(株)日建設計	東武鉄道(株)、東武タワースカイタワー(株)	展望台、水族館、便所等	展望台、水族館などがスロープで回遊可能となっている。 また、大きめの試着室を各所に設置するなど、誰もが楽しめる施設となっている。
	空港旅客ターミナル	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル	大田区	H20.2.22	153,622.37	羽田空港国際線PTB設計共同企業体	東京国際空港ターミナル(株)	案内設備、便所、浴室等	UD検討委員会、ワークショップ等の実施により、多様な主体の意見を踏まえたレベルの高いUDに取り組んでいる。
	事務所宿泊施設(研修施設)	明治安田生命新東陽町ビル	江東区	H21.10.2	96,361.17	(株)竹中工務店	明治安田生命保険相互会社	傾斜路、便所等	施設の中心にある螺旋状のスロープにより、車いす使用者から健常者まで各階に自由にアクセスできるなど、斬新なUDに取り組んでいる。
	事務所展示場	日本ヒューレット・パッカード本社ビル	江東区	H21.6.12	44,532.40	清水建設(株)	日本ヒューレット・パッカード(株)	休憩用設備、便所等	障害者に対応した研修施設を併設するとともに、車いす使用者に配慮し低い位置に設けた休憩用カウンターやカードキーセンサーなどきめ細やかなUDに取り組んでいる。
神奈川県	福祉センター	南保健センター	相模原市		6,695.47	(株)アルコム		全体	社会福祉施設ということもあり、全体的にバリアフリー化が徹底されている。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
神奈川県	物販店舗、飲食店舗、駐車場	アリオ橋本	相模原市	H22. 5. 20	144, 106. 82	大成建設(株)	(株)イトーヨーカ堂	便所、案内設備、視覚障害者誘導用ブロック	多目的トイレに音声ガイドやベッド、オストメイト対応設備等が設置されており誰でも使いやすい便所になっている。 風除室の多くに点字案内板とインターホンが設置され、施設の円滑利用に配慮している。 各道路より視覚障害者誘導用ブロックを敷設しており視覚障害者対応が徹底している。
	研修所	伊藤研修センター	横浜市		10, 060. 41	(株)日本設計	(株)セブン&アイ・ホールディングス	客室	ベッドの高さを車いすの高さと合わせ、ベッドまわりに非常ボタン等を設置。また、聴覚障害対応の電話機を設置し、誰でも使いやすい客室を設けた。 また、自動販売機等も車いす利用可能なものを設置し、配慮している。
	物品販売業を営む店舗	ヨークマート六浦店舗	横浜市	H23. 5. 27	2, 726. 48	(株)INA 新建築研究所	(株)ヨークマート	案内設備	「ふれあいコール」と称するインターホンや触地図をあわせたオリジナルの案内設備を設置。手伝いを必要とする人が、いつでも助けを求められるよう配慮した。
	中学校	大和市立渋谷中学校	大和市		12, 550. 25	(株)豊建築事務所	(財)大和市学校建設公社	学校施設全体	エレベーターを棟毎に設置、各階にみんなのトイレを設置している。 学校開放部分についてもユニバーサルデザインとしている。
新潟県	スタジアム	東北電力ビッグスワンスタジアム	新潟市		88, 420. 00	(株)日建設計	新潟県	エレベーター、車椅子席、便所	身障者用エレベーターを3台設置し、水平移動で3階コンコースから1層目スタンド最上段の車椅子席へ移動が可能である。 また3階コンコースに身障者の方でも利用しやすい多目的トイレを設置した。
	病院	新潟県立新発田病院	新発田市	H18. 8. 11	49, 555. 06	(株)山下設計	新潟県	便所	屋内便所をバリアフリーとし、オストメイト用の汚物流しや水洗器具を設置した。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
富山県	集会場等 (福祉複合施設)	氷見市いきいき元気館	氷見市		6,980.28	鈴木一級建築設計事務所	氷見市	全館バリアフリー	新設した「元気館」には、1～2階の保健センター機能に3階の大・小会議室、ホールを備え、旧総合体育館を改修した「いきいき館」には、ボランティア総合センター、地域子育てセンター等が入り、市民の健康づくりを支援し、乳幼児から高齢者までが集い、世代間交流のできる多機能施設とするため、全館バリアフリーとした。
	病院	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市	H22.5.10 H23.5.24 (変更)	22,521.68	榑山下設計	氷見市	全館バリアフリー	車椅子対応のカウンターの設置、段差のない広い廊下や手すりの配置、見やすいサインなど、高齢者や患者だけでなく、だれでもが使いやすい計画とした。 多目的トイレとして車いす使用者用トイレと併せてベビーシートやオストメイトも設置。玄関には雨に濡れずに乗降できる車いす使用者用駐車施設を設置している。
石川県	保育所	能美市立辰口保育園	能美市辰口町		1,940.25	(有)小林吉則建築計画室	能美市	多目的トイレ、車いす使用者用駐車施設、敷地内通路等	多目的トイレはオストメイトに対応し(シャワーホース付汚物流し)、またベビーシートを設置している。 車いす使用者用駐車施設に屋根を設置し、車いす表示とマタニティマークを併記している。 敷地内通路等には融雪装置が設置されている。
	物販店舗	道の駅「すずなり」	珠洲市野々江町		386.10	榑廣瀬与志雄建築設計事務所	珠洲市	多目的トイレ、車いす使用者用駐車施設、敷地内通路等	多目的トイレはオストメイトに対応し(シャワーホース付汚物流し)、またベッドを設置している。 車いす使用者用駐車施設に屋根を設置し、敷地内通路及び広場はすべて「ほぼ平滑」となる。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
福井県	店舗	県民せいきょうハーツはるえ	坂井市春江町	H17.5.12 H17.9.14 (変更)	2,956.76	技建工業一級建築士事務所	福井県民生活協同組合	店内通路、トイレ	店内通路を広く確保、商品の陳列も全体的に低めに設定されている。また、思いやりトイレとして車いす利用者用トイレと併せてベビシートや小児用トイレも設置しているほか、車いす利用者用駐車施設の理解促進にも努めている。
		敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」	敦賀市東洋町		5,654.28	山下・エイコー設計業務共同体	敦賀市	トイレ、介助犬用トイレ	館内の2段手すりやホールステージ横の昇降機、オストメイトトイレの設置など様々な来場者を想定した整備を行っている。また、屋外には介助犬用トイレも設置している。
		坂井市立丸岡南中学校	坂井市丸岡町		11,184.91	シーラカンスケイアンドエイチ(株)一級建築士事務所	丸岡町(現坂井市)	通路、トイレ	徹底した段差解消やエレベーターの導入、車いす利用者用トイレ(2か所)の設置など、地域に開かれた学校として建物全体のバリアフリー化に努めている。
		パレア若狭	三方上中郡若狭町	H16.5.13	10,729.44	(株)日本設計関西支社	旧上中町(現若狭町)	難聴者対応装置、トイレ、高齢者対応公衆電話	建物全体のバリアフリー整備に加え、音楽ホールの難聴者対応装置やオストメイトトイレ、点字案内板、高齢者対応公衆電話の設置など高齢者や障害者の方々に配慮したやさしい整備を行っている。
		大衆割烹 蔭	越前市		390.13	空間広望まどか設計事務所	個人	トイレ	車いす利用者用駐車施設や車いす利用者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など県内でも数少ないバリアフリー化された飲食施設であり、車いす使用の方も気軽に食事が楽しめる。
		ともだクリニック	坂井市坂井町		387.13	三井ホーム(株)大阪南支店一級建築士事務所	個人	トイレ待合室	小規模施設ながら、車いす利用者用トイレの設置や視覚障害者誘導用ブロックの施設に配慮し、また、待合室に子どもの遊び場を設けるなど、来院の方が快適に過ごせるよう努めている。

公共団体名	建用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
岐阜県	オフィスビル	大岐阜ビル	岐阜市 神田町		14,300.00	(株)日本設計 名古屋支社	大岐阜ビル	多目的便所、駅前ペDESTリアンデッキとの連続性	オストメイト対応設備を設けた多目的トイレを複数設置している。
	図書館	高山市 図書館 換章館	高山市 馬場町	H16.1.30	3,901.63		高山市	聴覚障害者用設備等の充実、親子トイレの設置	1・2階カウンターに聴覚障害者用の非常用電光掲示板、回転燈、出入口にフラッシュライトを設置し、また親子トイレの他、オストメイト対応の多目的トイレも設置している。
愛知県	旅客ターミナルビル	セントレア	常滑市	H16.10.7	228,942.48	(株)日建設計	中部国際空港(株)	移動経路、トイレ、エレベーター等	ユニバーサルデザイン研究会を設計段階から立上げ、実物の検証、確認等を行っている。
	文化センター	刈谷市 総合文化センター	刈谷市 若松町		22,821.10 (文化センター) 19,343.42 (駐車場)	(独)都市再生機構、 (株)東畑建築事務所	刈谷市	磁気ループ・FM福祉電波による鑑賞補助、エレベーターのホール側フットスイッチの設置等	利用者の意見を施設計画の段階から取り入れ、ユニバーサルデザインの視点から施設設計、整備を行っている。
	病院	総合病院 南生協病院	名古屋 市		29,388.74	(株)日建設計	南医療生活協同組合	サイン計画、色彩計画等	45回延べ5,380人が参加した住民会議、専門コンサルタントと職員・住民とで構成するユニバーサルデザインチームが、設計初期から精力的にし、多くの成果を上げている。
滋賀県	スポーツ施設	におの浜ふれあいスポーツセンター	大津市		3,796.49	東畑建築事務所	大津市	便所、アリーナ、プール	便房内のレイアウトに関して利用者の使い勝手に配慮し様々なタイプ便房を設置している。プール用のスロープが設置されている。
	博物館	安土城考古博物館	蒲生郡 安土町		246(増築) +5,846 (既存)	(株)中田設計	滋賀県	車いす利用者用駐車施設から玄関までのアプローチ	増築改修に際して、利用者意見反映委員会を設置し、設計段階で2回の委員会を開催し、設計に反映した。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
滋賀県	聴覚障害者通所施設	びわこみみの里	守山市水保町		693.38	(株)莫設計同人	(福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	文字や視覚の情報装置	障害者が安心して過ごせる作業所となるよう、車いす使用者、盲ろう者、聴覚障害者が利用しやすいように工夫されている。
京都府	総合交流センター	パンピオ1番館	長岡京市		10,300.00	(株)アール・アイ・エー	長岡京駅西口地区市街地再開発組合	屋内便所	館内全てがバリアフリー化し、各階の便所が障害者対応となる。3階～7階の便所はオストメイトに対応している。
大阪府	物販店舗	コープ貝塚	貝塚市津田北町	H22.9.24	6,085.95	(株)東畑建築事務所	大阪いずみ市民生活協同組合	便所、駐車場	親子トイレ(多目的便所)のほか、すべての便所にベビーチェアを設置し、子育て世代の利用に配慮している。 また車いす利用者用駐車施設のほかに、配慮が必要な方(妊婦、けが人、高齢者等)のための駐車スペースを完備している。
	商業施設	キューズモール(阿倍野A1地区第二種市街地再開発事業A2棟)	大阪市	H20.10.8	183,730.40	東急設計(株)	東急不動産(株)	駐車場、公共地下道や陸橋との接続	阿倍野再開発による大型ショッピングセンターである。 車マスの着色で視認性を高め、4階部分の車いす利用者用駐車施設は、発券がないと利用できない画期的なシステムを導入している。 また、公共地下道や陸橋と接続させることで地域の利便性の向上に寄与している。

公共団体名	建物の用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
兵庫県	体育館	洲本市文化体育館	洲本市	H15.7.10	12,068.00	(株)日建設計	洲本市	トイレ、観覧席等	多機能トイレが6箇所あり、全てオストメイト対応汚物流しとベビーキーパーを設置している。 観覧席には点字付き座席番号、足元空調、車いす用観覧席、そして舞台に車椅子でも上がれるよう取り外し式のスロープを設置している。 また親子連れでも安心して観覧できるよう、幼児室や親子室も設置し、補聴器の方にも良く聞き取れるよう、磁気コイルを床に埋め込んだ会議室を地域解放している。
	物販店舗	イトーヨーカドー明石店	明石市二見町	H15.7.30	54,696.00	(株)パシフィック総合開発研究所	(株)イトーヨーカ堂	出入口、便所等	施設の全ての出入口に点字表示付き呼び出しブザーを設置している他、幼児専用トイレ等を備えた赤ちゃん休憩室、手すり・ベンチを設置した段差のない試着室、オストメイト対応汚物流しや介護ベッドを備えた多目的便所等を設置している。
奈良県	銀行	南都銀行真美ヶ丘支店	香芝市		1,316.43	(株)福本設計	(株)南都銀行	エレベーター	狭い空間を効率よく移動できるよう、2階駐車場から専用のエレベーターを設置している。
	駅	近鉄大阪線大和高田駅	大和高田市北本町		1,562.08	全日本コンサルタント(株)	近畿日本鉄道(株)	多目的便所	電動開閉式扉であり、かつ、その配置を示す触地図つきで整備している。
	診療所	天理よろづ相談所病院外来診療棟	天理市別所町		32,826.09	(株)竹中工務店 大阪本店	(財)天理よろづ相談所	明快な案内標示、カラーゾーニング、多機能トイレ、車寄せの深い庇、携帯電話コーナー	表玄関には深い庇があり、3車線で寄り付き、車の乗り降りは安心して行える。 案内表示は診療科目の番号化と床のカラーによるゾーニングで、誰にも解り易く表示している他、院内全体を適度な照度にし、サインをライトアップしている。 院内のホスピタルコンビニは通路が広く、低めの商品陳列に努めている。

公共団体名	建物の用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
和歌山県	官公庁舎 (防災センター)	和歌山県庁南別館	和歌山市		11,432.23	梓・高松工事設計共同体		身体障害者専用駐車場2台分、インターホン、玄関の音声誘導、点状ブロック、エレベーター、多目的トイレ、多目的トイレ案内表示	
	税務署	海南税務署	海南市		952.21	近畿地方整備局営繕部 (株)小林総合計画			
広島県	物販店舗	フジグラン広島SC	広島市中区宝町	H22.5.28 H23.8.22 (変更)	70,546.72	(株)フジタ広島支店一級建築士事務所	(株)フジ	出入口、廊下、階段・傾斜路、エレベーター、便所、駐車場等	高齢者や障害者の客の動線に配慮してきめ細かなバリアフリー化が図られている。 また、車いす利用者や視覚障害者にも対応したエレベーター(各階2箇所)や、オストメイト対応便所(7箇所)の設置、車いす使用者用駐車施設(12台)の確保等にもきめ細かく配慮している。
	道の駅(飲食店・店舗・公衆トイレ)	三原市道の駅(道の駅「みはら神明の里」)	三原市		1,356.21	(株)ラット環境クリエイティブ、(株)あい設計	三原市・国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	身体障害者専用駐車場、トイレ、授乳室	身体障害者専用駐車場の設計にあたっては障害者支援団体等との協議内容を反映させ、2台分スペースに加え、上層は昇降スペースを確保している。 トイレ棟の多機能トイレは左右対称の2器を設置し、男性用女性用共に男児便器、オストメイト対応、ベビーチェア、フィッティングボード、腰掛を設置している。 駅舎はカラーユニバーサルデザインを採用し、授乳室、キッズルームの他、座高調整装置付便座、腰掛を設置している。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
山口県	庁舎	周南総合庁舎	周南市		17,173.00	類設計室・異設計コンサル タクトJV	山口県	多機能トイレ	札幌式トイレを採用し、盲導犬用トイレも設置している。オストメイトに対応している。
	劇場・図書館	山口情報芸術センター	山口市		14,824.67	磯崎新アトリエ	山口市	多目的トイレ、点字ブロック、障害者対応EV	オストメイト対応で乳児シートも設置している。
	公衆便所	三軒家公園公衆便所	山口市		9.72	山口市建築課	山口市	公衆便所	オストメイト用水洗汚物流しを設置している。
福岡県	航空旅客ターミナル施設	北九州空港	北九州市	H16.10.15 H18.2.3 (変更) H19.3.2 (変更) H23.11.22 (変更)	15,200.26	梓・HOK 設計共同企業体	北九州エアターミナル(株)	総合案内における聴覚者用サイン、FAXの設置、館内における案内表示の充実、通常よりも緩やかなスロープの設置、トイレにおける音声案内装置での誘導及び全階にオストメイト対応トイレの設置	基本設計の段階からの北九州福祉まちづくりネットワーク、北九州高齢者福祉事業協議会など福祉団体の方々と話しあい、利用者の意見を施設計画に取り込んでいる。 旅客ターミナルビルは、初めての人にもわかりやすいよう出発・到着及び国内・国際を明確な動線にしており、また、総合案内に聴覚者用サイン・FAXの設置、館内における案内表示の充実などわかりやすい配慮を施している。 トイレにおける音声案内装置での誘導や、全階にオストメイト対応トイレの設置、スリットを入れた誘導ブロックの整備などを施している。
長崎県	博物館	長崎歴史文化博物館	長崎市		13,309.00	(株)黒川紀章建築都市設計事務所	長崎県・長崎市	多目的トイレ	バリアフリーとし、オストメイト用の汚物流しを設置している。
	美術館	長崎県美術館	長崎市出島町		9,981.00	(株)日本設計、隈研吾	長崎県	多目的トイレ	男女別々の多目的トイレを設置している。
	病院	長崎県立こども医療福祉センター	諫早市永昌東町		7,793.00	三建・八光特定設計業務共同企業体	長崎県	床の段差	水廻り部分と廊下間、中庭と廊下間など、床の段差をなくした。

公共団体名	建物用途	建築物名称	所在地	認定年月日	延べ床面積(m ²)	設計者名	施主名	優れている部位など	特徴
長崎県	公衆トイレ	池ノ原園地野岳駐車場多目的便所	雲仙市小浜町		11.40	(有)園田建築事務所	長崎県	多目的トイレ	設計段階から福祉団体の方々と話しあい、利用者の意見を施設計画に取り込んでいる。 また、左右のいずれの半身麻痺の方でも利用できるように設備を配置している。
熊本県	物販店舗他	イオンモール熊本	上益城郡嘉島町	H17.9.5	104,595.41	(株)竹中工務店	イオンモール(株)	トイレ、通路、車いす使用者用駐車施設、入口等	トイレは色・サインを統一し分かりやすく、トイレ前にカートロッカーを設置し、買い物中でも利用しやすい。 また車いす使用者用駐車施設はコインシステムとし、一般車が駐車できないよう工夫している。 各入口に場所を記したカードを置いて、どの入口から入店したか分かる等。
	福祉センター他	こども総合療育センター	宇城市松橋町		8,152.96	(株)日建設計	熊本県	トイレ、洗面台、浴室、個室等	パブリックコメントの実施や実物大模型(モックアップ)を作成してのシミュレーションを通じて、使いやすい施設の整備を行った。
大分県	福祉センター	こども・女性相談支援センター	大分市		1,710.35	(株)九建設計	大分県	多目的トイレ、車いす使用者用駐車施設、エレベーター	建物内の段差を少なくした。多目的トイレにはオストメイトを設置しており、幼児に対応して高さ調節できる便座も採用している。
宮崎県	集会所	高鍋町総合交流ターミナル施設	高鍋町	H13.4.20	1,649.52	(株)創建・設計事務所	高鍋町役場(農業振興課)	床段差20mm以内	農産物販売所、レストラン部、温泉浴場の三つの機能が別棟で構成されている。
鹿児島県	学校	障害者職業能力開発校	薩摩川内市		8,803.83	(株)安井建築設計事務所	厚生労働省	障害者トイレ	オストメイトと遠赤外線ヒーターを設置している。

3. 2 設計事例集

(1) 将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校



久居市立誠之小学校

所在地 三重県久居市西鷹跡町 424
設計者 日新設計（株）
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地上3階（一部平屋建）
竣工年 2000年3月
敷地面積 3,948.72㎡
建築面積 2,933.12㎡
延床面積 2,901.31㎡
用途 小学校

障害の有無に関わらず、共に学び、共に生きるノーマライゼーションの理念を実現するため、また地域開放対象となるため、児童以外にも高齢者、障害者等に対しても優しい施設づくりを目指し、校舎のバリアフリー化を図っている。

仕上げには木をふんだんに使い、温もりのある優しい仕上げとしている。

また、児童の体験学習を行うなどみんなでバリアフリー教育をも推し進めている学校である。平成12年度三重県バリアフリーまちづくり賞受賞。

A 駐車スペース

来客用の玄関脇には車いす利用者用駐車スペースを配置。また、傾斜路は、障害者用駐車スペースから最も近い位置に配置している。



B アプローチ（1）

視覚障害者誘導用ブロックにより、玄関前のインターホンに誘導し、職員を呼び出す。内部の廊下には、誘導を目的とした視覚障害者誘導用ブロックは敷設されていない。

C アプローチ（2）



D エレベーター

身体に障害を持つ児童の受け入れだけでなく、怪我をした児童や、地域開放時の高齢者、障害者等に配慮し設置している。



E 児童用出入口

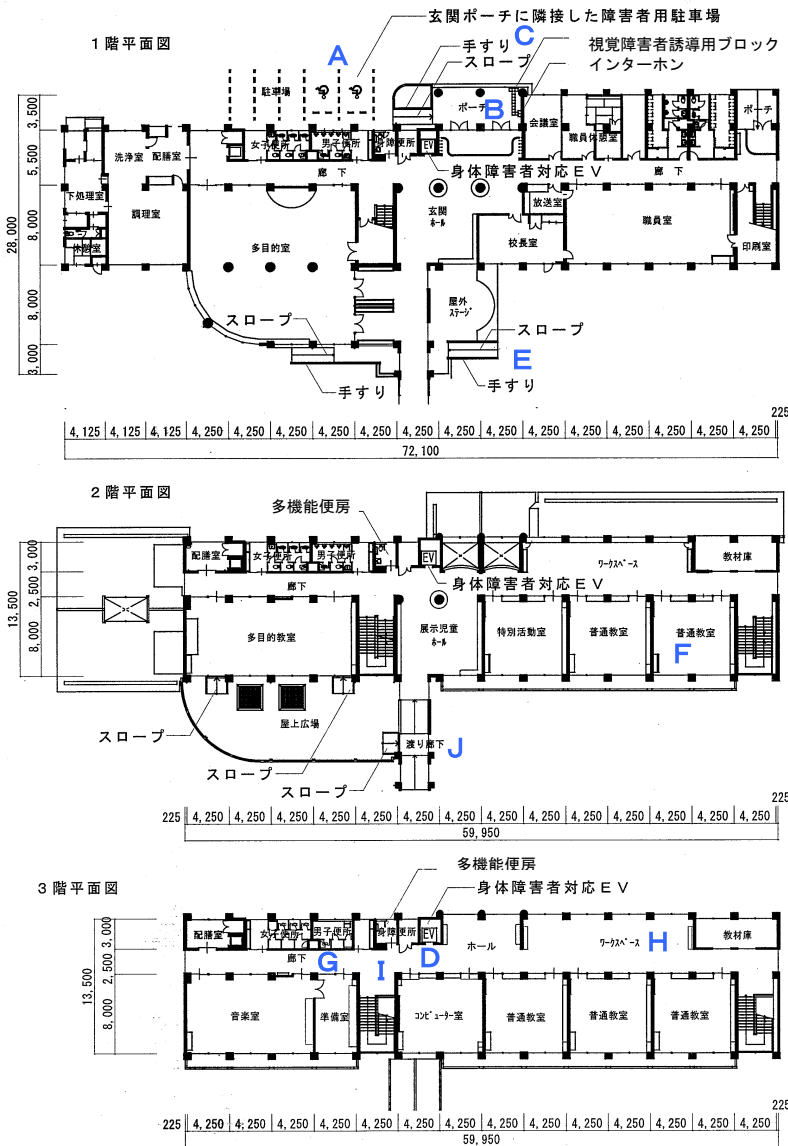
児童用の出入口にも傾斜路と階段が併設されている。



F 黒板

各教室に設置されている黒板は、容易に上下させることができる。身長の高い人にも書きやすく、児童もいすの上から立って書くなどの危険な状況を回避できる。また、黒板がやや前に突出しているため、車いす使用の先生からも、足が黒板の下に入る形となり書きやすいと好評である。

- エレベーターや多機能便房の設置
- 黒板などの設備にも細かな配慮
- 各所交流スペースにおいて木製ベンチを設け、ゆとりをもった利用に配慮



G 室名表示

文字だけでなく、ピクトグラムを利用し、低学年の児童でも分かりやすいよう配慮されている。



H ワークスペース

廊下幅は広く取られている。また廊下の一部をワークスペースと一体化してゆとりさせている。



I 多機能便房

1階の多機能便房の大便器(左)は一般的な大きさのものを使用しているが、2階の多機能便房の大便器(右)は子ども用のやや小さい便器を使用しており、バリエーションを持たせている。



J 渡り廊下

隣棟との渡り廊下も、段差を無くし緩やかな傾斜路としている。



K 既存棟児童出入口

改修を行っていない既存棟についても児童出入口に傾斜路を設置している。

(2) 車いす使用者に配慮した幼稚園



A 道路からの全景

原宿幼稚園

所在地	東京都渋谷区神宮前
設計者	アンリ・ゲイダン+金子 文子/シエル・ルー ジュ・クレアシオン
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
竣工年	1998年7月
敷地面積	685.11㎡
建築面積	437.99㎡
延床面積	655.57㎡
用途	幼稚園+住宅

本建築物は、牧師館併設のキリスト教系幼稚園である。

東京都福祉のまちづくり条例適合建築物で、小規模ながら障害者等への配慮がなされており、内外共にデザイン性の高い快適な空間として整備されている。

- ・通りから中心の多目的ホールまで傾斜路等で段差なしでアプローチできる。
- ・アプローチルートには視覚障害者誘導用ブロックも敷設している。
- ・シャワーコーナー付多機能便房を園児用便房に近接して設けている。
- ・シャワーコーナーは園児の下洗い場としても機能している。



B 園庭からの全景

左端には道路と園庭を結ぶ路地途中に障害者用入口がある。



C 正面玄関横の障害者用通路

園庭に通じる路地に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。勾配

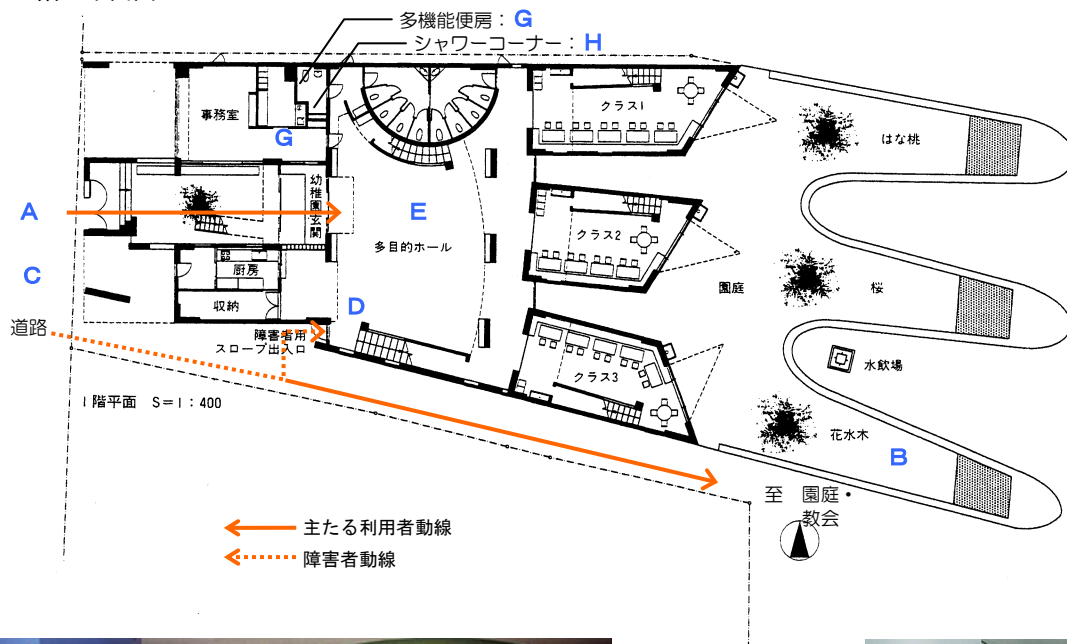
1/20



D 障害者用入口

- 中心の多目的ホールまでの段差のないアクセス
- シャワーを備えた多機能便房の設置

1階 平面図



E 多目的ホール
奥に多機能便房を設けている。



F 多機能便房入口



G 多機能便房
緊急呼び出しボタン、洗浄ボタン（自動・手動兼用）も装備している。



H シャワーコーナー
多機能便房内にシャワーコーナーを設けている。

(3) 多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の多目的イベント施設



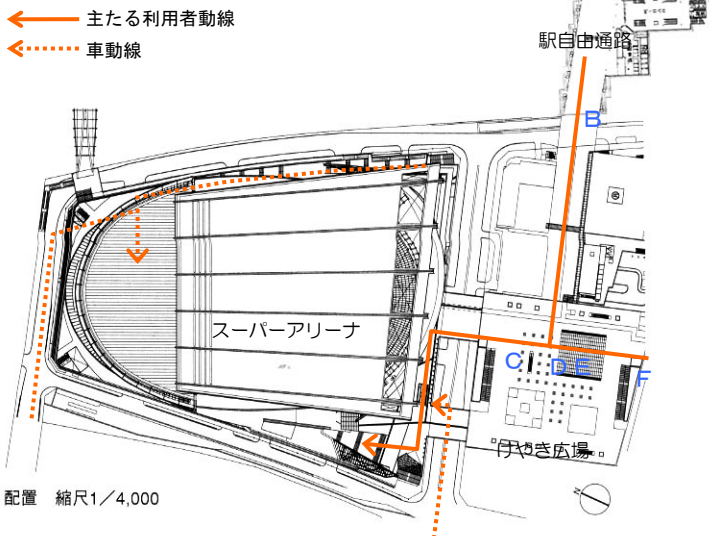
A 2階歩行者デッキからの全景
デッキを利用して各施設に自由に
行き来できる。

さいたまスーパーアリーナ

所在地 埼玉県さいたま市
 設計者 MAS・2000 共同設計室(代表 日建設計)
 バリアフリー指導 高橋儀平東洋大学教授
 構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート・RC造
 階数 地下1階、地上7階
 竣工年 2000年3月、2000年9月オープン
 建築面積 45,007㎡
 延床面積 132,397㎡
 用途 アリーナ+コミュニティアリーナ、
 スタジアム(ムービングブロックの移動により可変)、文化アミューズメント施設

本施設は、さいたま新都心の賑わい、文化、情報発信の中核施設として位置づけられている。

バリアフリー都市宣言の街にふさわしく、子どもから高齢者まで、障害のある人も外国人もすべての人が安心して快適に活動できるよう、先進的な誘導案内システムが整備され、イベント時にはマンパワーによるサポートもなされている。(街全域)



配置 縮尺1/4,000

- ・ 駅から施設まで街全体に2階レベルの歩行者デッキやシェルターを連続して整備し、人と車を完全分離し安全で快適な歩行者動線を確認するとともに、歩行者デッキと地上との上下移動のため、随所にエレベーターやエスカレーターを設置。
- ・ 視覚障害者のためには、視覚障害者誘導用ブロック、触知図及び音声誘導装置を、聴覚障害者のためには、LED(発光ダイオード)文字表示装置を設置するなど、障害者に配慮した歩行者系サインを整備。



B さいたま新都心駅自由通路
2階歩行者デッキとつながり、総合案内所がある



C 誘導ブロック上に架けられたシェルター
けやきひろばでは車いす使用者も直接樹木に触れることができる。



D デッキ階と1階を結ぶ車いす対応エレベーター
出口には視覚障害者誘導用ブロック、案内板が設置され、シェルターとつながる

音声案内誘導装置

① 現在地情報を知らせる



② 経路情報を知らせる



【携帯端末】
総合案内所、ふれあいプラザで貸出している



F 音声案内誘導装置
付案内ポール
上部は電光掲示盤。



E 案内板
触知図、音・音声案内付きとなっている。

- ・ 案内窓口による地区や施設案内や、車いす、ベビーカー、音・音声案内端末の無料貸出サービス、視覚障害者のための点字版ガイドマップの配布及び点字プリントサービス、聴覚障害者のためのFAXサービス、外国人のための4か国語版のガイドマップの配布。
- 「バリアフリーまちづくりボランティア」による障害者や高齢者などのガイドヘルプ(移動助助)(スーパーアリーナ内部)
- ・ 2階コンコースの黒い床に設置された弱視者を誘導する黄色のプライオリティレーン
- ・ イベント内容をはじめ、災害状況や避難方法を表示する聴覚障害者向け大型映像装置の設置。
- ・ 最大914席の車いす座席エリアの確保
- ・ 視覚障害者も災害時に避難しやすい、通路が出入口に直結する縦型通路方式の採用。
- ・ 聴覚障害者用の磁気誘導ループ(約400席)によるイベント内容の聴取補助
- ・ 大型ベッドが設置された多機能便房、シャワー付き多機能便房

- 都市レベルで整備された誘導・案内システム、ソフトサービス
- 車いす使用者をはじめ、様々な障害者の安全性、快適性に配慮した多目的イベント施設



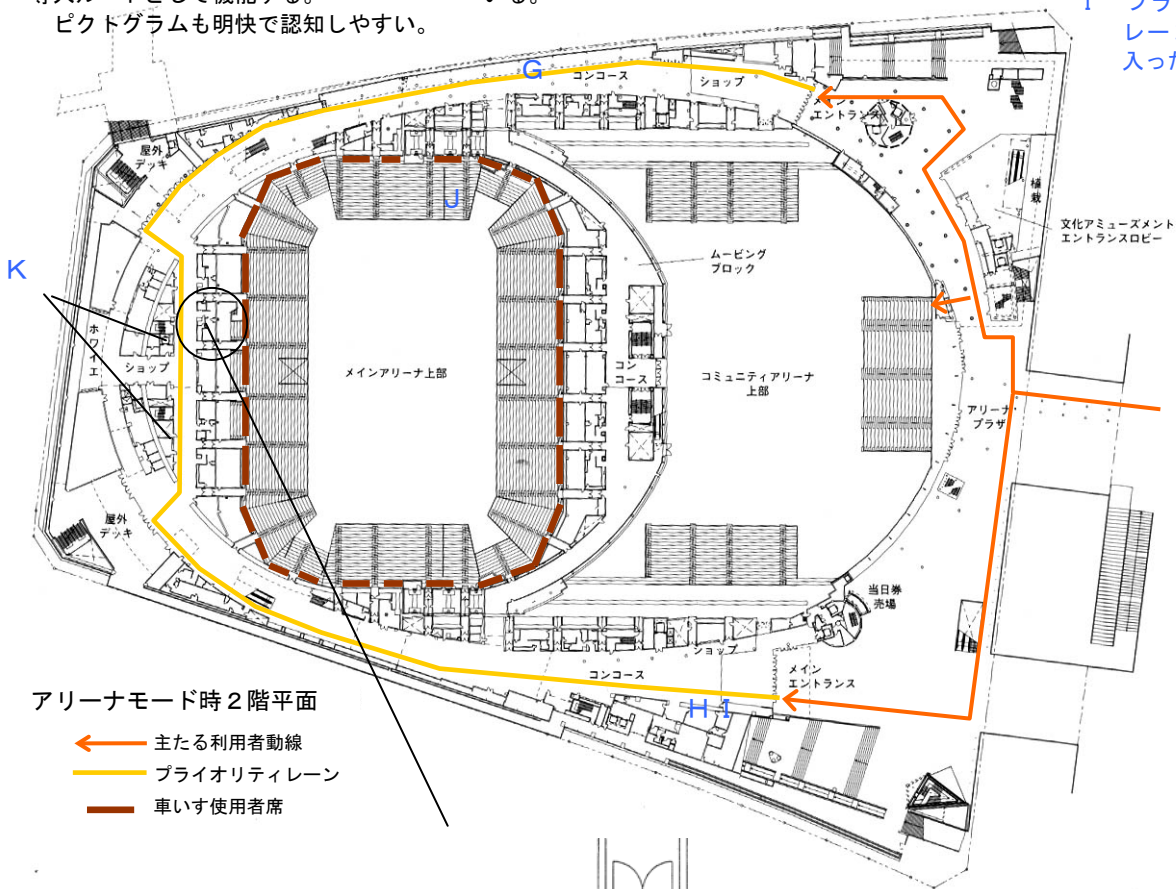
G 2階コンコースの黄色のプライオリティレーン
視覚障害者（弱視）、車いす使用者の導入ルートとして機能する。
ピクトグラムも明快で認知しやすい。



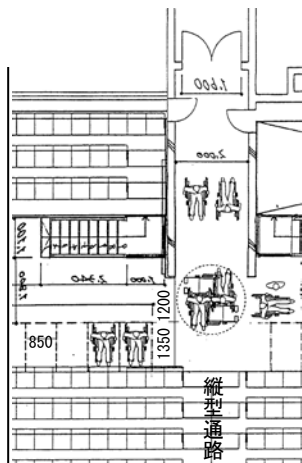
H コンコース入口部プライオリティレーン
手前の案内板・視覚障害者用触知図
聴覚障害者用大型映像装置が設けられている。



I プライオリティレーンの説明の
入った触知図



J 余裕のある車いす使用者席
縦型通路方式により一般利用者の背後通行が少なく災害時の安全性も高い。
縦型通路に沿って見えやすい黄色の手すりが設けられている。



車いす使用者席平面図
1/200



K 大型ベッド（収納式）
付多機能便房



L シャワー付多機能便房
1階S1エントランス
に設置

(4) 視覚障害者等の利用しやすさに配慮した眼科専門クリニック



A クリニックのエントランス*

お茶の水・井上眼科クリニック

所在地 東京都千代田区神田駿河台
4-3 新御茶ノ水ビルディング
18~20F

設計・監理 (有)シマ建築事務所
パワープレイス株式会社

インテリアデザイン
パワープレイス株式会社
アズールデザイン

階数 地上 18~20 階
延床面積 2,827 m²

視機能に障害のある多くの利用者を迎えるための取り組みとして、明快な動線計画、わかりやすさ、使いやすさの追求を行った眼科病院の外来部門である。

整備時には、色弱者や弱視者の利用者に対するアンケートにより、ピクトグラムや、サインのフォント等のわかりやすさを確認している。

また竣工後には、わかりやすさの検証、実際の利用者へのアンケートの実施等により課題を発見し、改善策の検討・実施を継続的に実施している。



B サイン計画*

利用者へのアンケート調査による確認を踏まえて採用されたピクトグラム、フォント、色等を用いたサイン



C 視覚障害者に配慮した動線の表示*

床の誘導パターンと天井照明を組み合わせ、主要な動線を強調している。



D 院内専用エレベーター

高層ビル内に3層に分かれた施設でバリアフリー化を図るため設置された院内専用エレベーター。竣工後に、視認性を高めるため、エレベーターホールの照明と床仕上げを改善した。



E 受付会計ロビーのサイン

竣工後に、エレベーターホールから奥まった位置にある受付がわかりにくいという課題がわかったため、改善で光るサインを追加した。



F フロアマップ

表示する情報を極力絞り、患者が基本的に自分で移動する範囲のみを色を使って表示している。(診察室などは敢えて表示していない。)

- 明快な動線計画、視覚障害者のわかりやすさ・使いやすさに配慮した内装、案内表示
- 利用者アンケート等を通じた、継続的な改善の取り組み



I 各階平面

エレベーターを中心に、時計回りに患者の動線を設定、この動線沿いに移動しながら検査、診察、会計処理を行うことができるようにになっている。

主たる
利用者動線



K 多機能トイレ (だれでもトイレ)

左 20階エレベーターホール寄りに設置された車いす対応、オストメイト対応を図ったトイレ。着替え台、ベビーチェア等が設置されている。

右 19階には勝手の異なるトイレが設置されている。濃い色の壁に白い便器や流しを配置して目立たせている。

*: 撮影 フォワードストローク



▲採用案

G ピクトグラムデザイン

利用者等による認知度の検証の結果、複数のデザイン案からオリジナルデザインの女子トイレのピクトグラムを採用した。



▲採用案



H 手すり付ソファ*

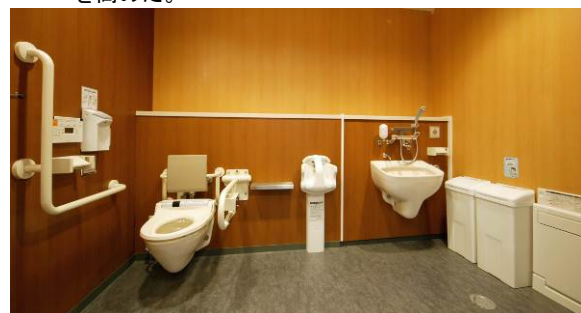
背もたれに手すりを設けたソファ。座面の高さ・形状も高齢者等に立ち座りし易さに配慮している。床の色と明確に差をつけて、弱視者にとって通路空間を認識しやすくしている。

ロビーの照度は照明を自動的に500lxに調整し、目の疲れや歩行時の安全性に配慮している。



J 視認性を高めたカウンター*

壁とカウンターの色にコントラストをつけ、誘目性を高めた。



(5) 高齢者、障害者等が利用しやすい町営診療所



比布町立びっぷクリニック

所在地 北海道上川郡比布町中町 1-2-10
 設計者 ㈱サン設計事務所
 構造 鉄筋コンクリート造
 階数 1階
 竣工年 2000年
 面積 1,614.99㎡

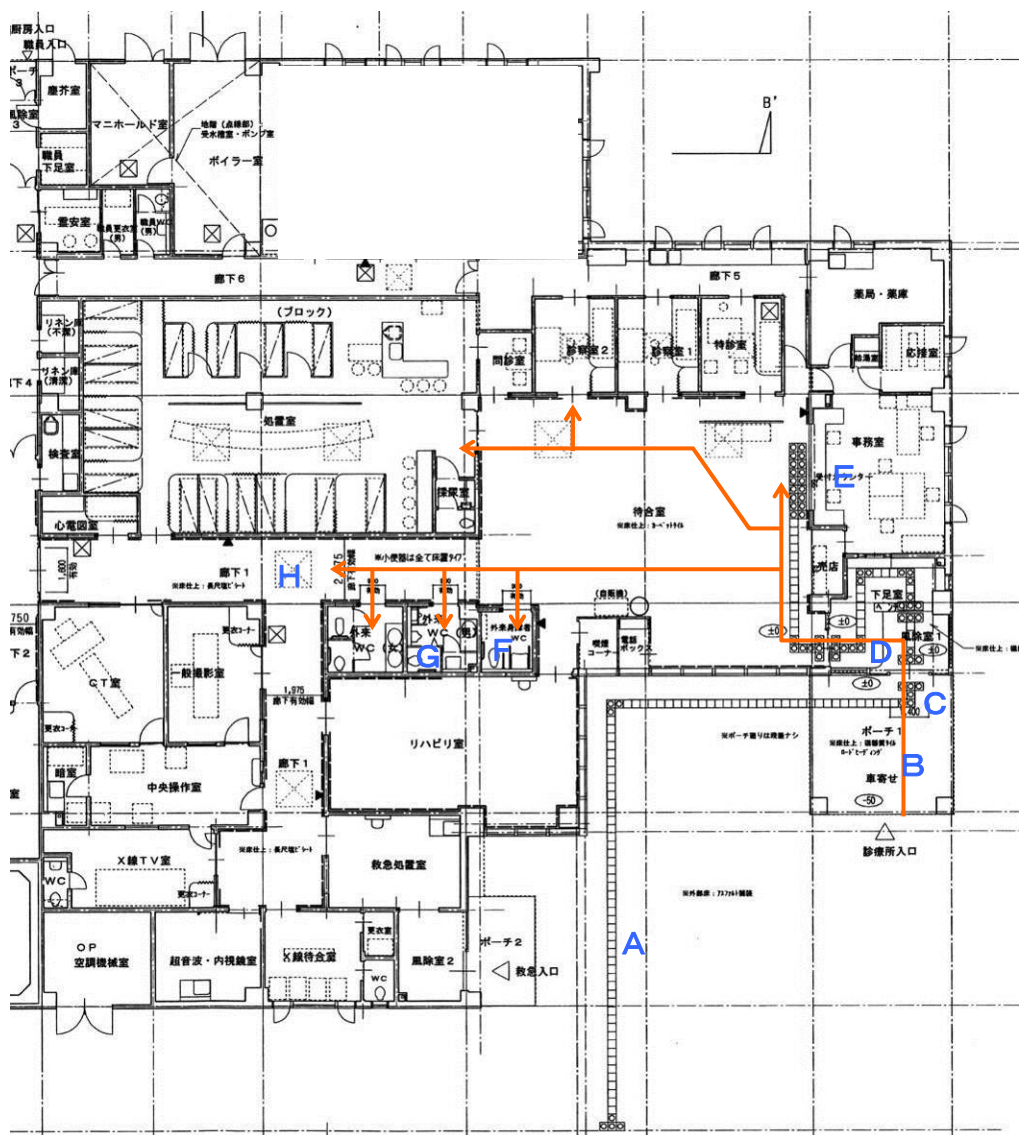
町立の地域医療の中心施設として整備され、療養型、介護型、医療型の病床計19床を持っている。

施設整備の理念として、「思いやりと健康」をあげ、旧ハートビル法の基準遵守と共に、社会的、心理的な障壁の除去に配慮した計画を行っている。

来院者は1日約130人で、その約2/3は65歳以上の高齢者である。また、車いす使用者は、1日に5~6人である。このため、施設の整備は、高齢者、障害者等に使いやすい居心地のよい、ゆったりとしたスペースを確保している。

A. B. C 視覚障害者誘導用床材、

ポーチ部分のロードヒーティングや、幅の広い自動ドア、段差のない出入口が整備されている。



← 主たる利用者動線

- 電光表示による案内がある受付カウンター
- 手すりに点字による室名を表示



D 連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設
2連引戸の自動ドア、段差のない玄関。ここでスリッパにはき変えるが、外部から内部まで段差はない。



E 受付までの連続した誘導
高さ 750mm のカウンター。電光表示による案内・情報提供がなされている。



F 多機能便房
折りたたみ式の乳幼児用ベッドも整備されている。



G 便所(男子用)
小便器、大便器共に手すりを整備している。



H 病棟の幅広い廊下
ドアの内外がわかるガラス窓、連続した手すり(点字シールと文字の室名表示)、壁に埋め込んだ消火器が設置されている。

右：院内PHSを使ったハンディナースコールシステム



(6) 異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎



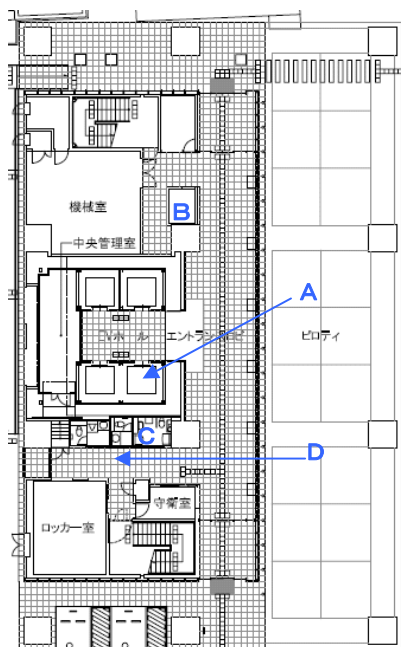
和歌山県庁南別館

所在地 和歌山県和歌山市湊通町北
1丁目2番地の1
設計者 梓・高松工事設計共同体
構造 S造一部RC、SRC造
階数 地上10階
竣工年 2007年3月
敷地面積 4,558.00㎡
建築面積 1,195.82㎡
床面積 11,431.16㎡
用途 官公庁舎（防災センター）

和歌山県庁南別館は、県庁の分庁舎機能と、大規模災害対策の中核となる防災拠点としての機能を持ち合わせた施設である。防災拠点として十分な耐震性能・免震効果を保持しており、かつ全ての人が利用しやすい設備設計となっている。

中でも便所は、各階に女子便所、男子便所、多機能便所が各1ヶ所ずつ配置されている。また多機能便所は、高齢者、障害者、車いす使用者等が快適に利用できるように、各階で違ったバリエーションとなっており、利用者は自分にあった多機能便所を利用することが可能である。

外観



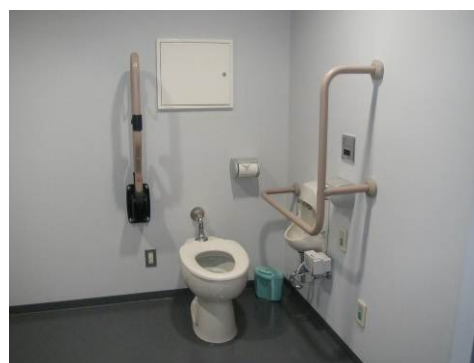
1階平面図



A 障害者対応エレベータ
4台設置されており、うち1台は非常用エレベータとなっている。



B 授乳室
1階北側入口付近に設置されている。



C 1階多機能便所
左手側の多機能便所となっている。入口には、便所のレイアウトがよくわかる案内図及び各階多目的便所の案内が表示されている。



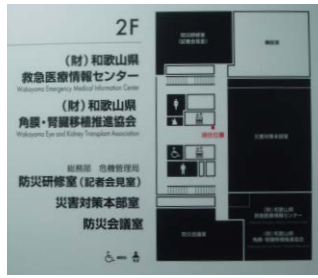
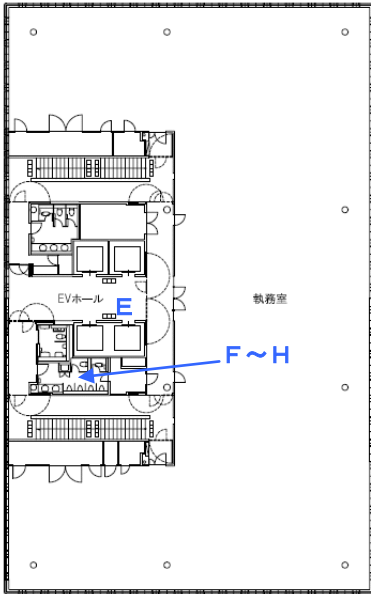
D 1階多機能便所入口



- ・トイレ案内図（上）
各便所入口に設置されている。
- ・各階案内表示（右）
各階多機能便所入口に設置されており、利用者にわかりやすい表示になっている。



- 建物内に様々な利用者を想定した多機能便所を分散
- 各便所入口にトイレ案内図、多機能便所入口に各階多機能便所の案内表示を設置
- 1階に授乳室、2～10階多機能便所に乳幼児用イスを設置



E エレベータ横案内図
 各階エレベータ横にはフロア案内図が設置されており、その階の多機能便所の種類も表示されている。

基準階平面図

・各階多機能便所の種類
 (※2～10階には乳幼児用イスを設置)

10F	背もたれ オストメイト ベビーシート	(右勝手)
9F	細長型	(左勝手)
8F	洗浄機能付き 背もたれ ユニバーサルシート	(右勝手)
7F	洗浄機能付き 背もたれ オストメイト ベビーシート	(右勝手)
6F	背もたれ ユニバーサルシート	(左勝手)
5F	細長型	(左勝手)
4F	洗浄機能付き 背もたれ ユニバーサルシート	(右勝手)
3F	洗浄機能付き 背もたれ オストメイト ベビーシート	(左勝手)
2F	細長型	(右勝手)
1F		(左勝手)



F 2階多機能便所
 右勝手の多目的便所で、細長型の便器となっている。

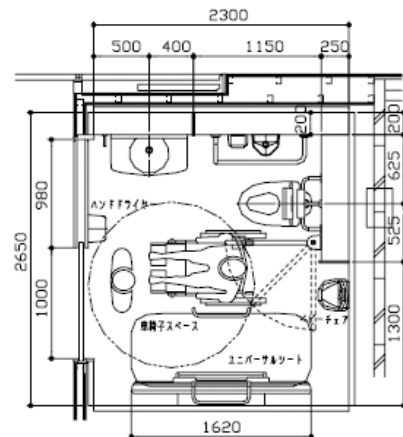


G 3階多機能便所
 左勝手の多目的便所で、オストメイト対応となっている。また、ベビーシートが設置されている。



H 4階多機能便所
 右勝手の多目的便所で、ユニバーサルシートが設置されている。

・4、8階多機能便所平面図



(7) 視覚障害者等にも配慮した音楽ホール



A 音楽堂正面

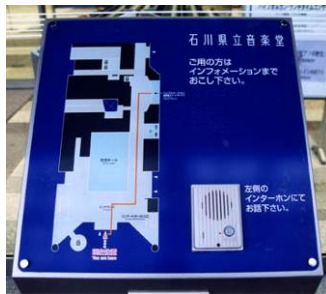
石川県立音楽堂

所在地 石川県金沢市昭和町 20-1
 設計者 芦原建築設計研究所
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 階数 地下2階地上5階
 竣工年 2001年8月
 敷地面積 6,904.69㎡
 建築面積 6,155.56㎡
 延床面積 29,400.99㎡
 用途 劇場（コンサートホール、邦楽ホール、交流ホール）

本施設は、藩政以来培われてきた伝統芸能とオーケストラ・アンサンブル金沢に代表される質の高い洋楽文化を育んだ土地柄を背景に、邦楽と洋楽の交流及び、内外に向けて音楽文化を発信する拠点として計画された。南北に配置された両ホール入口を結ぶインナーモールは、常時公開されており、中央の1階インフォメーションを経由する動線を中心に、施設内外には視覚障害者をはじめ、様々な障害者への配慮がなされている。



B コンサートホール玄関入口



C 音声触知図案内板

インターホンを使ってインフォメーションに案内申請ができる。

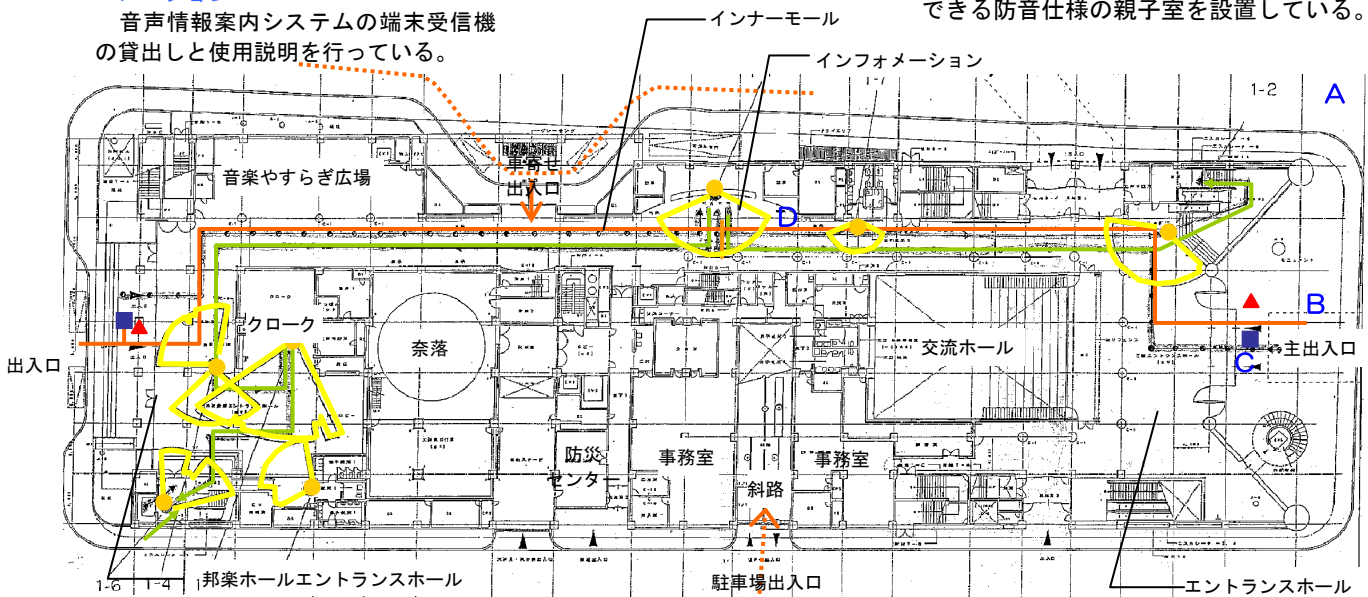
利用者は携帯している小型送信機のボタンを押し、必要な時だけ音声触知図案内板のスピーカから音声案内を受ける。「触知図案内板はこちらです。入口は案内板の右手3mの所にあります」

- ・視覚障害者への配慮として、両ホールエントランス前に音声標識ガイドシステム及び、音声触知図案内板を設け、視覚障害者誘導用ブロック等を併設して1階インフォメーションまで誘導している。インフォメーションでは、音声情報案内システムの端末受信機を貸出し、この誘導・案内を利用して2階クロークまで誘導する。クロークから座席までは係員が案内する。
- ・通路側座席には、座席番号の点字表示を行っている。
- ・聴覚障害者への配慮として、同時通訳装置を利用した赤外線方式による補聴システムを用意している。
- ・車いす利用者への配慮として、両ホール内に車いす利用者用観覧席を設けている。また、一般便房の手前には多機能便房を設け、インナーモールに面する多機能便房はオストメイトへの配慮も行っている。
- ・子ども連れでも周りに迷惑をかけずに鑑賞できる防音仕様の親子室を設置している。



D インナーモール中央部のインフォメーション

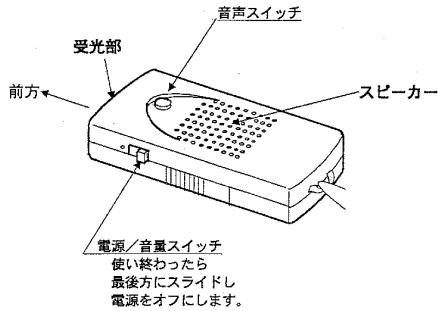
音声情報案内システムの端末受信機の貸出しと使用説明を行っている。



- 主たる利用者動線 (視覚障害者誘導用ブロック敷設)
- 車動線
- 音声情報案内システムによる利用者動線

- 音声情報案内システム発信エリア
- 音声情報案内システム発信器
- 触知図案内板・スピーカ
- 音声標識ガイドシステムの信号受信アンテナ

- 視覚障害者をはじめ、様々な利用者に配慮した音声案内システム
- 親子室の設置



E 音声情報案内システムの端末受信機

利用者は受信機のスイッチを押しながら発信器の方向に向けると、手元の受信機のスピーカーから音声で案内情報を得ることができる。赤外線通信の指向性を利用して、最も良く聞こえる方向に進むことで、目的地に到達できる。



G 車いす使用者用観覧席



I コンサートホール内部

2階席の奥の左右に親子室が設けられている。



F 2階コンサートホール ラウンジ

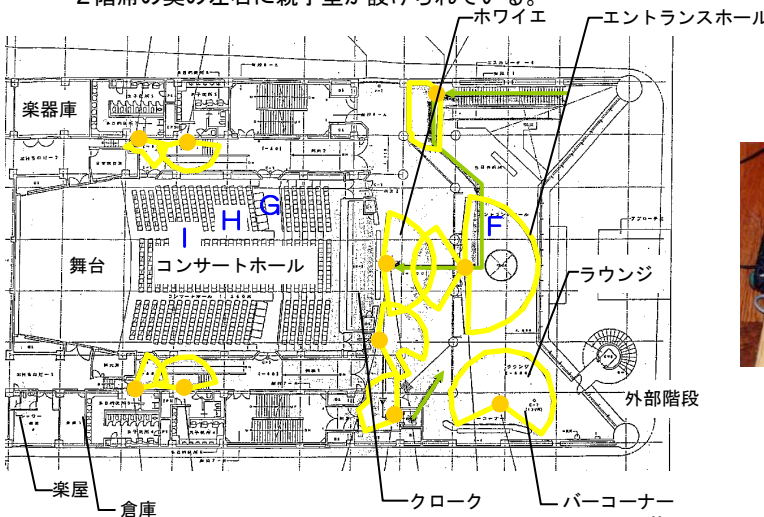
1階インナーモールと連続して常時公開されているエリア。音声情報案内システムによって、ホワイエ出入口、クローク、トイレ、EV、バーコーナーへの案内・誘導が受けられる。

**H 通路側座席背板の点字
座席番号**



J 親子室内の観覧席

必要な場合にいつでも使えるように予約席とせず、常時空けてある。



2階 平面図



K FM (2カ国) 赤外線誘導無線方式の同時通訳受信機とイヤホン (左)、磁気ループ用補聴器 (右)

イヤホンの代わりに磁気ループを接続し、首に架けると使用している補聴器から音声案内や音楽を聴くことができる。

(8) 様々な配慮が随所に見られる百貨店



A フィットングルーム

出入口の段差を解消し、中で車いすが回転できるスペースをとっている。また、2人がけのソファもあり、ゆったりと試着が可能。



B 店内通路

車いすのすれ違いに十分な有効幅員を確保。



C 障害者対応エレベーター

障害者用のエレベーターが4機設置されており、うち1機は車いす、ベビーカー専用としている。機内の画面に停止階の表示が出るなど、聴覚障害者にも配慮されている。(左)

また、機内に設置された2種の高さの手すりのうち、低い位置のものについては、子どもがぶつかるとの利用者の声に応じてクッション材を巻く対応を行っている。(右)



新宿高島屋

所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷
設計者	(株) 日建設計
構造	鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、一部鉄骨造
階数	地上14階、地下4階、塔屋2階
竣工年	2000年3月
敷地面積	14,501.11㎡ (ビル全体・他店舗含)
建築面積	11,163.29㎡ (ビル全体・他店舗含)
延床面積	160,147.45㎡ (ビル全体・他店舗含)
売場面積	55,000㎡
用途	店舗

新宿高島屋は、複合型商業施設の都市型マルチエンターテイメントショッピングセンターとして建設された新宿タイムズスクエアのアンカー店舗であり、東京都の認定第1号である。

規模も大きな店舗であり、高齢者、障害者等への配慮、設備も多くの箇所に見られる。

また、フィッティングルームにも車いすが入る大きさのものを用意するなど配慮がなされている。



D 多機能便房

店内16箇所に多機能便房が設置されている。

- ・車いす使用者に配慮した広い空間
- ・手すりの完備
- ・子どもも使用可能な二重便座(写真左)
- ・乳幼児用ベッド
- ・傘立ての設置
- ・個室内で着替えができる、着替え台(写真右)
- ・2箇所はベッド付き多機能便房となっている。



E 便房

多機能便房以外の便房にも以下のような配慮がある。

- ・便房前通路に手すり設置
- ・女性用エリアにゆったりしたパウダールーム
- ・男性用エリアに各1箇所手すり設置の小便器
- ・和式便器に手すり設置
- ・滑りにくい床材採用

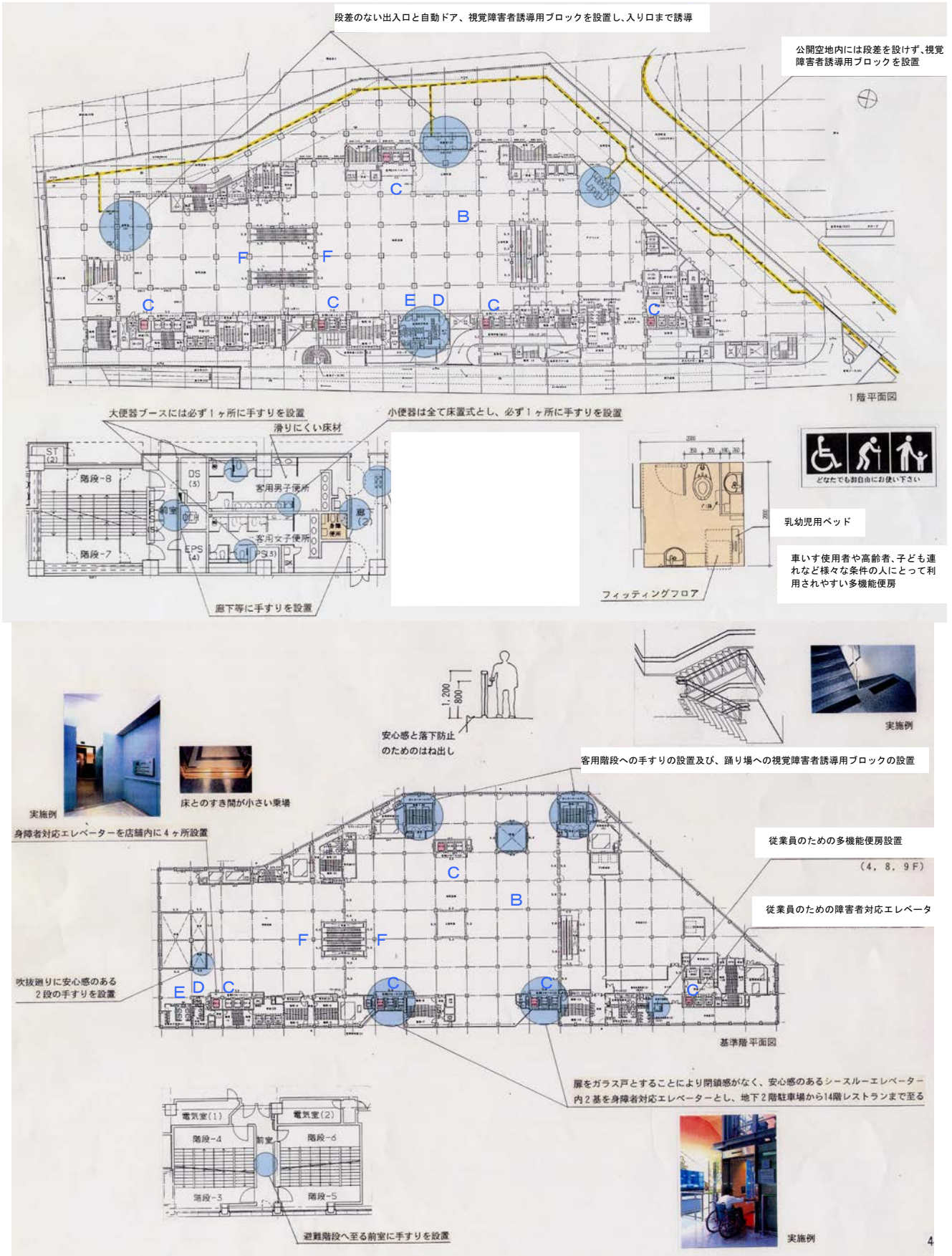
F フロア表示

エスカレータを使っていると、昇り降りが続くと、自分のいるフロアがすぐに分からないことがある。

エスカレータの乗降口には、フロア案内を設けているが、階数を大きく表示し、階毎に色を変え、4カ国語で表示するなど、分かりやすさに配慮している。



- 多機能便所の機能充実
- 車いす使用者対応フィッティングルームを設置
- 障害者対応エレベーター4機を配置



(9) 買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア



A アプローチ

歩道から出入口までの間は視覚障害者誘導用ブロックを敷設。また、数cmある出入口の段は傾斜路にして解消している。



B 駐車場

車いす利用者用駐車スペースは、通常よりも広く取っている。また、出入口に最も近い位置に配置している。



C 出入口

出入口は自動ドアとなっている。

ローソン勝島一丁目店

所在地	東京都品川区勝島1-2-8
設計者	ローソン(株)建設部
構造	造
階数	地上1階
竣工年	2000年3月
建築面積	172.83㎡
延床面積	172.83㎡
売場面積	99.45㎡
用途	店舗

「人にやさしい店づくり」をめざし、車いすでも利用可能な施設としている。車いす利用者用駐車スペースや多機能便房、通路幅の確保だけでなく、車いすの人でも使いやすいう、カウンターを一般の高さのものとローカウンターの2種類設置している。

また、車いす利用者や子どもが高い位置にある商品を取れない場合のために、従業員呼出チャイムを設けて対応している。



D 従業員呼び出しチャイム

車いす利用者や子どもなどが、高い位置にある商品を取れないときなど、従業員を呼び出すためのチャイムが2箇所に設置されている。



F 店内通路

他の店舗よりも広く取り、車いすも通行できる有効幅員としている。

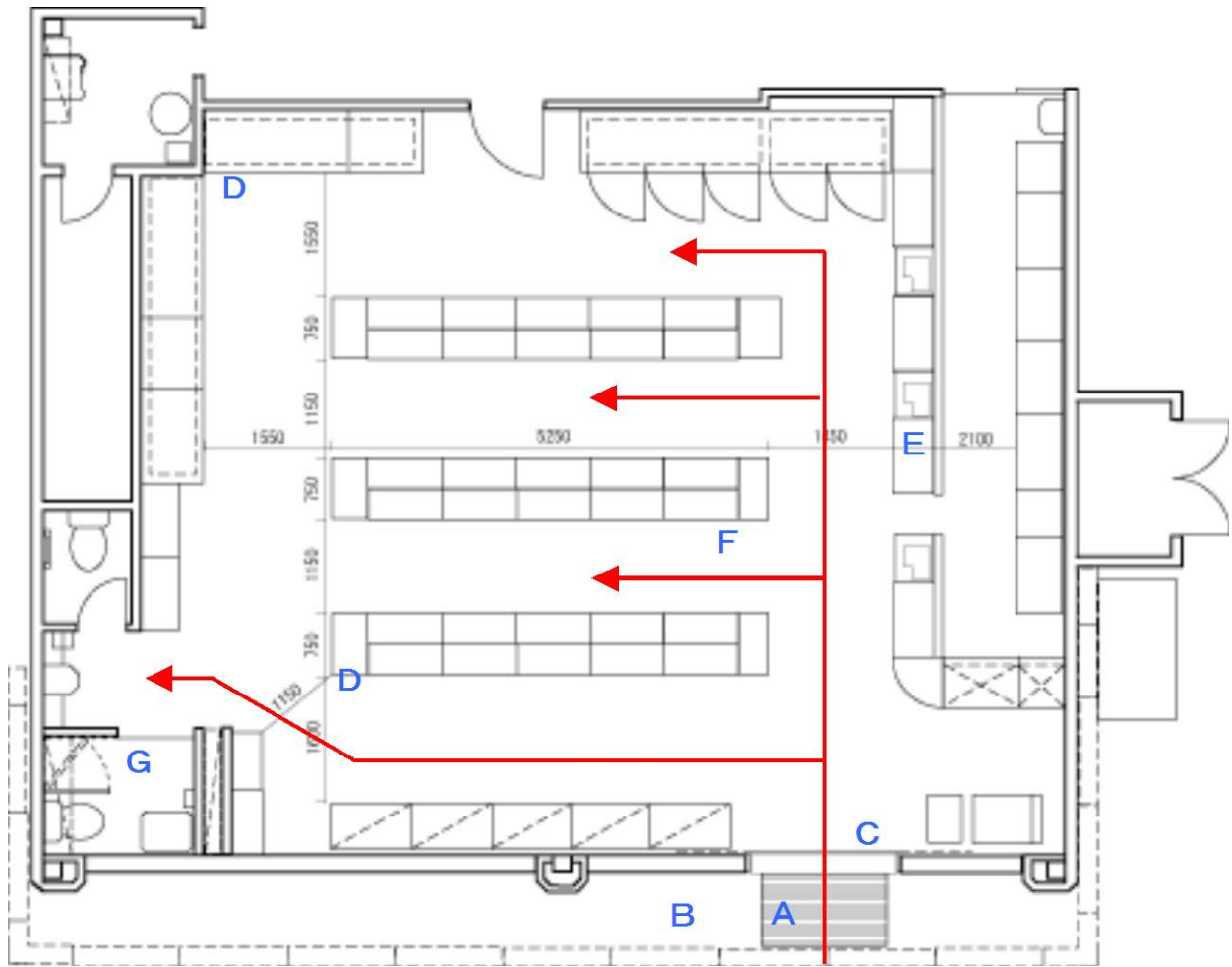


E レジカウンター

車いす利用者や子どもなどの利用に配慮し、一般の高さのカウンターと約15cm低くしたカウンターの2種類を併設している。

また、車いすフットレスト当たりを設置している。

- 多機能便房とそれ以外の便所を設置
- 高い位置にある商品が取れないときのために、従業員呼出チャイムを設置
- 高さの異なるレジカウンターを設置



← 主たる利用者動線



G 多機能便房

車いす利用者も利用できる便房を設置。入口には、「どなたでも御自由にお使い下さい」との札を付けている。



(10) 地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット



A 外観

歩道との境界に段が無く、店舗入口横のインターホンまで、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

ジャスコ茅ヶ崎店

所在地 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-3000-1 他
 設計者 (株)東畑建築事務所、(株)大本組
 構造 鉄骨造
 階数 5階建
 竣工年 2000年10月
 敷地面積 26,384.23㎡
 建築面積 17,120.11㎡
 延床面積 64,673.25㎡
 用途 店舗

このスーパーの開店にあたっては、地域の障害者団体が計画、建設に参加し、その意見を様々な形で反映したものである。

その結果、障害者だけにかぎらず、子どもや妊婦まで幅広い利用者が使いやすいようハード面とソフト面の両面からの工夫が実現されている。



B インターホン

1階に4ヶ所設置。このボタンを押すと、サービスカウンターでキャッチして店員が対応

C 歩行補助車

- ・歩行補助車 10台
- ・幼児用カート 100台
- ・車いす 10台
- ・車いす用買物補助具 7台を無料で貸出している。正面入口、南側入口と4階駐車場に設置。



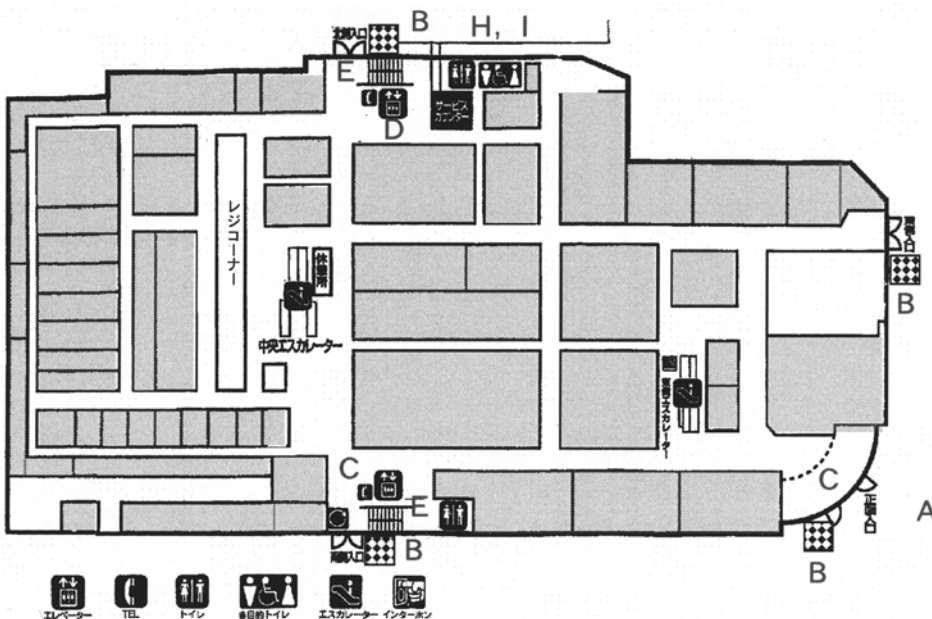
D 障害者対応エレベーター

通常のエレベーターより戸の開閉速度が遅い。



- ・地元の障害者団体との3回の協議の結果、様々な意見が採り入れられた。
- ・車いすのまま入れる大きな試着室を設置している。
- ・多機能便房に尿器や高齢者、障害者等のオムツ交換用に大型ベッドを設置している。
- ・聴覚障害者用緊急灯を設置している。
- ・手すりには、点字表示がある。
- ・ソフト面でも、係員が付き添ったり、インフォメーションカウンターに手話ができる人員を配置している。(FAXで予約も可能)
- ・要望があれば、ガイドヘルパーとして買い物につきそう人員を配置している。

1F 食品と美容健康・ファッショングッズのフロア



地域障害者団体の参加の経緯

- 1999年3.5 出店説明会
- 2000年4.17 障害者団体から計画への参加の打診
- 2000年4.25 第1回協議 (障害者団体からの要望書提出)
- 2000年6.23 第2回協議 (要望に対するジャスコからの回答説明)
- 2000年8.23 第3回協議 (最終調整)
- 2000年10月 オープン

- 地域住民の意見を反映してバリアフリー化
- 多機能便房に尿器・大型ベッドを設置
- 売りに車いす使用者も使える大型フィッティングルームを設置
- 飲食店に昇降テーブルを設置



E 階段

階段はゆるやかに連続して、視覚障害者誘導用ブロック及び左右に2段手すりを設置。



G 飲食店の昇降式テーブル

車いす使用者や子どもの使いやすい高さに合わせて。障害者団体との協議により設置。

F フィッティングルーム

車いすでも試着できるように、広めのブースになっている(上)。手すりの設置や広めの腰掛けが設置してあり、使いやすくなっている(下)。

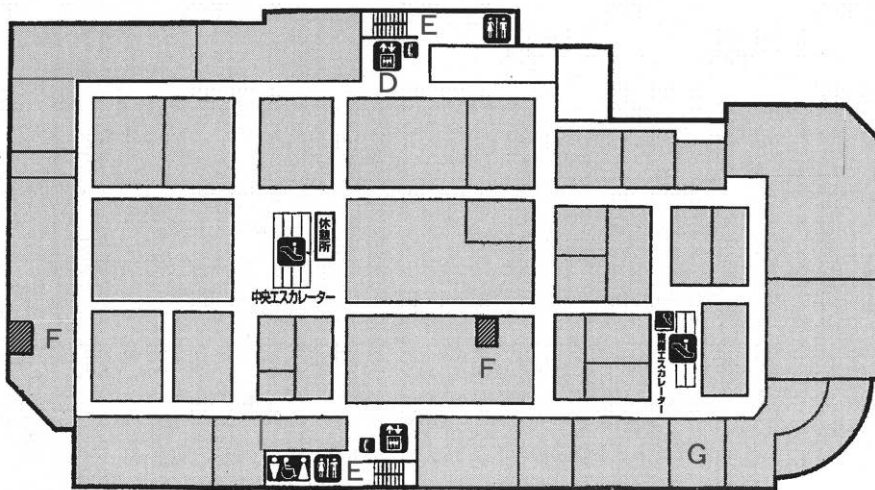


H 多機能便房

両側に手すり、自動洗浄機、子ども用便座、大型ベッドを設置。



2F 婦人と紳士のファッションフロア



- 店舗
- 大型フィッティングルーム
- インターホン

※各所に点字表示あり



I 尿器の設置

障害者団体との協議により尿器を設置。

(11) 改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店



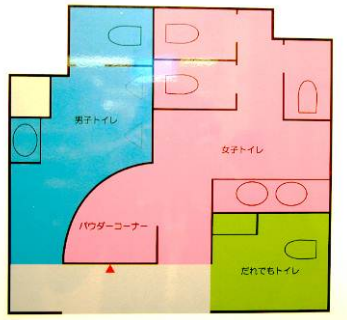
A 外観

松坂屋上野店

所在地 東京都台東区上野 3-29-5
 設計者 (株)竹中工務店
 階数 地下3階地上8階
 竣工年 1929年4月
 改修工期 3F 2001年8月~9月
 4F 1998年8月~9月
 敷地面積 5,842㎡
 延床面積 51,638㎡
 用途 店舗

百貨店の改修工事によって、3階、4階に様々な障害者が使えるように右勝手と左勝手の多機能便房を設置した。各階に異なるバリエーションの便房を設置する事によって、利用者は、身体状況や必要に合わせて、自分にあつた設備の便房を利用する事が可能となった。この便所がある建物は、昭和32年に増改築されたもので、この工事によって、利用者の快適性も各段に向上した。

各階において異なるバリエーションを採用する事によって、利用者の幅を広げた好例である。



B 便所入口

便所入口には、全体のレイアウト、ゾーンわけが良く分かる案内図を設置している。

- ・3階は、改修工事という制約が多い中で工夫が凝らされた例であり、男・女用便所と、右勝手の便房とした。4階は、女性用品を販売している階であることから、女性専用便所階として改修し、多機能便房では、便器や手すりを左勝手の配置とした。
- ・多機能便房は、車いす、ベビーカー利用者、子連れ、ストックキングの履き替えなど、だれもが使えるように整備されており、便座は温水洗浄便座、背もたれシート等を設置している。
- ・便房内はすべて、ゆとりがあるスペースを確保しており、荷物を置く為の棚や、高さが異なるフックを設置している。



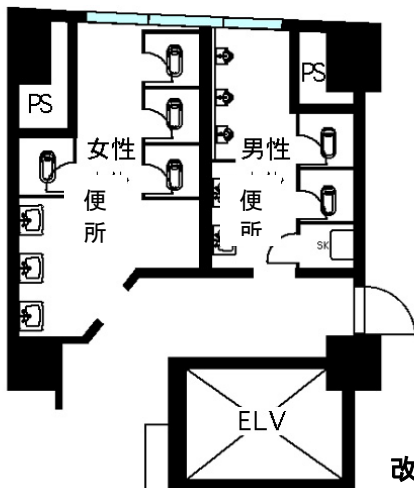
C 多機能便房の大便秘器まわり

右勝手の多機能便房が3階に設置されている。

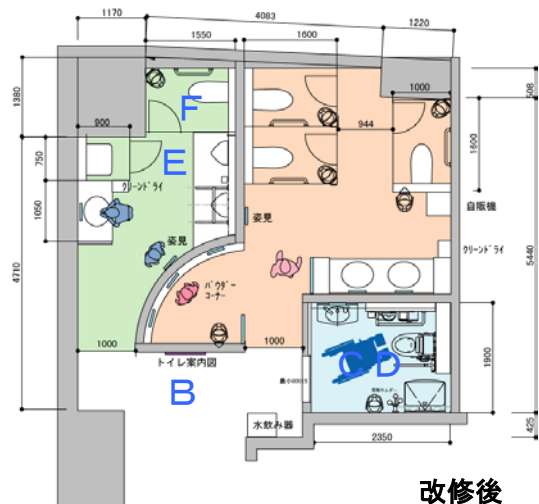
女性用便所+左勝手の多機能便房として改修
 男性・女性用便所+右勝手の多機能便房として改修

8 F
7 F
6 F
5 F
○ 4 F
● 3 F
2 F
1 F

3 F 便所平面図



改修前



改修後

- 便所のゾーン分けが良くわかる案内図を設置
- 3階、4階の便所を改修し、右勝手と左勝手の多機能便房を設置
- 男性用便所にも乳幼児用いすを設置



D 多機能便房
乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、着替え台を3階に設けている。

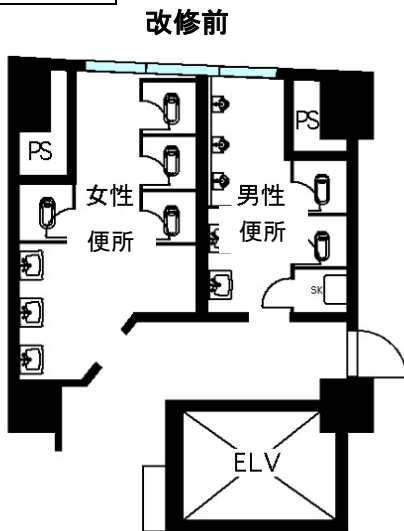


E 男性用便所の小便器便房
3階男性用便所の小便器にも手すりを設けている。

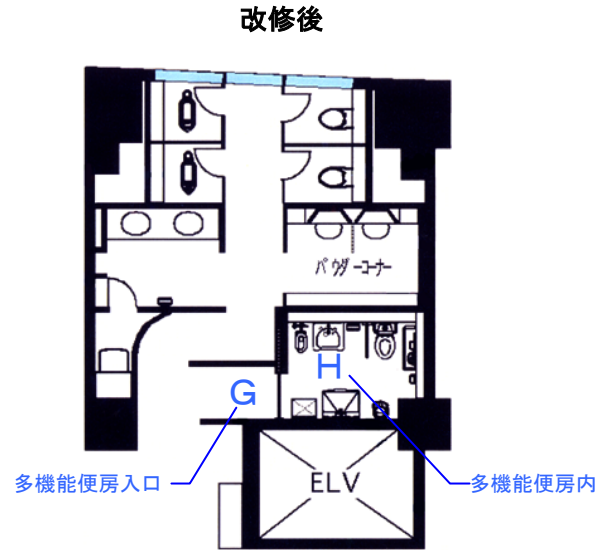


F 男性用便所の大便器便房
3階男性用便所の大便器便房にも乳幼児用いすを設けている。

4 F 便所平面図



改修前



改修後



G 多機能便房入口
デザイン性にも配慮した、4階多機能便房入口

H 多機能便房
4階に設置された左勝手の多機能便房



(12) 敷地内・建物内に段差を設けない斎場



A 全景

やわらぎ斎場厚別

所在地	北海道札幌市厚別区厚別3丁目
設計者	日本都市設計(株)
構造	鉄骨造
階数	地下1階、地上2階
竣工年	2001年11月
建築面積	1,697㎡
延床面積	2,757㎡
用途	斎場

本施設は、札幌近郊を中心に複数の冠婚葬祭場を展開している民間企業が運営している。本施設を計画するにあたり、「斎場を利用される全てのお客様がストレスを感じずに見送ることのできる施設」とすることが求められた。

その実現のために建築的に求められたのは、旧ハートビル法認定建築物と札幌市福祉のまちづくり条例適合建築物の両方の条件を満たすことであった。

主な建築的手法としては

- ・アプローチ、エントランス部分には車いす使用者が通過する際に支障となる段差は設けていない。
- ・視覚障害者への対応としてエントランスから受付まで視覚障害者誘導用ブロックを設置している。
- ・施設全体に車いす使用者や高齢者の障害となる段差を無くし、床面は滑りにくい材料で仕上げている。
- ・葬儀式場、法要室、親族控室等の斎場利用者が使用する部屋の戸は全て引戸としている。
- ・階段は手すり、視覚障害者誘導用ブロックを設け、踏面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げている。
- ・葬儀式場の引戸は軽めのものとし、ストッパー及び自動閉鎖装置付とする。床面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げている。
- ・エレベーターは車いす使用者専用ボタン、視覚障害者用誘導用ブロック、音声案内装置を設け、車いすが回転できるスペースを確保している。
- ・多機能便房は乳幼児用ベッド、自動洗浄、非常用呼出しボタンを設置している。
- ・車いす使用者用駐車スペースは雨雪を考慮し、屋根を設け、エントランスまでの段差を無くし傾斜路で対応している。



B アプローチ

段差を排除したエントランスとなっている。



C 風除室

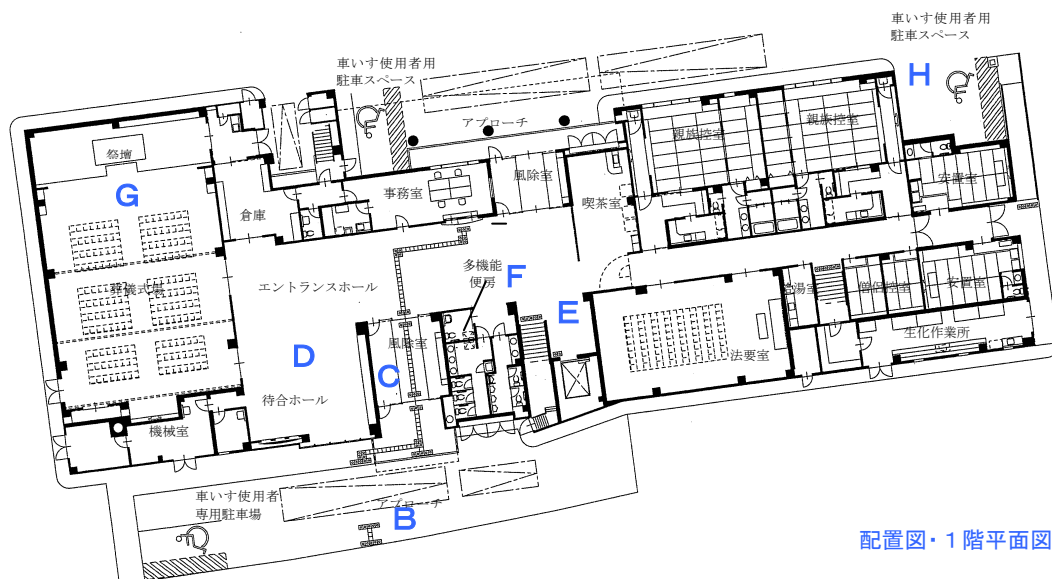
エントランスホールまで連続して、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



D 待合ホール

明るく広々とした待ち合わせの場となっている。滑りにくい床材が使用されている。

- 視覚障害者に配慮したエントランスホール
- 車いす使用者に配慮した駐車場



E エレベーターホール
エレベーターには音声案内装置が設けられ、車いすが回転できるスペースも確保されている。



F 多機能便房
折たたみ式の乳幼児用ベッドが設置されている。



G 葬儀式場
滑りにくい床材の仕上げとなっている。



H 車いす使用者用駐車スペース
雨雪時を考慮した屋根が設置されている。

(13) バリアフリー改修により、高齢者、障害者等も快適に宿泊できるシティホテル

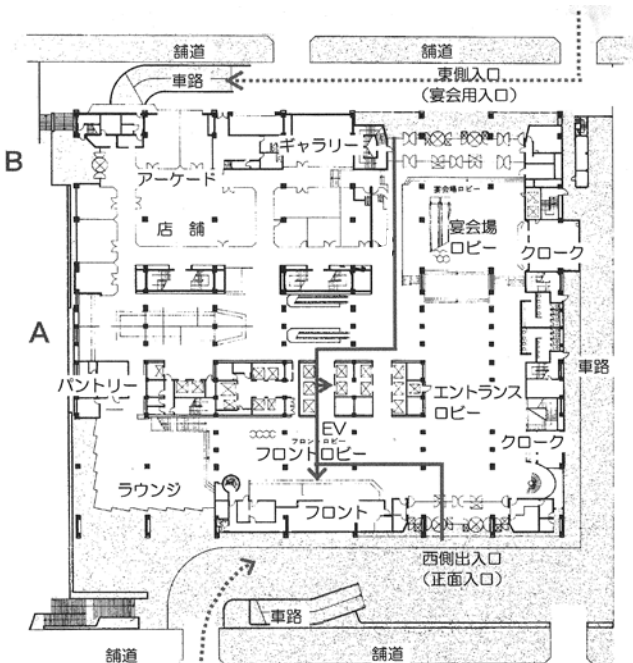


A 北側入口
増設された北側入口のスロープ

京王プラザホテル

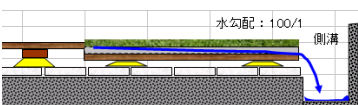
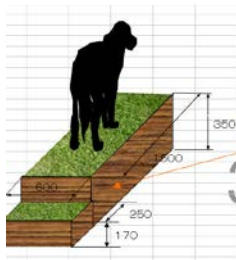
所在地 東京都新宿区
 日本設計
 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート
 階数 本館-地下2階・地上47階
 南館-地下2階・地上34階
 1988年6月ユニバーサルルーム
 15室設置
 2002年3月新ユニバーサルルーム
 10室設置
 2004年宴会場に磁気ループ
 システム導入
 2007年補助犬専用トイレ新設
 (設計:三井不動産ケアデザイン)
 竣工年 1971年3月、6月オープン
 延床面積 175,042.56㎡

1987年「国際リハビリテーション会議」の会場となって以来、客室のバリアフリー化(15室)をはじめ、車いす使用者のための液晶ドアスコープ、聴覚障害者のための客室伝達装置・電話筆談装置、視覚障害者のための音声情報案内システム等、障害者支援の機器を導入する等、継続的な改善を図っている。
 客室や、ユニットバスの位置・大きさは変えず、出入口・手すり・備品等の改修でバリアフリー化を図っている。



3階 平面図

← 主たる利用者動線
 ←..... 車動線



E 補助犬専用トイレ
 盲導犬や介助犬などの補助犬専用のトイレ。一段高い場所に設けることで、車いす使用者にも使いやすいように配慮している。



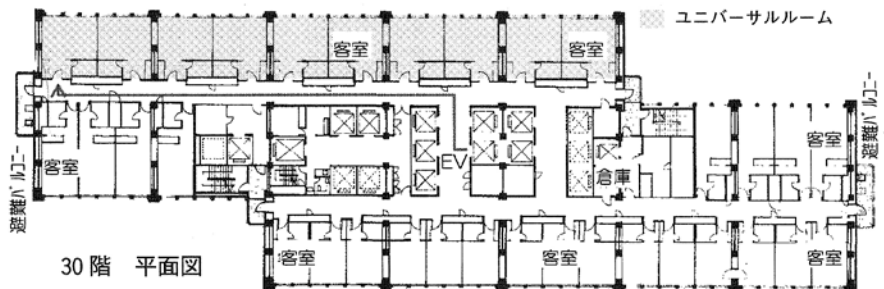
B 4号街路歩道から北側入口までのアプローチ(北東角部)
 駅からのアクセスを考慮。



C 南館2階のスロープ
 レストランを配置した南館2階の段差解消のためスロープを設置。



D 2階共用便所内の多機能便房
 入口は自動ドアで内部はカーテンで間仕切る。手すり、感知センサー式洗浄ボタン、呼び出しボタンあり。
 男性用便所の通路の途中に独立型の男女共用多機能便房を増設。車いす対応トイレは南館4階、本館5階にも設置



30階 平面図

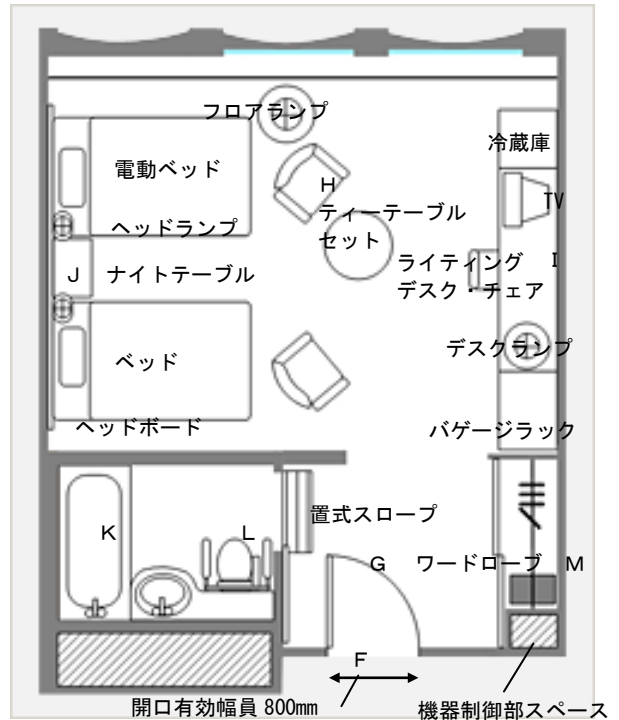
- バリアフリーへの数々の取り組みを集約したユニバーサル・ルーム
- 車いす使用者等に配慮したエントランス階廻りの多機能便房、傾斜路の整備改修



F 客室ドア 廊下側
 ドアの赤外線発信機とトーキングサイン（音声情報案内システム）。
 音声案内が手元のレーザーから流れ、目的地まで案内する。



G 客室ドア 室内側
 パーハンドル付きの軽いドア。
 車いす使用者に便利な液晶ディスプレイと振動により反応する客室伝達装置のノックセンサー（上右）室内側には大型の錠を設置（左下）。
 天井灯（客室、浴室）の点滅により、聴覚障害者に伝達する。



H ユニバーサルルーム内部
 ヘッドボードに聴覚障害者用表示パネルが組み込まれている。90°まで起き上がりを補助できる電動ベッドを1つ設置。
 ベッドの振動により、来客等を伝達。テーブルにはスクリーン（しゃべるルームサービスメニュー）も設置。



I ライティングデスク（左）
 車いす対応にするため、足元のスペースを確保。コンセント等の位置を左手前に設置。



J ナイトテーブル（右）
 電話と並んで置かれている電話筆談機。フロント、ルームサービス、客室間との筆談連絡ができる。
 FAX送信も可。フラッシュランプバイブレーター付。



K 改修したユニットバス
 置き式スロープを設け、段差を解消。補助手すりを追加。洗面器下奥の確保。便器前スペースの確保。調節可能で軽量のシャワーヘッドに取替。水栓のシングルレバー化等へ改良。



L ユニットバス内の便所
 聴覚障害者用表示パネルと電話が設置されている。両側手すり、背もたれあり。



M ワードローブ
 車いす使用者でも利用しやすいように、軽いパーハンドル付の引き戸とし、ハンガーラックを低くしている。
 袖壁端部は引戸の開閉時に握りやすい形状としている。

(14) 計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル



A 全景

富士レークホテル

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
船津1番地
設計者 トライポッド・デザイン、
石井建築事務所
施工者 梶原工業所(客室)、
川上建設(レストラン)、
インテリアマノワ(インテリア)
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地下1階、地上6階
客室改修 7種類、23室
改修年 1999年、2001年、2002年、
2006年、2008年、2010年
客室面積 42~70㎡

このホテルは、約25年前より全国のホテル旅館業界の中で先駆け、障害者の雇用に積極的に取り組んできた。現在、従業員100名の内、5名(5%)が何らかの障害を持つスタッフである。

そのような組織土壌の中、1999年以降、高齢化社会、及び障害者と障害のない人が共生する社会へ向けて、ハードとしての建物のユニバーサル対応(バリアフリー対応)に着手することとなった。

現在、少しずつユニバーサル化(バリアフリー化)に取り組んでおり、改修工事予算を計上し、既存建物を修繕している。

	東館	西館
7階	レストラン	客室 14室
6階	バリアフリールーム 2室 露天風呂付客室(UD化)1室 その他客室 6室	客室 8室
5階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付客室(UD化)9室	客室 8室
4階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付客室(UD化)9室	客室 8室
3階	宴会場等	客室 1室 リニューアル和洋室(UD化)6室
2階(ロビー階)	フロント、屋外プール、宴会場等	レークビュー貸切風呂(バリアフリー)
1階	ダイニングフロア、大浴場等	

ホテル全体案内図 色のついている部分の客室をBF・UD化している。



B 玄関前の(手すり付き)スロープ増設

2008年改修 玄関前の手すり増設、河口湖眺望露天風呂つき客室等を整備



C 露天風呂つき客室和(なごみ)



D 露天風呂つき客室コンフォート



E 露天風呂つき客室湯らっくす

2010年改修 客室のユニバーサル・デザイン化、BF・UDに配慮した貸切風呂の整備、エレベーターホールのトイレのBF・UD化



F レイクビュー貸切風呂(バリアフリー)



G EVホール UD化トイレ



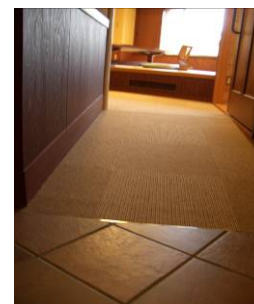
H リニューアル和洋室 トイレ

- 継続的、かつ計画的に、バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修を行っているホテル
- 既存客室を2戸1化して改修しユニバーサル室を全 23 室整備

客室の改修



I 客室：スイートルーム（70 m²）



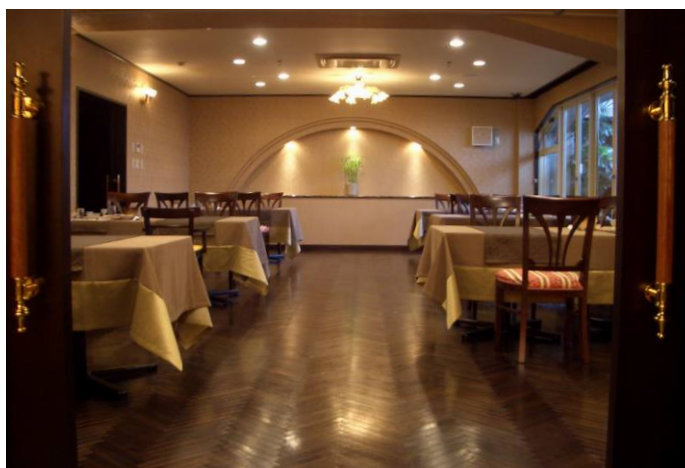
J 客室：スタンダードルーム（42 m²）

レストランの改修

- ・ 2006 年の客室（UDルーム）改修に伴い、レストラン（総面積 1000 m²）も同時に改修し、食事場所におけるユニバーサル・デザイン化に取り組んだ。
- ・ スロープをつけて段差を解消し、バーやカラオケルームを含む1階フロア全体をユニバーサル・デザイン化した。
- ・ オストメイト対応の便所を設置した。
- ・ ハード面の改修と同時に、食事自体も、刻み食、ペースト対応、アレルギー対応などユニバーサル・デザイン化に取り組んでいる。



L ロビー通路（改修後）



K レストラン部分



M 便所（オストメイト用汚物流しを設置）

(15) 住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した分譲マンション



A 傾斜路
改修後なだらかになった状態。



B 駐車場から続く傾斜路



C 改修後の傾斜路



改修前の傾斜路



D 駐車場から傾斜路を見る



E 足元灯
設置後、明るく安全になった。

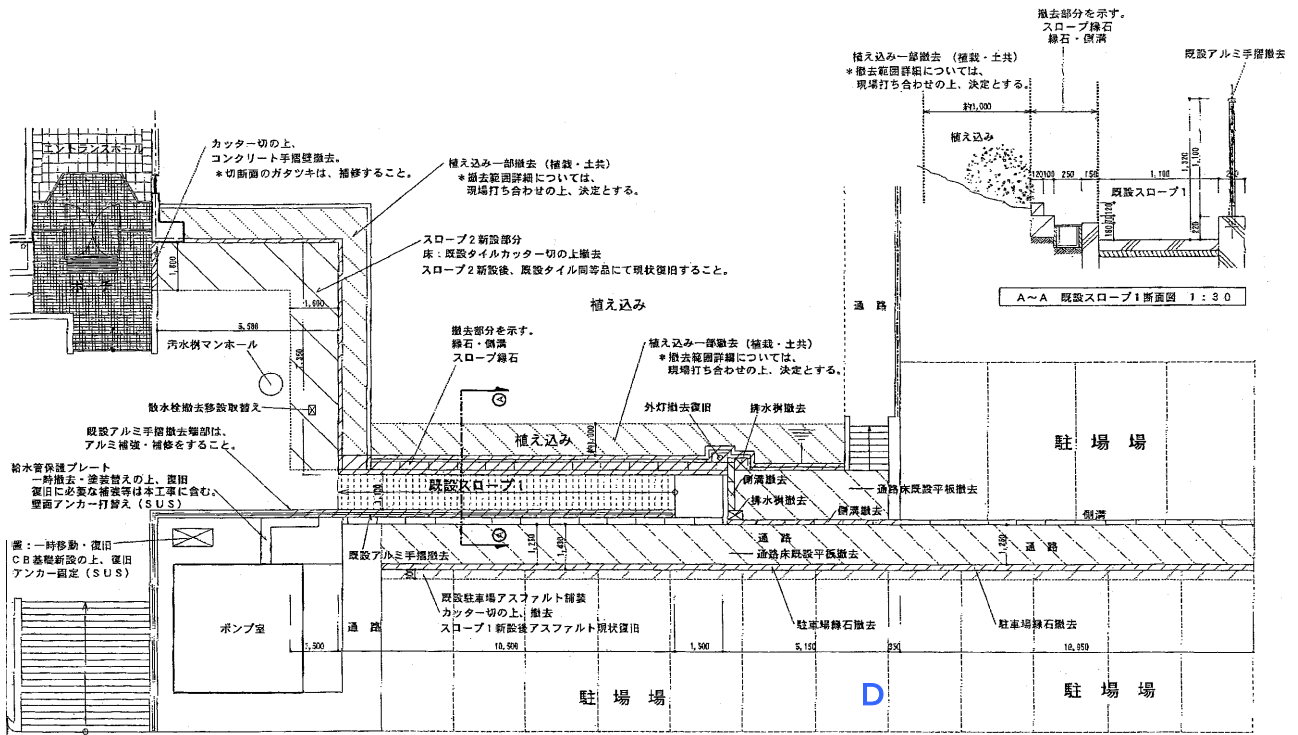
千里山田BC住宅A4棟

所在地 大阪府吹田市山田西1丁目
22番
設計者 集合住宅管理機構
階数 地上14階、168戸
延床面積 15,795.82㎡

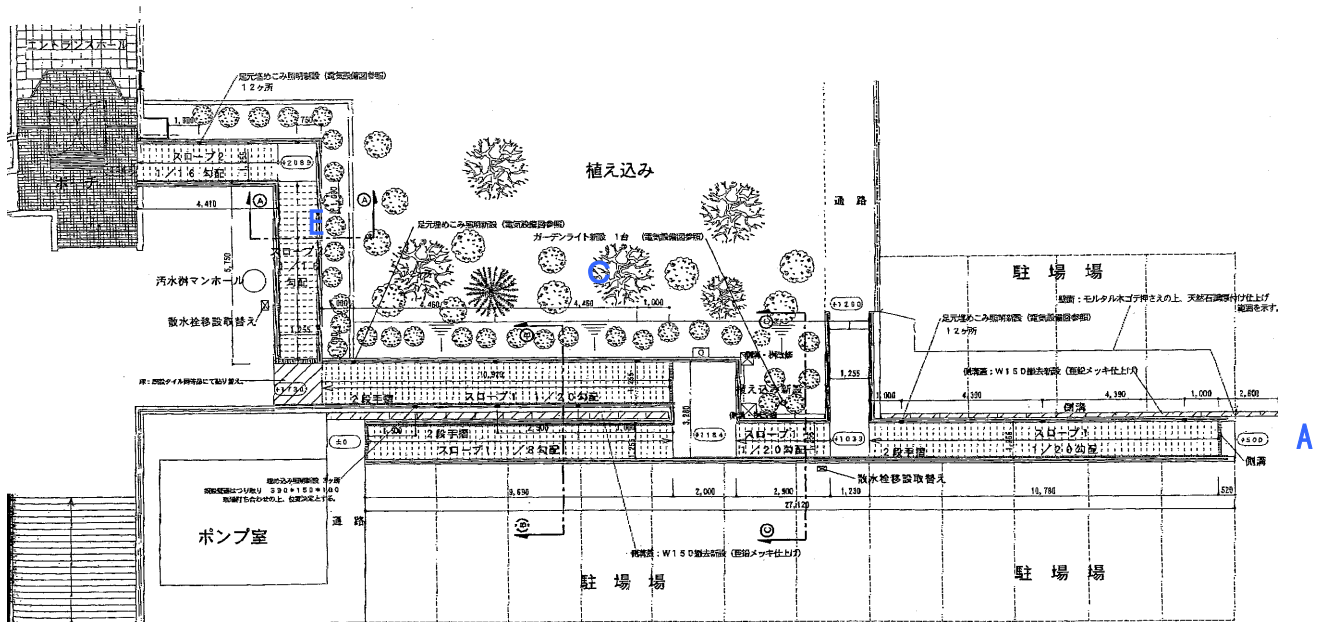
千里ニュータウンの外周部に、1970年代に建設された集合住宅（分譲）である。大規模改修に併せて、急勾配の傾斜路を車いすの自力走行でも登れるような勾配に改修し、夜間の利用にも配慮した。

- ・この住宅は、駐車場を経て共用玄関にアプローチしているが、駐車場と玄関とのレベル差が2.5m以上ある。新築時から傾斜路が設置されているが、勾配が1/8程度と急勾配で車いすの利用は難しい状況であった。そこで、大規模改修を実施するにあたって、傾斜路の改修も実施した。
- ・改修では、傾斜路の勾配は、1/16~1/20とし、車いす使用者が自力走行で傾斜路を登れるようにした。
- ・足元灯を設置して、夜間の通行にも配慮した。

- 大規模改修にあわせて分譲マンションの傾斜路を改修
- 急勾配の傾斜路を車いす使用者が自力で登れる勾配に改修
- 夜間の利用にも配慮

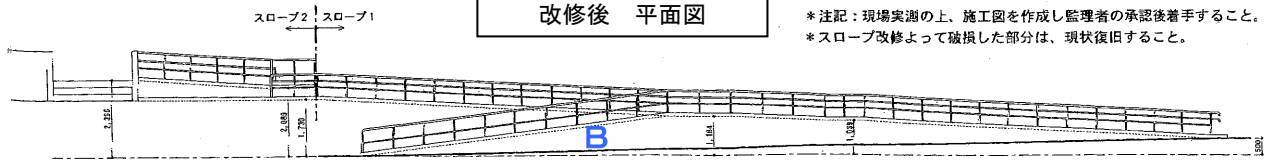


改修前 平面図



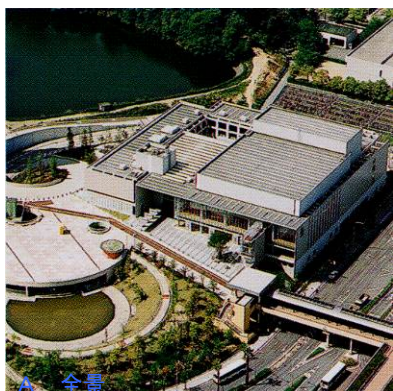
改修後 平面図

*注記：現場実測の上、施工図を作成し監理者の承認後着手すること。
*スロープ改修によって撤換した部分は、現状復旧すること。



改修後 立面図

(16) モックアップ¹による検証を行った障害者交流センター



国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

所在地 大阪府堺市
 設計者 国土交通省近畿地方整備局
 +日建設計
 設計監修 田中直人（摂南大学）
 構造 鉄筋コンクリート造、
 一部鉄骨造
 階数 地下1階地上3階塔屋1階
 竣工年 2001年
 敷地面積 7,901.47㎡
 建築面積 4,918.11㎡
 延床面積 11,917.19㎡

1981年の国際障害者年から20年が経過し、「完全参加と平等」を踏まえた様々な取り組みが行われてきた。「国連・障害者の10年」は、高齢者、障害者等への理解も深まり、福祉の転機にもなった。

これを記念してシンボルとなるような施設を作ろうと建設されたのが、本施設である。国際的な高齢者、障害者等の交流施設として、スポーツのみならず文化活動に対しても積極的に支援しようとして計画されている。様々な工夫が凝らされているが、特に以下の点が特徴である。

- ・わかりやすい動線計画が明快であり、目的の部屋へのアプローチが円滑である。
- ・視覚障害者、聴覚障害者、移動に制約がある障害者など、多様な利用者を想定して、決め細やかな対応がなされている。
- ・耐熱ガラス入りの自動ドア、宿泊室とバルコニー間の段差をなくし、災害時の避難にも配慮した。
- ・右勝手、左勝手の便房を半々に設置した。
- ・兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の協力を得て、第1回目は、基本的な宿泊室の浴室と便所、共用便所のモックアップを作成し、検証を行った。第2回目は、宿泊室と前後を挟む廊下、バルコニーを含む、宿泊者が使う空間そのものをモックアップで作成し、検証した。（右表がその経緯）



B 風除室
 触知案内板が設置され、インターホンが組み込まれている。



C 多目的ホールの文字表示板



D エレベーター
 手話の画面表示、手で操作するボタン、足で操作するスイッチが併設されている。



E 階段への誘導のための床の貼り分け



G ホワイエ非常用扉上部の誘導灯



F 光走行式誘導装置
 ホワイエの非常用扉へ誘導している。



H ホワイエ壁面の文字表示装置



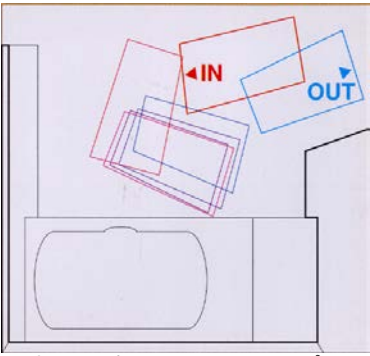
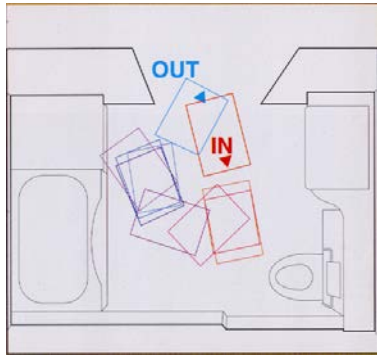
I 移乗板付きの浴槽



J 浴室
 アイランドタイプとなっており、左右どちらからでも使用できる。

¹ 実物大の模型をつかって、実際に使い勝手を検証すること

- モックアップによる設計検証を実施
- 多様な利用者への配慮を充実

	第1回モックアップ（予備実験）	第2回モックアップ（本実験）
実験日時	肢体不自由者／1999年7月13日（火）～14日（水） 視覚障害者／1999年7月15日（木）	視覚障害者／2000年3月1日（水） 肢体不自由者／2000年3月2日（木）
場所	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所内住宅・都市・交通実験室	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所内住宅・都市・交通実験室
被験者	23名／肢体不自由者（男性16名・女性4名） 視覚障害者（男性1名・女性2名）	30名／肢体不自由者（男性14名・女性6名） 視覚障害者（男性4名・女性6名） 予備実験の結果に基づき、モデルの妥当性を検討するとともに、新たに廊下および宿泊室の各部位についてモデルを用いて検討を加えることを目的に行った。Aタイプ宿浪室については、廊下から宿泊室前室、ユニットバス、宿泊室、バルコニーへの一連の動きを検証。
Aタイプ 宿泊室ユニットバス・ ビデオ解析結果	実験装置の真上より撮影したビデオから、ブースの広さについての検討材料として、車いすの軌跡を追跡。 被験者：頸髄損傷・男性（立位不可能）  被験者の車いすの動作軌跡（3秒間によるプロット） 入り口から浴槽の移乗台への移動について、とくに車いすの切り換えもなく、スムーズに動いていた。立位が不可能なため、移乗台に接近する際、数回の切り返しが見られるが、その際にもとくに障害になっているものはなく、ユニットバスの広さは十分である。	実験装置の真上より撮影したビデオから、ブースの広さについての検討材料として、車いすの軌跡を追跡。 被験者：頭部外傷・女性（立位可能）  被験者の車いすの動作軌跡（2秒間によるプロット） 入り口からトイレ、浴槽の移乗台への移動について、とくに車いすの切り換えもなく、スムーズに動いていた。立位が可能のため、便器へ移乗するのにあまり便器へは接近していない。ヒアリング調査からも、ユニットバスの広さは十分であることが得られている。
ヒアリング結果	対象：被験者 ユニットバスの移乗台の広さ(10名)とシャワーの位置(9名) ・浴室内における各手すりは、とくに問題なし。 ・移乗台については広くしてほしいとの意見が多い(10人中3人)。 ・移乗台や浴槽内からのシャワーの位置が遠いとの指摘も多い(9人中5人)。 便座の高さ(N=20)と腰壁の横手すりへの代替の可能性(N=9) ・トイレにおいても各手すりについては、とくに問題はない。便座の座面が「低い」とする指摘が多く(20人中12人)、実験を辞退した被験者もいた。腰壁は、とくに立位不可能者から“便器から腰壁が突き出る分、あいだが狭くなる”という指摘が出たが、全体的には“横手すりの代わりに”と、設置については肯定的だった。	対象：肢体不自由者(19名) ユニットバス・便所における問題点の有無 ・「戸の操作性」や「タオル・ドライヤーの位置」については、ほぼ「問題ない」という結果となった。「手すりの位置」についての指摘が多く(19人中9人)、とくにサイド手すりに関するものが見られた。 対象：視覚障害者(10名) 便所における問題点の有無 ・便器まわりのスイッチ類について位置確認しづらい人もいたが(10人中2人)、全体的にとくに問題はない。洗面台の位置や操作およびドライヤーなどの位置の確認についての問題もない。 ※なお、予備実験、本実験は宿泊室（前室・宿泊室・バスルーム・バルコニー）以外に廊下・共用便所についても行われた。実施設計は実験結果の修正をふまえる。

資料：TOTO通信 別冊 2001冬号

(17) あらゆる障壁(バリア)からの自由を理念とし、最先端の知と文化を提供する公共施設



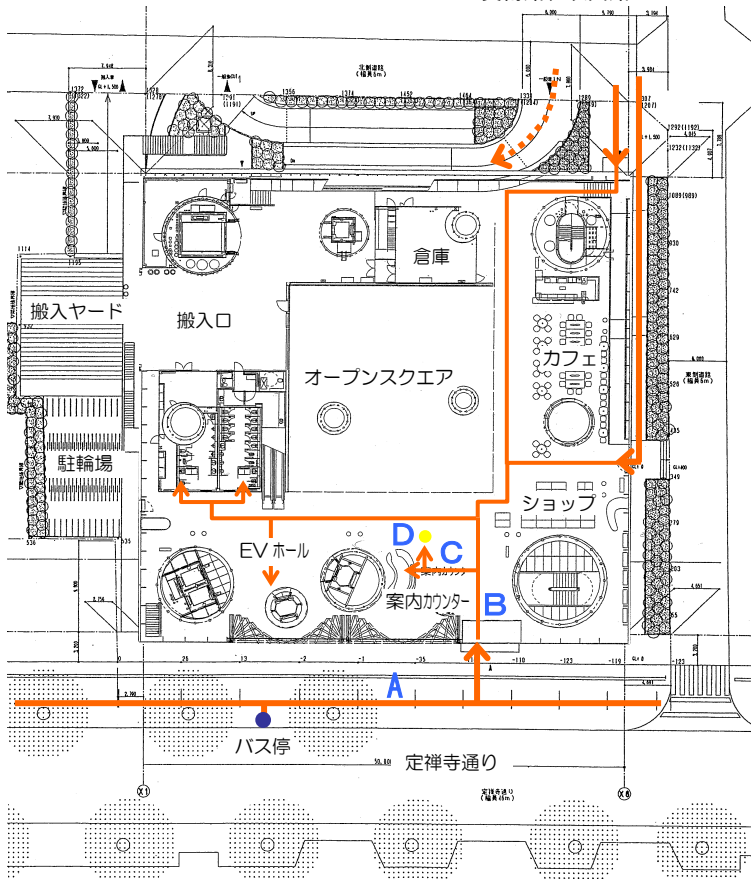
A 全景
定禅寺通りの南側ファサード。

せんだいメディアテーク

所在地 宮城県仙台市青葉区春日町 2-1
 設計者 (株)伊東豊雄建築設計事務所
 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
 階数 地下2階・地上7階+屋上階
 竣工年 2000年8月、2001年1月オープン
 敷地面積 3,948.72㎡
 建築面積 2,933.12㎡
 延床面積 21,682.15㎡
 用途 図書館(視聴覚教材センター等)、美術館、映画館

透明なチューブ状の鉄骨独立柱と薄い鉄骨フラットスラブのユニークな構造。上下階を視覚的に貫通するガラス張りチューブ状柱及び透明ガラスカーテンウォールにより、明るく、見通しの良い、開放的な市民広場を形成している。

視覚障害者への配慮として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、点字による表示を行っている。建築的な対応と同時に人的対応も重視している。あらゆる障害者等に対応するため、最新設備機器を備えている。ハートビル法認定建築物。

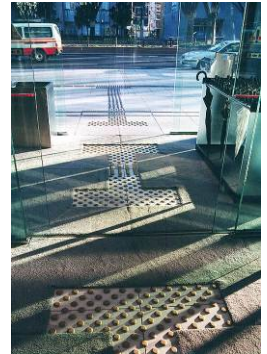


1階 平面図

← 主たる利用者動線
 ← 車動線
 ● 触る模型

B エントランス

バス停から館内まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設している。



C 案内カウンター

手話で案内も可能。カウンターの前には触る模型も設置。スタッフ呼び出し連絡用PHSや車いすの館内貸し出しを行う。



D 触る模型

その階の地図を立体的にした模型で、現在地が最も高くなっている。音声装置、点字表示あり。1, 2, 3, 7階に設置している。



E 館内視覚障害者誘導用ブロック

各階入口(シースルーEV)から案内カウンター、触る模型、便所に単純明快に誘導している。

F フラッシュランプ付非常口誘導灯

非常時に点滅し、聴覚障害者にも注意喚起される。



- 視覚障害者誘導用ブロックを明快に敷設
- 様々な障害者の利用を考慮した、最新の設備機器
- 充実したスタッフサービス



G 2階ブラウジングコーナー
視覚障害者用パソコン、拡大読書器、音声読書器が設置されている。



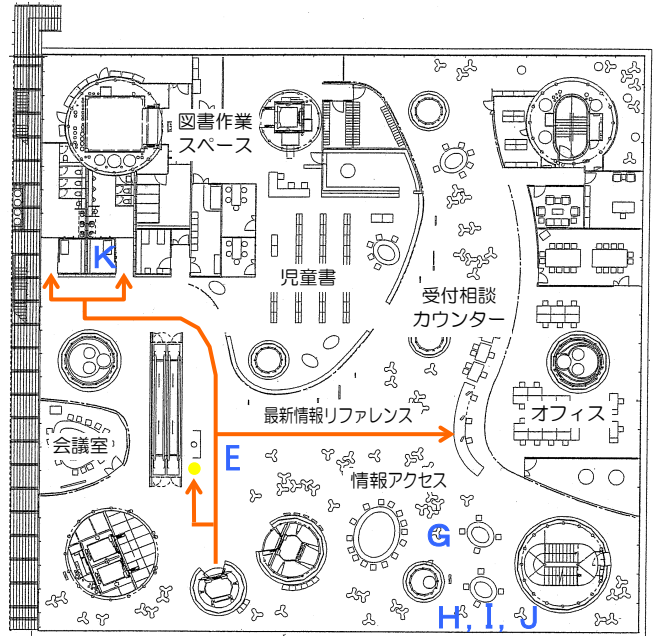
H 視覚障害者用パソコン
点字付キーボードで入力し、ディスプレイ画面の拡大、読み上げ、点字ディスプレイでの確認もできる。



I 音声読書器
墨字資料をスキャナーで読み取り、自動音読される。



J 拡大読書器
モニターに拡大されて表示される。

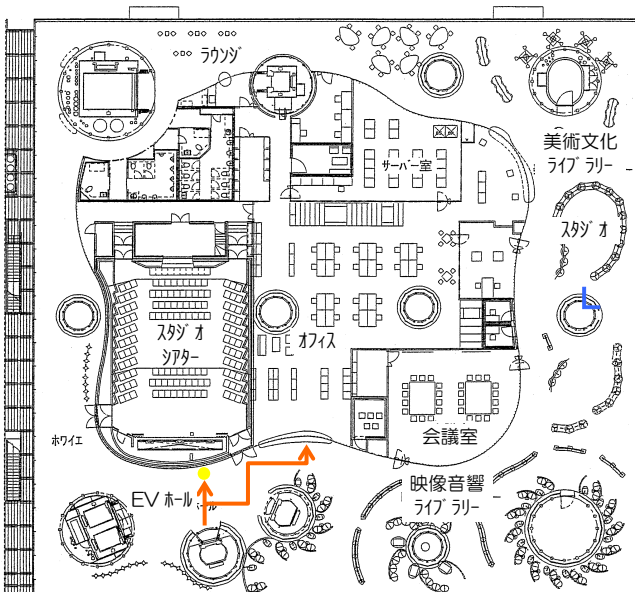
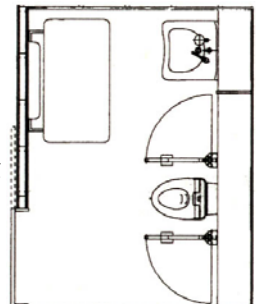


← 主たる利用者動線
← 車動線
● 触る模型

2階 平面図



K 多機能便房
左右勝手を考慮して、各階に男女共それぞれ1か所ずつ設置。全ての便房に手すり、洗浄ボタン、呼び出しボタン、大型ベッド装備。背もたれ(7階)、感知センサー付き洗浄ボタン(2階)もある。
(上右) 折りたたみ式大型ベッド
(上左) 2階便所内部
(右) 2階女性用便所平面図



7階 平面図



L スタジオ
可動パーティションで間仕切り、シニア向けIT講習等、自由に利用可能な空間となっている。

(18) だれもが楽しめる温泉浴場



A 外観

道路からの境界には段が無く、車いすでスムーズに施設内へ入ることができる。

弘法の里湯

所在地 神奈川県秦野市鶴巻北 3-1-2
 設計者 (株)国設計
 構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
 階数 地上2階
 竣工年 2000年8月、10月オープン
 敷地面積 3,603.85㎡
 建築面積 1,513.4㎡
 延床面積 2,088.79㎡
 用途 公営公衆浴場
 (日帰り入浴施設)

弘法の里湯は、神奈川県鶴巻温泉郷にある秦野市営の日帰り温泉である。利便性の高い駅前に立地し、誰もが気軽に快適に利用できることを目指して整備、運営されている。同じ敷地内には、宮永岳彦記念美術館が併設され、訪れる人は、温泉のくつろぎと美術鑑賞の楽しみを満喫できる。



B 正面玄関

室内まで段差が無く、スムーズに入れる。

- ・動線計画は、明快で分かりやすく、サインも大きく読みやすいよう配慮されている。敷地内から、建物受付まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。玄関入り口は、段を排除し、車いすの利用や、つまずきの防止に配慮した。
- ・下足入れには、当初点字表示がなかったが、利用者の要望により設置した。
- ・高齢者の利用も多いため廊下にも手すりを設置した。手すりは、高さを変えて2段にした。冷たい感触を避けるため木製としている。
- ・貸し切り浴室は、介助が必要な方及び家族での入浴に配慮したものである。ひとりで入浴する事が困難な高齢者、障害者等も介助者とともに入浴することができる。ハード面では、段の解消、手すり及び可動式シャワーかけを設置している。浴槽のまたぎ越しは低くして、両側に手すりを設置している。ソフト面では、必要な場合には、浴室で使用できるシャワーチェアやバスボードの貸し出しをしている。また、呼出ボタンを設置し、緊急時の対応が可能となっている。



C 下駄箱

利用者からの要望により点字が併記された。



D 建物内廊下

2段手すり使用。触っても冷たくないよう、木製を採用。
 手すり高：上段 800mm
 下段 650mm



E 自動販売機、入浴券販売機

高齢者・車いす使用者等が使いやすいように、小銭投入口を大きくしてあり、操作ボタンも大きい。
 入浴券も同様の使用となっている。



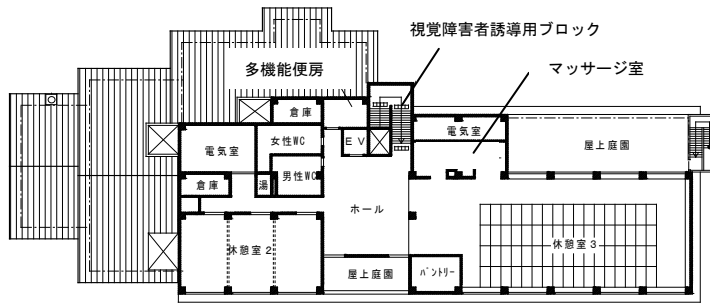
F わかりやすい
 便所のサイン

多機能便房には全て設置している。

- わかりやすい動線計画とサインの設置
- 車いす使用者、視覚障害者等への配慮がきめこまかい
- 異性介助者でも一緒に入浴できる露天風呂付き貸し切り浴室を設置



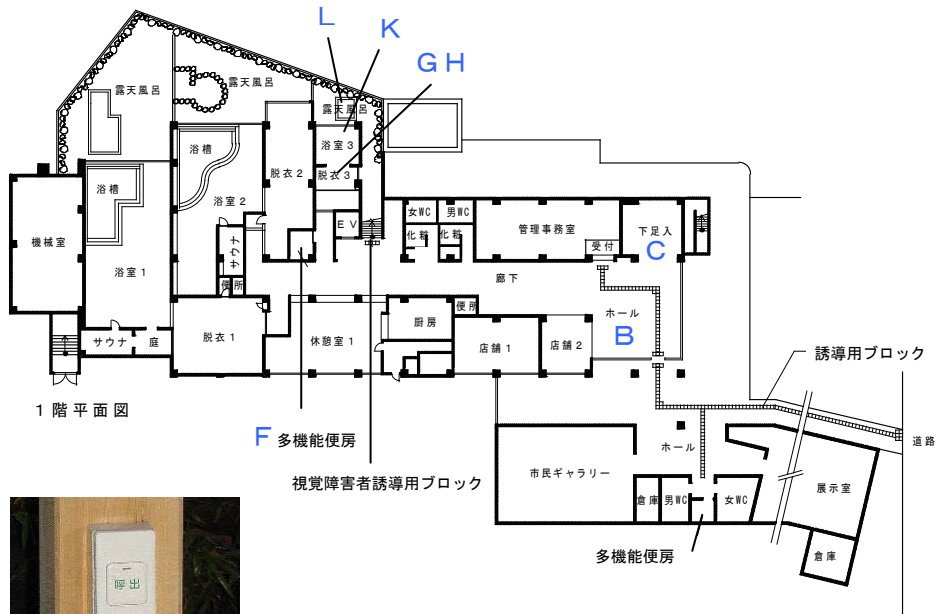
G 貸切浴室（脱衣室洗面台）
 天板下を開放し、車いす使用者
 者対応となっている。手すりも
 設けられている。



2階平面図



H 貸切浴室（脱衣室）
 手すりを設置。浴室内で使用
 可能な手すりやバスボードがあ
 り、ソフト面での細かい配慮が
 伺える。



1階平面図



I 貸切浴室（露天風呂）
 緊急呼び出し装置が浴室以外
 にも多機能便房等に設けられて
 いる。



J 貸切浴室（シャワーチェア）
 車いす使用者が浴室内で使用
 できるシャワーチェアを設置。



K 貸切浴室（洗場）
 段を無くし、手すり及び可動式
 シャワー掛けを設置。



L 貸切浴室（露天風呂）
 高齢者、障害者等が使いやすい
 ように、跨ぎ越しを低くし、手すりを設置。

(19) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行



みずほ銀行六本木支店

所在地 東京都港区六本木 7-15-7
設計者 株式会社竹中工務店
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地下1階地上8階(RH2階)
竣工年 2006年12月
敷地面積 1438.00㎡
建築面積 946.71㎡
延床面積 8234.77㎡
用途 金融機関

障害者の社会参加の増加等の社会状況の変化を背景に、CSR（企業の社会的責任）の一環として、「年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、「ハートフルプロジェクト」として、多面的なバリアフリー化を推進している。

同プロジェクトでは、店舗・設備・機器類等の「ハード面」、お客さま対応、お客さま向け書類・インターネットコンテンツ等の「ソフト面」役職員一人ひとりの接客等の「ハード面」におけるバリアフリー化に取り組んでいる。



A 入口の自動ドア化

ドア有効幅員の拡張も含めた自動ドア化を実施している。



C 通路幅の整備

接客カウンターの間仕切りの間隔は車いす使用者が利用可能な間隔を基本としている。ロビー内の什器類についても、車いす使用者の通行のしやすさを考慮した配置としている。



E 車いす使用者用駐車場の設置

車いす使用者用駐車場を設置し、店舗入口までの動線上の段差を解消するとともに扉を自動化している。



D 視覚障害者対応ATMの整備

すべてのATMに音声案内用のハンドマイクセットが整備されている。一部のATMについては端末両端の間仕切り間隔も拡張している



F 多機能便房の設置

1階ロビーに多機能便房を設置している。オストメイト対応のパウチ尿瓶洗浄水栓・多目的ベッド・手元手洗器・手すりを設置している。

なお、壁面の操作鈕、非常鈕はJIS規格に基づき配置、自動ドアの開閉スイッチは大型鈕式を採用し車いすで利用しやすい位置に設置している。



- 耳マーク、サインの設置などによる情報の提供の充実
- 接客に関する教育訓練
- 段差解消、自動ドア化、通路幅の整備、視覚障害者誘導用設備ほかハード面の充実



役員教育の推進

高齢のお客さまやお身体が不自由なお客さまへ接客時の留意点をまとめたマニュアルを作成し、役職員の研修を推進している



G 店内サインの工夫

文字の縁取りにより、コントラストを強め、視認性を向上させている。



H 貸金庫閲覧ブースの改修

車いすのお客さまでも利用できるようなブースを大きくし、車いすでも回転できるスペースを確保、入口扉はコンパクトな納まりの引き戸を採用した。



I 筆談用ホワイトボード・耳マーク表示版の設置

筆談等の準備があることをお客さまにお伝える「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」を設置している。



J 快適な店舗

お客さまに店内で快適に過ごしていただく為に、各種情報の発信を行う大画面モニターの設置、お客さまの嗜好に合わせた雑誌のご用意等、待ち時間を感じさせない工夫をしている。

(20) 車いす使用者が楽々利用できる美容院



A 全 景

わかば美容院

所在地 北海道北見市若葉1丁目1-2
設計者 (有) ヤマガチ住建+田中 稔浩
構 造 木造(併用住宅)
階 数 1 階
竣工年 1999 年
面 積 約 54 m² (美容室部分)

駐車場・入口から、セットスペース、多機能便房まで、一連の美容サービスをバリアフリーに整備した個人美容院。

この美容院は、個人経営の住宅併用建築物であり、小規模ながら車いす使用者に配慮した整備が行き届いていて、誰にでも使いやすい整備が実現している。基本設計は自ら車いすを使用している方が行っており、きめ細かい配慮が随所に見られる。

このバリアフリー整備に対して「北海道福祉のまちづくり賞」(H12 年度、優秀賞)を受けている。その選考理由として以下のように評価された。

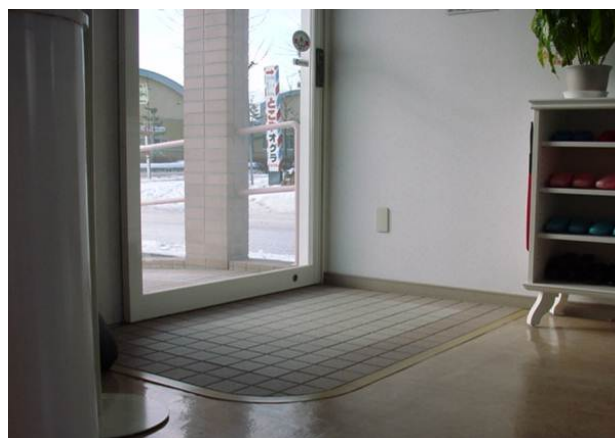
「出入口の段を無くし、多機能便房及び車いすのままカットが可能なスペースを整備するなど、障害者等の意見を取り入れた設計となっており、個人の美容室として先駆的な取り組みを行っています。」



B 視覚障害者誘導用ブロックと車いす使用者用駐車スペース

屋外の通路は、幅員 1,800mm で、平坦な仕上げ(アスファルト舗装)になっており、視覚障害者誘導用ブロックを歩道から玄関まで連続的に敷設。また、ロードヒーティングにより除雪。

車いす使用者用駐車スペースは、W3,500mm × D5,000mm で、出入口に近く、表示を明記している。



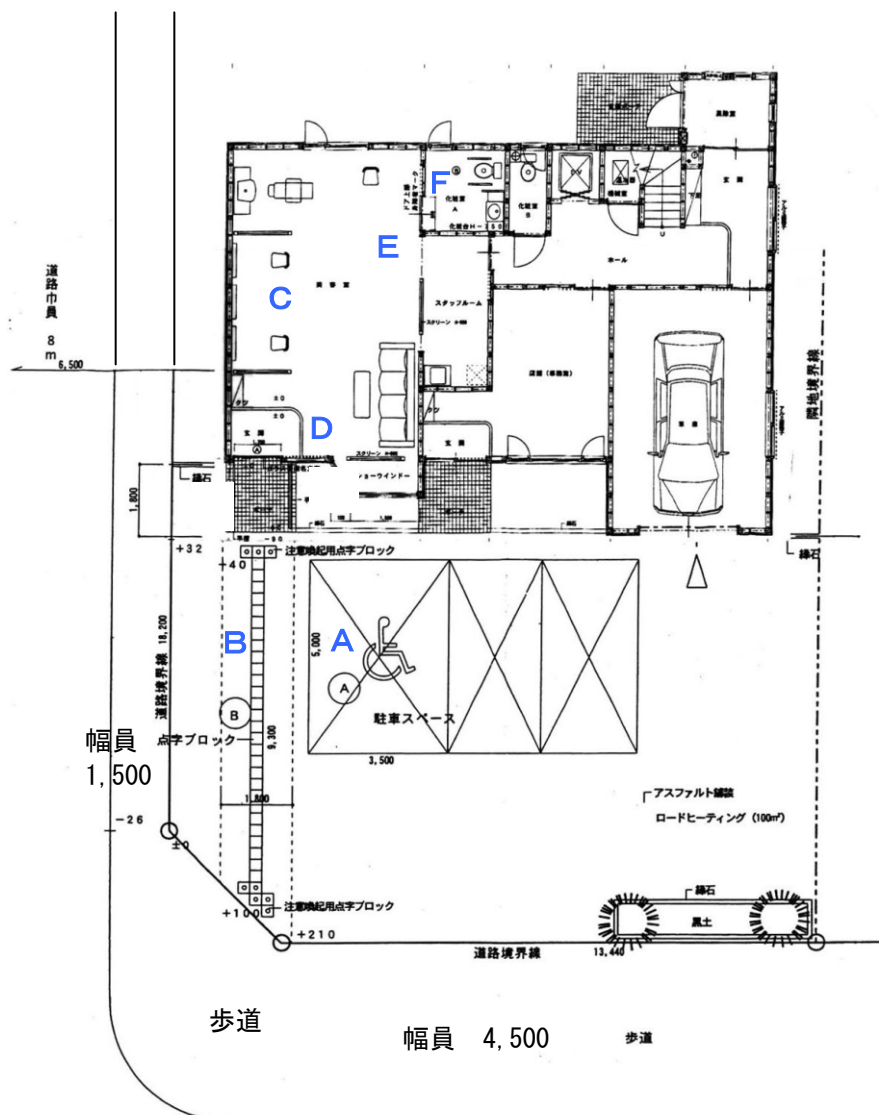
D 段差のない玄関踏みまわり



C カットスペース

車いすのままカットが可能なスペースとなっている。

- 駐車場から屋内まで段差を排除
- 車いすのままカットが可能なスペースを設置
- 高齢者、障害者等の意見を取り入れた設計



1階 平面図



E 便所出入口とスタッフルーム出入口まわり
床に段差のない仕様となっている。



F 多機能便房
車いす使用者に配慮されている便房となっている。

(21) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎



A 外観

鳥取県東部総合事務所

所在地 鳥取県鳥取市立川町六丁目
176番地
設計者 ㈱新居千秋都市建築設計
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
階数 地下1階地上5階
竣工年 2000年12月
敷地面積 9,634㎡
建築面積 5,514㎡
延床面積 9,014㎡(庁舎棟)
8,660㎡(立体駐車場棟)
用途 庁舎

鳥取県東部総合事務所は、県税事務所、鳥取地方県土整備局など県の地方機関と各種団体が集積された公共性の高い建築物である。県では、福祉のまちづくり条例を積極的に推進する立場から、県有施設を建設、改修する際には、障害者団体の参加を通例としている。このため、本庁舎の設計コンペを行う際にも、「地域の障害者の参加」を条件とした。

- ・本プロジェクトでは、障害者団体への意見聴取のための全体会議は2回実施。団体ごとの個別の会議を多く行っている。
- ・本庁舎を設計する際には、地域の障害者団体の協力により、簡易模型を使って使い勝手を検証した。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設の仕方については、障害者団体の要望を反映し、受付に加えて、エレベーター前まで敷設した。
- ・乳幼児同伴の利用者にも配慮して、授乳室を設置、便房には、乳幼児用いすを設置した。



B 入口ドア

上部に音声案内装置が設けられている。



C 音声案内装置

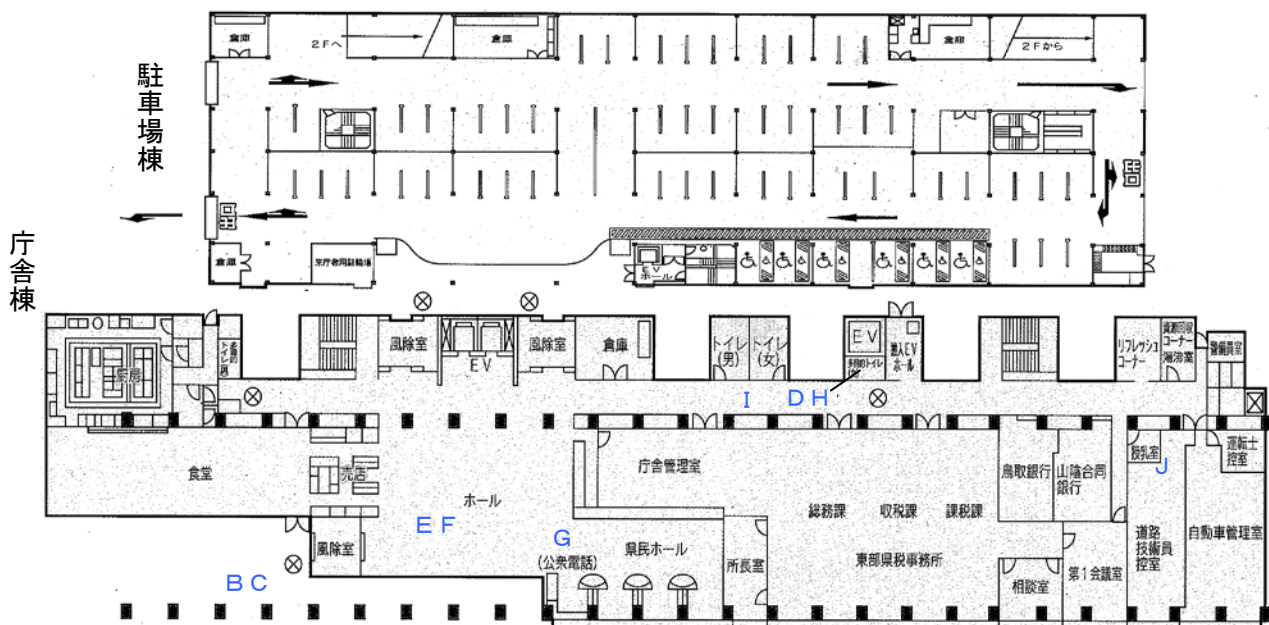
入口ドア上部に設けられている装置

D 多機能便房

左勝手の多機能便房が設置されている。



1F 平面図



- 乳幼児連れから、高齢者まで様々な利用者の利便性に配慮
- 障害者団体、地域住民の意見を取り入れてバリアフリー化



E ホール入口
視覚障害者誘導用ブロックは右が受付へ、左はエレベーターホールへ導いている。



F ホール入口全景
シンプルで分かり易い動線となっている。



G 県民ホール入口
段のない入口。



H 多機能便房
乳幼児用ベッドが設置されている。



I 便房
乳幼児用いすが設置されている。



J 授乳室
乳幼児用ベッドと、授乳用椅子が用意されたスペースがある。

(22) 駅舎から連続的にバリアフリー整備されている公衆便所



坂戸駅北口公衆便所

所在地 埼玉県坂戸市日の出町
1-7
設計者 東武谷内田建設株式会社
アドバイザー
東洋大学教授 高橋儀平
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
階数 地上2階部分の1階
竣工年 2011年9月
建築面積 58.6㎡
用途 公衆便所

東武鉄道坂戸駅舎の建て替えにあたって、坂戸市と東武鉄道が共同で事業を実施し駅舎とそれ以外の部分のバリアフリー整備を連続的に実施した事例である。

ここでいう駅舎とは厳密には改札より内側をさし、改札より外側は管理者が異なる。したがって連続的にバリアフリー整備を実施するためには、建物所有者間の綿密な連携が不可欠であった。両者が連携したことによって、駅改札から市が管理する公衆便所まで途切れることなく視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。

A 車いす使用者等用便房入口ドア

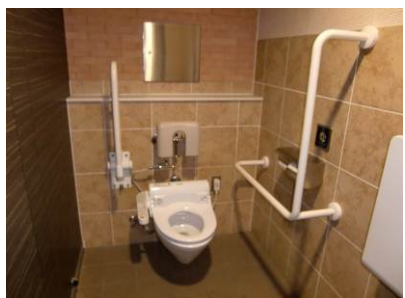
内部に配置されている設備のピクトグラムをデザインした、自動式引戸になっている。



B 多機能便房

(男女共用) 内部

手すり、手洗い水洗、オストメイト用汚物流し、大型ベッド、子ども用椅子を整備し、車いす回転用のスペースを確保している。



C 乳幼児連れに配慮した便房

手すり、おむつ替え用ベッド、子ども用椅子を設置している。(乳幼児連れに配慮した便房は、男女便所に一か所ずつ整備されている。)

- ・便所の整備にあたっては、トイレメーカー2社からの提案を受けた。
- ・計画段階で、専門家および障害者団体などの意見を取り入れた。
- ・本施設は駅舎階段下のスペースを使って整備されている。コンパクトではあるが必要な設備は十分に備えた快適な空間に仕上がっている。
- ・男女の便所のほか、男女共用で車いす使用者等にも使いやすい便房が設置されている。車いす使用者のための回転スペース、手すり、オストメイト用流し、子ども用椅子、大型ベッドが設置されている。
- ・男女の便房内にオムツ交換用ベッド、子ども用椅子、手すりが設置された大き目の便房が設置されている。
- ・駅舎から視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設し、便所入り口の点字付き触知図まで誘導している。
- ・案内表示は色使い、大きさなどで、はっきりと男女の区別ができる、便房内に配置された機能が外からわかるなどの工夫をした。
- ・管理の容易性と快適性の両面からデザインを工夫している。
- ・本施設の管理者は坂戸市であるが、警報ボタンの作動、病人、使用上の問題などがある場合には市が委託している警備会社に対応するシステムとなっている。実際には、駅員が様子を確認し警備会社に通報することも多い。
- ・便所内の倉庫には、大災害に備え毛布や飲料水などを備蓄している。

- 異なる事業主体間での連続的バリアフリー整備
- 車いす使用者等用便房と一般の便房に機能を分散



D 視覚障害者誘導用ブロック
 駅改札口から公衆便所の案内表示板及びエレベーターまで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設している。



E 便所入り口上部サイン
 便所に設置された機能を示している。



F サイン1
 男女の便所の位置をわかりやすく表示するサイン



G サイン2
 乳幼児連れに配慮した便房のドアに設置されたサイン



H 入口に設置された触知案内板



I 手すりの設置された男性用小便器
 三か所の小便器のうち一か所に、手すりが設置している。

(23) ソフト・ハードの両面から配慮して整備された駐車場



A 駐車場出入口

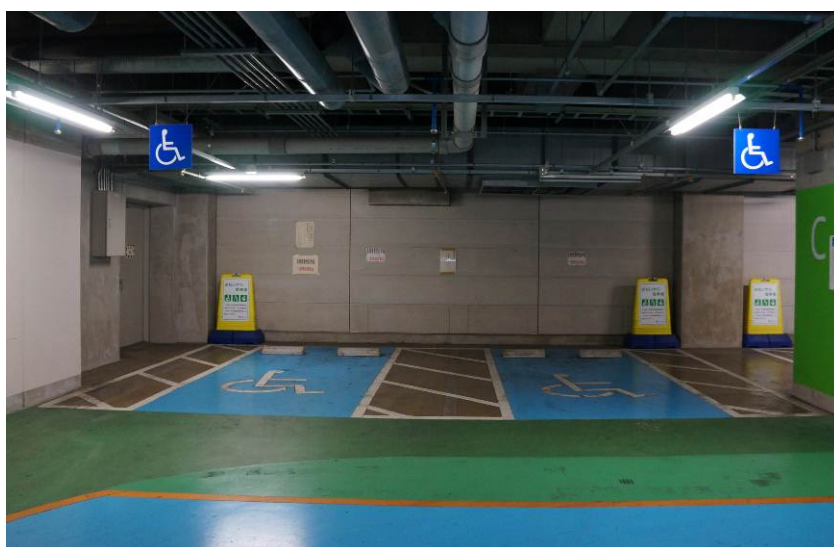
川口市駅東口地下駐車場

所在地 川口市川口1-1-1
 設計者 エイアンドティ建築研究所
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 階数 地下2階
 竣工年 2007年4月
 建築面積 9,994㎡
 用途 駐車場 248台分

本施設は、川口市駅前再開発事業において整備されたキュポ・ラ（商業施設、図書館等の公共施設、住宅の複合建築物）の地下に立地する川口市営の駐車場である。

車いす使用者用駐車施設（思いやり駐車場）の整備とあわせて、エレベーターに近い位置の利用を必要とする利用者のための優先スペースを設けられている。

思いやり駐車場は、川口市がパーキング・パーミッション制度によって運営しており、ハードの整備と運営面の工夫によって真に必要な利用者の優先権を確保している。



B 車いす使用者用駐車施設（思いやり駐車場）

案内表示は床面及び上部に取り付けられている。
 駐車スペースは青色に塗装されている。

- ・車いす使用者用駐車施設は、計5台、上階のキュポ・ラにつながるエレベーターから最も近い位置に配置されている。
- ・車いす使用者用駐車施設は、床を青色に塗装し、また車の乗降の際に必要な幅員を確保している。
- ・優先スペースは計6台、車いす使用者等以外の利用者（例 高齢者）で、エレベーターに近い駐車場を必要とする人のために確保したスペースである。
- ・優先スペースは、床をピンク色に塗装し、他と区別できるようにしている。
- ・優先スペースは一般と同様の寸法である。
- ・パーキング・パーミッション制度には公民合わせて市内126施設が参加（2012年1月現在）。この制度等は川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画・運用されている

川口市おもいやり駐車場制度に関する詳細は以下
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/ctg/40050088/40050088.html>

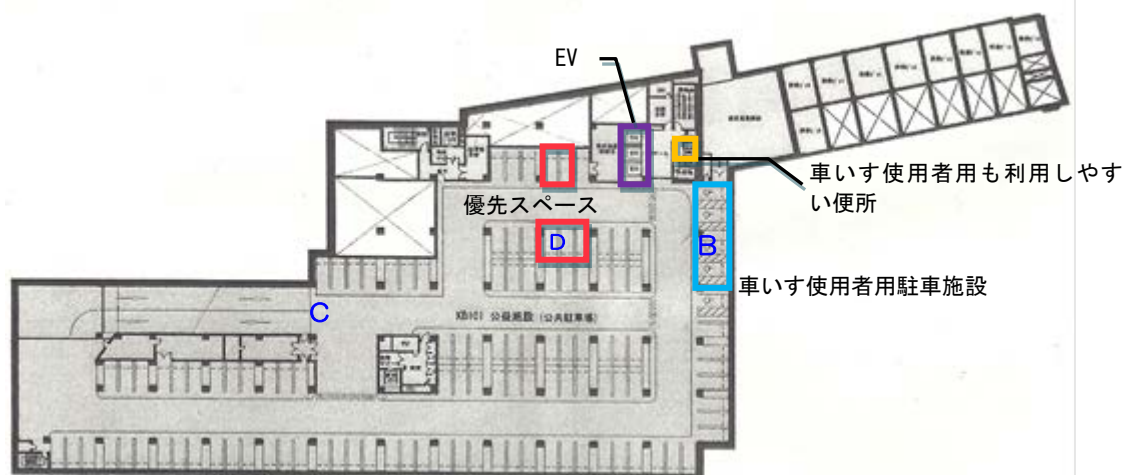


図 地下1階平面図

- 車いす使用者用駐車場の他に、高齢者等のための優先スペースを整備
- パーキング・パーミッション制度による車いす使用者用駐車施設等の運営



C 満車／空車を示すサイン
 駐車場出入口での満車の表示は、一般向けと車いす使用者用駐車施設で分けて表示される。



D おもいやり駐車場サイン
 車いす使用者用駐車施設の利用には、川口市が発行する利用者証が必要である旨を示している。



E 優先スペース
 車いす使用者等以外の利用者で、エレベーターに近い位置の利用が必要な人のための駐車スペース。一般と同様の寸法であるが、色を塗り分けてある。



F 優先スペースに設けられたサイン
 駐車スペースの塗り分けとあわせてサインを設けることにより、優先スペースの対象とする利用者をわかりやすく示している。



G 券売機
 障害者手帳保持者への割引を示している。



H 車いす使用者用トイレ
 キュボ・ラ内部に多様な利用者に配慮された便所があるため、駐車場には車いす使用者用トイレ（乳幼児用椅子を配置）を整備している。

(24) 面的にバリアフリーが広がるまち



世田谷区松陰神社通り

所在地 東京都世田谷区

施工概要

舗装：道路延長 約 400m
 道路幅員 約 6m
 施工面積 約 2,390㎡
 排水溝：円形側溝 約 330m
 サイン：路面サイン 8箇所
 交差点サイン 3箇所
 庁舎案内サイン 1箇所
 踏切：線形改良及び拡幅

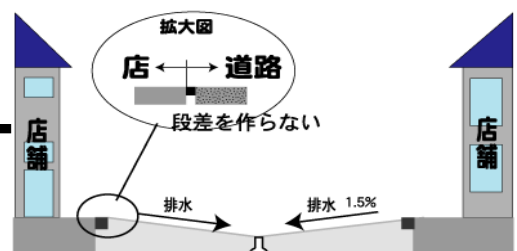
世田谷区では、まち全体を対象としたバリアフリーの実現のために、「福祉的環境整備推進地区」を指定し、住民参加型でバリアフリーの計画づくり、整備などを行っている。

- ・ 商店街は東急世田谷線松陰神社前駅を挟み南北に延びる区道の沿道に位置する商圈500m程度の生鮮三品等物販店が中心となる近隣型の商店街である。延長約450m、道路幅員約6m、歩車道の区別がない単断面の区道である。
- ・ 区役所周辺地区では、松陰神社通り商店街を中心に「街づくり協議会」を設置し、商店主、地区住民、障害者の参加を得て提案や啓発活動を実施
- ・ 中央排水型の車道整備により、ほとんどの店舗で段差が解消された
- ・ 沿道の商店と道路との段差を解消
- ・ AMラジオ放送を使った音声案内など

東京都のユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業地区にも指定された。

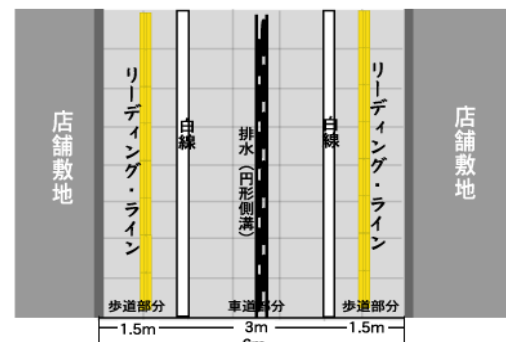


立面図



平面図

*勾配は1.5%と見た目ではわからない程度です。図では勾配を誇張して描いています。



A 勾配を店側から道路中心の方向につけることにより、店と道路の段差を解消した。

自主ルールとして「商店街まちづくりルール」を策定
 【元気でやさしいまちづくりルール】

1. 歩行者の安全のために商店街は道路上の看板、商品を自粛します
 2. 商店は駐輪スペースを設け、利用者は歩行者の妨げとならないような駐輪に心がけましょう
 3. 店舗のバリアフリーを推進します
 4. 建物の1階部分は店舗、事務所とし、商店街機能を維持します
 5. 景観に配慮した町並み・店舗づくりを推進します
 6. 地域の人が商店街まちづくりに参加する関係を作り、一緒に安全・安心な商店街環境維持活動を実践します
- ほか

(25) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する



A 街並み整備事業

道道整備事業、商店街近代化事業、電線類地中化事業により整備された街並み

訓子府町

所在地 北海道訓子府町

施工概要

街並み整備事業

- 道道整備事業
- 商店街近代化事業
- 電線類地中化事業

- ・訓子府町は、人口6,400人あまりの小規模な街である
- ・バリアフリーをまちづくりのコンセプトの一つとして位置づけ、道路整備、商店街近代化、電線類地中化などの事業を総合的に進めるとともに、町並みと一体化した役場庁舎・総合福祉センター「うらら」の整備、町独自の補助による店舗の改築、駅舎（第3セクター鉄道）の整備をバリアフリーに配慮して行っている

- ・役場庁舎・総合福祉センターの正面ロビーには、障害者の意見を契機に精神、知的、肢体不自由者合同の共同作業所「喫茶たんぼぼ」を開設し、障害者の自立支援を進めている
- ・ハード整備に当たっては、当初から利用者参加が行われており、車いす使用者や高齢者、町職員による町並みウォッチングや研修会などの機会を通して多くの町民から意見を聞きながら進めた
- ・福祉系のコミュニティ活動も活発で、それとも連動しながら、整備面で随時検証が行われた。さらに、町主催のリハビリ教室、いきいきライフ教室の開催など、障害のある人や高齢者の社会参加活動へと広がりを見せている。



ポケットパークの噴水で水遊びする子供たち



整備された街路を活用した夏のイベント「くんねっぷふるさとまつり」



ポケットパークの夜景
町民の憩いの場となっている

- 街並整備事業により街並み整備とまちづくりの拠点、バリアフリーを一体的に整備
- ハード面での整備、障害者の働く場の整備など総合的なバリアフリーに取り組む
- 面的なバリアフリーに取り組むまち

街並み整備事業

- ・ 花に飾られた歩道と近代化された店舗の風景（下）
- ・ バリアフリー化されたトイレ・店内（右、右下）



訓子府駅・農業交流センター「くる・ネップ」

- ・ 駅舎と農畜産物加工施設を備えた農業交流センターを併設（右）
- ・ 入り口に設けられたスロープによるアプローチ（下）



訓子府町役場庁舎・総合福祉センター「うらら」

- ・ 平成13年度建設、ハートビル法、北海道福祉のまちづくり条例認定建築物



庁舎内の多目的トイレ

- ・ 身障者用便器、幼児用便器、身障者用洗面器、ベビーベッド等を設置している



役場庁舎の窓口

- ・ 車いす利用者も利用しやすい低いカウンター
- ・ 補聴器サポートシステムの設置



総合福祉センター「うらら」内に開設された喫茶「たんぽぽ」

- ・ 障害者の働く場として多くのボランティアや町民の協力を得て運営されている。

(26) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校



A 渡り廊下

雨天時に濡れることなく移動ができる様に各棟を渡り廊下で繋いでいる。

静岡県立浜松大平台高等学校

所在地 静岡県浜松市大平台四丁目
25番地1号
設計者 株式会社 松田平田設計
構造 鉄筋コンクリート造
一部鉄骨造 木造
階数 地上4階
竣工年 2006年3月
敷地面積 64,847.34㎡
建築面積 10,199.63㎡
延床面積 19,857.78㎡

静岡県立浜松大平台高等学校は、ユニバーサルデザインを活かし、生徒、教職員及び地域開放利用者の全ての人にとって「温もりを感じ」、「わかりやすく」、「使いやすい」施設となっている。

- ・生徒ホールでは、各所で木材を採用し温かみのある交流スペースとなっています。また、手に触れる階段などの手摺には集成材を採用している。
- ・地域開放利用者が迷うことなく施設を利用できるように、わかりやすいグラフィカルなサイン計画を行っている。
- ・多機能トイレ及びエレベーターは各棟各階に設置していて、施設のどこに居ても利用しやすい配置計画となっています。また、雨天時には濡れることなく移動できるようにインナーの渡り廊下で各棟を繋いでいる。
- ・県では、「しずおかUD行動計画2010」を策定し、この中に県立学校の整備に関する施策を位置づけている。



B 生徒ホール

生徒、教職員及び地域開放利用者の交流の場となる生徒ホールは、温もりのある木質空間(一部県産材)として



F 受付

車いす利用者が利用しやすいように受付カウンターの高さを低くしている



サイン

グラフィカルで見やすいサインを各所に設置している



K 多機能トイレ

オストメイト対応の多目的トイレには、地域開放利用に配慮しベビーシートやベビーチェアを設置している。また、各棟各階に設置している。



- 県のUD計画に則った計画的なバリアフリーの推進
- 高等学校のユニバーサルデザインモデル



C 渡り廊下 (内部)

県産材を使用した明るく温かみのある渡り廊下は、ゆとりのある廊下幅を確保している



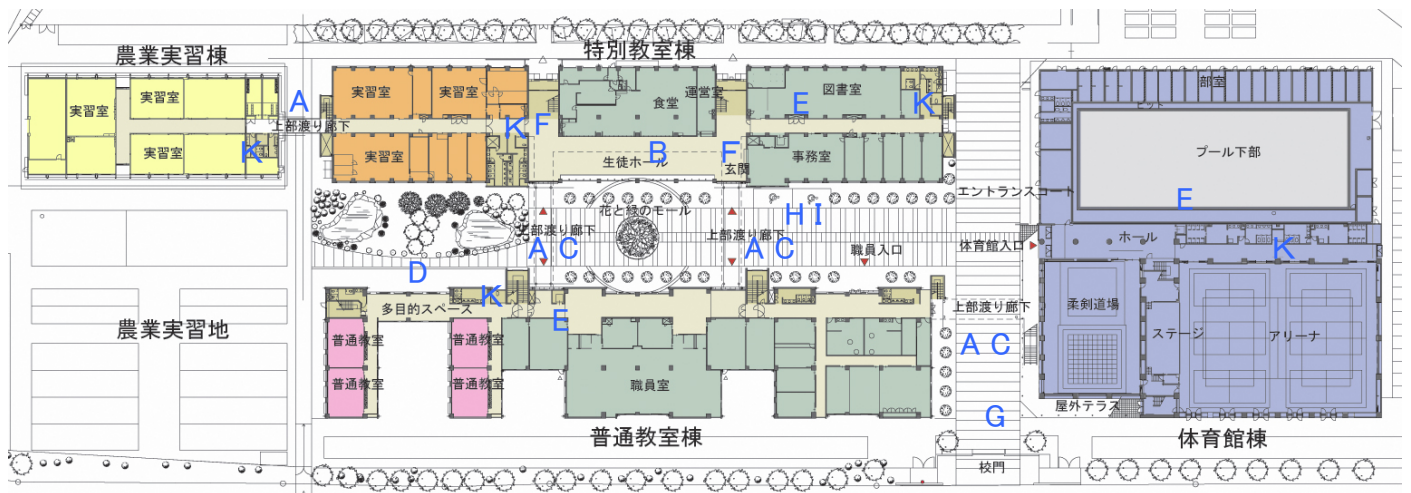
D 多目的スペース

生徒同士の交流の場となる多目的スペース



E エレベーター

利用者の利便性に配慮し、各棟に配置している



1階平面図

「しずおかUD行動計画 2010」における学校関係施策計画 (計画期間平成 15-22 年)

- 県立学校のUD整備計画 (現状値 H15→目標値 H22 年)
 - ・ スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、階段、手すり、車いす使用者駐車場 73%→100%
 - ・ 車いす使用者用トイレ 46%→60%
 - ・ 自動ドア 20%→40%
 - ・ エレベーターの整備 21校→26校

- 学校における優先順位
 - ・ 原則として校舎改築とセットで実施
 - ・ 加えて障害のある生徒の入学時に整備

- 学校施設のUD整備の基本方針
 - ・ エレベーターは校舎改築に際し1校1基を整備
 - ・ 車いす使用者用トイレ及び自動ドアは校舎改築または耐震補強工事に際して1校1カ所を整備
 - ・ 上記は障害がある生徒が入学したとき及び在校生に障害が発生したときにも実施
 - ・ スロープ、階段手すり、視覚障害者誘導用ブロック、車いす使用者用駐車場は耐震補強に際し全校に整備

(27) 車いす使用者、聴覚障害者の利用に配慮したホールをもつ複合施設



A 施設外観

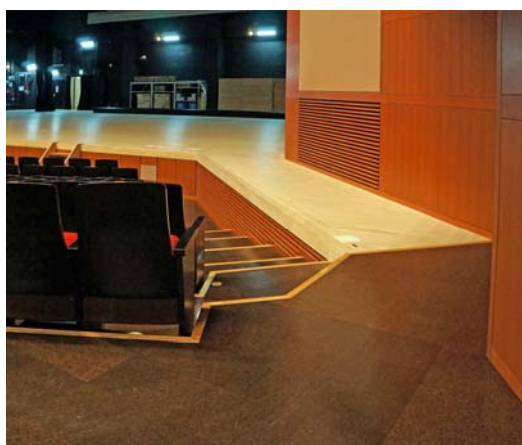
刈谷市総合文化センター

所在地 愛知県刈谷市若松町2丁目104
 発注者 独立行政法人都市再生機構
 中部支社
 設計者 (株)東畑建築事務所
 構造 SRC造、S造
 階数 地上5階、地下1階
 敷地面積 11,765㎡
 建築面積 7,997㎡
 延床面積 22,767㎡
 竣工 2009年8月

駅前再開発の一環として整備された複合施設で、大小のホールと生涯学習施設、駐車場棟からなる。

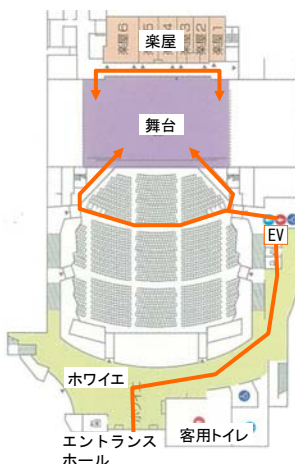
実際に利用する市民団体、障害当事者団体、支援団体等から意見を集め、市と都市再生機構、県で構成する「ユニバーサルデザイン検討会」で検討を重ねて、設計に反映した。

反映した内容は、「ユニバーサルデザイン体験会」を展示会形式で開催し、利用者の目線でチェックを受けている。



B 大ホール 客席から段差無しで舞台につながるルート

エントランスホールからホワイエ、車いす用客席まで、段差なくアクセスでき、車いす席から段差無しで舞台上ることができる他、楽屋にも舞台上から段差なくアクセスできる。障害者の利用に配慮し全席で磁気ループ、FM福祉電波による鑑賞補助が利用可能となっている。



C 客席階段

段鼻と踏面の色彩を塗り分け、段差があることを分かりやすく表示している。



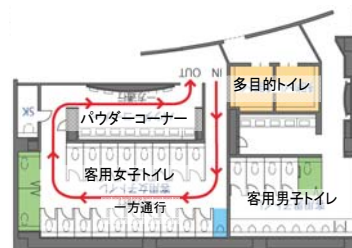
D 親子鑑賞席

独立した親子鑑賞席を設け、子どもの入場制限のある場合に配慮している。



F 女子トイレブースの旗状表示

大ホールに近接し混雑が予想される女子トイレは、利用を円滑にするため一方通行としており、空き便房が分かりやすい旗状表示板を設置している。



E 磁気ループとFM福祉電波の受信機



G 多機能トイレ、子ども連れに配慮したトイレ

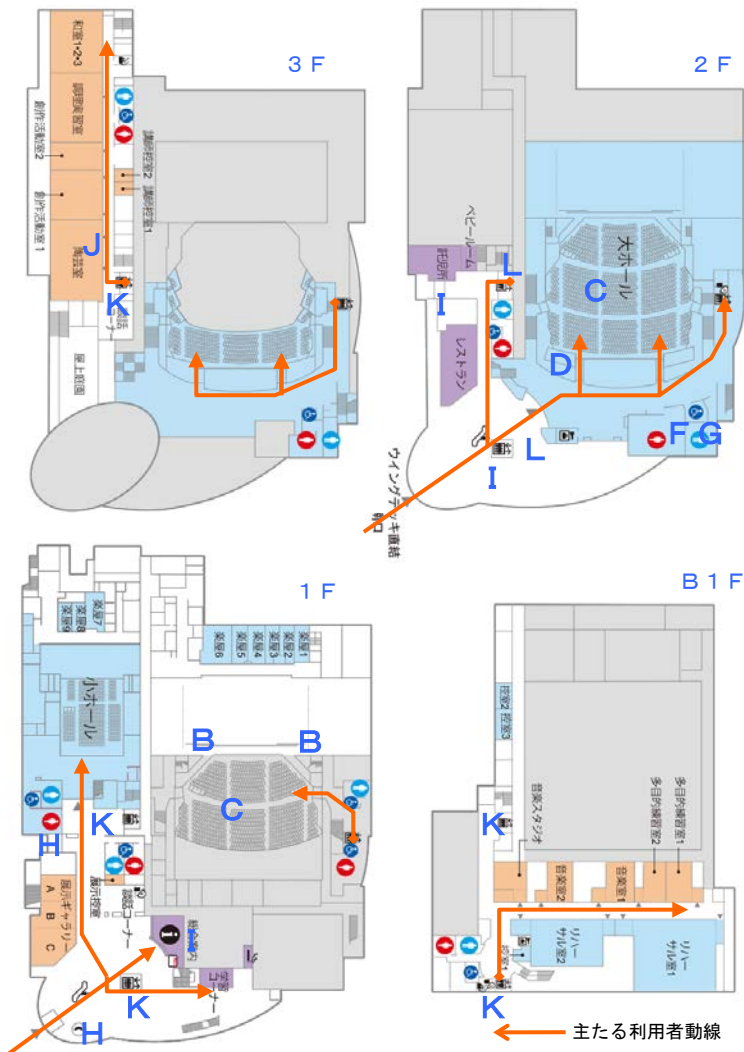
壁を暗色に、衛生陶器を白色にして、弱視者に分かりやすい配色としている。

●利用者の意見を施設計画の段階から取り入れ、ユニバーサルデザインの視点から施設設計、整備を行い、障害者や高齢者も利用しやすい、文化振興と生涯学習の拠点を実現



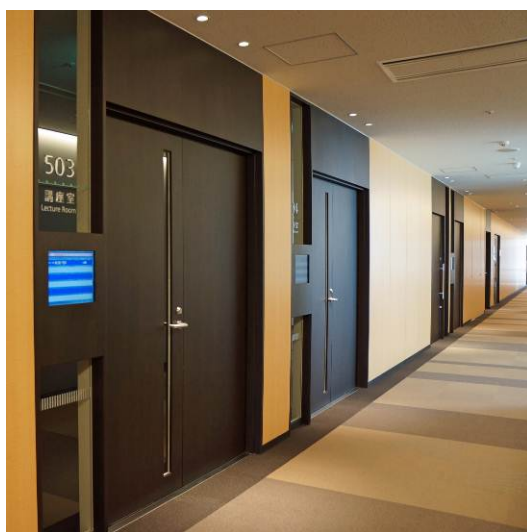
H 案内カウンター

総合案内(上)は施設の1階中央に設置されているため、主要な出入口4箇所にはサテライトカウンターを設置している。サテライトカウンターには、対応者がいない時のためにインターフォンを設置している。



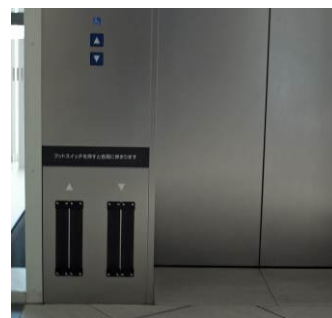
I エレベーターホールの案内表示

聴覚障害者等に配慮し、非常時の情報等も表示できる、情報案内画面が組み込まれている。



J 出入口

主要な部屋の扉位置が分かりやすくなるよう、床や壁のデザイン、照明を工夫している。また壁と床の境がはっきりするよう、床端部と巾木を濃色としている。各室の出入口にも情報案内画面が組み込まれている。



K エレベーター

上腕に障害のある方のためのフットスイッチを設置している。

第 4 章 基本寸法等

第4章 基本寸法等

4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について

建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について以下に示す。なお、これらは施設用途や規模により対応が異なる場合も考えられるので、必要に応じて利用者が建築物の計画に参画することも期待される。

対象者		建築的対応の考え方
①高齢者		<ul style="list-style-type: none"> ・加齢による移動の困難、視認性の低下等への対応が求められる ・機器類の操作性への対応が必要である
②身体障害者	肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるので、上下移動や、段差への処理を行う ・ボタン、機器類の操作性、位置等への対応が必要 ・上肢障害者では、設備や器具等の操作の容易性にも配慮する必要がある
	視覚障害者（全盲、弱視）	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を体感、聴覚等の情報として伝達する必要がある ・必要な安全確保、誘導、注意喚起等に対して視覚障害者誘導用ブロックや音声等を適切に配置することによって対応する ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法、スイッチ、ボタン類等の配置、形状の統一化、標準化が求められる ・ガイドヘルプ等ソフト面での対応が求められるほか、建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である
	聴覚障害者（聾者、難聴者）	<ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報に変える対応（設備）が求められている ・手話通訳等ソフト面での対応が求められる等、建物の用途、運営方法に応じた設備や人的対応が必要である
	内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門、人工膀胱保有者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である ・人工肛門、人工膀胱保有者（オストメイト）への対応は、特に便所設備での配慮が求められている。本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している
③知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である ・案内表示では、ピクト、ひらがな表記をすることが望ましい
④精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる場合もある。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である ・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場所が必要とされている
⑤発達障害者		<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさとともに、人的サポート等ソフト面での対応が求められる。建物の用途、運営方法に応じた建築的対応が必要である ・言葉による認知が難しいこともあるため、建物の案内や表示においてピクトを使用するなどの工夫（併用）が必要である ・音に敏感な障害であるため、学校や遊び場などで一人で静かにできる部屋があると助けになる
⑥児童、乳幼児		<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保が重要である ・低い位置からの視認性、操作性を配慮した設計が求められる ・乳幼児では、保護者同伴の場合が大半であると考えられ、建築的な対応については、保護者への対応も必要となる。便所等では乳幼児を伴っている者が男性、女性両者の場合があることに配慮する必要がある（例：便所の乳児用いす、オムツ交換用シーツの設置は、男女両方の便所に設置） ・乳幼児を同伴する際のベビーカー利用に対しても配慮する必要がある
⑦妊婦		<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である ・足元が見えない、前かがみの姿勢、しゃがみが難しい等の動作困難があることに配慮する必要がある

対象者	建築的対応の考え方
⑧外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である ・特にソフト面での対応が求められるため、建物の用途、運営方法に応じた対応が必要である
⑨上記外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の寸法には個性があり、また、誰でもけが、病気等によって一時的に障害が生じる可能性がある。このため、様々な障害に対する配慮をすることが、上記以外の市民にも使いやすい建物となる

4. 2 主要寸法の基本的な考え方

本設計標準で採用している主要寸法及びその意味は次の通りである。

寸法	意味
80cm	車いすが通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いすが転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車いすが回転できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法
180cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士が行き違いやすい寸法

4. 3 車いす使用者の寸法

(1) 車いすの寸法

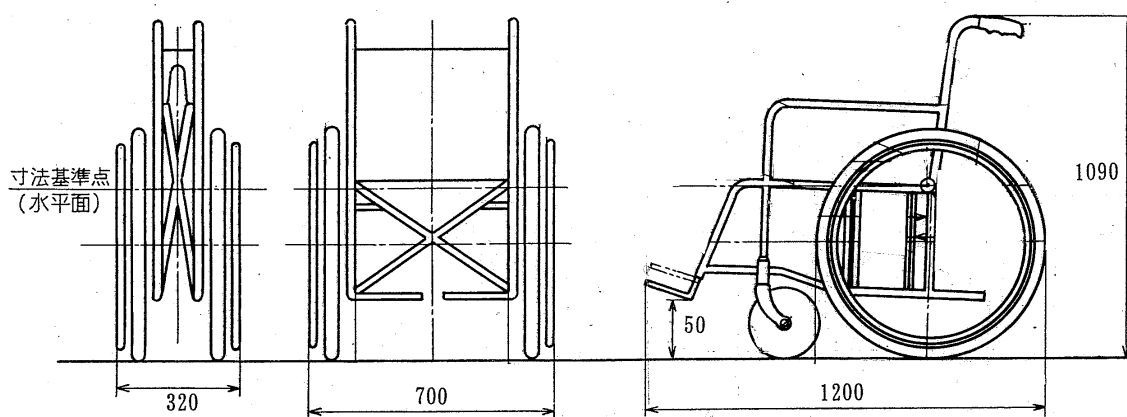
①手動車いすの寸法 JIS T 9201 (手動車いす)

車いすの形状・寸法は JIS 規格 (日本工業規格) により定められている。その分類は主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分けられる。自走用には、標準型、座位変換型、スポーツ形、特殊型があり、介助用には標準型、座位変換型、浴用型、特殊型がある。

車いすの全幅は 700 以下としているが、日本国内の建築関係の現状を考慮し、当分の間 650 以下が推奨されている。また、JIS では、車いすの座面の高さについては規定がないが、介助用車いすでは、自力移動を助けるために座面の高さが低くなっているものがあるため、建物の設計の際には配慮を要する。

以下は、JIS T 9201 より基本的な寸法を抜粋して紹介する。

自走用標準型の例



JIS 規格による車いすの寸法は、以下の通りとなっている。

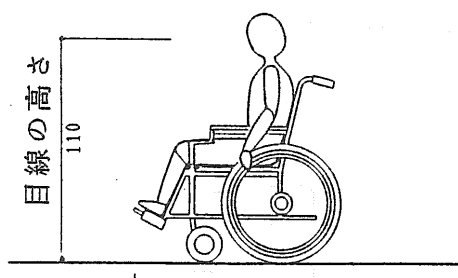
手動車いすの寸法

(単位：mm)

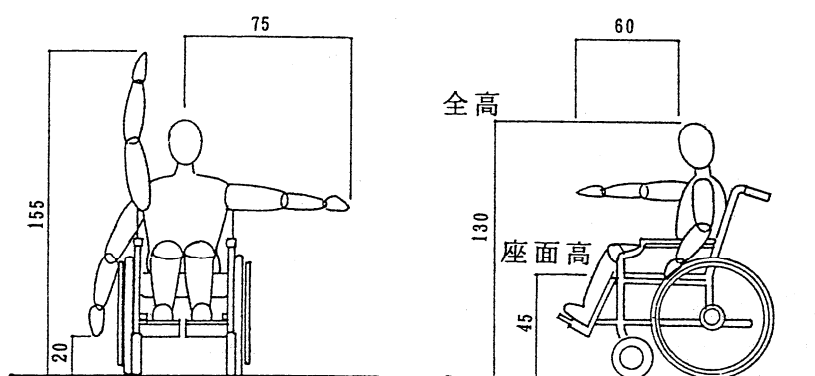
部位	寸法値
全長	1200 以下
全幅	700 以下
レッグサポート (フットレスト) 高	50 以上
折り畳み幅	320 以下
全高	1090 以下

(2) 人間工学的寸法

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。
目線の高さ



手の届く範囲



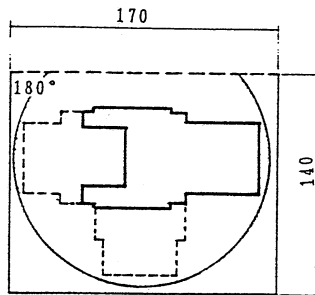
出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

(3) 車いす使用者の基本動作寸法

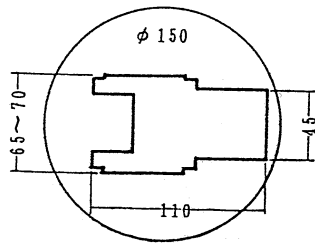
車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

① 手動車いすの最小動作空間

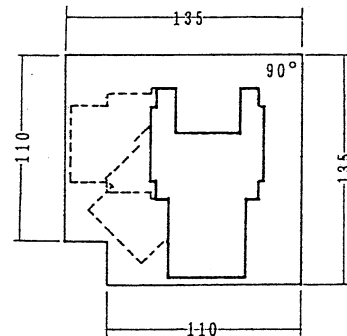
180° 回転 (車輪中央を中心)



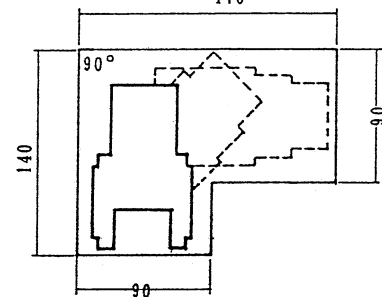
最小の回転円



90° 回転 (車軸中央を中心)

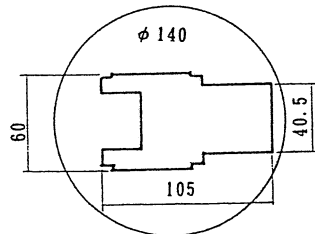


直角路の通過

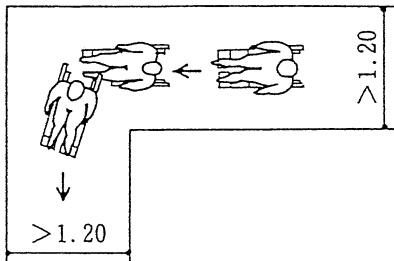


② 電動車いすの最小動作空間

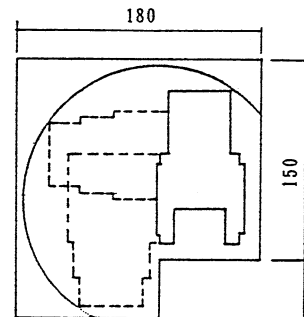
360° 回転 (車軸中央を中心)



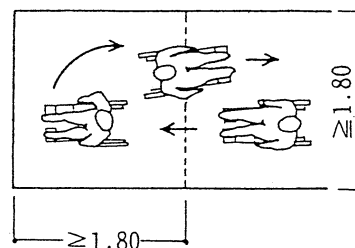
直角路の通過 (屋外用)



180° 回転 (車軸中央を中心)



方向転換



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

4. 4 杖使用者の寸法

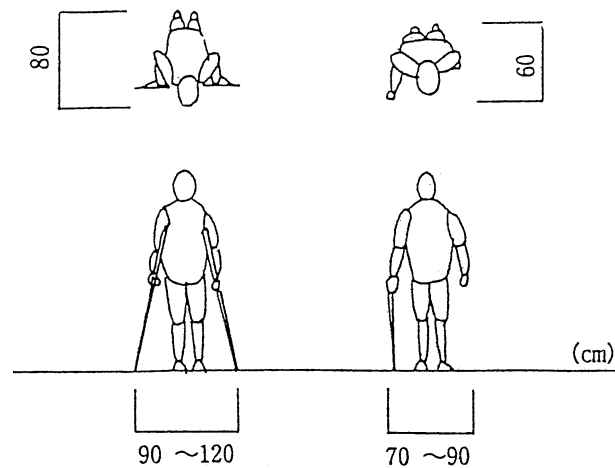
(1) 杖使用者の基本動作寸法

①人間工学的寸法

杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

- ・松葉杖使用者の歩行時の幅は、90cm から 120cm 程度。
- ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cm から 90cm 程度。
- ・低いところに手が届かない。(しゃがむことが出来ない)

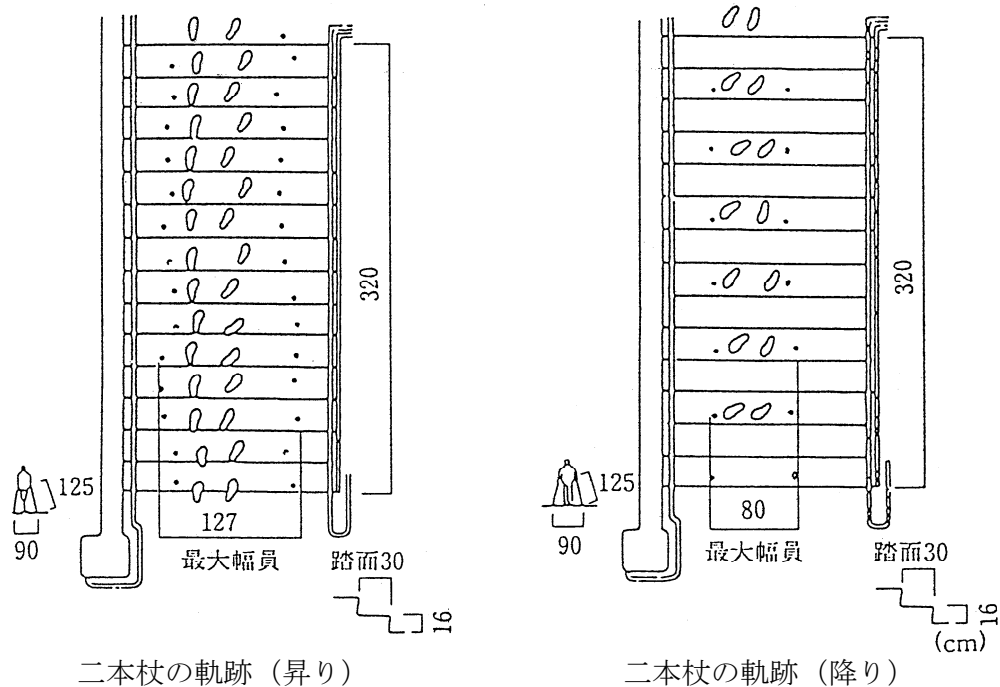
人間工学的寸法



②計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

二本杖使用者の階段の昇降



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について

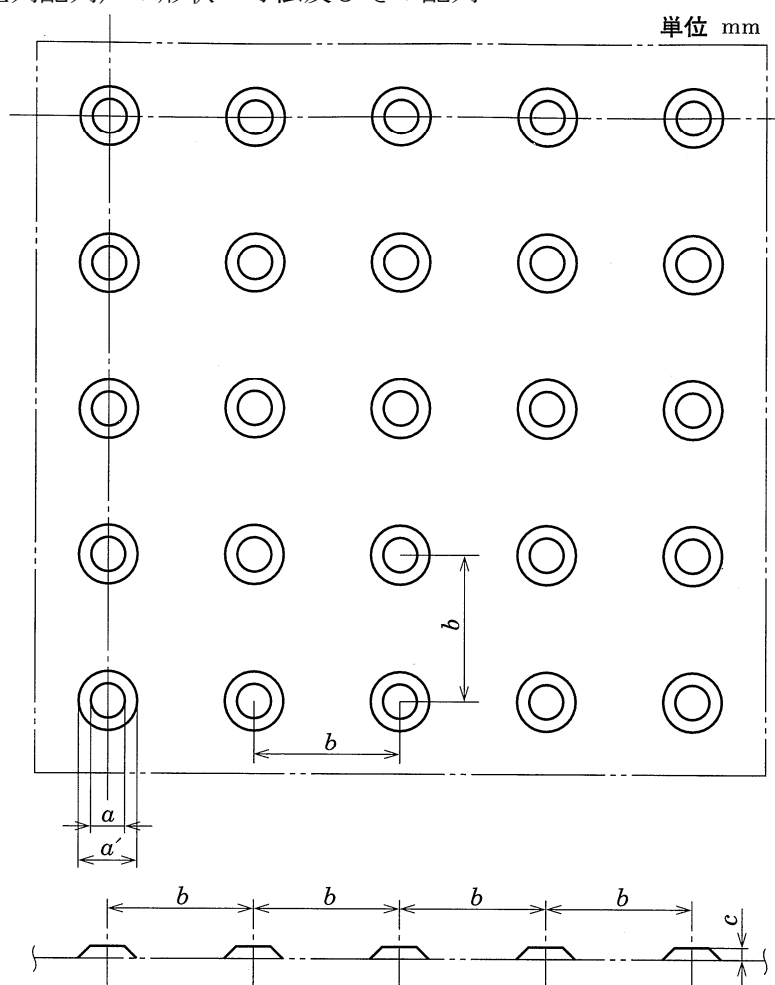
(1) 突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251

視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、道路、公共施設、駅等に敷設され広く普及しているが、その形状（足裏を通して情報を伝えるための突起部の形状及び配列）、色、材質等については多様であり、JIS では、突起の形状が標準化された。以下は、JIS T 9251 からの抜粋である。

●適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）突起断面形状がハーフドーム型の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。

a) 点状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列



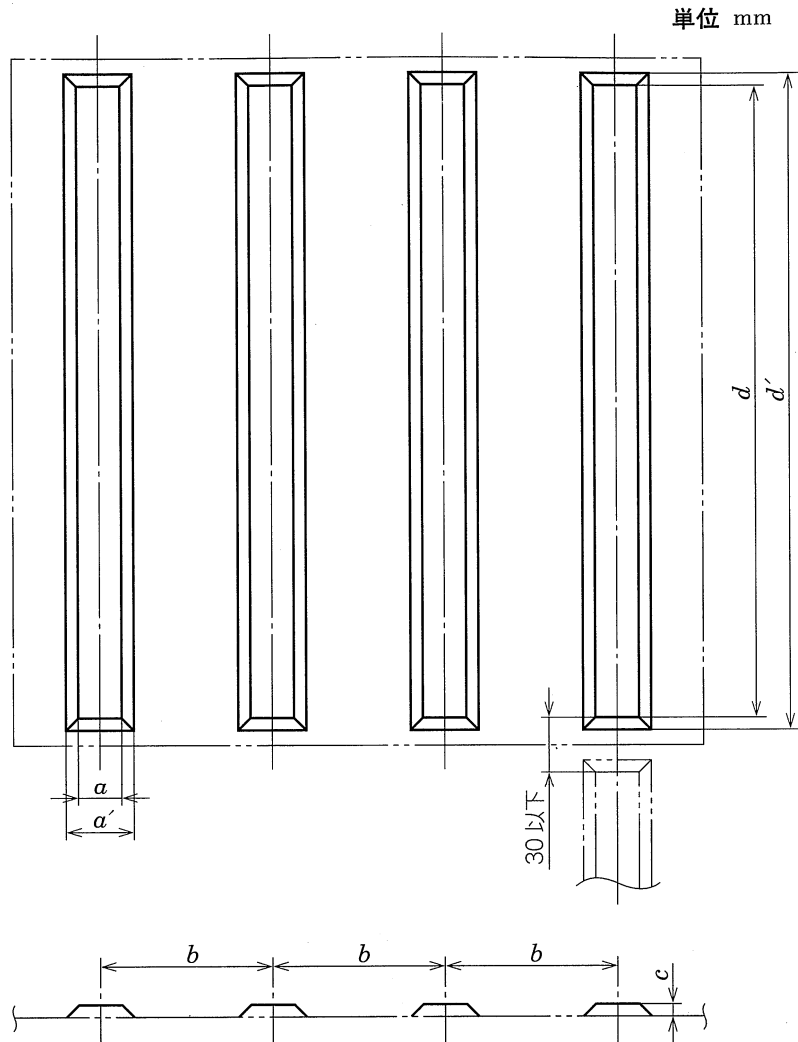
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	$a + 10$	
b	55~60*	
c	5	+1 0

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

b) 線状突起

線状突起の形状・寸法及びその配列は下図による。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	$a + 10$	
b	75	
c	5	+1 0
d	270 以上	
d'	$d + 10$	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

4. 6 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要

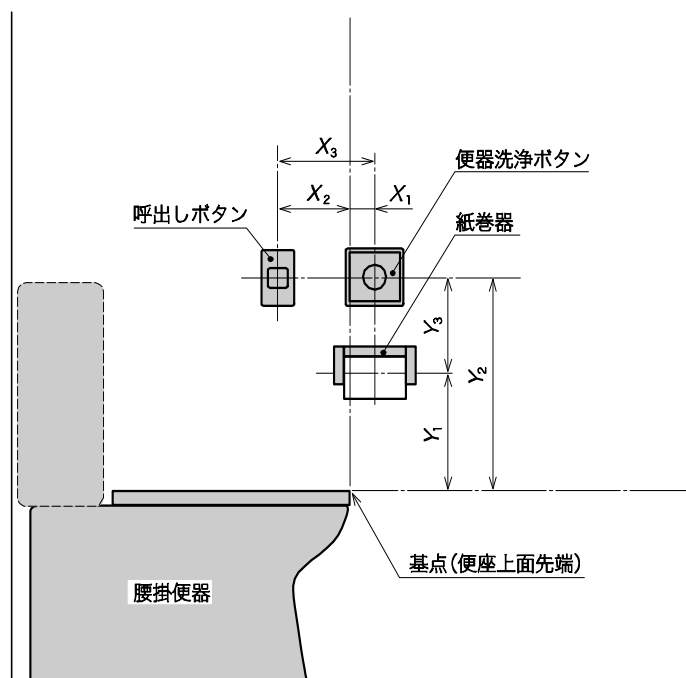
JIS S 0026 により、下記の通り示されている

操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- a) 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- b) 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- c) 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- d) 操作部及び紙巻器は、表 1 の条件を満たす位置に設置する。
- e) 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- f) 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などにより、表 1 の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- g) 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

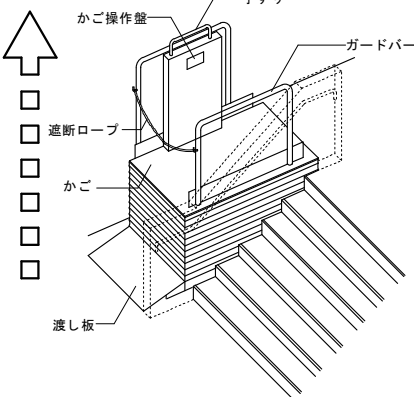
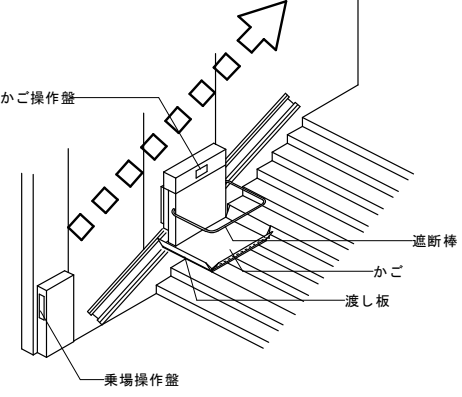
表 1— 操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法

単位 mm



器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ : 便器前方へ 約 0~100	Y ₁ : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		Y ₂ : 便器上方へ 約 400~550	Y ₃ : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ : 便器後方へ 約 100~200		X ₃ : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

4. 7 段差解消機関連告示

	段差解消機（鉛直型）	段差解消機（斜行型）
●図、写真		
●関連規格・関連法規	1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-1 [2000] 2. 平成12年建設省告示 第1413号第一の七(構造方法) 第1415号第五(積載荷重) 第1423号第六(制動装置) 等	1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-2 [2000] 2. 平成12年建設省告示 第1413号第一の七(構造方法) 第1415号第五(積載荷重) 第1423号第六(制動装置) 等
●構造・安全基準等	<p>上記2の告示より 定格速度15m/分以下、かつ、かご床面積2.25㎡以下</p> <p>上記2の告示より</p> <p>車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーター（かご内の人エレベーターの昇降の操作を行うことができないタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の部分を除いて、高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7cm（出入口の幅が80cm以下の場合にあつては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65cm以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつてはこの限りではない。 <p>それ以外のエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の部分を除いて、高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15cm以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1m以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつてはこの限りではない。 <p>積載量</p> <ol style="list-style-type: none"> ①かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもののうち、車いすに座ったまま使用ができないもの →900N（約90kg） ②かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもの（①を除く） →床面積1㎡につき1800N（約180kg）として計算した数値で、かつ1300N（約130kg）以上の数値 ③かごの床面積が2㎡以下のもの（①及び②を除く） →1800N（約180kg） ④かごの床面積が2㎡を超え2.25㎡以下のもの →2400N（約240kg） <p>昇降路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ1.8mの壁・囲い、出入口は戸又は可動手摺を設ける。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲いまたは床との間に、人または物が挟まれる恐れがある場合、かごの下にスカートガード等を設けるか、または強く挟まれたときにかごの昇降を停止する装置を設ける場合を除く。 ・ 出入口の床敷居とかご床先端との隙間は4cm以下 <p>安全装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昇降行程が1mを越える場合、戸または手摺が閉じていなければ昇降させられない装置 ・ かごを動力で折りたたむものは、かごの開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時はかごの開閉を制止する装置。かご上に人等がある時は開閉できない装置 ・ かごが着脱式のもの、かごがレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く） <p>制動装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置 ・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置 ・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置 ・終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあつては、プランジヤーストッパーを設ける。 ・昇降路低部緩衝装置 ・乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置 ・かごを油圧により動かす装置にあつては、 <ul style="list-style-type: none"> イ) プランジヤのシリンダーからの離脱防止装置 ロ) 電動機の空転防止装置 ハ) かご上運転する場合、頂部安全距離 1.2mを確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動制御する装置
--	---

いす式階段昇降機	
<p>● 図、写真</p>	
<p>● 関連規格・関連法規</p>	<p>1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-2 [2000] 2. 平成 12 年建設省告示 第 1413 号第一の八（構造方法） 第 1415 号第五（積載荷重） 第 1423 号第七（制動装置） 等</p>
<p>● 構造・安全基準等</p>	<p>上記 2 の告示より 定格速度 9 m/分 以下</p> <p>上記 2 の告示より</p> <p>いす ・ 定員 1 名、積載荷重 900N（約 90kg）</p> <p>安全装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降はボタン等により行い、ボタンを押している間だけ昇降できるものであること ・人等が階段または床との間に挟まれた場合、かごの昇降を停止する装置 ・いすからの転落防止用シートベルト <p>制動装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作をやめた場合、操縦器が停止させる状態に自動的に復する装置 ・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置 ・動力が切れたときに慣性による原動機の回転を制止する装置 ・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置 ・かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突するのを自動的に防止し、制御する装置（終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ）

4. 8 案内用図記号

JIS Z 8210(2002)

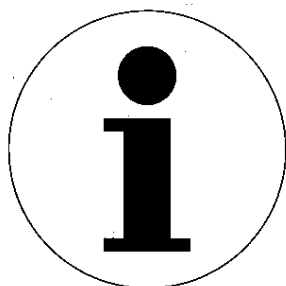
以下の案内用図記号が JIS 規格化された。

案内用図記号－施設等	公共・一般施設図記号	不特定多数の人々が利用する施設、サービス等を表す図記号
	交通施設図記号	交通に関わる施設、サービス等を表す図記号
	商業施設図記号	商業に関わる施設、サービス等を表す図記号
	観光・文化・スポーツ施設図記号	観光・文化・スポーツに関わる施設、サービス等を表す図記号
案内用図記号－安全等	安全図記号	安全確保のための防火、危険、誘導設備及び場所を表す図記号
	禁止図記号	一般の行動において禁止事項を表す図記号
	注意図記号	一般の行動において注意事項を表す図記号
	指示図記号	一般の行動において指示事項を表す図記号

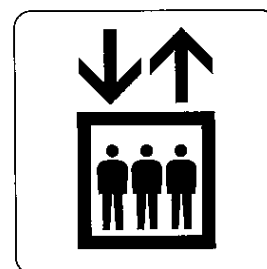
<例>

(1) 案内用図記号－施設等

・情報コーナー



・エレベーター



・お手洗い



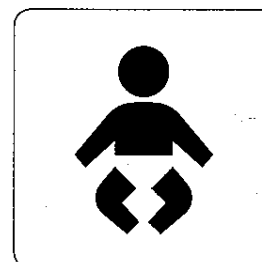
・エスカレーター



・車いすスロープ



・乳幼児用設備



国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier - free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

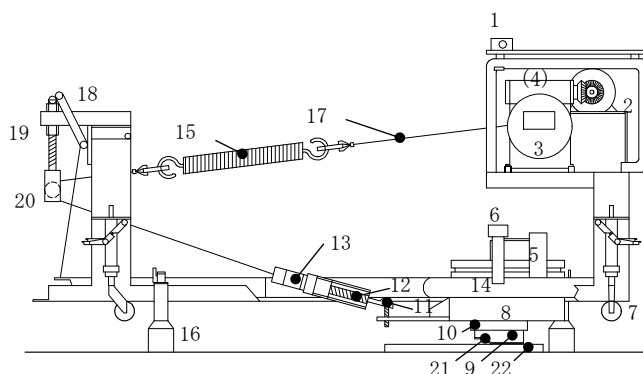
4. 10 床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

(1) 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

- 床の滑りの指標として、JIS A 1454 (高分子系張り床材試験方法) に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数 (C.S.R) を用いる。



- | | | |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1: メインスイッチ | 9: 鋼製すべり片台座 | 17: ワイヤ |
| 2: 定速モータ | 10: すべり片台座受け | 18: ガイドレール昇降器 |
| 3: 減速機 | 11: ユニバーサルジョイント | 19: 引張角度調整器 |
| 4: ワイヤ巻き取り器 | 12: 初期荷重調整器 | 20: 滑車 |
| 5: スタートスイッチ | 13: 荷重変換器 | 21: すべり片 |
| 6: ストップスイッチ | 14: ガイドレール | 22: 測定対象床 |
| 7: 移動用車輪 | 15: 引張荷重速度調整器 | |
| 8: 重錘 | 16: 固定脚 | |

JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

② 評価方法

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値(案)

- (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角: θ)	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※ (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り (※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定)

① 評価指標

- 床の滑りの指標として、JIS A 1509-12 (陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法) に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値 (C.S.R・B) を用いる。

留意点: 床の材料・仕上げ選択時の留意点

- 材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときには、床の使用条件 (下足 (靴、運動靴、サンダル等)・上足 (靴下・スリッパ等)・素足) や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまづき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ (水勾配の確保や床下地の不陸調整) にも留意することが望ましい。

② 評価方法

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値 (案) を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点: 大量の水や石鹼水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- 一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹼水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。

■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値 (案)

床の種類	単位空間等	推奨値 (案)
素足で動作し 大量の水や 石鹼水などが かかる床	浴室 (大浴場)、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上

(※ (社) 日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値 (案)』 (2008年6月))

(3) 滑りの差

- 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点: 視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点: 建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- 建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値 (案) を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

付 録

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年六月二十一日

法律第九十一号

改正 平成十八年六月二十一日

法律第九十二号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条—第七条）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条）

第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

第六章 雑則（第五十二条—第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条—第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者

ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

- ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和三十九年法律第一百九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整

備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認

めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第 号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があつた場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基

準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用

できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第五項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
 - 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
- 5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について

、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

- 8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及

び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附

- 則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
 - 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 - 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
 - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
 - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
 - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の二第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四百条第十一項及び第四百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三百条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第四百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三条、第二百二十六条、第二百二十七条の二及び第二百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第四十一条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の

規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
 - 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十一条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第三項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画に

において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条 第四十三条第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第三項の規

定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第六章 雑則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十項及び第十一項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章

の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同

じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この条において「旧移動円滑化法」という。)第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成十八年法律第九十二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

平成十八年十二月八日
政令第三百七十九号
改正 平成十九年三月二十二日
政令第五十五号
改正 平成十九年八月三日
政令第二百三十五号
改正 平成十九年九月二十五日
政令第三百四号

（特定建築物）

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

（特別特定建築物）

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
（建築物特定施設）

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不

特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を一以上設けること。
 - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
 - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（駐車場）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造

とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

（1）かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

（2）かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（1）かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（2）かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（3）かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

（1）幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(保留地において生活関連施設等を設置する者)

第二十六条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第二十七条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(報告及び立入検査)

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百十一号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十号

改正 平成二十三年十一月三十日

国土交通省令第八十五号

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する

	予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告）

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項(法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附則 (平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年十一月三〇日国土交通省令第八五号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

第3号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔延べ面積〕	m ²		
〔敷地面積〕	m ²		
〔建築面積〕	m ²		
〔建築物の階数〕	階		
〔構造方法〕	造	一部	造
〔主要用途〕			
〔用途別床面積〕			
用途 ()	床面積 (m ²)	階 ()	
()	(m ²)	()	
()	(m ²)	()	
()	(m ²)	()	
()	(m ²)	()	
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕			
〔工事種別〕			
〔確認の特例〕			
法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無<有・無>			

(注意)

1. 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当概用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
2. 〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
3. 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
4. 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

		平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅90cm以上のもの		
	幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの		
	幅90cm以上120cm未満のもの		
	幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	車いす利用者用便所数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす利用者用便所のある便所		
水洗器具を設けた便所がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便所がある便所（車いす利用者用便所のある便所を除く。）		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便所（車いす利用者用便所を含む。）の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす利用者用便所又は水洗器具を設けた便所の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車いす利用者用客室

客室の総数	車いす利用者用客室数

	平面図番号等
車いす利用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす利用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

⑧ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨ 駐車場

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

3. 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (① 委託先の名称) (② 委託業務内容)	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十面)

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

第4号様式（第10条第2項関係）（日本工業規格A列4番）

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

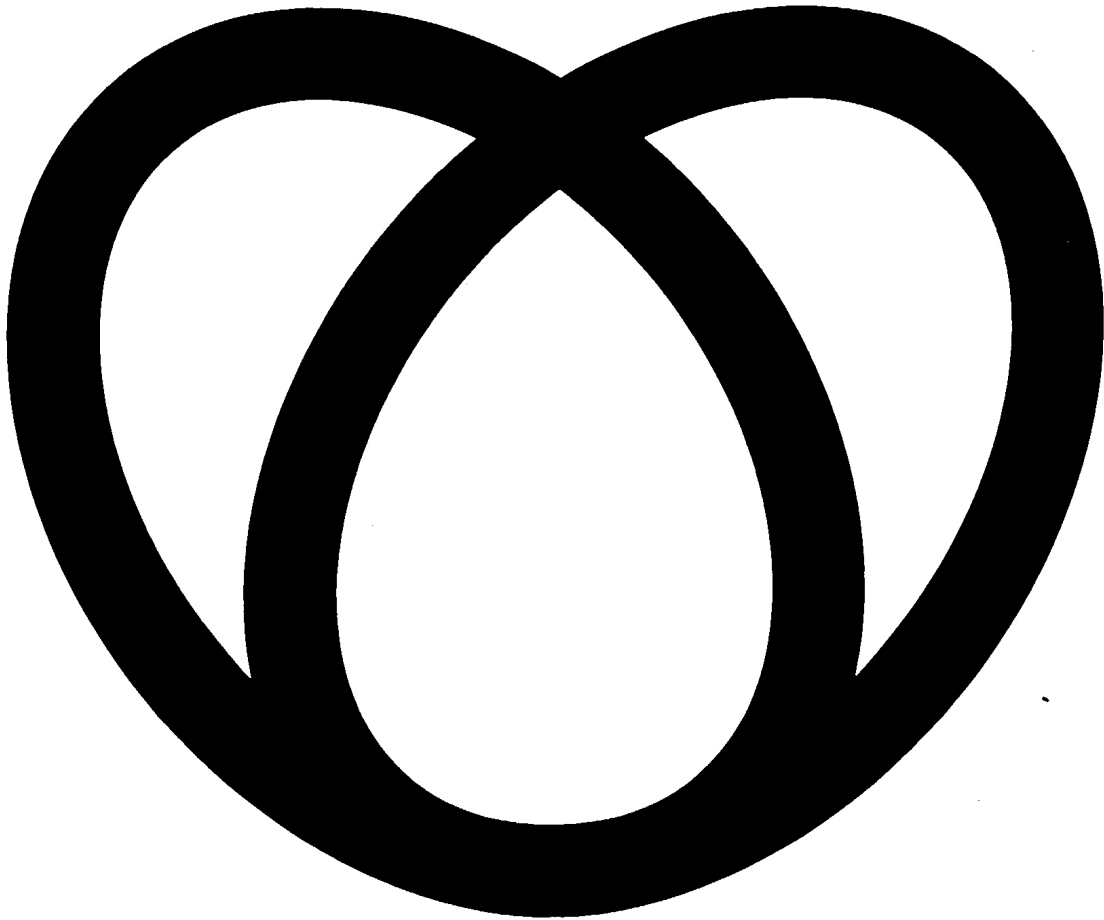
下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 特定建築物の位置
3. 特定建築物の概要
 - ① 主要用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項

(※) は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

第5号様式（第12条第2項関係）



（注意）

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

第18号様式（第25条関係）（日本工業規格A列6番）

（表）

____年 ____月 ____日発行第____号（____年 ____月 ____日まで有効）

職 名	氏 名	生 年 月 日

刻
印

（写真）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第53条第5項の規定による
立 入 検 査 証

____（発行権者）____印

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十三号

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日
国土交通省令第百十四号

(建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあつては、百四十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
 - 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
 - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階
 - 二 直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - 二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - 四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - 五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - 二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
 - 三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
- 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。
 - 二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。
 - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。
- 6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

㊦ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

㊧ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハマまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハマまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 車いす使用者用浴室等であること。

二 出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者

等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等又は修繕等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

八 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 多数の者が利用する浴室等

十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室）」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十二号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のもの

二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとする。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の部分 廊下の用途		両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(三)	㉔及び㉕に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。			

二 階段

階段の部分 階段の用途		段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校における児童用のもの	2.28H	一・六八
(二)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2.03H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.78H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の部分 傾斜路の用途		傾斜がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若		

(一)	しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位メートル）を表すものとする。			

四 エレベーター（かごに係る部分に限る。） 一・一〇（単位 平方メートル）

五 便所（車いす使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位 平方メートル）

六 駐車場（車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位 平方メートル）

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十八号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十五号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のもの

二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとする。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
 - 二 情報を提供するために作成する電磁的記録
- 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十一号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

平成十八年十二月十五日
改正 平成二十三年三月三十一日
国家公安委員会
総務省告示第一号
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

② バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入する。

④ 船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動

等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに当たる約四百八十機について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等

を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものによること。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本

構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前的高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施の見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想到位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想到即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想到即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想到即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想到記載することが望ましい。

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に係る 検討委員会について

(1) 委員会名簿

(平成24年2月20日時点)

【学識経験者】

(委員長)

高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部	学部長
大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院	教授
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	准教授
布田 健	独立行政法人 建築研究所建築生産研究グループ	上席研究員

【高齢者・障害者団体】

宮武 秀信 (前任) 矢吹了一	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会	事務局長
良田 かおり	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
小西 慶一	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	評議員
齊藤 秀樹	財団法人 全国老人クラブ連合会	理事
笹川 吉彦	社会福祉法人 日本盲人会連合	会長
加藤 永歳	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	事務局長
妻屋 明	社団法人 全国脊髄損傷者連合会	理事長
長谷川 芳弘	財団法人 全日本聾唖連盟	理事
三澤 了	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	議長

【施設管理者・設計施工関係団体等】

青木 宏一郎	社団法人 日本ホテル協会福祉・環境問題等 専門委員会	委員長
伊藤 進	社団法人 全日本駐車協会	専務理事
梶原 優	社団法人 日本病院会	副会長
丸山 裕弘	社団法人 日本ビルディング協会連合会 管理委員会	副委員長
篠原 一博	社団法人 日本ショッピングセンター協会	専務理事
山中 保教	社団法人 日本建築士会連合会	参与
荻原 幸雄	社団法人 日本建築士事務所協会連合会	理事
須永 信一	社団法人 日本建築家協会 建築相談連絡会議	副代表幹事
大久保 和夫	社団法人 日本建設業連合会	専務理事

【審査側団体】(日本建築行政会議推薦)

小久保 剛亨	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課	係長
潮田 智恵子	神奈川県土整備局建築住宅部建築指導課	主任技師
根岸 久司	横浜市建築局指導部建築企画課企画担当	非常勤嘱託員

【オブザーバー】

野口 健	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課	企画調整官
倉岡 孝一	厚生労働省大臣官房会計課施設整備室	営繕専門官
加藤 晴喜	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室	福祉用具専門官
冢田 康典	厚生労働省老健局高齢者支援課	課長補佐
山田 和也	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	課長補佐
小野田 吉純	国土交通省総合政策局安心生活政策課	課長補佐
森 正志	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室	室長
深井 敦夫	国土技術政策総合研究所建築研究部 基準認証システム研究室	室長
井上 勝徳	国土交通省住宅局建築指導課	課長
淡野 博久	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官
粟津 貴史	国土交通省住宅局建築指導課	課長補佐

【事務局】 株式会社 市浦ハウジング&プランニング
 【作業協力】 財団法人 国土技術研究センター
 合同会社 コミュニティ・グロウス・カンパニー

(2) 委員会の開催経緯

第1回：2011年11月11日（金）青山ダイヤモンドホールにて

第2回：2012年 2月20日（月）都市センターホテルにて

※国土交通省所管補助事業「建築確認手続き円滑化等推進事業（平成23年度）」（補助事業者：株式会社 市浦ハウジング&プランニング）により、上記委員会の運営及びその結果を踏まえた「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂に資する参考資料の作成等を実施。

参考文献

- ・国土交通省「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」 (<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>)
- ・神奈川県「カラーバリアフリー サインマニュアル (平成21年3月)」
- ・日本建築学会「ハンディキャップ者配慮の設計手引き／日本建築学会設計計画パンフレット26 (昭和59年)」 (発行：彰国社)
- ・「床の性能評価方法の概要と性能の推奨値 (案) (2008年6月)」 ((社) 日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG)
- ・JIS T 9201:2006「手動車いす」
- ・JIS T 9251:2001「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」
- ・JIS S 0026:2007「公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」
- ・JIS Z 8210:2002「案内用図記号」
- ・JIS A 1454:2010「高分子系張り床材試験方法」
- ・国土交通省総合政策局「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究 (平成 22 年度)」 (http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html)
- ・国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編)) (平成 19 年度)」 (<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/public-transport-bf/public-transport-bf.html>)
- ・国土交通省総合政策局「安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究 (平成 21 年度)」 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000006.html)
- ・

メーカー等

- ・ TOTO 株式会社「バリアフリーブック (パブリックトイレ編)」
- ・ 株式会社 LIXIL「住宅設備機器総合カタログ」
- ・ 三菱電機株式会社のエレベーターカタログ
- ・ 東芝エレベーター株式会社のエスカレーターカタログ
- ・ 社団法人日本オストミー協会資料
- ・ 社団法人日本エレベーター協会資料